電気事業者 各位 発電設備設置者 各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号電力広域的運営推進機関理事長 金本良嗣

拡大会議のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当機関は、定款及び業務規程の変更や平成28年度事業計画及び予算の決定 等の決議を行う臨時総会を平成28年3月1日(火曜日)午後に開催する予定です。

臨時総会の決議事項は、当機関の会員である電気事業者様の他、全ての電力系統利用者様にも関連するものとなります。そこで、当機関といたしましては、拡大会議を開催し、臨時総会の決議事項につき、電気事業者様のほか、発電設備設置者様のご意見も頂戴したいと考えております。

つきましては、拡大会議の開催日時等をご確認いただき、ご出席賜れれば幸いに存 じます。また、拡大会議へのご出席が難しい場合であっても、臨時総会の決議事項等 についてご意見があるときは、本機関までご連絡ください。

なお、当機関の会員である電気事業者様には、「臨時総会招集のご通知」も同封しておりますので、あわせてご確認いただきますようお願いいたします。

敬具

記

- **1.日 時** 平成28年3月1日(火曜日)午前10時30分 (受付開始午前10時)
- 2.場 所 東京都千代田区大手町1-7-2 大手町サンケイプラザ4Fホール
- 3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 拡大会議における議決権に関する取り決め制定の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 業務規程一部変更の件
- 第4号議案 平成28年度事業計画決定の件
- 第5号議案 平成28年度予算決定の件
- 第6号議案 広域機関における臨時総会議決事項の修正等に関する委任の件

報告事項

送配電等業務指針一部変更の件

以上

別添資料: 拡大会議参考書類

^{1.} 拡大会議の議案の内容については、当機関ウェブサイトをご確認ください。

^{2.} 拡大会議にご出席の際は、同封の「出席票」を会場受付へご提出ください。

拡大会議参考書類

<決議事項>

第1号議案 拡大会議における議決権に関する取り決め制定の件

拡大会議における議決権に関する取り決めについて、以下のとおりとしたい。

- 1. 本拡大会議の議決権配分は、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)の 定款の定めを準用するものとする。その際、「広域機関の会員でない系統利用者(発電設備設置者)」は定款第23条第2項の「発電事業者グループ」に属するものとし、各事業 者への議決権の配分は、拡大会議開会時点の参加者に対し行うものとする。
- 2. 拡大会議に参加した広域機関の会員たる事業者は、広域機関の臨時総会に出席し、議 決権を行使する場合には、拡大会議の審議結果を最大限尊重するものとする。

以上

【広域機関定款(抜粋)】

第23条第2項

会員の議決権は、総会開催の30日前の時点における全ての会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。

- 一 小売電気事業者グループ (特定規模電気事業者である者)
- 二 一般電気事業者グループ(一般電気事業者である者)
- 三 発電事業者グループ (卸電気事業者又は特定電気事業者である者)

第2号議案 定款一部変更の件

以下の広域機関臨時総会第1号議案「定款一部変更の件」について、原案に賛成することとしたい。

第1号議案 定款一部変更の件

- 1.変更の理由 改正電気事業法施行等に対応するためとなります。
- 2.変更の内容 定款の一部を、別紙1のとおり、変更したいと存じます。

第3号議案 業務規程一部変更の件

以下の広域機関臨時総会第2号議案「業務規程一部変更の件」について、原案に賛成することとしたい。

第2号議案 業務規程一部変更の件

- 1.変更の理由 改正電気事業法施行等に対応するためとなります。
- 2.変更の内容 業務規程の一部を、別紙2のとおり、変更したいと存じます。

第4号議案 平成28年度事業計画決定の件

以下の広域機関臨時総会第3号議案「平成28年度事業計画決定の件」について、原案 に賛成することとしたい。

第3号議案 平成28年度事業計画決定の件

平成28年度の事業計画について、別紙3のとおりに致したいと存じます。

第5号議案 平成28年度予算決定の件

以下の広域機関臨時総会第4号議案「平成28年度予算決定の件」について、原案に賛成することとしたい。

第4号議案 平成28年度予算決定の件

平成28年度の予算について、次のとおりに致したいと存じます。

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の平成28事業年度 収入支出予算は、別紙「平成28年度収入支出予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令(以下「省令」 という。)第7条の規定により、平成28年事業年度において債務を負担す る行為ができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額	年 限	理由
	(百万円)		
システム開発等に	3, 490	平成28年度	複数年にわたる契約等を
係る経費		~	締結する必要があるため
		平成33年度まで	

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費 とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受け なければならない。

(経費名) 役職員給与 退職給与引当金繰入 交際費

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

(単位:千円)

支	出	収	入
科目	金額	科目	金額
人件費	1,602,315	会費収入	3,756,931
	1,344,857		6,000
退職給与引当金繰入	59,183	特別会費	3,750,931
その他人件費	198,275		
		前年度よりの繰越金	568,394
租税公課	3,429		
固定資産関係費	1,175,452		
有形固定資産取得費	579,664		
無形固定資産取得費	568,248		
修繕費用	27,540		
運営費	1,228,555		
雑損失	188,115		
支払利息	1,478		
│ 予備費 	125,981		
合 計	4,325,325	合 計	4,325,325

(単位:千円)

	(単位:十円)					
区分	科目	平成27年度 予算 (A)	平成28年度 予算 (B)	前年差 (B)-(A)	前年差の主な要因	平成28年度予算(B) の主な内容
	収入金合計	3,289,020	4,325,325	1,036,305		
	A =#0.1 . =					
	会費収入	3,001,311	3,756,931	755,620		AAR LEMBUR OLOOO
	会費 特別会費	6,000	6,000	755 000	 大山弘南の禅	全会員から徴収 @10,000
収	特別宏賞	2,995,311	3,750,931	/55,620	支出計画の増	一般電気事業省10位から徴収
入	前年度よりの繰越金	0	568,394	568,394	(H27)繰越金なし	支出繰延、想定価格差 等
$\overline{}$						
	敷金戻入	17,709	0	Δ 17,709	(H28)敷金戻入なし	
	短期借入金	270,000	0	△ 270,000	 (H28)借入金なし	
区		平成27年度	平成28年度	前年差		平成28年度予算(B)
分	科 目	予算	予算	(B) - (A)	前年差の主な要因	一次20年度了昇(日)の主な内容
		(A)	(B)			
	支出金合計	3,289,020	4,325,325	1,036,305		
	人件費	775,460	1,602,315	826.855		
	2011	90.104	102,335		 (H27)夏季賞与30% 等	理事長1名 理事4名 監事(非)2名
	職員給与	569,339	1.242.522	,	出向負担金支払回数の増 等	140名
	退職給与引当金繰入	11,741	59.183	,	職員数の想定差等	確定拠出年金を含む
	法定厚生費	101,120	194,246	,	給与の増に伴う増	労働保険、健康保険、厚生年金 等
	その他厚生費	3,156	4,029	873		産業医報酬、健康診断費用 等
	7-7V					
	租税公課	1,200	3,429	2,229	固定資産税の支払 等 	印紙税、固定資産税、法人都民税
	固定資産関係費	716,597	1,175,452	458,855		
	有形固定資産取得費	297,224	579,664	282,440	広域機関システム運転開始 等	広域機関システム(ハードウェア)等
	無形固定資産取得費	410,733	568,248	157,515	ソフトウェア改修費用の増 等	ソフトウェア改修費用等
$\widehat{\pm}$	修繕費用	8,640	27,540	18,900		旧拠点の原状回復費用 等
支出	運営費	1,150,221	1,228,555	78,334		
<u> </u>	賃借料	623,502	322,261		 旧ESCJシステムリース料の減等	豊洲ビル賃料、データセンター賃料等
	委託費	240,635	737,172	496,537	システム保守、調査案件の増 等	システム保守管理、調査案件 等
	通信運搬費	95,228	28,531	△ 66,697	(H27)事務所移転費 等	通信回線使用料 等
	消耗品費	106,261	57,611	△ 48,650	(H27)機関発足時の初期費用 等	水道光熱費、事務用品 等
	旅費	38,340	36,316	△ 2,024		役員及び職員の出張旅費
	研修費	7,560	6,470	△ 1,090		新入社員訓練、当直員等訓練 等
	雑費	38,695	40,194	1,499		評議員・委員会委員の報酬 等
	雑損失	0	188,115	188,115		旧ESCJシステムリース解約金
	借入金返済及び支払利息	271,284	1,478	△ 269,806	(H28)借入金なし等	リース支払分
	設立費	278,461	0	Δ 278,461	(H27)設立準備費用	
	予備費	95,797	125,981	30 184	支出額の増による	費用の3%を計上
	2, titl E	30,737	120,001	00,104)(

第6号議案 広域機関臨時総会議決事項の修正等に関する委任の件

以下の広域機関臨時総会第5号議案「本臨時総会議決事項の修正等に関する委任の件」 について、原案に賛成することとしたい。

第5号議案 本臨時総会議決事項の修正等に関する委任の件

本臨時総会にて議決した議案(定款一部変更、業務規程一部変更、平成28年度事業計画及び平成28年度予算)の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたく存じます。

<報告事項>

送配電等業務指針一部変更の件

改正電気事業法施行等に対応するため、送配電等業務指針の一部を、別紙4のとおり 変更し、経済産業大臣に対し変更認可申請を行う予定です。

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
定款	定款
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
第1章 総則	第1章 総則
(名称)	(名称)
第1条 この法人は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)と称する。	第1条 この法人は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)と称する。
2 本機関の英文による名称は、Organization for Cross-regional Coordination of	2 本機関の英文による名称は、Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators,JAPAN と表示する。	Transmission Operators, JAPAN と表示する。
(主たる事務所の所在地)	(主たる事務所の所在地)
第2条 本機関の事務所は、東京都千代田区に置く。	第2条 本機関の事務所は、東京都 <u>江東区</u> に置く。
(目的)	(目的)
 第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電	第3条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電
気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の <u>電気事業者</u> への電気の供給の	気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事
指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進す	業者又は特定送配電事業者たる会員への電気の供給の指示等の業務を行うことに
ることを目的とする。	より、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。
(設立の根拠)	(設立の根拠)
(設立の根拠) 第4条 本機関は、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)に	(設立の根拠) 第4条 本機関は、電気事業法(昭和39年法律第170号 <u>、</u> 以下「法」という。) に

第4条 本機関は、電気事業法(昭和39年法律第170号<u>。</u>以下「法」という。)に より設立する。

(業務内容)

- 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
 - 二 法第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。
 - 三 送配電等業務指針を策定すること。
 - 四 法第29条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による 検討及び送付を行うこと。

(新設)

64条 本機関は、電気事業法(昭和39年法律第170号、以下「法」という。)により設立する。

(業務内容)

- 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。
 - 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
 - 二 法第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。
 - 三 送配電等業務指針を策定すること。
 - 四 法第29条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による 検討及び送付を行うこと。
 - 五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者

- 五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気 供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- <u>六</u> 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を 行うこと。
- 七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- <u>八</u> 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な業務を行う こと。

(業務規程)

- 第6条 本機関は、前条に規定する業務及びその執行に関する事項を業務規程で定める。
- 2 本機関が、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大 臣の認可をもって行う。

(用語)

第7条 この定款において使用する用語は、この定款において定めるものを除き、法 において使用する用語の例による。

(新設)

変 更 後 (変更点に下線)

を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務(以下 「電源入札等」という。)を行うこと。

- <u>六</u> 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気 供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- <u>七</u> 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決 を行うこと。
- 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- <u>九</u> 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な業務を行う こと。

(業務規程)

- 第6条 本機関は、前条に規定する業務及びその執行に関する事項を業務規程で定める。
- 2 本機関が、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大 臣の認可をもって行う。

(用語)

- 第7条 この定款において使用する用語は、この定款において定めるものを除き、法 において使用する用語の例による。
- 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。
 - 一 「法人等」とは、法人、組合その他これらに準じる事業体をいう。
 - 二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をという。
 - 三 「子法人等」とは、一の事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における当該法人等をいう。なお、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の出資割合の過半数を有する場合、当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。
 - 四 「親子法人等」とは、親法人等又は親法人等の子法人等をいう。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	五 「流通設備」とは、電線路、変電所及び開閉所をいう。
	六 「送電系統」とは、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が維持し、及び
	運用する流通設備をいう。
	七 「地内基幹送電線」とは、最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が
	250キロボルト未満のときは最上位電圧)の送電線をいう。
	八 「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する25
	0キロボルト以上の送電線及び交直変換設備をいう。
	九 「広域連系系統」とは、次のア〜エに掲げる流通設備をいう。
	アー連系線
	イ 地内基幹送電線
	ウ 最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満の
	ときは最上位電圧)の母線
	エ 最上位電圧から2階級を連系する変圧器(供給区域内の最上位電圧が250
	キロボルト未満のときは対象外。)
	十 「連系等」とは、発電設備等若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電気
	的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設
	備の内容又は運用を変更し、流通設備に電気的な影響を与えることをいう。
	十一 「系統アクセス業務」とは、送電系統への連系等を希望する者からの事前相
	<u>談、接続検討及び契約申込み等に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及</u>
	<u>び回答等の業務をいう。</u>
第2章 会員	第2章 会員
(Ver IA)	(Media)
(資格)	(資格)
第8条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。	第8条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。
一 一般電気事業者	一 一般送配電事業者
二 卸電気事業者	<u> </u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
三 特定電気事業者	三 特定送配電事業者
四 特定規模電気事業者	四 小売電気事業者
	五 発電事業者
(加入)	(加入)
第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定	第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定
により、理事長に対し書面で加入する手続をしなければならない。	により、 <u>本機関</u> に対し書面で加入する手続をしなければならない。
2 前項の規定により加入する手続をとった者は、前条第1号から第3号に掲げる者	2 本機関に加入する手続をとった者は、次の各号に掲げる電気事業者の区分にした
にあっては経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日、同条第4号に掲げる者	<u>がって、同号に掲げる日をもって、</u> 会員たる地位を取得する。
にあっては経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日をもって会員たる地	一 小売電気事業者 経済産業大臣による電気事業の登録を受けた日
位を取得する。	二 一般送配電事業者及び送電事業者 経済産業大臣による電気事業の許可を受
	<u>けた日</u>
	三 特定送配電事業者及び発電事業者 経済産業大臣への電気事業の届出が受理
	された日
3 前項により経済産業大臣の許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理さ	3 本機関に加入する手続をとった者のうち、経済産業大臣による登録を受けた者、
れた者は、直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。	経済産業大臣による許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理された者は、
	直ちにその旨を本機関に通知しなければならない。
4 次の各号に掲げる者は、 <u>当該各</u> 号に掲げる日をもって会員たる地位を取得する。	4 次の各号に掲げる者は、同号に掲げる日をもって会員たる地位を取得する。この
この場合において、会員たる地位を取得した者は、直ちにその旨及びその理由を本	場合において、会員たる地位を取得した者は、直ちにその旨及びその理由を本機関
機関に通知しなければならない。	に通知しなければならない。
一 電気事業の全部を譲り受けた者 <u>にあっては、</u> 当該譲受けの効力が生じた日	一 電気事業 (複数の電気事業を営む法人の分割にあっては各電気事業をいう。以
	下、本項において同じ。) の全部を譲り受けた者 当該事業の譲受けの効力が生
	じた日
二 電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法	二 電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法
人又は分割により <u>当該</u> 電気事業の全部を承継した法人 <u>にあっては</u> 、当該合併又は分	人又は分割により電気事業の全部を承継した法人 当該合併又は分割の効力が

割の効力が生じた日

三 電気事業者の地位を承継した相続人にあっては、相続があった日

生じた日

三 電気事業者の地位を承継した相続人 相続があった日

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(脱退)	(脱退)
第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、 <u>本機関を脱退する。</u>	第10条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、
	本機関の会員たる地位を喪失する。
(新設)	一 法第2条の9第1項の規定により法第2条の2の登録が取り消された場合
一 法第15条第1項から第4項までの規定により法第3条第1項の許可が取り	二 法第15条第1項又は第2項の規定により法第3条の許可が取り消された場
消された場合	合
(新設)	三 法第27条の8第1項から第3項までの規定により法第27条の4の許可が
	取り消された場合
(新設)	四 法第2条の8第1項の届出(小売電気事業の廃止に係るものに限る。)をした
	<u>場合</u>
二 法第14条第1項の許可(電気事業(特定規模電気事業を除く。)の全部の廃	五 法第14条第1項の許可(一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。)
<u>止に係るものに限る。</u>)を受けた場合	を受けた場合
(新設)	六 法第27条の12により準用する法第14条第1項の許可(送電事業の全部の
	廃止に係るものに限る。)を受けた場合
(新設)	七 法第27条の25第1項の届出(特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限
	る。)をした場合
(新設)	八 法第27条の29により準用する法第27条の25第1項の届出(発電事業の
	廃止に係るものに限る。) をした場合
三 法第16条の2第3項の届出をした場合	(削除)
四 法第10第1項の認可(電気事業(特定規模電気事業を除く。)の全部の譲渡	(削除)
しに係るものに限る。) を受けた場合	
五 法第10条第2項の認可(電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。)を	(削除)
受けた場合	
	九 会員が営む電気事業を譲渡し又は承継させた場合
2 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。	2 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。
(会員の責務)	(会員の責務)
第11条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなけれ	第11条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなけれ

ばならない。

- 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。
 - 一 本機関が、法第28条の40第5号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、 これに従うこと。
 - 二 本機関が、法第28条の42に基づき、報告又は資料の提出を求めたときは、 遅滞なくこれに応じること。
 - 三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その設置する発電用の事業用 電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に 係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。
 - 四 法第28条の44に基づき、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪 化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状 況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指 示に従うこと
- の旨を理事長に対し書面で通知しなければならない。
- 一 前条第1項各号のいずれかに該当し本機関を脱退したとき
- 二 商号(名称を含む。)、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事 業者の区分に変更があったとき
- 三 法人等(法人、組合その他これらに準じる事業体をいう。以下同じ。)の子法 人等又は親法人等となったときあるいは子法人等又は親法人等でなくなったと

(新設)

4 子法人等とは、一の事業者が当該法人等の株主等の議決権(株主又は出資者の議 決権をいう。以下同じ。)の総数の過半数を保有する法人等をいい、一の事業者及び その子法人等又は一の事業者の子法人等が株主等の議決権の総数の過半数を保有 する法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。また、他の法人等を子法人等

変 更 後 (変更点に下線)

ばならない。

- 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。
- 一 本機関が、法第28条の40第6号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、 これに従うこと。
- 二 本機関が、法第28条の42に基づき、報告又は資料の提出を求めたときは、 遅滞なくこれに応じること。
- 三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発 電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の 周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。
- 四 法第28条の44に基づき、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、 一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である 会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそ れがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要がある と認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。
- 3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、そ │ 3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関 に対し書面で通知しなければならない。
 - 一 前条第1項各号のいずれかに該当したとき
 - 二 商号(名称を含む。)、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事 業者の区分に変更があったとき
 - 三 電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法 人等若しくは親法人等でなくなったとき
 - 四 新たに第9条第2項各号に掲げる電気事業の登録若しくは許可を受けたとき 又は届出が受理されたとき

(第7条第2項第3号へ移設)

変 更 後 (変更点に下線)

とする法人等又は自然人を親法人等という。

(会員への制裁)

- 第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、 理事会の議決を経て、制裁を科すことができる。
 - 一 前条第2項第1号の指導又は勧告に従わないとき
 - 二 前条第2項第2号の報告又は資料の提出を行わないとき
 - 三 前条第2項第3号の情報を提供しないとき
 - 四 前条第2項第4号の指示に従わないとき
 - 五 本機関に対して、事実と異なる報告を行ったとき
 - 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反 したとき
 - 七 前各号の他、送配雷等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を 行ったとき
- 2 前項に規定する制裁は、けん青、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の 停止又は制限とする。
- 3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。但し、当該過怠金を課す 場合であっても、本機関による当該会員に対する損害賠償請求は妨げられない。
- 4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利停 止又は制限と併科することができる。
- 5 会員は、第1項の規定により会員の権利停止又は制限を受けた場合においても、 その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務をすべて履行しな ければならない。

(制裁の審議及び決定)

- 59条に規定する規律調査会において制裁の可否及び内容を審議する。
- 2 前項の審議を行った規律調査会は、対応案を議決し、理事長に報告する。

(会員への制裁)

- 第12条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、 理事会の議決を経て、制裁を科すことができる。
 - 一 前条第2項第1号の指導又は勧告に従わないとき
 - 二 前条第2項第2号の報告又は資料の提出を行わないとき
 - 三 前条第2項第3号の情報を提供しないとき
 - 四 前条第2項第4号の指示に従わないとき
 - 五 本機関に対して、事実と異なる報告を行ったとき
 - 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反 したとき
 - 七 前各号の他、送配雷等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を 行ったとき
- 2 前項に規定する制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の 停止又は制限とする。
- 3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。但し、過怠金を課す場合 であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。
- 4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利停 止又は制限と併科することができる。
- 5 会員は、第1項の規定により会員の権利停止又は制限を受けた場合においても、 その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務をすべて履行しな ければならない。

(制裁の審議及び決定)

- 第13条 本機関は、前条第1項の規定により会員に制裁を科そうとするときは、第 | 第13条 本機関は、前条第1項の規定により会員に制裁を科そうとするときは、第 59条に規定する規律調査会において制裁の可否及びその内容を審議する。
 - 2 前項の審議を行った規律調査会は、対応案を議決し、理事長に報告する。

3 前項の報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、審議の結果、当該会員に対し制裁を科すことを議決したときは、直ちにこれを執行する。

(弁明の機会)

- 第14条 本機関は、前条第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、予めその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。
- 2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決することができるものとする。

(制裁の通知及び公表)

- 第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したとき は、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。
- 2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号、制裁の種類及びその理由を公表する。但し、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確定した後にこれを行う。

(異議の申立て)

- 第16条 会員は、自己に加えられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面をもって異議を申し立てることができる。
 - ー 制裁の議決までに明らかとなっていなかった事実又は証拠がその後に明らか となった場合であって、それが制裁の議決に重大な影響を与えるものであるとき
 - 二 制裁の議決のためにとられた手続に瑕疵があった場合
- 2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の

変 更 後(変更点に下線)

3 前項の報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、審議の結果、当該会員に対し制裁を科すことを議決したときは、直ちにこれを執行する。

(弁明の機会)

- 第14条 本機関は、前条第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、予めその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。
- 2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決することができるものとする。

(制裁の通知及び公表)

- 第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したとき は、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。
- 2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号並びに制裁の種類及びその理由を公表する。但し、 次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及 び内容が理事会又は総会での議決により確定した後にこれを行う。

(異議の申立て)

- 第16条 会員は、自己に加えられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面をもって異議を申し立てることができる。
 - ー 制裁の議決までに明らかとなっていなかった事実又は証拠がその後に明らか となった場合であって、それが制裁の議決に重大な影響を与えるものであるとき
- 二 制裁の議決のためにとられた手続に瑕疵があった場合
- 2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の

可否及び内容を審議し、対応案を議決のうえ理事長に報告する。その報告を受けた 理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、制裁の可否及び内容を議決する。

- 3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定に基づき会員に対する制裁を議決した │ 3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定に基づき会員に対する制裁を議決した ときに準用する。
- 4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に基づき理事会で 議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第 1項の規定による通知を受けた日」は「前項の規定により準用される前条第1項の 規定による通知を受けた日」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総 会」と読み替えるものとする。

第3章 総会

(総会)

- 第17条 本機関の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に掲げるときに開催する。
 - 一 毎事業年度終了前1月以内
- 三 第19条第1項に該当するとき
- 三 その他理事長が必要があると認めるとき
- 4 第23条第3項但し書きにより議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は 総会に出席し、意見を述べることができる。

(審議事項)

- 第18条 次の各号に掲げる事項は総会において議決する。
 - 一 定款の変更
 - 二 予算の決定又は変更

変 更 後 (変更点に下線)

可否及び内容を審議し、対応案を議決のうえ理事長に報告する。その報告を受けた 理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、制裁の可否及びその内容を議決する。

- ときに準用する。
- 4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に基づき理事会で 議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第 1項の規定による通知を受けた日」は「前項の規定により準用される前条第1項の 規定による通知を受けた日」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総 会」と読み替えるものとする。

第3章 総会

(総会)

- 第17条 本機関の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎事業年度終了前1か月以内及び毎事業年度終了後3か月以内に開 催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に掲げるときに開催する。

(削除)

- 一 第19条第1項に該当するとき
- 二 その他理事長が必要があると認めるとき
- 4 第23条の2第4項により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会 に出席し、意見を述べることができる。

(審議事項)

- 第18条 総会は、次の各号に掲げる事項について、議決する。
 - 一 定款の変更
 - 二 予算の決定又は変更

- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 役員の選任及び解任
- 六 事業計画及び事業報告書
- (第16条を踏まえ新設)
- 七 前各号<u>およびこの定款において別途規定するものを除く他、</u>理事会が必要と認める事項
- 2 次の各号に掲げる事項は総会に報告する。
- 一 送配電等業務指針の策定及び変更
- 二 前号の他、理事会が必要と認める事項
- 3 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により予め通知した事項についてのみ、議決することができる。

(臨時総会開催の請求)

- 第19条 総会員の5分の1以上又は会員の総議決権の5分の1以上を有する会員 から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招 集しなければならない。
- 2 理事長は、前項の請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集する。

(招集)

- 第20条 総会は、理事長がこれを招集する。
- 2 総会を招集するため、理事長は、総会の日の1週間前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に対してその通知を発するものとする。
- 3 理事長は、前項の書面による方法に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

変 更 後 (変更点に下線)

- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 役員の選任及び解任
- 六 事業計画及び事業報告書
- 七 第16条第4項により準用される同条第1項に基づく異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定
- 八 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項
- 2 次の各号に掲げる事項は総会に報告する。
- 一 送配電等業務指針の策定及び変更
- 二 前号の他、理事会が必要と認める事項
- 3 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により予め通知した事項についてのみ、議決することができる。

(臨時総会開催の請求)

- 第19条 総会員の5分の1以上又は会員の総議決権の5分の1以上を有する会員 から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招 集しなければならない。
- 2 理事長は、前項の請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集する。

(招集)

- 第20条 総会は、理事長がこれを招集する。
- 2 総会を招集するため、理事長は、総会の日の1週間前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に対してその通知を発するものとする。
- 3 理事長は、前項の書面による方法に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

(定足数及び議決権の行使)

- 第21条 総会は、総会員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長が決するところによる。但し、第18条第1項第1号及び第3号の議事は、出 席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。

(議長)

- 第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。但し、理事長が欠け又は事故があるときは、理事会が予め定める順序により、他の理事がこれに当たる。
- 2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させ ることができる。

(議決権)

第23条 総会開催の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。 但し、当該会員が第3項但し書き又は第9項により、議決権を有しない会員となる 場合はこの限りではない。

(新設)

(第23条第9項から移設)

2 会員の議決権は、<u>総会開催の30日前の時点における全ての</u>会員を次の各号に掲 げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分す る。

変 更 後 (変更点に下線)

(定足数及び議決権の行使)

- 第21条 総会は、総会員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長が決するところによる。但し、第18条第1項第1号及び第3号の議事は、出 席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。

(議長)

- 第22条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。但し、理事長が欠け又は事故があるときは、理事会が予め定める順序により、他の理事がこれに当たる。
- 2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

- 第23条 総会開催の30日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。 但し、当該会員が第3項若しくは次条第4項に基づき議決権を有しない会員となる 場合又は第12条第4項に基づき議決権を制限若しくは停止された場合はこの限 りではない。
- 2 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合は、前項の期日後に会員となっ た者の全部又は一部について、議決権を有する者と定めることができる。
- 3 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有 しない。

(議決権の配分)

- 第23条の2 会員の議決権は、<u>議決権を有する</u>会員を次の各号に掲げるグループに 分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。
 - 一 送配電事業者グループ (一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者 である者)

- 一 小売電気事業者グループ (特定規模電気事業者である者)
- 二 一般電気事業者グループ (一般電気事業者である者)
- 三 発電事業者グループ (<u>卸電気事業者又は特定電気事業者である者</u>) (新設)

- 3 前項各号のグループにおける議決権の配分割合は、<u>各会員平等とする。但し、次</u> の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会員とみなすこととし、次 項により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有し ないものとする。
 - 一 一のグループに、親法人等及びその子法人等が会員として存在するとき
 - 二 一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、親 法人等が存在しないとき

変 更 後(変更点に下線)

- 二 小売電気事業者グループ (<u>小売電気事業者又は登録特定送配電事業者である</u>者)
- 三 発電事業者グループ (発電事業者である者)
- 2 会員を前項各号のグループに分類する場合において、複数の事業を営む会員については、その事業の内容に応じ、複数のグループに所属させるものとする。但し、会員から第11条第3項第4号の通知がなされなかった場合には、新たに登録若しくは許可を受けた電気事業又は新たに届出が受理された電気事業のグループに分類することを要しないものとする。
- 3 前項各号のグループにおける議決権の配分割合は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u>
 - 一 小売電気事業者グループ及び発電事業者グループ各グループの総議決権を各会員平等に配分する。
 - 二 送配電事業者グループ
 - ア 送電事業者及び特定送配電事業者

小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方を兼業する一般送配電事業者(小売電気事業者グループ及び発電事業者グループの双方において、自己又は親子法人等が議決権を有する一般送配電事業者をいう。以下、当該一般送配電事業者並びに小売電気事業者グループ及び発電事業者グループに属する当該一般送配電事業者の親子法人等を総称して「兼業者」という。)の、小売電気事業者グループ及び発電事業者グループとおける議決権の合計と同数の議決権を各会員平等に配分する。

イ 一般送配電事業者

送配電事業者グループの総議決権から送電事業者及び特定送配電事業者に配 分した議決権の合計を控除した数の議決権を各会員平等に配分する。

- 4 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該会員の総体を一の会 員とみなすこととし、次項により、当該会員のうちの一の会員がその議決権を有し、 他の会員はこれを有しないものとする。
 - 一 一のグループに、親法人等及びその子法人等が会員として存在するとき

- 4 前項但し書きの場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、理事長に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等(複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等)が議決権を有するものとする。
- <u>5</u> 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもって、議決権を行使する ことができる。
- 6 前項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。
- 7 議決権を有する会員は、総会に出席した会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合、議決権行使を委任する会員又は代理人は、会議の目的となる事項について賛否を表明した委任状を議事に先立ち議長に提出しなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、議長に提出した委任状に代理人の指定のないものは、 その人選を議長に委ねたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原 案に対して賛成したものとみなす。
- 9 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しない。

(議事録)

第24条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成 し、議長及び総会において選任された議事録署名人3名がこれに署名押印し公表す るものとする。

変 更 後 (変更点に下線)

- 二 一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、親 法人等が存在しないとき
- 5 前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、本機関に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等(複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等)が議決権を有するものとする。

(書面等による議決権の行使の方法)

- 第23条の3 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもって、議決権を行使することができる。この場合、書面により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。
- 2 議決権を有する会員は、総会に出席した会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合、議決権行使を委任する会員又は代理人は、会議の目的となる事項について賛否を表明した委任状を議事に先立ち議長に提出しなければならない。
- <u>3</u> 前項の規定にかかわらず、議長に提出した委任状に代理人の指定のないものは、 その人選を議長に委ねたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原 案に対して賛成したものとみなす。

(第23条第3項へ移設)

(議事録)

第24条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成 し、議長及び総会において選任された議事録署名人3名がこれに署名押印し公表す るものとする。

(指名職員及び会員以外の事業者の出席)

- 第25条 経済産業大臣が指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
- 2 会員以外で、一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路を 利用する事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 役員

(役員の定数等)

- 第26条 本機関には、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を 置く。
- 2 理事長及び理事は、常勤とする。

(役員の職務及び権限等)

- 第27条 理事長は、特定の会員又は会員と密接な関係を有する事業者又は会員に関する特定の団体の利益を代表する立場でない者が就任し、本機関を代表するとともにその業務を総理する。
- 2 理事は、理事長を補佐して業務を<u>掌握</u>し、理事会で予め定める順序により、理事 長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 第23条第2項各号に掲げるグループ出身者が理事となるときは、各グループ1 名ずつ理事に就任しなければならない。
- 4 本機関は、必要があると認めるときは、理事会の議決により、理事に本機関を代表する権限を与えることができる。
- 5 監事は、本機関の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の必要に応じて、次の各号を行うことができる。

変 更 後 (変更点に下線)

(指名職員及び会員以外の事業者の出席)

第25条 本機関の会員のほか、経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外で送電系統を利用する事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(削除)

第4章 役員

(役員の定数等)

- 第26条 本機関には、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を 置く。
- 2 理事長及び理事は、常勤とする。

(役員の職務及び権限等)

- 第27条 理事長は、特定の会員又は会員と密接な関係を有する事業者又は会員に関する特定の団体の利益を代表する立場でない者が就任し、本機関を代表するとともにその業務を総理する。
- 2 理事は、理事長を補佐して業務を<u>管</u>堂し、理事会で予め定める順序により、理事 長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 第23条の2第1項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、各グループに属する事業者の役職員であった者から1名ずつ理事を選任しなければならず、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2 名以上、本機関の理事を選任してはならない。
- 4 本機関は、必要があると認めるときは、理事会の議決により、理事に本機関を代表する権限を与えることができる。
- 5 監事は、本機関の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の必要に応じて、次の各号を行うことができる。

- 一 理事会、評議員会その他本機関の全ての会議に出席し意見を述べること。
- 二 役員(監事を除く。)及び職員に質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めること。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業 大臣に意見を提出することができる。

(役員の行動規範等)

- 第28条 役員及び役員であった者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。
- 2 役員は、就任及び退任の際に、前項の行動規範の遵守を誓約する旨の誓約書に署 名しなければならない。
- 3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他、 必要があると認めるときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は 役員であった者に対し、必要な処分等の措置を講ずるものとする。この場合、第1 3条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と読み替えるも のとする。

(役員の欠格事由)

- 第29条 次の各号に掲げるいずれかに該当するものは、役員となることができない。
 - 一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなった日から2年を経過しない者
 - 三 法又は法に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その 刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない 者

(役員の選任及び解任)

変 更 後 (変更点に下線)

- 一 理事会、評議員会その他本機関の全ての会議に出席し意見を述べること。
- 二 役員(監事を除く。)及び職員に質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めること。
- 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業 大臣に意見を提出することができる。

(役員の行動規範等)

- 第28条 役員及び役員であった者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。
- 2 役員は、就任及び退任の際に、前項の行動規範の遵守を誓約する旨の誓約書に署 名しなければならない。
- 3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他、 必要があると認めるときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は 役員であった者に対し、必要な処分等の措置を講ずるものとする。この場合、第1 3条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と読み替えるも のとする。

(役員の欠格事由)

- 第29条 次の各号に掲げるいずれかに該当するものは、役員となることができない。
 - 一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 三 法又は法に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その 刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない 者

(役員の選任及び解任)

- 第30条 役員は、総会の議決により選任する。
- 2 本機関は、役員が前条各号の欠格事由に該当することとなったときは、総会の議 決により役員を解任しなければならない。
- 3 前項に掲げる場合を除き、本機関は、正当な理由があるときは、総会の議決によ り役員を解任することができる。
- 4 前3項の規定による役員の選仟及び解仟は、経済産業大臣の認可を受けなけれ ば、その効力を生じない。

(役員の任期)

- 第31条 役員の任期は、2年とする。
- 2 役員の再任は、2回までとする。

(役員の兼職禁止等)

- 第32条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事し てはならない。但し、経済産業大臣の承認を受けた時は、この限りでない。
- 2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。
- 3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。
- 4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人(以下「役 | 4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人(以下「役 員等」という。)となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法 人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しない ことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、 総会の議決を経た後でなければ、その退任後、法人等の役員等となってはならない。
- 5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議 及び議決を経なければならない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、役員は、その退任後、電気事業を営む法人等におい て、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等とな ってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役 員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等

変 更 後(変更点に下線)

- 第30条 役員は、総会の議決により選任する。
- 2 本機関は、役員が前条各号の欠格事由に該当することとなったときは、総会の議 決により役員を解任しなければならない。
- 3 前項に掲げる場合のほか、本機関は、正当な理由があるときは、総会の議決によ り役員を解任することができる。
- 4 前3項の規定による役員の選仟及び解仟は、経済産業大臣の認可を受けなけれ ば、その効力を生じない。

(役員の任期)

- 第31条 役員の任期は、2年とする。
- 2 役員の再任は、2回までとする。

(役員の兼職禁止等)

- 第32条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事し てはならない。但し、経済産業大臣の承認を受けた時は、この限りでない。
- 2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。
- 3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。
- 員等」という。)となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法 人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しない ことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、 総会の議決を経た後でなければ、その退任後、法人等の役員等となってはならない。
- 5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議 及び議決を経なければならない。
- 6 役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と 密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員 が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その 退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等と

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)		
若しくは親法人等の役員等となってはならない。	なってはならない。		
(代表権の制限)	(代表権の制限)		
第33条 本機関と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者			
は、代表権を有しない。理事長及び全ての理事が代表権を有しないときは、監事か			
本機関を代表する。	本機関を代表する。		
第5章 理事会	第5章 理事会		
(理事会の構成・役割)	(理事会の構成・役割)		
第34条 本機関に、理事会を設置する。	第34条 本機関に、理事会を設置する。		
2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。	2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。		
3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。	3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。		
4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、やむを得ない事情があるときは	4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、やむを得ない事情があるときは、		
理事会が予め定める順序により、理事がこれに当たる。	理事会が予め定める順序により、理事がこれに当たる。		
5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。	5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。		
一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項	一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項		
二 組織及び職制に関する事項	二 組織及び職制に関する事項		
三 広域連系系統 (地域間連系線 (一般電気事業者の供給区域間を常時接続する 2	三 広域連系系統の整備計画に関する事項		
50kV以上の送電線及び交直変換設備をいう。)及び地内基幹送電線(使用電	<u>.</u>		
圧が250kV以上のもの、又は最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電			
圧が250kV未満のときは最上位電圧のみ)のものをいう。)をいう。以下同			
<u>じ。)</u> の整備計画に関する事項			
(業務規程第19条第4項から移設して修正)	四 需要想定要領の変更に関する事項		
四 供給計画のとりまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項	五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項		

- 五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項
- 六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項
- 七 電源入札等に関する事項

- 四 供給計画のとりまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項
- 五 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項

(新設)

- 六 各種規程の策定及び変更に関する事項
- 七 系統アクセス業務 (一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する 電線路への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関 する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務をいう。以下同じ。) に関する事項
- 八 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項
- 九 会員の制裁、指導及び勧告に関する事項
- 十 評議員の任免に関する事項
- 十一 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項
- 十二 会費及び特別会費に関する事項
- 十三 前各号に掲げるもののほか、この定款で別に定める事項又は日常的な業務運営の基本的事項

(理事会の招集)

- 第35条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。 但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が予め定める順序により、理事がこれを招集する。
- 2 理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することが できる。

(理事会開催の請求)

第36条 理事及び監事のうち2人以上から議題及び理由を付して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集する。

(理事会の議事)

- 第37条 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ会議を開き、議決を 行うことができない。
- 2 理事長及び理事は、理事会において各1個の議決権を有する。

変 更 後 (変更点に下線)

- 八 各種規程の策定及び変更に関する事項
- 九 系統アクセス業務に関する事項

- 十 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項
- 十一 会員の制裁、指導及び勧告に関する事項
- 十二 評議員の任免に関する事項
- 十三 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項
- 十四 会費及び特別会費に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項

(理事会の招集)

- 第35条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。 但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が予め定める順序により、理事がこれを招集する。
- 2 理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(理事会開催の請求)

第36条 理事及び監事のうち2人以上から議題及び理由を付して請求があったと きは、理事長は速やかに理事会を招集する。

(理事会の議事)

- 第37条 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ会議を開き、議決を 行うことができない。
- 2 理事長及び理事は、理事会において各1個の議決権を有する。

- 3 理事会の議事は、出席理事長及び理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数 の場合は理事長がこれを決する。
- 4 理事長及び理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有するときは、議決 権を有しない。

(評議員会の尊重義務)

第38条 理事会は、議決にあたり評議員会の審議内容を尊重する。

2 第34条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第<u>5</u>号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。

(委員会)

第39条 本機関に、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会は、業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。

(新設)

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果(評議員会の審議 結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。) を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事がこれに記名押印し公表 する。

変 更 後 (変更点に下線)

- 3 理事会の議事は、出席理事長及び理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数 の場合は理事長がこれを決する。
- 4 理事長及び理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有するときは、議決権を有しない。

(評議員会の尊重義務)

第38条 理事会は、議決にあたり評議員会の審議内容を尊重する。

2 第34条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第<u>7</u>号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。

(委員会)

- 第39条 本機関は、理事会の議決を経て、理事会の諮問機関として、委員会を置く ことができる。
- 2 委員会は、理事会の諮問に応じて業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項を調査審議し、理事会に対し意見を述べることができる。
- 3 委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、 委員の選解任の手続その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理 事会が定める。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果(評議員会の審議 結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。) を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事がこれに記名押印し公表 する。

ਰਹਿਤ		<u> </u>	(水田 H) > -	十くらし
変	更	日日	(変更点に「	ト総り

第6章 評議員会

(評議員会の設置)

- 第41条 本機関に、会員から独立した客観的な視点からその運営に関する重要事項 を審議するため、評議員会を設置する。
- 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。
- 一 定款の変更
- 二 予算の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 組織及び職制に関する事項
- 六 広域連系系統の整備計画に関する事項
- (業務規程第19条第4項から移設して修正)
- 七 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項

(新設)

- 八 送配電等業務指針の策定及び変更(経済産業省令に定める軽微な変更を除く。)
- 九 事業計画及び事業報告書に関する事項
- <u>十</u> 前各号に掲げるものの他、<u>この定款で別に定める事項、業務規程で定める事項</u> <u>又は</u>理事会が必要と認める事項
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に 応じ第45条に基づき理事長に対し意見を述べる。
- 一 会員への指示、電気供給事業者への指導及び勧告等並びに系統アクセス業務に 関する事項その他の理事会の活動状況
- 二 電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決の業務の状況に関する事項
- 三 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項
- 四 需要家が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図るこ

第6章 評議員会

(評議員会の設置)

- 第41条 本機関に、会員から独立した客観的な視点からその運営に関する重要事項を審議するため、評議員会を設置する。
- 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。
 - 一 定款の変更
- 二 予算の決定又は変更
- 三 業務規程の変更
- 四 決算
- 五 組織及び職制に関する事項
- 六 広域連系系統の整備計画に関する事項
- 七 需要想定要領の変更に関する事項
- <u>八</u> 供給計画の取りまとめ<u>に係る法第29条第2項の規定に定める意見送付に関</u>する事項
- 九 電源入札等に関する事項(但し、緊急の場合は除く。)
- 十 送配電等業務指針の策定及び変更(経済産業省令に定める軽微な変更を除く。)
- 十一 事業計画及び事業報告書に関する事項
- 十二 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項
- 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要 に応じ第45条に基づき理事長に対し意見を述べる。
- 一 会員への指示、電気供給事業者への指導及び勧告等並びに系統アクセス業務に 関する事項その他の理事会の活動状況
- 二 電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決の業務の状況に関する事項
- 三 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項
- 四 需要者が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図るこ

変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
とを目的とする業務の実施状況
五 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する電源の建設の進捗状況や稼
働状況
六 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項
(評議員会の構成)
第42条 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。
2 議長は、会務を総理する。
(評議員会の議事)
第43条 評議員会は、全評議員の過半数の出席がなければ審議を行い、議決するこ
とができない。
2 評議員は、評議員会において各1個の議決権を有する。
3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が
これを決する。但し、必要に応じて、少数意見を付記することができるものとする。
4 前項にかかわらず、第49条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評
議員の4分の3以上の賛成により決する。
(評議員会の招集)
第44条 議長は事業年度において <u>四半期ごと</u> に1回評議員会を招集する他、必要の
都度評議員会を招集する。
2 評議員の4分の1以上から評議員会開催の要請があった場合、議長はその適否を

判断し、必要と認めるときは、評議員会を招集する。

(理事長に対する意見)

- 第45条 評議員会は、その議決により理事長に対し意見を述べることができる。
- 2 前項の意見は、公開する。但し、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報 2 前項の意見は、公開する。但し、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報

(理事長に対する意見)

第45条 評議員会は、その議決により理事長に対し意見を述べることができる。

判断し、必要と認めるときは、評議員会を招集する。

等が含まれる場合、当該部分は公開しないことができる。

3 評議員会の議長は必要に応じ、理事会において理事長に対する意見の内容を説明 することができる。

(評議員の任命)

- 第46条 評議員は、会員以外の者であって、電気事業について学識経験を有する者 (電気の需要家等を含む。)のうちから、理事会が選任し、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- 2 評議員の数は20人以内とする。

(評議員の任期)

- 第47条 評議員の任期は、2年とする。
- 2 評議員の再任は、原則として2回までとする。

(評議員の辞任)

- 第48条 評議員が辞任しようとするときは、<u>3月前</u>までに理事長に届け出る。但し、 やむを得ない理由があるときはこの限りでない。
- 2 理事長は、前項の届出を受け、経済産業大臣に報告を行う。

(評議員の辞任勧告)

第49条 評議員会は、評議員に不正と認められる行為があったときは、当該評議員 に対し、辞任を勧告することができる。

(評議員会の議事録)

第50条 評議員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事 録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに記名押印し公表する。

変 更 後 (変更点に下線)

等が含まれる場合、当該部分は公開しないことができる。

3 評議員会の議長は必要に応じ、理事会において理事長に対する意見の内容を説明 することができる。

(評議員の任命)

- 第46条 評議員は、会員以外の者であって、電気事業について学識経験を有する者 (電気の需要者等を含む。)のうちから、理事会が選任し、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- 2 評議員の数は20人以内とする。

(評議員の任期)

第47条 評議員の任期は、2年とする。

2 評議員の再任は、原則として2回までとする。

(評議員の辞任)

- 第48条 評議員が辞任しようとするときは、<u>1か月前</u>までに理事長に届け出る。但し、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。
- 2 理事長は、前項の届出を受け、経済産業大臣に報告を行う。

(評議員の辞任勧告)

第49条 評議員会は、評議員に不正と認められる行為があったときは、当該評議員 に対し、辞任を勧告することができる。

(評議員会の議事録)

第50条 評議員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事 録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに記名押印し公表する。

変更が(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)		
(報酬)	(報酬)		
第51条 評議員の報酬は、理事会の議決により定める。	第51条 評議員の報酬は、理事会の議決により定める。		
第7章 会費	第7章 会費		
(会費)	(会費)		
第52条 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。	第52条 会員は、毎年度、会費の請求の通知を受けてから1か月以内に、会費を納		
	入しなければならない。		
2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用	2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用		
並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。	並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。		
3 本機関は、既納の会費は返還しない。	3 本機関は、既納の会費は返還しない。		
(特別会費)	(特別会費)		
第53条 一般電気事業者たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納	第53条 一般送配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を		
入しなければならない。	納入しなければならない。		
2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入			
及び第56条に規定する剰余金を差し引いた額並びに <u>一般電気事業者</u> たる会員の	及び第56条に規定する剰余金を差し引いた額並びに <u>一般送配電事業者</u> たる会員		
供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。	の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。		
3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。	3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。		
(dor = 17.)			
(新設)	(電源入札拠出金)		
	第53条の2 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、電源入札等に係る拠出		
	金(以下「電源入札拠出金」という。)を求めることができる。		
	2 電源入札拠出金の額、納入期限その他の電源入札拠出金の納入の方法に関する事項は、電源入札等の案件でより、理事会の業法により定める		
	項は、電源入札等の案件ごとに、理事会の議決により定める。 2 一般学配雲事業者をみ合品は、前条項に基づく本機関の求めに広じ、指定された		
	3 一般送配電事業者たる会員は、前各項に基づく本機関の求めに応じ、指定された 地間までに電源すれ、加出会を独立しなければなくない。		
	期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。_		

亦	重	쑮	(変更	占して	上海/
发	史	月リ	【发史	黒に	1`7形/

(滞納者への対応)

第54条 本機関は、<u>会費及び特別会費</u>の滞納又はその不当な減額を行った場合、理 事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

第8章 財務及び会計

(事業年度)

第55条 本機関の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金)

第56条 事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余あるときはその残額を翌事業年度に繰り越すこととする。

(予算等)

第57条 本機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始 前に(本機関の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく)、経済産業大 臣の認可を受ける。また、これを変更する場合も同様とする。

(財務諸表等の提出)

- 第58条 本機関は、<u>毎事業年度(本機関の成立の日を含む事業年度を除く。)の開始</u> <u>の日から3月以内に、</u>前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告 書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、監事の意見書を添付の うえ経済産業大臣に提出し、承認を受ける。
- 2 前項により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他 の方法により公表する。

(滞納者への対応)

第54条 本機関は、<u>会費、特別会費若しくは電源入札拠出金</u>の滞納又はその不当な 減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

第8章 財務及び会計

(事業年度)

第55条 本機関の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金)

第56条 事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余あるときはその残額を翌事業年度に繰り越すこととする。

(予算等)

第57条 本機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始 前に(本機関の成立の日を含む事業年度にあっては、成立後遅滞なく)、経済産業大 臣の認可を受ける。また、これを変更する場合も同様とする。

(財務諸表等の提出)

- 第58条 本機関は、<u>毎事業年度の開始の日から3か月以内に、</u>前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、監事の意見書を添付のうえ経済産業大臣に提出し、承認を受ける。
- 2 前項により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他 の方法により公表する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
第9章 雑則	第9章 雑則
(規律調査会) 第59条 本機関が、第12条第1項に規定する会員への制裁の要否を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。 (紛争解決パネル) 第60条 本機関が、法第28条の40第6号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2項に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを置く。	(規律調査会) 第59条 本機関が、第12条第1項に規定する <u>制裁の可否及び内容</u> を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。 (紛争解決パネル) 第60条 本機関が、法第28条の40第 <u>7</u> 号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第2条第2号に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを置く。
(規程等) 第61条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。	(規程等) 第61条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。
(定款の変更) 第62条 この定款の変更は、経済産業大臣の認可をもって効力が生じる。	(定款の変更) 第62条 この定款の変更は、経済産業大臣の認可をもって効力が生じる。
(公告の方法) 第63条 本機関の公告は、法令に別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う。	(公告の方法) 第63条 本機関の公告は、法令に別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う。
附則	附則
第1条 この定款は、本機関の成立の日から施行する。	第1条 この定款は、本機関の成立の日から施行する。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
第2条 本機関の最初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、その成立の日に	第2条 本機関の最初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、その成立の日に
始まり、平成28年3月31日に終わるものとする。	始まり、平成28年3月31日に終わるものとする。
第3条 本機関の成立の日までに電気事業者となった者は、第9条第2項の規定にか	
かわらず、発起人に対し、会員となる旨を申し出るとともに、次の各号を記載した	
書面を提出することにより、本機関の成立の日に会員たる地位を取得するものとす	書面を提出することにより、本機関の成立の日に会員たる地位を取得するものとす
వ .	వ .
一 名称又は氏名	一名称又は氏名
二 代表者の氏名	二 代表者の氏名
三住所	三住所
四 代表電話番号	四 代表電話番号
五 事業者種別 (第8条各号の電気事業者の種別をいう。)	五 事業者種別 (第8条各号の電気事業者の種別をいう。)
第4条 本機関の負担に帰すべき設立費用は、金4億円以内とする。	第4条 本機関の負担に帰すべき設立費用は、金4億円以内とする。
(新設)	<u>附則(平成28年 月 日)</u>
	(施行期日) 第1条 この定款は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいず
	れか遅い日から施行する。
	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
	第2条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に伴い、電気事業者の地位を喪失した者は、定款第10条の規定に拠らず、会員の資格を喪失する。
	第3条 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行日(以
	下、本条において「施行日」という。)時点における本機関の会員については、施行

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	日時点において、次の各号に掲げるとおり、第23条の2第1項に掲げる小売電気
	事業者グループ、発電事業者グループ又は送配電事業者グループに分類する。
	一 施行日時点において一般電気事業者であった会員
	ア 小売電気事業者グループ
	<u>イ 発電事業者グループ</u>
	ウ 送配電事業者グループ
	二 施行日時点において卸電気事業者であった会員
	ア 発電事業者グループ
	イ 送配電事業者グループ(但し、電気事業法等の一部を改正する法律(平成2
	6年法律第72号)による改正後の電気事業法(以下、本条において「新電気
	事業法」という。)) 第27条の4の許可を受けるべき者に該当する者に限る。)
	三 施行日時点において特定電気事業者であった会員
	ア 小売電気事業者グループ
	<u>イ 発電事業者グループ</u>
	ウ 送配電事業者グループ
	四 施行日時点において特定規模電気事業者であった会員
	ア 小売電気事業者グループ
	イ 送配電事業者グループ(但し、施行日時点において新電気事業法附則第7条
	第2項に基づき同法第27条の15の登録を受けたものとみなされる者に限
	<u>る。)</u>
別紙:役員行動規範	別紙:役員行動規範
第1条 本機関の役員は、本機関の目的を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務	第1条 本機関の役員は、本機関の目的を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務
規程等を遵守し、本機関の社会的信頼の確保、維持及び高揚に精励努力するととも	規程等を遵守し、本機関の社会的信頼の確保、維持及び高揚に精励努力するととも
に、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するものとする。	に、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するものとする。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
第2条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役員	第2条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役員
退任後においても同様とする。	退任後においても同様とする。
第3条 役員は、系統利用者に関する個人情報を適切に取得し、利用目的の範囲内で	第3条 役員は、系統利用者に関する個人情報を適切に取得し、利用目的の範囲内で
利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のた	利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のた
めに必要かつ適切な措置を講じなければならない。	めに必要かつ適切な措置を講じなければならない。
第4条 役員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保	第4条 役員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保
護しなければならない。	護しなければならない。
第5条 役員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他	第5条 役員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他
の差別的な取扱いをしてはならない。	の差別的な取扱いをしてはならない。
第6条 役員は、在任期間中において、会員の発行する有価証券の新規取得あるいは	第6条 役員は、在任期間中において、会員の発行する有価証券の新規取得あるいは
処分を行ってはならない。	処分を行ってはならない。
2 役員は、業務遂行上、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される	2 役員は、業務遂行上、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される
会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、在任期間中	会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、在任期間中
において、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。	において、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。
3 前2項の規定は、相続により取得することを妨げない。	3 前2項の規定は、相続により取得することを妨げない。
第7条 役員は、法第28条の30に基づき、刑法(明治40年法律第45号)その	第7条 役員は、法第28条の30に基づき、刑法(明治40年法律第45号)その
他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏ま	他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏ま

え、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)その他の法令を踏まえ、業

務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。

え、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)その他の法令を踏まえ、業

務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。

電力広域的運営推進機関	業務規程 新旧対照表
変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
平成27年4月1日施行	平成27年4月 1日施行
平成27年4月28日変更	平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
	平成28年 月 日変更
光 3个十日 4口	光文个十日(1日
業務規程	業務規程
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関
电力为为机力是首任地域民	电刀/公坝印建 百1年度域例
	B B B B B B B B B B

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後(変更点に <u>下線</u>)
電力広域的運営推進機関 業務規程	電力広域的運営推進機関 業務規程
目、次	目次
第2章 組織及び職員7第3章 需要想定10第4章 供給計画の取りまとめ等13第5章 設備形成17第6章 系統アクセス23第7章 需給状況の監視36第8章 需給状況の悪化時の指示等38第9章 地域間連系線の管理42第10章 作業停止計画の調整61第11章 系統情報の公表66第12章 需要家スイッチング支援69第13章 緊急災害対応70第14章 送配電等業務指針72	第19章 苦情及び相談75第20章 紛争解決75第21章 情報通信技術の活用支援75第22章 雑則76附則76附則(平成27年4月28日)76

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第1条 この業務規程(以下「本規程」という。)は、電気事業法(昭和39年法律第170 号、以下「法」という。)第28条の41及び定款第6条の規定に基づき、電力広域的運営 推進機関(以下「本機関」という。)の業務及びその執行に関する事項等を定め、その適正 かつ円滑な運用を図ることを目的とする。	号、以下「法」という。)第28条の41及び定款第6条の規定に基づき、電力広域的運営 推進機関(以下「本機関」という。)の業務及びその執行に関する事項等を定め、その適正 かつ円滑な運用を図ることを目的とする。
(用語) 第2条 本規程で使用する用語は、この規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定款において使用する用語の例による。 (新設又は他の規定から移設)	第2条 本規程で使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令、省令及び本機関の定数において使用する用語の例による。 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 — 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。 二 「平日」とは、休日以外の日をいう。 三 「早間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。 四 「夜間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。 四 「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。 五 「予備力」とは、保経区域において、上げ調整力以外の発電機の発電余力を足したものをいう。 大 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備(揚水発電設備を含む。)、電力貯蔵装置、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(但し、流通設備は除く。)の能力をいう。 七 「上げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を供給又は需要を抑制するための調整力をいう。 ハ 「下げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。 1 「需給ひつ迫」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。 ・ 「所送数調整」とは、供給区域の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。 ・ 「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、法第26条第1項に基づき、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。 ・ 「長周期周波数調整」とは、短周期周波数調整に必要な調整力(以下「短周期調整力」という。)が不足し、又は、不足するおそれがある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	十五 「長周期広域周波数調整」とは、供給区域の下げ調整力が不足し又は下げ調整力が
	不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会
	<u>員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。</u>
	十六 「広域周波数調整」とは、短周期広域周波数調整及び長周期広域周波数調整の総称
	<u>をいう。</u>
	十七 「運用容量」とは、流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通
	設備に流すことのできる電力の最大値をいう。
	十八 「マージン」とは、電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況にお
	いて他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため、又は、電力系統を安定に保
	つために、連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。
	十九 「計画潮流」とは、連系線の利用者が容量登録した容量の合計として本機関が管理
	<u>する容量をいう。</u>
	二〇 「空容量」とは、連系線の運用容量から、マージン、計画潮流及び広域周波数調整
	のために確保した容量によって占められる容量を控除した容量として、本機関が管理す
	<u>る容量をいう。</u>
	二一 「混雑」とは、空容量が負となる状況をいう。
	二二 「混雑処理」とは、連系線の混雑を解消するための措置をいう。
	二三 「発電設備等」とは、発電設備、電力貯蔵装置その他の電気を発電又は放電する設
	備をいう。_
	二四 「特定発電設備等」とは、最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の発電設備
	<u>等をいう。</u>
	二五 「系統連系希望者」とは、送電系統への連系等を希望する者(但し、一般送配電事
	業者は除く。)をいう。
	二六 「特定系統連系希望者」とは、系統連系希望者のうち、特定発電設備等の連系等を
	希望する者をいう。
	<u>二七 「FIT法」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別</u> # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	措置法(平成23年8月30日法律第108号)」をいう。
	二八 「FIT電源」とは、FIT法に定める認定発電設備をいう。
	二九 「費用負担ガイドライン」とは、「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者 の費用負担等の在り方に関する指針」(2015年資電部第16号)をいう。
	<u>二〇 「糸統情報ガイドライン」とは、「糸統情報の公表の考え方」(2015年貸電部第</u> 17号)をいう。
	1 7 3 / 2 () /)。 三一 「託送供給契約者」とは、一般送配電事業者たる会員との間で託送供給契約を締結
	<u>○た名及の </u>
	<u>祝した自及り 放送配電事業の計画を受けている光電事業者にも気質をいう。</u> 三三 「実同時同量の契約者」とは、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法
	#第72号)の施行時点において、一般送配電事業者たる会員と託送供給契約を締結し
	ていた小売電気事業者たる会員であって、当該一般送配電事業者たる会員の託送供給契
	約に基づき特別措置の適用の申出を行った者をいう。
	三四 「ゲートクローズ」とは、当日の計画提出期限(30分ごとの実需給の開始時刻の
	4

文 文 前 (发 文 夜 (及文本に <u>「林</u> /
	1時間前)をいう。
	三五 「前日スポット取引」とは、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」
	という。) が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。
	三六 「1時間前取引」とは、卸電力取引所が運営する実需給の1時間前までの電気の取
	<u>引をいう。</u>
	三七 「先渡取引市場」とは、卸電力取引所が運営する一定期間後に受渡しを行う電気の
	取引をいう。
	一川 「片屋郷田、コーン・1)」 水馬な馬亜炊るな体乳ディ人 日炊 こと 展った 展った 1

(新設)

(業務運営の基本方針)

- 第3条 本機関の業務運営においては、次の各号を基本方針とする。
- 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、あわせて電力コス ト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。

変 更 前(変更占に下線)

- 二 特定の会員の立場に偏らない中立性を堅持し、各会員間並びに定款第23条第2項各 号に掲げる各グループ間の公平性を確保すること。
- 三 適時、適切な情報公表に努め、業務の透明性を高めること。
- 四 需要家の負担を軽減しその利益を確保すること。
- 2 本機関は、本機関が作成する第101条の報告書、国内外から収集した情報及び会員等 2 本機関は、本機関が作成する第101条の年次報告書、国内外から収集した情報及び会 からの要請等を踏まえ、定期的に業務改善のための計画を定めるとともに、業務改善の取 組状況の評価を行う。

(広報及び情報公表)

- 第4条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の 積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。
- 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の 本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。
- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。
- 4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開 4 本機関は、外部からの情報の開示請求があったときは、行政機関の保有する情報の公開 に関する法律(平成11年法律第42号)に準じた取扱いを行う。

- 三八 「広域機関システム」とは、発雷や需要等の各種計画を会員等から電子的に受け付 け、需給状況や連系線の管理等の業務を行うためのシステムをいう。
- 三九 「需要者スイッチング支援」とは、需要者が自らに電気を供給する事業者を変更す る際の手続の円滑化を図ることを目的とする業務をいう。

(期限の取扱い)

第2条の2 本規程において定める期限の末日が第10条第3項に掲げる本機関の休業日で あるときは、別途定める場合を除き、当該期限は直前の営業日までとする。

(業務運営の基本方針)

- 第3条 本機関の業務運営の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 平常時、緊急時を問わず、電気の安定供給体制を抜本的に強化し、あわせて電力コス ト低減を図るため、全国大での需給調整機能を強化すること。
- 二 特定の会員の立場に偏らない中立性を堅持し、各会員間並びに定款第23条第2項各 号に掲げる各グループ間の公平性を確保すること。
- 三 適時、適切な情報公表に努め、業務の透明性を高めること。
- 四 需要家の負担を軽減しその利益を確保すること。
- 員その他の電気供給事業者からの要請等を踏まえ、定期的に業務改善のための計画を定め るとともに、業務改善の取組状況の評価を行う。

(広報及び情報公表)

- 第4条 本機関は、国内外に対し、本機関の業務及び電気事業の広域的運営に関する情報の 積極的な発信その他、広報の充実、強化に努める。
- 本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。
- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 3 前項の情報の公表は、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法により行う。
- に関する法律(平成11年法律第42号)に準じた取扱いを行う。

(意見の聴取等)

- 第5条 本機関は、理事会において会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議 決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の事業者の意見を聴取し、原則としてそ の結果を公表する。
- 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当 該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公 表する。

(情報処理システム)

- 第6条 本機関は、効率的な業務遂行及び会員等の利便性向上の観点から、業務に用いる情 | 報処理システムを具備する。
- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更 されたとき、本規程又は送配電等業務指針を変更したとき、会員等から要請があったとき 等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性 等に留意した設計を行うよう努める。
- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する会員等からの要請を受け付 けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否 を検討し、必要な対応を行う。
- を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

(情報の管理)

- 第7条 本機関は、業務に関する情報を適切に管理し、本機関の機密、第4条第2項各号の 情報及び個人情報(以下「秘密情報」という。)が漏洩、盗用及び目的外で利用されること を未然に防止するため、次の各号の対策を講じる。
- 一 就業規則において、在籍中又は退職若しくは解雇により職員の地位を失った後も、秘 密情報を不正に開示及び利用してはならない旨を定める。
- 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対 しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓 約書に署名させる。
- 三 役員又は職員が退職するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても、 在籍時に得た秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載 した誓約書に署名させる。
- 四 法人等から本機関への出向者(以下「出向者」という。)の出向元と本機関が締結する 出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2-1に定める職員行動規 範第2条に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。
- 2 本機関は、秘密情報の管理体制並びに役員又は職員が秘密情報を取得したときの当該情 | 2 本機関は、秘密情報の管理体制並びに役員又は職員が秘密情報を取得したときの当該情 報の取扱い等について規定する情報管理規程を別に定める。
- 3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関 3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関 する法律(平成21年法律第66号)第11条第1項から第3項の規定に準じた適正な管 理及び公表を行う。

変 更 後(変更点に下線)

(意見の聴取等)

- 第5条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を 及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取 し、原則としてその結果を公表する。
- 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当 該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公 表する。

(情報処理システム)

- 第6条 本機関は、効率的な業務遂行及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上の観点 から、業務に用いる情報処理システムを具備する。
- 2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更 されたとき、本規程又は送配電等業務指針を変更したとき、会員その他の電気供給事業者 から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追 加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
- 3 本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する会員その他の電気供給事業 者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更 又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
- 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃 4 本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃 を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

(情報の管理)

- 第7条 本機関は、業務に関する情報を適切に管理し、本機関の機密、第4条第2項各号の 情報及び個人情報(以下「秘密情報」という。)が漏洩、盗用及び目的外で利用されること を未然に防止するため、次の各号の対策を講じる。
- 一 就業規則において、在籍中又は退職若しくは解雇により職員の地位を失った後も、秘 密情報を不正に開示及び利用してはならない旨を定める。
- 二 役員又は職員が本機関に就任するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対 しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載した誓 約書に署名させる。
- 三 役員又は職員が退職するときは、当該役員又は職員に対し、いかなる者に対しても、 在籍時に得た秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨を記載 した誓約書に署名させる。
- 四 法人等から本機関への出向者(以下「出向者」という。)の出向元と本機関が締結する 出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2-1に定める職員行動規 範第2条に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。
- 報の取扱い等について規定する情報管理規程を別に定める。
- する法律(平成21年法律第66号)第11条第1項から第3項の規定に準じた適正な管 理及び公表を行う。

(調達)

第8条 本機関は、役務又は物品(情報処理システムを含む)を調達するときは、公募等の 方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。

第2章 組織及び職員

(事務局)

- 第9条 本機関の運営事務その他の業務を処理するため、本機関に事務局を置く。
- 2 事務局は、理事長が法第28条の28に基づき任命する職員等で構成する。
- 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。
- 一 総務部
- 二 企画部
- 三 計画部
- 四 運用部
- 五 紛争解決対応室
- 六 監査室
- 4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。
- 5 各部等に、室及び課等を置くことができる。
- 6 運用部に、広域運用センターを置く。
- 7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1の通りとする。
- せるため、総合調整のための会議を運営する。

(業務を行う場所、営業日及び営業時間)

- 第10条 本機関は、原則として定款第2条に定める場所において業務を行う。
- 2 本機関は、第7章に定める電力需給の状況等の監視、第8章に定める需給状況が悪化し たときの指示等の業務については、年間を通じ常時これを行う。
- 3 本機関は、前項の常時行う業務以外の業務については、次の各号に掲げる日を休業日と し、その他の日を営業日とする。
- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- 三 年末年始(12月29日~1月3日)
- 四 その他、本機関が指定する日
- 4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。但し、昼休み(1) 2時から13時の間)を除く。

(専門的知見を有する者及び女性の積極的登用)

- 第11条 本機関は、弁護士、会計士及び送配電等業務の運用に関する専門的な知見を有す 第11条 本機関は、弁護士、会計士及び送配電等業務の運用に関する専門的な知見を有す る者を役員又は職員として常に確保し、業務運営上の適切な助言を得る。
- 2 本機関は、役員及び職員の確保に当たり、女性を積極的に登用する。

変 更 後(変更点に下線)

(調達)

第8条 本機関は、役務又は物品(情報処理システムを含む)を調達するときは、公募等の 方法により、透明性及び公平性を確保するとともに調達価格の抑制を図る。

第2章 組織及び職員

(事務局)

- 第9条 本機関は、本機関の運営事務その他の業務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、理事長が法第28条の28に基づき任命する職員等で構成する。
- 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。
- 一 総務部
- 二 企画部
- 三 計画部
- 四 運用部
- 五 紛争解決対応室

六 監査室

- 4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。
- 5 各部等に、室及び課等を置くことができる。
- 6 運用部に、広域運用センターを置く。
- 7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1の通りとする。
- 8 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わ 8 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わ せるため、総合調整のための会議を運営する。

(業務を行う場所、営業日及び営業時間)

- 第10条 本機関は、原則として定款第2条に定める場所において業務を行う。
- 2 本機関は、第8章に定める電力需給の状況等の監視、第9章に定める需給状況が悪化し たときの指示等の業務については、年間を通じ常時これを行う。
- 3 本機関は、前項の常時行う業務以外の業務については、次の各号に掲げる日を休業日と し、その他の日を営業日とする。
- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
- 三 年末年始(12月29日~1月3日)
- 四 その他、本機関が指定する日
- 4 前項の営業日における営業時間は、9時から17時40分までとする。但し、

 屋休み(1 2時から13時の間)を除く。

(専門的知見を有する者及び女性の積極的登用)

- る者を役員又は職員として常に確保し、業務運営上の適切な助言を得る。
- 2 本機関は、役員及び職員の確保に当たり、女性を積極的に登用する。

(職員の確保)

- 第12条 本機関は、業務遂行に必要な能力、多様な知識及び経験を有する十分な数の職員 を確保する。
- 2 前項の職員の確保は、期間の定めのない雇用、有期雇用又は出向者の受入れ等により行 う。
- 3 本機関は、期間の定めのない雇用及び有期雇用により職員を採用するときは、本機関の ウェブサイト等で人材要件を告知する等、透明、公正な手段により行う。
- 4 本機関は、出向者の受け入れにより職員を確保するときは、出向者が、その出向元から、 圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう、出向協定書等において必 要な取決めを行う。

(職員の配置)

- 第13条 本機関は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、職員の配置を行う。
- 一 業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること。
- 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること。
- 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること。
- 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること。
- 2 本機関は、出向者を職員として配置するときは、次の各号に努めるものとする。
- 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにするこ
- 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること。
- 3 本機関は、期間の定めのない雇用又は有期雇用により採用した職員を各部等に偏りなく 配置するよう努める。

(職員等の確保等に関する中長期方針)

第14条 本機関は、前3条を踏まえ役職員の登用、確保及び配置・育成に関する中長期的 な方針を定期的に定める。

(職員の行動規範)

ならない。

(職員の処分)

- 第16条 本機関は、職員が別紙2-1に定める職員行動規範に違反した場合は、本人から 第16条 本機関は、職員が別紙2-1に定める職員行動規範に違反した場合は、本人から の事情聴取等の事実調査を行い、違反の事実が明らかとなったときは、当該職員に対し、 就業規則等に定める懲戒その他の必要な措置を講じる。
- 2 出向解除された者が前条の行動規範に違反した事実が明らかになったときは、出向元と の出向協定書等に基づき必要な措置を講じる。

変 更 後(変更点に下線)

(職員の確保)

- 第12条 本機関は、業務遂行に必要な能力、多様な知識及び経験を有する十分な数の職員 を確保する。
- 2 前項の職員の確保は、期間の定めのない雇用、有期雇用又は出向者の受入れ等により行
- 3 本機関は、期間の定めのない雇用及び有期雇用により職員を採用するときは、本機関の ウェブサイト等で人材要件を告知する等、透明、公正な手段により行う。
- 4 本機関は、出向者の受け入れにより職員を確保するときは、出向者が、その出向元から、 圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることのないよう、出向協定書等において必 要な取決めを行うとともに、出向者に対する人事評価を適切に行う。

(職員の配置)

- 第13条 本機関は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、職員の配置を行う。
- 一業務の円滑な遂行及び本機関の組織の活性化に資すること。
- 二 各人の雇用形態、能力、知識及び経験を十分に勘案すること。
- 三 監事及び監査室が、独立的な立場から効果的な監査を実施できること。
- 四 調査及び研究の業務が、高い水準で継続的に実施できること。
- 2 本機関は、出向者を職員として配置するときは、次の各号に努めるものとする。
- 一 同一の事業者区分からの出向者が特定の業務に著しく偏ることがないようにするこ
- 二 多様な職種の経験者を各部等に偏りなく配置すること。
- 3 本機関は、期間の定めのない雇用又は有期雇用により採用した職員を各部等に偏りなく 配置するよう努める。

(職員等の確保等に関する中長期方針)

第14条 本機関は、前3条を踏まえ役職員の登用、確保及び配置・育成に関する中長期的 な方針を定期的に定める。

(職員の行動規範)

第15条 職員及び職員であった者は、別紙2-1に定める職員行動規範を遵守しなければ「第15条 職員及び職員であった者は、別紙2-1に定める職員行動規範を遵守しなければ ならない。

(職員の処分)

- の事情聴取等の事実調査を行い、違反の事実が明らかとなったときは、当該職員に対し、 就業規則等に定める懲戒その他の必要な措置を講じる。
- 2 出向解除された者が前条の行動規範に違反した事実が明らかになったときは、出向元と の出向協定書等に基づき必要な措置を講じる。

			変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
別表2-1 組織の	の業務分掌		別表2-1 組織の業務分掌
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	<u>総合調整</u> に関すること(以下「に関すること」の記載を省く。)、 <u>通常総</u>	総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に関すること」の記載
	会・臨時総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報の		を省く。)、国の各種機関との連絡調整(許認可申請に関する総括を含
	管理、建物・備品、防災 <u>・災害対策</u> 、法務、環境、人事・労務、経理、		<u>む。)、総会</u> 、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報 <u>セキ</u>
	委託・購買契約、広報、系統情報の公表、需要家スイッチング支援(※)、		<u>ュリティ</u> の管理、建物・備品 <u>・消耗品</u> 、防災 <u>・危機管理</u> 、法務、環境、
	情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守		組織・要員、委員会、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、系統
			情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム(運用部所管のも
			のを除く。)の開発・運用・保守、 <u>会員による情報通信技術の活用支援</u> 、
			通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項
企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、組織・要員、委	企画部	予算・事業計画、定款、業務規程、送配電等業務指針、調査・研究・統
	<u>員会、</u> 調査・研究・統計(年次報告書の作成を含む)、渉外、業務改善		計(年次報告書の作成を含む。)、渉外、業務改善
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計	計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計
	画、系統アクセス業務		画、系統アクセス業務
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひつ迫又は需給ひつ迫	運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫
	のおそれへの対応、地域間連系線の管理(運用容量・利用計画・混雑処		のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・利用計画・混雑処理等)、
	理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・		作業停止計画調整、広域周波数調整、広域機関システムの開発・運用・
Net Et lie / Li Net Et	運用・保守、通信回線の運用・保守		保守
運用部(広域運用	需給及び系統の状況の監視・管理	運用部(広域運用	需給及び系統の状況の監視・管理
センター)		センター)	
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告	紛争解決対応室 数本点	苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告
監査室	<u>業務</u> 監査	監査室 (第8名は独型)	<u>内部</u> 監査
· ·	らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図ることを目	(第2条に移設し	
<u> 的とする業務を、</u>	<u>需要家スイッチング支援という。以下同じ。</u>		

別紙2-1 職員行動規範

- 第1条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解のうえ、関係法令、定 款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するととも に、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければな らない。
- 第2条 職員は、業務遂行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。離職後 (出向者については出向解除後)においても同様とする。
- 第3条 職員は、系統利用者に関する個人情報を適切に取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 第4条 職員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保護しなければならない。
- 第5条 職員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の 差別的な取扱いをしてはならない。
- 第6条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、 業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あ るいは処分を行ってはならない。但し、相続により取得する場合及び出向者が従業員 持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。
- 第7条 職員は、出向元の利害に繋がる業務について、受付、調整その他の出向元との直接の折衝を伴う職務に主担当として携わってはならない。
- 第8条 職員は、法第28条の30に基づき、刑法(明治40年法律第45号)その他の 罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国 家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)その他の法令を踏まえ、業務上、業務 外を問わず、適切に行動しなければならない。

第3章 需要想定

(需要想定業務の実施)

第17条 本機関は、次章の業務を適切に実施するため、<u>電力需要(以下「需要」という。)</u> <u>の想定</u>に関する業務を行う。

変 更 後(変更点に下線)

別紙2-1 職員行動規範

- 第1条 職員は、本機関の目的及び業務運営の基本方針を十分理解のうえ、関係法令、定 款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するととも に、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければな らない。
- 第2条 職員は、業務遂行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。離職後 (出向者については出向解除後)においても同様とする。
- 第3条 職員は、系統利用者に関する個人情報を適切に取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 第4条 職員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保護しなければならない。
- 第5条 職員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の 差別的な取扱いをしてはならない。
- 第6条 職員は、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、 業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、当該有価証券の新規取得あ るいは処分を行ってはならない。但し、相続により取得する場合及び出向者が従業員 持ち株会等を通じて継続的に自身の出向元の株式を取得する場合はこの限りでない。
- 第7条 職員は、出向元の利害に繋がる業務について、受付、調整その他の出向元との直接の折衝を伴う職務に主担当として携わってはならない。
- 第8条 職員は、法第28条の30に基づき、刑法(明治40年法律第45号)その他の 罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国 家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)その他の法令を踏まえ、業務上、業務 外を問わず、適切に行動しなければならない。

第3章 需要想定

(需要想定業務の実施)

第17条 本機関は、次章の業務を適切に実施するため、電力需要の想定<u>(以下「需要想定</u>」 という。) に関する業務を行う。

変 更 前(変更点に下線) (需要想定要領の策定) 第18条 本機関は、卸電気事業者を除く会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるよ うにするため、需要想定の手法等に関する具体的事項を定めた要領(以下「需要想定要領」 という。)を策定し、会員に通知するとともに公表する。 (送配電等業務指針第3条より移設)

(需要想定及び需要想定要領の検証)

- 第19条 一般電気事業者たる会員は、供給区域における需要実績及び当該需要実績に対す る気温による影響量等の情報を、別表3-1に定める期限までに、本機関に提出しなけれ ばならない。
- 2 一般電気事業者たる会員は、供給区域における過去に供給計画として届け出た需要想定 と前項により提出した需要実績との比較及び検証の結果等について、次の各号に掲げる期 限までに、本機関に提出しなければならない。
- 一 前年度の需要電力量 毎年7月末
- 二 最大需要電力 毎年10月末(冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域につい ては、毎年5月末)
- 去の供給計画及び業務を通じて得られた知見等に照らし、過去の需要想定及び需要想定要 領の検証を行う。

(送配電等業務指針第8条より移設)

- 4 本機関は、前2項の結果や業務を通じて得られた知見等を踏まえ、需要想定要領の改正|第19条の2 本機関は、前条第2項の検証結果に基づき、必要に応じ、原則として、毎年 が必要であると認めるときは、評議員会の審議を経た上で、毎年11月上旬までに理事会 において改正を決定する。
- 5 本機関は、需要想定要領を改正した場合には、速やかに会員に通知するとともに公表す
- 6 本機関は、従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の改正が必要 | 2 本機関は、従来の需要想定の方法に大幅な変更を生じさせる需要想定要領の変更が必要 と判断する場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。

変 更 後(変更点に下線)

(需要想定要領の策定)

- 第18条 本機関は、一般送配電事業者及び小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。) たる会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる事 項を定めた要領(以下「需要想定要領」という。)を策定し、会員に通知するとともに公表 する。
- 一 需要想定に関する基本事項(想定期間、想定区分と想定主体、想定対象、需要区分等)
- 二 需要実績の補正方法(気温、閏年による影響の具体的補正手法等)
- 三 供給区域における需要(以下「供給区域需要」という。)の想定方法
- 四 小売供給を行う相手方の需要の想定方法
- 五 本機関への提出様式
- 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するにあたって必要となる事項

(需要想定及び需要想定要領の検証)

- 第19条 本機関は、供給区域需要の実績に関し、送配電等業務指針に定めるところにより、
 - 一般送配電事業者たる会員から、次の各号に掲げる情報の提出を受ける。
 - 一 供給区域需要の実績
- 二 需要実績に対する気温等による影響量に関する情報
- 三 供給計画として届け出た供給区域需要の想定との比較及び検証の結果

(送配電等業務指針第5条第4項へ移設)

- 3 本機関は、前項の情報を受け取ったときは、一般電気事業者たる会員より提出された過 | 2 本機関は、前項に基づき提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び 知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証
 - 一 供給区域需要の想定と実績との差異及びその要因
 - 二 前号に定める事項の過年度からの推移
 - 三 一般送配電事業者たる会員の行った検証の考え方及び検証方法
 - 四 その他本機関が需要想定及び需要想定要領の検証に必要と判断する事項

(需要想定要領の変更)

11月上旬までに需要想定要領を変更し、会員に通知するとともに公表する。

(第1項に移設)

と認める場合は、会員及び会員以外の有識者の意見を聴取する。

別表3-1 一般電気事業者たる会員からの需要実績等の提出期限

<u> </u>		
耳	[目	提出期限
需要電力量	前年度下期 及び前年度	毎年6月末
	当年度上期	毎年11月末
最大需要電力	当年夏季(※)	毎年10月末

(※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、前年度冬季の提出期限は 毎年5月末とする。

(全国の経済見通しの策定)

第20条 本機関は、需要想定の前提となる人口、国内総生産(GDP)、鉱工業生産指数(IIP)等の経済指標について、当年度を含む11年後までの各年度分の見通しを策定し、毎年11月末までに、会員に通知するとともに公表する。

(全国の需要想定の策定)

- 第21条 本機関は、全国の需要想定を策定するため、その基礎となる<u>全国需要想定水準</u>を 策定する。
- 2 一般電気事業者たる会員は、次の各号に定める想定期間及び想定対象に従い、当該会員 の供給区域の需要想定を毎年1月20日(但し、当該日が第10条第3項各号に掲げる本 機関の休業日であるときは、その直前の営業日とする。以下、各条に定める場合を除き、 期限を定める箇所について同じ。)までに、本機関に提出しなければならない。
- 一 想定期間
- ア 原則として、第1年度以降10年間
- イ 第1年度の使用端電力量及び最大需要電力は月別
- 二 想定対象
- ア 需要電力量 使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量
- イ 最大需要電力 送電端最大3日平均電力
- 3 本機関は、前項により供給区域の需要想定の提出を受けたときは、これを取りまとめ、 第1項により策定した全国需要想定水準と比較しつつ、当該会員から必要に応じて、その 根拠や考え方を聴取し、提出された需要想定の妥当性を確認するとともに、送配電等業務 指針及び需要想定要領等への適合性を確認した上で、不適切と認めるときは、期限を示し た上で、当該会員に需要想定の見直し及び見直し後の需要想定の提出を求める。
- 4 本機関は、供給区域の需要想定の合計からなる全国の需要想定を策定し、毎年1月末までに、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員に通知するとともに公表する。

変 更 後(変更点に下線)

(別表3-1は削除し、送配電等業務指針第5条第1項へ移設)

(全国の経済見通しの策定)

- 第20条 本機関は、需要想定の前提となる人口、国内総生産(GDP)、鉱工業生産指数(IIP) その他の経済指標について、当年度を含む11年後までの各年度分の見通しを策定する。
- 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに、一般送配電 事業者及び小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)たる会員に通知するとともに 公表する。

(全国の需要想定の策定)

第21条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から、当該会員の供給区域需要の想定の提出を受ける。

(送配電等業務指針第4条へ移設)

- 2 本機関は、供給区域需要の想定の提出を受けたときは、当該会員から必要に応じて、その根拠や考え方を聴取し、送配電等業務指針及び需要想定要領との適合性その他適切に需要想定を行うために必要な事項を確認するとともに、その妥当性を確認する。
- 3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めたときは、当該 供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定 の見直し及び見直後の需要想定の提出を求める。本機関は、見直後の需要想定の提出を受 けた場合には、前項に準じて、その妥当性を確認する。
- 4 本機関は、毎年1月末日までに、全ての供給区域需要の想定の妥当性を確認し、その合計からなる全国の需要想定を策定する。
- 5 本機関は、全国の需要想定を策定したときは、全国及び供給区域ごとの需要想定を会員 に通知するとともに公表する。

第4章 供給計画の取りまとめ等

(供給計画の取りまとめ及び検討)

第22条 本機関は、法第29条第2項に基づき、供給計画の取りまとめ及び検討の業務を 行う。

(供給計画の案の提出)

- 定める期限までに、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。
- 一 第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日
- 二 第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日

(供給計画の案に基づく調整)

- 第24条 本機関は、前条により提出を受けた供給計画の案の記載内容について、送配電等 業務指針に定めるところにより、当該供給計画の案を提出した会員から必要に応じて、そ の根拠及び考え方について聴取し、送配電等業務指針及び第18条に定める需要想定要領 等への適合性、第29条の広域系統長期方針及び第30条の広域系統整備計画への整合性、 並びに当該供給計画の案を提出した会員の過去の需要実績との差異等を確認した上で不適 切と認めるときその他安定供給を確保する観点から必要と認めるときは、期限を示した上 で、当該会員に対し供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の提出を求める。
- 2 本機関は、前項の確認に当たり、会員の電線路、変電所及び開閉所(以下「流通設備」 という。) の整備計画(以下「流通設備計画」という。) について、第31条第1項第1号 に該当し広域連系系統(第83条第3項第1号から第4号に定める流通設備をいう。以下 同じ。)の整備に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき計画策定プロセス(第 30条第2項に定める。) を開始する。

(供給計画の提出)

第25条 会員は、法第29条第1項に基づき経済産業大臣に届け出なければならない供給 計画を、毎年3月25日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に提出しな ければならない。

(供給計画の取りまとめ・公表)

第26条 本機関は、前条により会員から供給計画を受け取ったときは、法第29条第2項 に基づき、経済産業省令及び送配電等業務指針で定めるところにより、これを取りまとめ、 同指針及び本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項 について検討する。

変 更 後(変更点に下線)

第4章 供給計画の取りまとめ等

(供給計画の取りまとめ及び検討)

第22条 本機関は、法第29条第2項に基づき、供給計画(法第29条第1項に基づき会 員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。)の取りまとめ及 び検討の業務を行う。

(供給計画の案の提出)

第23条 会員は、経済産業省令に定める供給計画の様式に準ずる様式により、次の各号に | 第23条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の案の提 出を受ける。

(送配電等業務指針第9条の2へ移設)

(供給計画の案に基づく調整)

- 第24条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確 保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考 慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案 の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。
- 2 本機関は、前項の確認のため、供給計画の案を提出した会員に対して、その根拠及び考 え方を聴取することができる。
- 3 本機関は、第1項の確認にあたり、会員の流通設備の整備計画(以下「流通設備計画」 という。) について、第31条第1項第1号に該当し計画策定プロセス(第30条に定め る。)に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。

(供給計画の提出)

第25条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、会員から供給計画の提出を 受ける。

(提出期限に関する記述は送配電等業務指針第9条の3へ移設)

(供給計画の取りまとめ等)

- 第26条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項に基づき、 経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画 を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。
- 2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、 本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検 討する。

- 一 各会員から提出された供給計画の適切性に関する事項
- 二 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必 要な対策に関する事項(以下「需給バランス評価」という。)
- 三 流通設備計画と第29条の広域系統長期方針及び第30条の広域系統整備計画との整 合性に関する事項

(新設)

2 本機関は、前項の検討結果を踏まえ、経済産業省令で定めるところにより、前項におい て取りまとめた供給計画に意見があるときは当該意見を付して、毎年3月末までに、経済 産業大臣に送付する。

(送配電等業務指針第14条第3項から移設し修正)

- 3 本機関は、毎年3月末までに、第1項において取りまとめた供給計画のうち全国及び供 2 本機関は、毎年3月末日までに、供給計画の取りまとめの結果を踏まえ、各供給区域及 給区域ごとの需給及び流通設備に関する計画並びに同項第2号に基づく需給バランス評価 の結果を公表する。
- 4 本機関は、前項の需給バランス評価を踏まえ、その後の需給の状況を監視し、対策の実 3 本機関は、需給バランス評価を踏まえ、その後の需給の状況を監視し、対策の実施状況 施状況を確認する。
- 5 本機関は、発電所の建設計画に係る情報のうち、一般電気事業者たる会員による適切な 流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般電気事業者たる会員に共 有する。
- 6 本機関は、流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情 報を、会員に共有する。

(新設)

(供給計画の変更)

- 第27条 会員は、供給計画を変更したときは、法第29条第3項に基づき経済産業大臣に 届け出なければならない変更した事項を、遅滞なく、本機関に提出しなければならない。
- 2 本機関は、前項により会員から供給計画の変更した事項を受け取ったときは、前条第 1 項に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送

変 更 後(変更点に下線)

- 一 各会員から提出された供給計画の適切性に関する事項
- 二 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保の状況に関する事項及び必 要な対策に関する事項(以下「需給バランス評価」という。)
- 三 流通設備計画と広域系統長期方針(第29条に定める。)及び広域系統整備計画(第3 0条に定める。以下同じ。)との整合性に関する事項
- 3 本機関は、需給バランス評価にあたって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事 業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。

(供給計画の送付及び公表等)

- 第26条の2 本機関は、前条第1項及び第2項の結果を踏まえ取りまとめた供給計画に意 見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところに より、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。
- 一 各供給区域及び全国の供給力について、需給バランス評価の結果、必要な供給力を下 回っている場合は、本機関及び会員その他の電気供給事業者における供給力の改善に向 けた方策と見通し
- 二 各供給区域及び全国の需給バランス評価の結果、必要な供給力を下回っている場合で、 本機関及び会員その他の電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な場 合の、国による新たな政策方針等の必要性
- 三 その他本機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べることが適当と考える事項
- び全国の需給及び流通設備に関する計画並びに需給バランス評価の結果を公表する。
- を確認する。

(第27条の2へ移設)

(同上)

(年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等)

- 第26条の3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、年度途中に電気事業者 となった会員から、供給計画の提出を受ける。
- 2 本機関は、前項により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条に準じ、検討を行 い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。

(供給計画の変更)

- 第27条 本機関は、会員が供給計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところ により、当該会員から変更した事項の提出を受ける。
- 2 本機関は、前項により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、 第26条及び第26条の2に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
付する。	やかに経済産業大臣に送付する。
(新設)	_(供給計画等に関する情報の共有)_
	第27条の2 本機関は、一般送配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提
	出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者たる会員と共有す
	<u>5.</u>
	一 最大電力供給計画表
	二電力量供給計画表
	<u>三 電気の取引に関する計画書</u> 四 連系線利用明細
 (第26条第5項、第6項より移動)	<u>四 理系隊利用労和</u> 2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業
(第20未免の損、免の損より移動)	<u>2 年機関は、英福計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のすら、 放送配電事業</u> 者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情
	報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。
	3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設
	計画の立案に資する情報を、会員に共有する。
(新設)	第5章 電源入札等
(新設)	_(電源入札等の実施)_
	第27条の3 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、次の各号に定める業務(以下
	「電源維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(電気供給事業者となろうとする者
	を含む。以下「電源維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。
	一発電用電気工作物の新増設、維持及び運用
	二 既存の発電用電気工作物の維持及び運用
	三 休止又は廃止している発電用電気工作物の再起動、維持及び運用
	2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を 決定する。但し、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札
	に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電
	気工作物の設置を促進するための業務を行う。
	3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物から
	発電される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集する
	ことができる。
(新設)	(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析)
	第27条の4 本機関は、定款第39条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、
	毎年度、供給計画のとりまとめに基づく需給バランス評価、及び、必要に応じ、需給変動
	<u>リスク分析を行う。</u>
(新設)	_(電源入札等の検討の開始)_
	第27条の5 本機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、電源入札等の
	<u>検討を開始する。</u>

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
	一 本機関が前条に基づく評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に
	該当すると認めた場合
	ア 必要な予備力又は調整力が確保できないおそれがある場合
	<u>イ</u> 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏
	まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合
	二 一般送配電事業者たる会員から電源入札等の検討の要請を受けた場合
	三 国から電源入札等の検討の要請を受けた場合
	2 本機関は、前項に基づき、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。
(新設)	(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)
	第27条の6 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に
	応じ、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源
	入札等の実施の必要性の検討を行う。
	2 本機関は、前項の検討にあたり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転
	実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供
	給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。
	3 本機関は、第1項の検討に基づき、電源入札等を実施する必要性があると認めたときは、
	電源入札等を開始する。
(新設)	(基本要件の検討)
	第27条の7 本機関は、電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討
	を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件(以下「電源入札等の基本要件」とい
	<u>う。)を決定する。</u>
	2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。但し、電源入札
	等の補填金(以下「電源入札等補填金」という。)の上限価格を定めた場合については、こ
	れを非公表とすることができる。
(新設)	(電源維持運用者の募集)
	第27条の8 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるとこ
	ろにより、電源維持運用者を募集する。
	2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認
	めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることがで
	<u>きる。</u>
(新設)	(電源維持運用者の決定)
NVI PON	第27条の9 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業
	務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源維持運用者を決定する。
	2 本機関は、電源維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。
	一電源維持運用者の名称及び発電用電気工作物の設置場所
	二電源維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間
	三落札金額

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(落札者との契約の締結)
	第27条の10 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運
	用業務の内容、電源入札等補填金の支払い、電気の販売条件等に関する契約を締結する。
(新設)	(電源入札等補填金の支払い)
(4)(11)	<u>、電源人化等価模型の支払とが</u> 第27条の11 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札
	等補填金を支払う。
(新設)	(落札者の電源維持運用業務の報告等)
	第27条の12 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者から、
	定期的に電源維持運用業務の報告を受ける。
	2 本機関は、電源維持運用者の電源維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合 には、電源維持運用者に対し、電源維持運用業務の改善を求める。
	3 本機関は、第1項に基づき電源維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含め
	た委員会に報告する。
(新設)	<u>(緊急時の扱い)</u>
	第27条の13 本機関は、本章の規定にかかわらず、自然災害等により需給状況がひっ迫
	し、緊急的に供給力を確保しなければならない場合は、電源入札等の手続の一部を省略す
	<u>ることができる。</u>
(新設)	(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)
(VIII)	第27条の14 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいな
	かった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件
	を見直し、再度、電源入札等を実施する。
(新設)	(情報の取り扱い) 第9.7条の1.5 大機関は、電源入り等に係る情報な秘密情報よりで適切に取り扱う
	第27条の15 本機関は、電源入札等に係る情報を秘密情報として適切に取り扱う。
第 <u>5</u> 章 設備形成	第 <u>6</u> 章 設備形成
(新設)	第1節 広域連系系統の設備形成

変更(で変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(広域連系系統の設備形成)	(広域連系系統の設備形成)
第28条 本機関は、法第28条の40第4号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業	第28条 本機関は、法第28条の40第4号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業
務を行う。	務を行う。
40.511.78	32 E 13 9 8
(新設)	(広域系統整備委員会)
	第28条の2 本機関は、前条の業務を行うにあたって、定款39条に基づき、広域連系系
	統の設備形成に関する常設の委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置する。
(新設)	第2節 広域系統長期方針
(広域系統長期方針)	(広域系統長期方針の策定)
第29条 本機関は、広域運用の観点から、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関す	第29条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統
る方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し <u>公表する。ま</u>	の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)
た、広域系統長期方針については、状況変化を適切に反映できるよう定期的に見直しを行	を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向
<u>5.</u>	けた考え方を示すものとする。
2 本機関は、広域系統長期方針の策定及び見直しに当たり、専門的な知見を有する有識者	(削除)
及び需要家等も含む委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置し、設備の経年	
<u>情報等を踏まえた検討を行う。</u>	
(送配電等業務指針第17条より移設して修正)	2 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、広域系統長期方針を策定するものとする。
() () () () () () () () () ()	2
	- <u>国の政界が新</u> 二 総合資源エネルギー調査会令(平成12年6月7日政令第293号)に基づく審議会
	等における審議
	三 策定済みの広域系統整備計画の内容
	四本機関の電力系統に関する調査及び分析の結果
	五 電気事業者の意見及び本機関の業務に関係がある海外諸国の機関との意見交換等を通
	じて得た知見
	六 その他広域連系系統の整備に関する重要な事項
	3 本機関は、広域系統長期方針の策定にあたっては、会員の意見聴取等の透明性のあるプ
	ロセスを経るものとし、策定後、その内容を直ちに公表するものとする。
(送配電等業務指針第19条より移設)	(広域系統長期方針の見直し)
	第29条の2 本機関は、策定又は見直後5年ごとに、前条に準じて、広域系統長期方針の
	見直しを行う。
	2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期末針の見直しの必要性について検討な行い。見直しが必要であると判断したときには
	期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、 その都度見直しを行う。
	- <u>ての郁度兒直しを行う。</u> - エネルギー政策基本法(平成14年6月14日法律第71号)に基づくエネルギー基
	一 上不ルヤー政界基本伝(平成14年0月14日伝律第11万)に基づく上不ルヤー基 オションの他の広ばで統長期ナイルと影響がようフロの政策ナイルが東京とりを担

本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場

変 更 後(変更点に下線)

合

- 二 本機関が、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合
- 三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合

(新設)

(広域系統整備計画)

- 第30条 本機関は、広域系統長期方針、既設設備の状況、その更新計画等の実態も踏まえ、 広域運用の観点からの広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別 計画(以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。
- 2 本機関は、広域系統整備計画の策定に当たり、広域系統整備委員会において、第32条 から第35条に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)により検討、評価等を行 う。

(計画策定プロセスの開始手続)

- 第31条 本機関は、第24条第2項により必要と認める場合、又は次の各号のいずれかに 該当する場合、計画策定プロセスを開始する。
- 一 本機関が、次のア又はイの観点から送配電等業務指針で定める検討開始要件に適合すると認めたとき
- ア 安定供給 大規模災害等<u>の</u>場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点
- イ 広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の 混雑<u>(第62条第1項に定めるもの。以下、本条において同じ。)等</u>を防止し、広域的 な電力取引の環境を整備する観点
- 二 電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点<u>から、広域系統整備に関する提</u> 起があったとき
 - ア 安定供給 大規模災害等の場合において、電力の融通により安定供給を確保する観点
- イ 広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系系統の混雑等 を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点
- ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点 (電源を設置する 電気供給事業者又は当該電源から供給を受ける者からの提起の場合に限る。)
- 三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けたとき

第3節 広域系統整備計画

(広域系統整備計画)

第30条 本機関は、広域系統長期方針、広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、本節に定める手続(以下「計画策定プロセス」という。)に基づき、広域連系系統の整備(以下「広域系統整備」という。)に関する個別の整備計画(以下「広域系統整備計画」という。)を策定する。

(削除)

(計画策定プロセスの開始)

- 第31条 本機関は、次の各号のいずれかに該当する<u>と認める</u>場合には、計画策定プロセス を開始する。
- 一 本機関が、次のア又はイの観点に基づく、送配電等業務指針で定める検討開始要件に 該当すると認めた場合
 - ア 安定供給 大規模災害等<u>により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給</u> 力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、<u>供給区域間の</u>電力の融通により安 定供給を確保する観点
 - イ 広域的取引の環境整備 現に発生し又は将来発生すると想定される広域連系系統の 混雑を防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点
- 二 <u>送配電等業務指針に定める</u>電気供給事業者より、次のアからウのいずれかの観点<u>に基づく</u>広域系統整備に関する提起<u>があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当</u>する場合
- ア 安定供給 大規模災害等<u>により、複数の発電機の計画外停止その他供給区域の供給</u> 力が大幅に喪失する事態が発生した場合において、電力の融通により安定供給を確保 する観点
- イ 広域的取引の環境整備 個別の広域的な電力取引に起因する広域連系系統の混雑を 防止し、広域的な電力取引の環境を整備する観点
- ウ 電源設置 特定の電源の設置に起因した広域的な電力取引の観点
- 三 国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合
- (一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認)
- 2 本機関は、検討の対象となる電線路が地内基幹送電線であって、直接的には地域間連系 | 第31条の2 本機関は、計画策定プロセスの対象となる広域連系系統が地内基幹送電線で

線(以下「連系線」という。)の運用容量(送電線等の設備を損なうことなく、かつ送配電 等業務指針に定める供給信頼度を確保した上で流すことができる電力の最大値をいう。以 下同じ。)の算定や運用に影響を与えない電線路であるときは、計画策定プロセスの開始に 先立ち、当該電線路の維持及び運用を行っている一般電気事業者たる会員に対して状況認 識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行う。

(送配電等業務指針第28条から移設し修正)

(送配電等業務指針第26条第2項から移設し修正)

(広域系統整備の検討)

- スを開始したときは、広域系統整備委員会において、当該計画策定プロセスに係る案件と、 過去に検討を行った案件又は現在検討を行っている若しくは行おうとしている案件との照 合等の確認を行い、当該計画策定プロセスの進め方を理事会において決定する。 (新設)
- 2 本機関は、前条第1項第3号により計画策定プロセスを開始したときは、その旨及び広 域系統整備計画の取りまとめまでに要する予定を経済産業大臣に報告するとともに、公表 する。

- 整備委員会において、代替的な方策との比較も行った上で、必要な増強容量、概略ルート、 概算工事費その他の送配電等業務指針で定める事項(以下「広域系統整備の基本要件」と いう。)、及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者(以下「受益者」という。)に ついて検討を行い、評議員会の審議を経て、理事会にて決定し、広域系統整備の基本要件 を確定する。
- 4 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第1項第2号により検討の提起をした者の意 見又は前条第1項第3号による検討の要請の内容並びに受益者及び関係する事業者の意見

変 更 後(変更点に下線)

あって、直接的には連系線の運用容量の算定又は連系線の運用に影響を与えない流通設備 であるときは、計画策定プロセスの開始に先立ち、当該広域連系系統を維持及び運用する 一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し、状況認識、対策の実施状況及び対策の 可能性等の確認を行う。

2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者たる会員による流通設備計画によって、 本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に 関する提起の内容が実現できると認めたときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計 画策定プロセスを開始しない。

(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)

第31条の3 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、 送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条の確認の結果 により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定 プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。

(計画策定プロセスの進め方の決定)

- 第32条 本機関は、第24条第2項及び前条第1項により広域系統整備の計画策定プロセ | 第32条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、広域系統整備委員会における検 討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。
 - 2 計画策定プロセスの標準検討期間は送配電等業務指針に定める。

(計画策定プロセスの進め方の公表)

- 第32条の2 本機関は、計画策定プロセスの進め方の決定後、次の各号に掲げる事項を公 表する。
- 一 計画策定プロセスを開始した旨
- 二 計画策定プロセスを継続する場合には、検討スケジュール
- 三 計画策定プロセスを継続しない場合には、その旨及びその理由
- 2 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計 画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に書面で通知する。

(基本要件及び受益者の決定)

3 本機関は、第1項により計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統 │第32条の3 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、広域系統整 備委員会の検討(代替的な方策との比較検討を含む。)を踏まえ、広域系統整備の基本的な 要件(以下「広域系統整備の基本要件」という。)及び広域系統整備の目的に照らして受益 のある者(以下「受益者」という。)の範囲を決定する。

(送配電等業務指針第30条第2項へ移設)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
を踏まえるものとする。	
(新設)	(電気供給事業者の募集手続) 第32条の4 本機関は、前条の検討に際し、必要と認める場合は、広域的な電力取引により、計画策定プロセスの検討の対象となる広域連系系統の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集することができる。 2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気供給事業者の応募の内容を踏まえ、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討を行う。
(実施案の募集及び決定) 第33条 本機関は、 <u>前条第3項で確定した</u> 基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者を送配電等業務指針に定めるところにより、募集する。 2 前項にかかわらず、本機関は、前条第3項の検討において既設設備の増強が適当であると認めた場合等、実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、送配電等業務指針に定めるところにより、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求める。 3 本機関は、前2項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、理事会にて実施案及びその事業実施主体を決定する。	(実施案の募集及び決定) 第33条 本機関は、 <u>広域系統整備の</u> 基本要件を踏まえ、設備の建設、維持及び運用の実施 方策の案(以下「実施案」という。)並びにこれを実施する事業者 <u>(以下「事業実施主体」</u> という。)を募集する。 2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合 <u>その他</u> 実施案 の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、 当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。 3 本機関は、前各項に基づき提出された実施案について、広域系統整備委員会において、 経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価 し、実施案及びその事業実施主体を決定する。
(受益者及び費用負担割合の決定) 第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、 第32条第3項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、 費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。	(受益者及び費用負担割合の決定) 第34条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合(一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。)を決定する。 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第32条の3に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。
(広域系統整備計画の取りまとめ) 第35条 本機関は、第33条第3項の決定及び前条の費用負担割合を踏まえ、次の各号の事項を含む広域系統整備計画を取りまとめ、広域系統整備委員会において検討の上、理事会で決定し、公表する。 - 広域系統整備の実施方策(決定した実施案) - 事業実施主体となる者(決定した実施案を提出した者) - 受益者及び費用負担割合 2 本機関は、事業実施主体となる者及び受益者に対し、第1項による決定内容を通知する。	(広域系統整備計画の <u>策定</u>) 第35条 本機関は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主 体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、公表する。 2 本機関は、 <u>広域系統整備計画の策定後</u> 、事業実施主体及び受益者に対し、 <u>策定した広域系統整備計画の</u> 内容を通知する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(計画策定プロセスの終了) 第35条の2 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合その他送配電等業務指針 に定めるときは、計画策定プロセスを終了する。
(送配電等業務指針第44条第2項、第3項から移設し修正)	(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第35条の3 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出 を受け、同計画の進捗状況を把握する。 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系 統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に 報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響 があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。
(新設)	(広域系統整備計画の変更) 第35条の4 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。
(送配電等業務指針第32条から移設し修正)	(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第35条の5 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実 現性を担保するために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、 周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アク セス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員 に通知する。
(分析ツールの具備) 第36条 本機関は、本章各条の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための 分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を 実施する。 2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分 析ツールの導入について検討を行う。	分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を 実施する。
(本章の業務の詳細)	(本章の業務の詳細)

第37条 本章の業務の詳細は、本章に定めるほか、送配電等業務指針において定める。

第6章 系統アクセス

(新設)

(系統アクセス業務の実施)

第38条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基 づき、送電系統(一般電気事業者たる会員又は卸電気事業者たる会員が維持し、及び運用 する流通設備をいう。以下同じ。)への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及 び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 (新設)

(第40条第5項より移設して修正)

(用語の定義)

第39条 本章における主な用語の定義は、次の各号による。

- 一 発電者 一般電気事業、特定規模電気事業、特定電気事業、又は自己託送の用に供す る電気を発電し送電系統に電力を流入する者(送電系統に電力を流入する自家用発電設 備設置者を含む。)
- 二 特定発電設備等設置場所 発電設備等(送電系統に連系しない設備を除く。)の出力の 合計値が1万キロワット以上である発電設備等の設置場所
- 三 発電設備等系統連系希望者 発電者又は発電者になろうとする者であって、事前相談、 接続検討又は契約申込みを希望する者
- 四 特定発電設備等系統連系希望者 発電設備等系統連系希望者のうち、特定発電設備等 設置場所に関する事前相談、接続検討又は契約申込みを希望する者

(新設)

(事前相談及び接続検討の申込みの受付)

- 第40条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者から求められたときは、事前相談及び 接続検討の申込みを受け付ける。
- 2 一般電気事業者たる会員は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置した、又は設 置しようとする特定発電設備等設置場所に関係する事前相談又は接続検討については、前 項にかかわらず、本機関に申し込むこととする。
- 定める回答期間内の日を回答予定日として、特定発電設備等系統連系希望者へ速やかに通 知する。

変 更 後(変更点に下線)

第37条 本章の業務の詳細は、本章に定めるほか、送配電等業務指針において定める。

第7章 系統アクセス

第1節 系統アクセス業務

(系統アクセス業務の実施)

- 第38条 本機関は、法第28条の40第<u>8</u>号に基づき、送電系統への発電設備等<u>(送電系</u> 統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、本章において同じ。) の連系等を希望する 者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等 の業務を行う。
- 2 本機関は、系統アクセス業務を実施するに際し、系統情報ガイドライン及び費用負担ガ イドラインを踏まえた、必要な検討を行う。
- 3 本機関が受け付けた系統アクセス業務については、送配電等業務指針で定める事前相談 及び接続検討に関する規定を準用する。

(削除)

(削除)

(第2条へ移設して修正)

(第2条へ移設して修正)

第2節 事前相談及び接続検討

(事前相談及び接続検討の申込みの受付)

第40条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。

(送配電等業務指針第61条へ移設)

- 3 本機関は、前2項の申込みを受け付けた場合は、第42条第3項又は第44条第2項に 2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は、第42条第3項又は第44条第2項に定 める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判|3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判

明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見 込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に 応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも 同様とする。

- 5 本機関から依頼を受けて一般電気事業者たる会員が実施する事前相談の検討及び接続検 討については、送配電等業務指針で定める事前相談及び接続検討に関する規定を準用する。
- 6 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式は、一般電 気事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し、本機関が定 め、本機関のウェブサイトにおいて公表する。

(事前相談の検討)

- 第41条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、関係する一般電気事 業者たる会員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備がある ときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
- 2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、事前相談の 検討を行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から特定発電設備等系統連系希望者への回 答予定日の5営業日(第10条第3項に定める本機関の営業日とする。以下、この章にお いて同じ。) 前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するときは、 その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
- 等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検 証する。
- 一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量 や予想潮流
- 二 特定発電設備等系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由
- 三 想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離
- 4 一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、 関連する情報を本機関に提出しなければならない。
- 5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当 該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の提 出を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。

(事前相談の回答)

- 第42条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、特定発電設備 等系統連系希望者に対し、次の各号の内容を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)
- 二 想定する連系点から特定発電設備等設置場所までの直線距離

変 更 後(変更点に下線)

明次第速やかに、特定系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長 後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。 延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(第38条第3項へ移設)

(第46条の2へ移設)

(事前相談の検討)

第41条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、対象となる送電系統 を運用する一般送配電事業者(以下、本章において「一般送配電事業者」という。)たる会 員に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書 類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。

(送配電等業務指針第99条の2へ移設)

- 3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電 | 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の 各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
 - 一 最大受電電力に対して容量面から評価した連系制限がある場合は、送電系統の熱容量 や予想潮流
 - 二 特定系統連系希望者が希望した受電電圧と異なる場合は、その理由
 - 三 想定する連系点及び、特定発電設備等設置場所から同連系点までの直線距離

(送配電等業務指針第118条へ移設)

3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一 般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再 検討結果の提出を受けたときは、前項に準じ、再度、確認及び検証を行う。

(事前相談の回答)

- 第42条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系 希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答すると ともに必要な説明を行う。
- 一 最大受電電力に対する、容量面から評価した連系制限の有無 (連系制限がある場合は、容量面から評価した連系可能な最大受電電力)
- 二 想定する連系点から特定発電設備等の設置場所までの直線距離

- 2 前項で示す回答の他、特定発電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情 報の公表の考え方に基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。
- 3 本機関は、第1項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として1か月以内 に行うものとする。

(接続検討)

- 第43条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受け、かつ関係する一般電気事業者たる 会員から必要な検討料が入金されている旨の通知を受けたときは、当該接続検討の申込み の受付を行い、当該一般電気事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、 申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込み の受付を行う。
- 2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関からの依頼を受けたときは、接続検討を 行い、検討終了次第速やかにかつ本機関から特定発電設備等系統連系希望者への回答予定 日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出するものとし、当該期日を超過するとき は、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
- 3 本機関は、一般電気事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、送配電 | 等業務指針等に照らして次の各号に掲げる内容について妥当性を確認し、必要に応じて検
- 一 特定発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合 は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。
- 二 連系点・送電線ルートの選定理由や、工事の必要性と設備規模
- 三 概算工事費、工事費負担金概算(工事費負担金の対象範囲)
- 四 所要工期
- 五 特定発電設備等系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工 事の内容
- 六 検討対象年度、検討断面等の前提条件
- 七 運用上の制約がある場合は、その根拠
- 八 その他接続検討結果に記載されている事項
- 4 本機関は、前項の他、風力及び太陽光等の再生可能エネルギーなどの変動電源の接続検 討の場合には、当該検討が第82条に掲げる広域的な周波数調整及び連系線を活用した下 げ代不足(周波数維持のための電源の抑制可能量が不足する場合をいう。以下同じ。)対策 による接続の可能性も踏まえているかを確認し、必要に応じて検証する。
- 5 一般電気事業者たる会員は、前2項の業務の実施のために本機関から求められたときは、 関連する情報を本機関に提出しなければならない。
- 6 本機関は、第3項及び第4項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由 4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般 を付して当該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検 討結果の提出を受けたときは、第3項及び第4項に準じ確認等を行う。

変 更 後(変更点に下線)

- 2 本機関は、前項の回答に際し、特定系統連系希望者の求めに応じ、系統情報ガイドライ ンに基づき標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。
- 3 本機関は、原則として、事前相談の回答を申込みの受付日から1か月以内に行うものと する。

(接続検討)

- 第43条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者たる会員 に対して、その旨を通知する。
- 2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した 旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に 接続検討の実施を速やかに依頼する。但し、申込書類に不備があるときは、書類の修正を 求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。
- (送配電等業務指針第99条の4へ移設)
- 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の検討結果の提出を受けたときは、次の 各号に掲げる事項について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
- 一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理 由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由。
- 二 連系点・送電線ルートの選定理由や、工事の必要性と設備規模
- 三 概算工事費、工事費負担金概算(工事費負担金の対象範囲)
- 四 所要工期
- 五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容
- 六 検討対象年度、検討断面等の前提条件
- 七 運用上の制約がある場合は、その根拠
- 八 広域周波数調整及び連系線を活用した下げ代不足対策による接続の可能性(但し、風 力電源及び太陽光電源その他の再生可能エネルギー等の変動電源に関する接続検討に関 し、下げ代不足を理由に接続ができない旨を回答する場合に限る。)
- 九 その他接続検討結果に記載されている事項

(前項第8号へ移設)

(送配電等業務指針第118条へ移設)

送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検 討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ確認及び検証を行う。

(接続検討の回答)

- 第44条 本機関は、前条による検討結果の確認又は検証を完了したときは、<u>特定発電設備</u> <u>等系統連系希望者</u>に対し、次の各号の内容を速やかに書面にて回答するとともに必要な説 明を行う。
- 一 <u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
- 二 系統連系工事の概要 (<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は 工事概要図等)
- 三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 特定発電設備等系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 八 運用上の制約(制約の根拠を含む)
- 2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として3か月以内に 行うものとする。
- 3 本機関は、前条による<u>検討結果</u>が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、 次の各号に掲げる内容について回答書に含めるとともに、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u> に対し、必要な説明を行う。
- 一 系統連系工事に広域連系系統の<u>増強工事</u>が含まれる場合 第31条第1項第2号ウに 基づき本機関に対して広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者に 該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続
- 二 特定発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合 近隣の電源接続案件の可能性を募り、複数の発電設備等系統連系希望者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う手続(以下「電源接続案件募集プロセス」という。)の対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセスの開始に至る手続

(<u>一般電気事業者</u>たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)

- 第44条の2 本機関は、一般電気事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般電気事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般電気事業者たる会員が発電設備等系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。
- 2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号 に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対 し同号に準じた説明を行う。

変 更 後(変更点に下線)

(接続検討の回答)

- 第44条 本機関は、前条による検討結果の確認及び検証を完了したときは、<u>特定系統連系</u> 希望者に対し、次の各号<u>に掲げる事項に関する確認及び検証の結果</u>を速やかに書面にて回 答するとともに必要な説明を行う。
- 一 <u>特定系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合 には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
- 二 系統連系工事の概要 (<u>特定系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事概要図 等)
- 三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 特定系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 八 運用上の制約(制約の根拠を含む)
- 2 本機関は、前項による回答を前条第1項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。
- 3 本機関は、前条による<u>接続検討の結果</u>が以下の条件に該当する場合は、第1項の内容に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、<u>特定系統連系希望者</u>に対し、必要な説明を行う。
- 一 系統連系工事に広域連系系統の<u>増強(新設を含む。以下同じ。)工事</u>が含まれる場合 第 31条第1項第2号ウに基づき本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続
- 二 特定系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が<u>第44条の4の2に定める</u>規模以上となる場合 <u>電源接続案件募集プロセス(第44条の4に定める。以下同</u>じ。)の対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続

(<u>一般送配電事業者</u>たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の 取扱い)

- 第44条の2 本機関は、<u>一般送配電事業者</u>たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、<u>一般送配電事業者</u>たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、<u>一般送配電事業者</u>たる会員が<u>系統連系希望者</u>に対し回答を行った後速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し同号に準じた説明を行う。
- 2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号 に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、<u>系統連系希望者</u>に対し同号に準 じた説明を行う。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後(変更点に <u>下線</u>)
(新設)	(接続検討の要否確認) 第44条の3 本機関は、発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含む。) を行う場合において、特定系統連系希望者から接続検討の要否の確認を受けた場合、一般 送配電事業者たる会員に対して、接続検討の要否の確認を依頼する。 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その 結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般 送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検 討結果の提出を受けたときは、再度、本項に準じ確認を行う。 3 本機関は、一般送配電事業者たる会員の接続検討の要否確認の検討結果が妥当であると 認めるときは、特定系統連系希望者に対し、その結果を通知する。
(新設)	第3節 電源接続案件募集プロセス
(新設)	(電源接続案件募集プロセスの実施) 第44条の4 本機関は、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。 以下、本節において同じ。)の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する(以下「電源接続案件募集プロセス」という。)。
(送配電等業務指針第111条から移設して修正)	(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事) 第44条の4の2 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象 となる第44条第3項第2号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系 工事とする。 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強 工事が含まれること。 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力(但し、 既設の発電設備等の最大受電電力を増加させる場合は、最大受電電力の増加量)で除し た額が、本機関の理事会が定める額を超えること。 2 本機関は前項第2号の額を公表するものとする。
(電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第44条の3 発電設備等系統連系希望者は、本機関から電源接続案件募集プロセスの対象 となる可能性がある旨の説明を受けた場合で、電源接続案件募集プロセスの実施を希望す るときは、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但 し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、発電設備等系統連 系希望者が、第31条第1項第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合 はこの限りではない。	(送配電等業務指針第111条へ移設)
2 本機関は、発電設備等系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接	(第44条の5第4項へ移設)

続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、接続検討の前提となる事実関係が変動し、系統連系工事の規模が第44条第3項第2号に定める規模を下回ることが明らかとなったときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。

- 一 接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連 系工事の規模が第44条第3項第2号に定める規模を下回る場合においては、電源接続 案件募集プロセスが開始されない旨
- 二 前号に掲げる場合において、発電設備等系統連系希望者が単独での系統連系を希望するときには、発電設備等契約申込みが必要となる旨及び同申込手続の内容(接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨を含む。)
- 3 本機関は、前項第1号に掲げる場合においては、電源接続案件募集プロセスを開始しない。

(電源接続案件募集プロセスの開始)

- 第44条の4 本機関は、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けたとき等には、 電源接続案件募集プロセスを開始し、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を 募集する。但し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合であって、次 の各号に掲げるときは除く。
- 一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、電源接続案件募集プロセスを開始する必要性がない場合
- 二 直近で同一の送電系統に関し電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず十分な応募が集まらなかった場合等、電源接続案件募集プロセスを開始したとしても、発電設備等系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスを完了するに足りる応募がなされる蓋然性が極めて低い場合

(新設)

(新設)

2 本機関は、前項各号に該当する場合には、電源接続案件募集プロセスを開始しない理由 を電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系統連系希望者へ速やかに 説明しなければならない。

(第44条の4第1項から移設し修正)

変 更 後(変更点に下線)

(同上)

(電源接続案件募集プロセスの開始)

- 第44条の5 本機関は、特別高圧の送電系統の増強工事に関して、次の各号のいずれかに 該当する場合は、電源接続案件募集プロセスを開始する。
- 一 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合
- 二 一般送配電事業者たる会員から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた 場合で本機関が同プロセスを開始することの合理性を認めたとき
- 三 本機関が効率的な系統整備の観点等から同プロセスを開始することが必要と判断したとき
- 四 第44条の24第1項に掲げる場合
- 2 本機関は、前項第1号により同プロセスの申込みを受け付けた場合は、一般送配電事業 者たる会員にその旨を通知する。
- 3 本機関は、前項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。 (削除)
- 4 第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げるときは同プロセスを開始しない。
- 一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関し、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、同プロセスを開始する必要性がないとき
- 二 直近で同一の送電系統に関し、電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず 同プロセスが不成立となった場合
- 三 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、同プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第44条の4の2第1項に定める規模を下回る結果となった場合

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
	5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と
	協議の上、第44条の8第1項に基づき策定する募集要領を公表するまでの間、暫定的に
	当該送電系統に確保すべき容量を定める。
(新設)	6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び募集要
	領の公表までの間に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会
	<u>員に通知する。</u>
	<u>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</u>
(新設)	第44条の6 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受
	け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接
	続検討の回答後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込
	みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当す
	ることが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。
	一接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連
	系工事の規模が第44条の4の2第1項に定める規模を下回るため、電源接続案件募集
	プロセスが開始されない旨
	二 前号において、系統連系希望者が単独での系統連系を希望する場合には、契約申込み
	が必要となる旨及び同申込手続の内容(接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨
	<u>を含む。)</u>
	(単独負担意思のある系統連系希望者の募集)
(新設)	第44条の7 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契
	約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負
	担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるとき
	は、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。但し、募集期間は
	1か月を超えることはできない。
	(募集要領の策定等)
(送配電等業務指針第112条第2項から移設して修正)	第44条の8 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、工事費負担金を共同負担す
	る対象となる系統増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、暫定的に送電系統に確保
	する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要領に
	おいてこれを定める。
	2 本機関は、募集要領の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。
(電源接続案件募集プロセスに関する接続検討)	(系統連系希望者からの応募の受付)
第44条の5 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った発電設備等系	第44条の9 本機関は、募集要領に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望す
統連系希望者、及び、本機関が開始した電源接続案件募集プロセスに応募しようとする発	る系統連系希望者から、応募の受付を行う。
電設備等系統連系希望者は、本機関又は一般電気事業者たる会員に対し、電源接続案件募	2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。
集プロセスに関する接続検討の申込みを行わなければならない。	3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業
	者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。
2 前項の接続検討は、本機関又は一般電気事業者たる会員が受け付けた全ての電源接続案	4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要領に基づき、一般送配電

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後(変更点に下線)
<u>件の申込内容を前提に行う。</u>	事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼す
	<u>ることができる。</u>
(新設)	5 前2項の接続検討は、本機関又は一般送配電事業者たる会員が受け付けた全ての接続検
	討の申込内容を前提に検討を行う。
(電源接続案件募集プロセスにおける入札手続等)	<u>(接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</u>
第44条の6 本機関は、前条の接続検討の結果を踏まえ、送配電等業務指針に定めるとこ	第44条の10 本機関は、前条の接続検討の回答内容を踏まえた上で、募集対象となる送
ろにより、入札等の公平性及び透明性の確保された手続に基づき、系統増強を行うための工事課を担合させ同会担よる必要記憶符系統法系系規表されます。	電系統への連系等を希望する系統連系希望者を再度募集する。
工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者を決定する。 (送配電等業務指針第114条から移設して修正)	(原生文法法文圣哲学の沈宁工徒)
(<u>(優先系統連系希望者の決定手続)</u> 第44条の11 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位(以下「系
	新生年来の11 年機関は、原則として、八代子派に基づさ、建宗寺の優先順位(以下・宗 統連系順位」という。)を決定し、当該順位にしたがって、前項の募集に応募した系統連系
	希望者の中から優先的に連系等を行うことができる系統連系希望者(以下「優先系統連系
	希望者」という。)を決定する。
	2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知
	3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。
(送配電等業務指針第115条から移設して修正)	_(再接続検討の実施)_
	第44条の12 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般送配電事業者たる
	会員に対し、優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした
	接続検討(以下「再接続検討」という。)の実施を依頼する。
	2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要領に基づき算 出する。
	<u>四9分。</u> 3 本機関は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果を通知する。
	6 平成因は、 度元不加是不加主日に対し、 自成加快的や加水と地域) 。
(送配電等業務指針第116条から移設して修正)	(工事費負担金を共同負担する意思の確認)
	第44条の13 本機関は、各優先系統連系希望者に対し、前条第3項の再接続検討の回答
	内容を踏まえ、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。
	2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、全ての優先系統連系希望者から工事費負
	担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に確定するものとする。
(新設)	<u>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)</u> 第44条の14、大機関は、前条第1項による控制のは関係を表現する対象を工事機
	第44条の14 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費 負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望
	者を控除した上で、募集要領にしたがって、再度、系統連系順位及び優先系統連系希望者
	を決定する。
	2 本機関は、第44条の12に準じ、一般送配電事業者たる会員に対し、再接続検討の実
	施を依頼し、その結果を前項に基づき決定された優先系統連系希望者に通知する。
	3 本機関は、前条に準じ、第1項に基づき決定された優先系統連系希望者に対して、工事
	費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(送配電等業務指針第117条から移設して修正)	(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)
	第44条の15 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系
	統連系希望者との間で工事費負担金の負担に関する書面が締結された場合に成立するもの
	とする。
	2 電源接続案件募集プロセスは、同プロセスの対象となる送電系統の増強工事に必要となる工事課金担合に対し、名系統書系系開来の会担合の総統式工具することが明られたな
	る工事費負担金に対し、各系統連系希望者の負担金の総額が不足することが明らかとなった場合に不成立とする。
	<u>た場合に不成立とする。</u> 3 本機関は、電源接続案件募集プロセスが成立又は不成立となった後遅滞なく、同プロセ
	3 学成内は、電が反航来 一分の結果を公表する。
(電源接続案件募集プロセスの期間)	(電源接続案件募集プロセスの期間)
第44条の7 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、	第44条の16 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、
系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費	系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費
負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。	負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。
(電源接続案件募集プロセスの詳細)	(削除)
第44条の8 本章に定めるほか、電源接続案件募集プロセスの詳細については、送配電等	
<u>業務指針に定めるところによる。</u>	
	 (電源接続案件募集プロセスの中止)
(新設)	第44条の17 本機関は、想定される系統増強工事の規模(工事費負担金の額及び工期を
	含む。) や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件募集プロセス
	<u>を継続したとしても、同プロセスが不成立となる蓋然性が高いと判断したときは、同プロ</u>
	セスを中止することができる。
	2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募
	者(応募を希望する者を含む。)に対して、意見を聴取しなければならない。
	3 本機関は、電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロ
	セスを中止する理由を公表する。
 (電源接続案件募集プロセスに関する情報管理)	(第49条へ移設)
<u>(電源接続条件券集プロセスに関する情報管理)</u> 第44条の9 本機関及び一般電気事業者たる会員は、電源接続案件募集プロセス開始の申	(
込みを行った発電設備等系統連系希望者及び電源接続案件募集プロセスに応募した発電設	
備等系統連系希望者に関する情報管理を徹底しなければならない。	
(新設)	第4節 リプレース案件系統連系募集プロセス
/ ☆ ピニロハ	
(新設)	(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表) 第44条の18 本機関は、発露東業者なる会員から提出された供給計画に記借容量が10
	第44条の18 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10 万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が
	カキロリット以上の発電設備等の廃止計画 (以下「リプレース対象廃止計画」という。) か 記載されている場合において、次の各号のいずれにも該当するとき (以下「リプレース」
	直戦で40人いの場合にわいし、例の合方のいり40にも該当りるとさ(以下「リノレー人」

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	という。) は、リプレース対象廃止計画を公表する。
	一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等の最大受電電力が10万キロワット
	<u>以上であること。</u>
	二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等
	業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業
	者」という。) が発電設備等の建替えを行う場合(以下、建替えを行う新規の発電設備等
	を「新設発電設備等」という。)。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可
	能量(建替え前の発電設備等が連系している条件での連系可能量をいう。)の範囲内であ
	<u>る場合は除く。</u>
	三 発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所(専
	ら当該発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたものを除き、以下「第一
	電気所」という。)が同一となる地域で建替え後の新設発電設備等が連系等されると認め
	られる場合。但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる。
	る場合は除く。
	2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び
	関係する電気供給事業者に対し、リプレースの該当性を判断するために必要な事項につい
	て確認を行う。
	3 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、発電設備等の廃止計画がリプレースに該
	当するか否かを判断する。
	一 リプレース対象事業者から提出される供給計画
	二 前項の確認結果の内容 三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内
	一
	<u>年</u> 四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項
(新設)	(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)
	第44条の19 本機関は、前条に基づきリプレース対象廃止計画を公表した発電設備等(以
	下「リプレース発電設備等」という。) について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合
	には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者
	を募集する手続(以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。)を開始する。
	2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始するにあたり、次の各号に掲げ
	る事項を定めた募集要領を作成し、公表する。
	<u>ー 募集実施のスケジュール</u>
	二 募集対象となる送電系統
	三募集対象となるエリア
	四 募集対象となる送電系統の連系可能量
	五、応募資格
	<u>六 連系可能者の決定方法</u>
	七 その他募集を行うにあたり必要となる事項
	3 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも
	<u>12か月以上確保する。</u> 32

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知)
	第44条の20 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リ
	プレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下、本節において「プロセ
	ス対象送電系統」という。)を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知
	<u>する。</u>
	2 リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合、同プロセス開始時点から同プロセ
	スを完了又は中止するまでの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対
	象送電系統の連系可能量に相当する系統容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、前
	項の通知に際して、確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。
(新設)	(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)
	第44条の21 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募
	集プロセスを中止する。
	一 需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リプレース発電設備等の廃止の蓋然
	性が低くなったとき
	二 リプレースの新規発電設備等の開発計画が中止となったとき
	2 本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。
(新設)	(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)
	第44条の22 本機関は、募集要領にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希
	望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。
	2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みを受け付ける。
	3 前項の接続検討については第44条の9を準用する。
(新設)	(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)
	第44条の23 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望す
	る応募者の発電設備等の容量の合計(以下「連系希望容量」という。)が、プロセス対象送
	電系統の接続可能量(既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系
	可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。)の範囲内である場合は、応募者に対して、
	全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。
	2 前項に掲げる場合においては、応募締切時点から本機関が定める日までの間、プロセス
	対象送電系統において連系希望量に相当する容量を暫定的に確保するものとし、本機関は、
	確保すべき容量を一般送配電事業者たる会員に通知する。
	FERRY CHIEFRITE VIANTON TO
(新設)	(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)
	第44条の24 本機関は、連系希望容量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える
	場合は、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロ
	セス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。
	2 本機関は、前項において、対象となる全ての連系希望者が電源接続案件募集プロセス以
	外の公平性が確保された方法により工事費負担金を共同負担する意思を有することが確認
	できた場合は、同プロセスを省略することができる。
<u></u>	99

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	3 本機関は、前項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第44条の9
	に定める接続検討申込みを不要とすることができる。

- 4 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件募集プロセス の募集容量の公表日までの間、プロセス対象送電系統において暫定的に確保すべき容量を 定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。
- 5 本機関は、第1項の電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合(中止した場合を 含む。) は、募集要領を変更して、再度、同プロセスを実施する。但し、電源接続案件募集 プロセスによらず、公平性かつ中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を 決定することができるときは、当該手続によることができる。

第4節 その他

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

- 第45条 一般電気事業者たる会員は、本機関が第44条第1項により特定発電設備等系統|第45条 本機関は、本機関が第44条第1項により特定系統連系希望者に回答を行った案 連系希望者に回答を行った案件について、特定発電設備等系統連系希望者から契約申込み を受けた場合、その申込みに対する検討結果が第44条第1項の回答と異なるときは、送 配電等業務指針で定めるところにより、特定発電設備等系統連系希望者への回答を行う前 に、本機関に検討結果を提出しなければならない。
- 2 一般電気事業者たる会員は、前項により本機関に提出すべき内容が、工事費負担金の増 加、工期の長期化、若しくは特定発電設備等系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれ も伴わない軽微なものであるときは、前項にかかわらず、送配電等業務指針で定めるとこ ろにより、特定発電設備等系統連系希望者への回答を行った後に変更の概要を本機関に提 出することができる。
- 3 本機関は、前2項に基づき一般電気事業者たる会員から提出を受けたときは、送配電等 業務指針等に照らしてその内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
- 4 一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、 関連する情報を本機関に提出しなければならない。
- 該一般電気事業者たる会員に再検討を求め、一般電気事業者たる会員から再検討結果の報 告を受けたときは、第3項に準じ確認等を行う。
- 6 本機関は、第3項又は前項の確認等の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、そ 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、検討結果が妥当であると認めるときは、その旨 の旨を当該一般電気事業者たる会員に通知する。
- 7 一般電気事業者たる会員は、前項の通知を受けたときは、速やかに特定発電設備等系統 連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項により回答を行って いる場合は、この限りでない。

(一般電気事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)

第46条 本機関は、特定発電設備等系統連系希望者が一般電気事業者たる会員に対し、事 第46条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又 前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定発電設備等系統 連系希望者からの求めに応じて、第41条第3項又は第43条第3項及び第4項に準じて 確認し、必要に応じて検証する。

第5節 その他

(契約申込みに伴う回答内容の確認)

件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場 合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指 針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必 要に応じて検証する。

(送配電等業務指針第90条第2項へ移設)

(第2項へ移設)

(送配電等業務指針第118条へ移設)

- 5 本機関は、第3項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当 2 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して当該 一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から 再検討結果の報告を受けたときは、再度、確認及び検証を行う。
 - を一般送配電事業者たる会員に通知する。

(送配電等業務指針第90条第4項へ移設)

(一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証)

は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求 めに応じて、第41条第3項又は第43条第4項に準じて確認し、必要に応じて検証する。

- 2 一般電気事業者たる会員は、前項の業務の実施のために本機関から求められたときは、 関連する情報を本機関に提出しなければならない。
- 3 本機関は、第1項による確認又は検証を完了したときは、特定発電設備等系統連系希望 | 2 本機関は、前項による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速や 者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。

(第40条第2項から移設)

(受付・回答状況の取りまとめ)

- における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する情報を、本機関 に提出しなければならない。
- 2 本機関は、前項により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期 的に取りまとめ、公表する。

(送配電等業務指針第110条から移設)

(分析ツールの具備)

- 第48条 本機関は、本章各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。
- 2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分 析ツールの導入について検討を行う。

(新設)

(情報の取扱い)

変 更 後(変更点に下線)

(送配雷等業務指針第118条へ移設)

かに回答するとともに必要な説明を行う。

(系統アクセス業務の申込み及び回答様式)

- 第46条の2 本機関が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式 は、一般送配電事業者たる会員が事前相談及び接続検討の受付を行う場合の様式と統一し 本機関が定め、公表する。
- 2 本機関は、系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を作成するに あたっては、一般送配電事業者と事前に協議を行うものとする。

(受付・回答状況の取りまとめ)

- 第47条 一般電気事業者たる会員は、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員 | 第47条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員 から、当該会員における事前相談、接続検討及び契約申込みの受付及び回答状況に関する 情報の提出を受ける。
 - 2 本機関は、前項により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期 的に取りまとめ、公表する。

(業務改善)

- 第47条の2 本機関は、一般送配電事業者たる会員との間で、系統アクセス業務の質の向 上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて他の電気供給事業者とと もに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討 する。
- 一 系統アクセス業務の好事例
- 二 本機関への苦情及び相談の申出に対する対応状況や紛争解決の事例
- 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般送配電事業者が系統連 系希望者から苦情の申出を受けた事例
- 四 その他系統アクセス業務の改善に有用と考えられる情報

(分析ツールの具備)

- 第48条 本機関は、本章各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。
- 2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分 析ツールの導入について検討を行う。

(必要な協力の要請)

第48条の2 本機関は、一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者に対し、本章 の業務の実施のために必要な情報の提出その他の必要な協力を要請することができる。

(系統アクセス業務に関する情報管理)

第49条 本機関は、本章各条の業務における個別の案件に係る内容は、必要に応じて、秘|第49条 本機関は、系統アクセス業務における系統連系希望者の情報管理を徹底し、必要

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
密情報として適切に取扱う。	<u>に応じて、秘密情報として適切に取扱う。</u>
第 <u>7</u> 章 需給状況の監視	第 <u>8</u> 章 需給状況の監視
(需給状況の監視) 第50条 本機関は、法第28条の40第1号に基づき、会員が営む電気事業に係る電気の 需給の状況(以下「需給状況」という。)を監視する。	(需給状況の監視) 第50条 本機関は、法第28条の40第1号に基づき、会員が営む電気事業に係る電気の 需給の状況(以下「需給状況」という。)を監視する。
2 前項の監視の業務は、次の各号について行う。 一 会員ごとの需要及び供給力(調整力及び予備力を含む。以下同じ。)	(需給状況の監視の対象) 第50条の2 本機関は、前条の需給状況の監視の業務として、次の各号に掲げる事項を対象とする。 一会員の需給状況に関する事項
二 供給区域 <u>ごとの需要及び供給力</u>	ア 小売電気事業者たる会員(登録特定送配電事業者たる会員を含む。)の需要及び供給 力の確保に関する状況 イ 発電事業者たる会員の発電量及び発電余力に関する状況 二 供給区域の需給状況に関する事項
三 全国の <u>需要及び供給力</u> 3 本機関は、第1項の監視の業務の一環として連系線の <u>潮流等の監視を行う。</u>	ア 一般送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況並びに調整力 の確保に関する状況 イ 特定送配電事業者たる会員の供給区域の需要及び供給力に関する状況 三 全国の需給状況に関する事項 全国の需要及び供給力に関する状況 四 供給区域間の電気の潮流に関する事項 連系線の利用に関する状況
4 本機関は、前2項の業務により、需給状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認めるときは、法第28条の44第1項に基づき、第8章に定める対応を行う。	(削除)
(監視のための情報の取得) 第51条 本機関が前条の監視を実施するため、会員は、次の各号に定める計画を本機関に 提出しなければならない。但し、第2号の計画の提出は一般電気事業者たる会員に限る。 — 会員ごとの需給に関する計画 三 供給区域ごとの需給に関する計画 2 一般電気事業者たる会員は、法第28条の43に基づき、その中央給電指令所が常時監 視している周波数、需要、発電設備、広域連系系統その他の情報を本機関に常時提供しな ければならない。	(需給状況の監視等のための計画等の取得) 第51条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。 一 託送供給契約者 需要及び供給力の確保に関する計画及び連系線利用に関する計画 三 発電契約者 発電量及び発電余力に関する計画及び連系線利用に関する計画 三 一般送配電事業者たる会員 次のアからエに掲げる計画及び情報 ア 供給区域ごとの需要及び供給力に関する計画 イ 調整力に関する計画 ウ 中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報 エ 託送供給契約者の需要実績及び発電契約者の発電実績 四 特定送配電事業者たる会員(登録特定送配電事業者たる会員を含む。) 供給区域の需
	36

- 3 本機関は、<u>一般社団法人日本卸電力取引所(以下「</u>卸電力取引所<u>」という。)と連係し、</u> 会員による卸電力取引の量に関する情報を把握する。
- 4 本機関は、会員から前3項に示す計画の提出及び情報の提供を受け付けるシステムの構築を平成28年3月末までを目途に進める。
- <u>5</u> 前項に定めるシステム構築が完了するまでの間は、第1項に定める計画の提出及び第2 項に定める情報の提供は、次の各号に定めるところによる。
- 一 第1項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、その供給区域の需給に関する計画 について、別表7-1に定める内容を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出す る他、一般電気事業者たる会員が把握している会員ごとの需給に関する計画を本機関に 提出する。
- 二 第2項にかかわらず、一般電気事業者たる会員は、法第28条の43に基づき、周波 数、需要、連系線に係る情報を本機関に提供しなければならない。

(新設)

(新設)

(送配電等業務指針第122条から移設して修正)

別表7-1 供給区域の需給に関する計画の提出

担山	ナフ	年間計画	月間計画	週間計画	翌日計画	当日計画
<u>饭山</u>	<u>する</u>	<u>(第1~</u>	<u>(翌月、翌々</u>	<u>(翌週、翌々</u>		
	計画	第2年度)	<u>月)</u>	<u>週)</u>		
也山	1 #11 17日	<u>毎年</u>	毎日95日	毎週木曜日	毎日 (※)	心右中去
<u>1</u> 定山	<u>出期限</u>	3月25日	毎月25日	世	17時30分	<u>随時</u>
	## %				翌日の	<u>当日の</u>
+=	供給区域	各月の	各週の	日別の	最大時需要電	最大時需要電
<u>提</u>	区域	最大時需要電	最大時需要電	最大時需要電	力と予想時刻	力と予想時刻
世	需要	<u>力</u>	<u>力</u>	<u>力</u>	最小時需要電	最小時需要電
<u>内</u>	電力				力と予想時刻	力と予想時刻
<u>容</u>	供給	電電電力に	電電電力 に	電電電力 に	電車電力 に	乗用電力)z
	<u>区域</u>	需要電力に	需要電力に	需要電力に	需要電力に	需要電力に

変 更 後(変更点に下線)

要及び供給力に関する計画

2 本機関は、卸電力取引所から、卸電力取引の量に関する情報を取得する。

(削除)

(削除)

(送配電等業務指針第121条の3第1項第1号へ移設)

(送配電等業務指針第121条の3第1項第2号へ移設)

(一般送配電事業者たる会員への計画の送付)

第51条の2 本機関は、前条第1号又は第2号に掲げる計画(当該計画を変更する計画を含む。)の提出を受けた場合には、関連する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。

(本機関による計画値の変更)

第51条の3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、託送供給契約者又は発電契約者から提出を受ける第51条第1項第1号及び第2号に掲げる計画について、関連する計画の整合性を確保するため、計画値を変更することができる。

(追加資料の提出)

第51条の4 本機関は、第51条第1項各号に掲げる者に対し、必要に応じ、より詳細な 断面の計画その他必要な資料の提出を求める。

(送配電等業務指針第121条の3別表8-3に移設)

変 更 削(変更点に <u>ト線</u>)							
	供給	対する供給電	対する供給電	対する供給電	対する供給電	対する供給電	
	電力	<u>力</u>	<u>力</u>	<u>力</u>	<u>力</u>	<u>力</u>	

(※)提出日が休業日の場合も含む。

第8章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の悪化時の指示)

第52条 本機関は、法第28条の44第1項に基づき、<u>会員が営む電気事業</u>に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。但し、<u>第3号の事項は、卸電気事業者たる会員</u>に対しては、指示することができない。

- 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。
- 二 会員に振替供給を行うこと。
- 三 会員から電気の供給を受けること。
- 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電 気工作物を共用すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとる こと。

(業務規程第53条第2項から移設して修正)

(需給ひつ迫時の指示又は要請)

- 第53条 本機関は、<u>第7章</u>の監視<u>により</u>、<u>特定の供給区域又は全国の予備力が不足する場合(以下「需給ひっ迫」という。)、</u>又は需給ひっ迫<u>の</u>おそれがある場合において、<u>当該供給区域の一般電気事業者たる会員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、</u>需給状況を改善する必要があると認めるときは、<u>会員に対し、前条第1号から</u>第4号の他、次の各号に掲げる事項を指示する。
- 一 <u>第10章で定める</u>作業停止計画の調整、停止中の電源の運転、運転中の電源の出力の増加等により、会員の供給力を増加させること。
- 二 需給状況の悪化に係る会員<u>が電気を供給する特定の</u>電気の使用<u>者との契約に基づき、</u>そ の電気の使用を抑制すること。
- 2 本機関は、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前条各号及び前項各号の事項を要請する。

(送配電等業務指針第125条から移設して修正)

変 更 後(変更点に<u>下線</u>)

第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の悪化時の指示又は要請)

- 第52条 本機関は、法第28条の44第1項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。但し、第1号の事項は送電事業者たる会員に対して、第2号の事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対しては、指示することができない。
- 一 需給状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。
- 二 <u>小売電気事業者たる会員、一般送配電事業者たる会員又は特定送配電事業者たる会員</u> に振替供給を行うこと。
- 三 会員から電気の供給を受けること。
- 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と 電気工作物を共用すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をと ること。
- 2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供 給事業者に対し、前項各号の事項を要請する。

(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示又は要請)

- 第53条 本機関は、<u>需給状況</u>の監視<u>に基づき、需給ひっ迫が発生し</u>又は<u>需給ひっ迫が</u>発生 するおそれがある場合において、需給状況を改善する必要があると認めるときは、<u>前条第</u> 1項第5号に掲げる事項として、次の各号に掲げる事項を指示又は要請することができる。
- 一 作業停止計画の調整、停止中の電源の運転、運転中の電源の出力の増加その他の方法 により、特定の供給区域又は全国の供給力を増加させること。
- 二 需給状況の悪化に係る会員と需要者との契約に基づく電気の使用の抑制するその他の方法により、特定の供給区域又は全国の需要を抑制させる措置をとること。

(第52条第2項に移設)

(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
	第53条の2 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、
	第52条第1項の指示を行うときは、原則として、ゲートクローズ後、次の各号に掲げる
	<u>手順により、会員に対し、指示を行う(以下、本条及び第55条の2において、需給ひっ</u>
	<u> 迫又は需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者たる会員を「需給ひ</u>
	っ迫一般送配電事業者」という。)。但し、以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、
	本機関は、以下の手順によらずに第52条第1項の指示を行う。
	一 本機関は、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を
	受ける期間及び量並びに需給ひっ迫一般送配電事業者が電気の供給を受ける際に使用を
	希望する連系線(以下、本条において「希望連系線」という。)を確認する。
	二 本機関は、需給ひっ迫一般送配電事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給で
	きる期間及び量(以下、本条において「送電可能量」という。)を確認する。その際、本
	機関は、迅速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うもの
	<u>とする。</u>
	三 前号の確認を受けた会員は、流通設備又は発電設備(以下「電力設備」という。)の作
	業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該
	会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。
	なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能量を通知す
	<u>る。</u>
	四 本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順
	位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、
	量及び送電経路を決定する。
	ア 希望連系線を経由して電気の供給を受けることができるもの
	<u>イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの</u>
	ウ 需給ひっ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける期間をより多く充足する
	<u>もの</u>
	工 需給ひっ迫一般送配電事業者が必要な電気の供給を受ける量をより多く充足するも
	<u>O</u>
	オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの
	五 本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気
	の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひ
	<u>っ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。</u>
	2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起
	動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第52条第1項の指
	<u>示を行う。</u>
(下げ代不足時の指示)	(削除)
第54条 本機関は、第7章の監視により、特定の供給区域において、下げ代不足となる、	
又は下げ代不足となるおそれがある場合において、当該供給区域の一般電気事業者たる会	
員が行う供給区域内での需給調整のみでは周波数維持が困難となり、需給状況を改善する	
必要があると認めるときは、当該一般電気事業者たる会員から他の一般電気事業者たる会	
員に対する電力融通を指示する。	
:	39

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
変 更 前 (変更点に下線) (送配職等業務指針第126条から移設して修正)	変更後(変更点に下線) 「下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第54条の2 本機関は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合において、第52条第1項の指示を行うとさは、原則として、ゲートクロース後、次の各号に掲げる手順により、一般送配電事業者たる会員に対し、指示を行う(以下、本条及び第55条の3において、下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般送配電事業者とる会員を「下げ代不足一般送配電事業者」という。(他し、下げ代不足が見込まれる時までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに第52条第1項の指示を行う。 一本機関は、下げ代不足一般送配電事業者の下げ代不足又は下げ代不足のおそれを改善するために必要な電気の供給を行う期間及び最並びに下げ代不足一般送配電事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線(以下、本条において「希望連系線」という。を確認する。 一本機関は、下げ代不足一般送配電事業者を除く一般送配電事業者だる会員に対し、当該会員が電気の供給を受けることが可能な期間及び量(以下、本条において「受電可能量」という。)を確認する。 一市号の確認を受けた一般送配電事業者を合会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の耐流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況、安定供給を確保するために必要な調整力等を考慮した上で、速やかに受電可能量を貸出し、本機関に通知する。 四本機関は、前号により一般送配電事業者を合会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者を合会員並びに当該会員が電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者を会員がに当該会員が電気の供給を行うことができるものすでげ代不足一般送配電事業者が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するものすでげ代不足一般送配電事業者が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するもの本機関は、前号で決定した電気の供給を受ける国の供給を行う量をより多く充足するもの本機関は、前号で決定した電気の供給を受ける最近の電事業者に電気の供給を受けることを指示する。2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第52条第1項の指示を行う。
(特定の会員の需給状況の悪化時における指示) 第55条 本機関は、第7章の監視により、特定の会員の需給状況が次の各号に該当する場	(特定の会員の需給状況の悪化時における指示) 第55条 本機関は、次の各号に該当する場合において、特定の小売電気事業者たる会員(登
<u>合において、</u> 需給状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、第52条 <u>各号</u>	録特定送配電事業者たる会員 <u>を含む。)</u> の需給状況を改善する必要があると認めるときは、

変 更 前(変更点に下線) (但し、第2号を除く)の事項を指示する。 一 当該会員の供給力がその需要想定に対して不足しており、卸電力取引所の各市場の約定 量その他の市場環境や、当該会員の供給力不足の実績その他の過去の経験に照らして、今 後の供給力確保の計画が実現が困難となるおそれがあるとき 二 当該会員の需要想定がその実績等に照らして適切でなく、必要な供給力が確保されない おそれがあるとき 三 その他当該会員の需給状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき

(送配電等業務指針第128条から移設して修正)

(送配電等業務指針第127条から移設して修正)

(送配電等業務指針第129条から移設して修正)

(需給状況の改善が図れない場合の対応)

第56条 本機関は、第52条から前条に基づく指示又は要請を行ってもなお需給状況の改 | 第56条 本機関は、第52条に基づく指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れ 善が図れないときは、国及び会員と連携し、追加的な需給対策を行う。

(指示内容の報告)

第57条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項による指示をしたときは、同条|第57条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項による指示をしたときは、同条 第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業

変 更 後(変更点に下線)

当該会員に対し、第52条第1項の事項を指示する。

- 一 当該会員の供給力がその需要に対して不足しており、卸電力取引所の各市場の約定量 その他の市場環境や、当該会員の供給力不足の実績その他の過去の経験に照らして、今 後の供給力確保の計画の実現が困難となるおそれがあるとき
- 二 当該会員の需要計画がその実績等に照らして適切でなく、必要な供給力が確保されな いおそれがあるとき
- 三 その他当該会員の需給状況が悪化し、又は悪化するおそれがあるとき

(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)

- 第55条の2 本機関は、第52条に基づく指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合 は、連系線を最大限、活用するものとする。
- 2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連 系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第79条及び第80条に基づき、連系線のマ ージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第52 条第1項の指示又は要請を行う場合において、需給ひつ迫一般送配電事業者の供給区域に 隣接する連系線に、需給ひつ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線 を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系 線の空容量を使用する前に、業務規程第79条に準じて、当該マージンを使用する電気の 供給の指示又は要請をすることができる。

(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)

第55条の3 本機関は、下げ代不足時において、第79条に基づくマージンの使用によっ ても、本機関の指示に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合に は、当該連系線を利用する会員(但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電 源が下げ代不足一般送配電事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場 合に限る。) に対し、下げ代不足一般送配電事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気 の量について、当該連系線の利用計画又は通告値の抑制及び当該利用計画等にかかる電源 の発電量の抑制を指示することができる。

(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者への通知)

第55条の4 本機関は、第52条に基づく指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は 要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者に、事前 又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。

(需給状況の改善が図れない場合の対応)

ないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。

(指示内容の報告)

第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
省令で定めるところにより報告する。	省令で定めるところにより報告する。
(指示に係る措置を取っていない場合の報告)	(指示に係る措置を取っていない場合の報告)
第58条 本機関は、法第28条の44第1項による指示を受けた会員が、正当な理由なく その指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項に基づき、直ちに、その 旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。	
(指示の公表) 第58条の2 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示を実施したと	(指示の公表) 第58条の2 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示を実施したと
きは、これを速やかに公表する。	きは、これを速やかに公表する。
(指示を受けた会員が授受する金額) 第59条 本機関が <u>法第28条の44第1項</u> に基づく指示を <u>し</u> た場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般電気事業者たる会員が定めた <u>託送供給約款における負荷変動対応電力料金等を基に当事間の協議により決定する。 (新設)</u>	員 <u>その他の電気供給事業者</u> が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供
<u>2</u> 本機関は、前項に基づく協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第 <u>1</u> <u>8</u> 章の規定に基づき調停する。	
(本機関の指示を受けた会員の託送利用に関する契約) 第59条の2 一般電気事業者たる会員と他の会員(但し、卸電気事業者たる会員を除く。) は、本機関の指示に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は 緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を 締結するものとする。	(送配電等業務指針第130条の2へ移設)
第 <u>9</u> 章 地域間連系線の管理	第 <u>10</u> 章 地域間連系線の管理

(連系線の管理)

第60条 本機関は、法第28条の40第<u>7</u>号に基づき、別表<u>9</u>-1の連系線の管理を行う。

別表 9-1 連系線

$MX_{\underline{9}}$ 1 连术脉			
連系線	区間	対象設備	
北海道本州間連系設備	北海道 ~ 東北	北海道・本州間電力連系設備	
東北東京間連系線	東北 ~ 東京	相馬双葉幹線	
		佐久間周波数変換設備	
東京中部間連系設備	東京 ~ 中部	新信濃周波数変換設備	
		東清水周波数変換設備	
中部関西間連系線	中部 ~ 関西	三重東近江線	
中如小体目, 中交到供	나 살이 기시간	南福光連系所、南福光変電所	
中部北陸間連系設備	中部 ~ 北陸	の連系設備	
北陸関西間連系線	北陸 ~ 関西	越前嶺南線	
関西中国間連系線	関西 ~ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	
明玉田 <u>日</u> 朋本玄乳件	明戒。 四月	紀北変換所、阿南変換所間	
関西四国間連系設備	関西 ~ 四国 	の連系設備	
中国四国間連系線	中国 ~ 四国	本四連系線	
中国九州間連系線	中国 ~ 九州	関門連系線	

(連系線の管理の原則)

- 第61条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、次の各号を原則とする。
- 一 先着優先 連系線の利用において、先に受理した計画を後から受理した計画より優先 して扱うこと。
- 二 空おさえの禁止 連系線の利用の計画段階において、実際に利用することが合理的に 見込まれる量を超えて連系線の容量を確保する行為(以下「空おさえ」という。)を禁止 すること。

(運用容量の設定)

第62条 本機関は、会員(別表9-1の連系線を維持し、及び運用する一般電気事業者及び卸電気事業者たる会員に限る。以下、本条及び次条において同じ。)との間で検討の場(以下、本条において、「検討会」という。)を設け、毎年5月末までに、翌年度以降の当該連系線の運用容量の算出断面(運用容量を算出するために年間を区分した一連の期間をいう。以下同じ。)、需要その他の検討条件、検討スケジュール等(以下、本条において、「前提条件等」という。)について検討を行い、前提条件等を定める。この際、本機関は、連系線の利用状況又は連系線を利用する者からの要望等を踏まえ、当該連系線の運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより混雑(連系線の空容量が負となる状態をいう。以下同じ。)の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。

変 更 後(変更点に下線)

(連系線の管理)

第60条 本機関は、法第28条の40第<u>8</u>号に基づき、別表<u>10</u>-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

<u> </u>			
連系線	区間	対象設備	
北海道本州間連系設備	北海道 ~ 東北	北海道・本州間電力連系設備	
東北東京間連系線	東北 ~ 東京	相馬双葉幹線	
		佐久間周波数変換設備	
東京中部間連系設備	東京 ~ 中部	新信濃周波数変換設備	
		東清水周波数変換設備	
中部関西間連系線	中部 ~ 関西	三重東近江線	
中部北陸間連系設備		南福光連系所、南福光変電所	
中部礼座间座术政佣	中部 ~ 北陸	の連系設備	
北陸関西間連系線	北陸 ~ 関西	越前嶺南線	
関西中国間連系線	関西 ~ 中国	西播東岡山線、山崎智頭線	
関西四国間連系設備		紀北変換所、阿南変換所間	
	関西 ~ 四国	の連系設備	
中国四国間連系線	中国 ~ 四国	本四連系線	
中国九州間連系線	中国 ~ 九州	関門連系線	

(連系線の管理の原則)

- 第61条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、次の各号を原則とする。
- 一 先着優先 連系線の利用において、先に受理した計画を後から受理した計画より優先 して扱うこと。
- 二 空おさえの禁止 連系線の利用の計画段階において、実際に利用することが合理的に 見込まれる量を超えて連系線の容量を確保する行為(以下「空おさえ」という。)を禁止 すること。

(運用容量の設定)

- 第62条 本機関は、翌年度以降の長期計画及び年間計画における連系線の運用容量(以下、本章において単に「運用容量」という。)を算出するため、連系線を維持し運用する一般送配電事業者及び送電事業者たる会員との間で検討会(以下「運用容量検討会」という。)を設け、同検討会の検討を踏まえ、毎年5月末日までに、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件を定め、これを公表する。この際、運用容量の算出断面を季節別、平休日別等に細分化することにより、混雑の発生を抑制することが可能であると認めるときは、その細分化を行う。
- 2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、連系線を利用する者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。

- 2 本機関は、<u>前項の前提条件等を踏まえ、検討会において、</u>送配電等業務指針に定めるところにより、翌年度以降の連系線の運用容量を算出<u>し、その妥当性について検討を行う。</u>
- 3 会員は、前2項の検討に必要なデータを本機関に提出しなければならない。
- 4 本機関は、第1項及び第2項の検討会の検討経過及び結果を公表する。

(運用容量の一時的な見直し)

- 第63条 本機関は、計画外(緊急)作業時、電力設備の故障<u>が想定される場合等において、</u>会員から一時的な連系線の運用容量の見直しの申出があったとき、又は本機関が必要と認めるときは、連系線の運用容量の一時的な見直しを行う。
- 2 前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第1項中「毎年5月末 までに」とあるのは「速やかに」と、同項及び前条第2項中「翌年度以降の」とあるのは 「必要な期間の」と読み替えるものとする。
- 3 前項にかかわらず、本機関は、特に急を要するときは、速やかに連系線の運用容量を一時的に見直すことができる。この場合、本機関は、遅滞なく、前条の規定に準じ、見直し後の運用容量の検討及び公表を行う。
- 4 会員は、第1項又は前項において運用容量を一時的に見直した事由が無くなったと認め るときは、本機関に対し速やかにその旨を申し出る。
- 5 本機関は、<u>第1項又は第3項において</u>運用容量を一時的に見直した事由について継続的に状況を確認し、当該<u>事由</u>が無くなったと認めるときは、速やかに<u>元の運用容量へ見直し、</u>見直し後の運用容量の値を会員に通知するとともに、第92条に基づき公表する。
- 6 本機関は、第1項又は第3項による運用容量の減少により、連系線の混雑が発生し、需 給状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、需給状況を改善する必要があ ると認めるときは、第8章の規定に基づき、必要に応じて、指示等の対応を行う。

(指針第170条から移設して修正)

(マージンの設定)

第64条 本機関は、会員(別表9-1の連系線を運用する一般電気事業者たる会員に限る。 以下、本条において同じ。)との間で検討の場(以下、本条において、「検討会」という。)を設け、毎年3月10日までに、翌年度以降のマージン(電力系統の異常時又は需給ひっ迫時等の対応として、連系線を介して他の供給区域と電気を受給するため、又は電力系統を安定に保つために、各連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量をいう。以下同じ。)の値を算出し、その妥当性について検討を行う。

変 更 後(変更点に下線)

3 本機関は、第1項の検討条件に基づいた運用容量検討会の検討を踏まえ、送配電等業務 指針に定めるところにより、<u>毎年2月末日までに、</u>翌年度以降の<u>長期計画及び年間計画に</u> <u>おける</u>運用容量を算出<u>する</u>。

(削除)

- 4 本機関は、運用容量検討会の検討経過及び結果並びに算出した運用容量を公表する。
- 5 本機関は、月間計画、週間計画及び翌日計画以降の運用容量について、別表12-1(d)に定める公表時期までに、年間計画における運用容量及び検討条件に基づき算出し、その値を公表する。

(運用容量の一時的な見直し)

第63条 本機関は、計画外作業、電力設備の故障<u>その他緊急の事象が発生し、</u>必要と認めるときは、<u>連系線を維持又は運用する会員に設備の状況を確認した上で、当該</u>連系線の運用容量を一時的に見直すことができる。

(削除)

<u>2</u> 本機関は、<u>前項に基づき運用容量の見直しを行った場合には、</u>遅滞なく、見直後の運用 容量<u>を</u>公表<u>する。</u>

(削除)

3 本機関は、運用容量<u>の一時的な見直しの原因となった事象</u>について継続的に状況を確認し、当該<u>原因</u>が無くなったと認めるときは、速やかに<u>運用容量を見直前の値に戻し、その</u> <u>旨を</u>公表する。

(削除)

(マージンの設定及び更新の考え方の公表)

第64条 本機関は、連系線毎の長期から実需給断面におけるマージンの設定及び更新の考 え方を定め、これを公表する。

(マージンの<u>算出</u>)

- 第64条<u>の2</u> 本機関は、<u>翌年度以降のマージンの値について検討を行うため、</u>別表<u>10</u> 1の連系線を運用する<u>一般送配電事業者</u>たる会員との間で<u>検討会</u>(以下「マージン検討会」という。)を設け<u>る。</u>
- 2 本機関は、前条のマージンの設定の考え方に基づいたマージン検討会の検討を踏まえ、 毎年2月末日までに、翌年度以降の長期計画及び年間計画におけるマージンの値を算出す る。

- 2 会員は、前項の検討に必要なデータを本機関に提出しなければならない。
- 3 本機関は、第1項の検討会の検討経過及び結果を公表する。
- 4 本機関は、第1項の検討の結果、マージンの値が妥当と認めるときは、その値をマージ ンと定め、第92条に基づき、別表11-1(e)に定めるところにより公表する。
- を減少する。
- (送配電等業務指針第171条第1項及び第172条から移設して修正)
- 6 本機関は、第63条第1項又は第3項で定めた運用容量の値が前項において定めたマー ジンの値を下回る場合には、当該運用容量の値をマージンとして定め、会員に対し通知す るとともに、第92条に基づき公表する。
- 7 本機関は、平常時におけるマージンの利用の在り方について、マージンと予備力との間 に補完関係があることを前提に、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第 72号)の施行に向け、検討を進める。

(送配電等業務指針第171条別表11-1から移設)

(新設)

(業務規程第64条第6項から移設して修正)

(新設)

(送配電等業務指針第171条第2項から移設して修正)

(新設)

(業務規程第64条第6項から移設して修正)

(新設)

(新設)

(新設)

変 更 後(変更点に下線)

(削除)

- 3 本機関は、マージン検討会の検討経過及び結果並びに算出したマージンの値を公表する。
- 5 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、実需給断面に向け、マージンの値 ↓4 本機関は、別表12-1 (d)に定める公表時期までに、前条のマージンの更新の考え 方及びマージン検討会の検討結果に基づきマージンの値を更新し、その値を公表する。
 - 5 本機関は、前項のマージンの更新にあたっては、実需給断面に向け需要の予測精度が高 まること等を踏まえ、電力系統を安定的に運用するために必要な場合を除き、マージンの 値を別表10-2の時期に減少し、実需給断面ではゼロとする。この際、実需給断面でマ ージンを確保する必要がある場合には、予め各連系線に確保するマージンの値及び確保す べき理由を公表する。

(業務規程第64条の2第1項第1号及び第3項へ移設)

(削除)

別表10-2 マージン減少の時期及び対象期間

マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間
年間の空容量の算出・公表時	<u>第1年度</u>
月間の空容量の算出・公表時	翌々月
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日

(マージンの見直し)

- 第64条の3 本機関は、次の各号に掲げる場合には、関係する一般送配電事業者たる会員 の需給状況等を確認した上で、連系線のマージンの値を見直すことができる。
- 一 第63条に基づき運用容量の値を一時的に見直した場合
- 二 第64条で定めたマージンの設定又は更新の考え方を見直した場合
- 三 想定外の電力設備の故障等により供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するため にマージンの見直しが必要と認める場合
- 四 その他マージンの値を見直すことが適当であると認める場合
- 2 前項第1号に掲げる場合において、見直後の運用容量の値がマージンの値を下回るとき は、当該運用容量の値を見直後のマージンの値とする。
- 3 本機関は、マージンの値を見直す場合には、緊急の場合を除き、マージンの見直前に、 マージンの見直時期、見直後のマージンの値その他必要な事項を公表する。
- 4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認 める場合は、第64条の2第2項から第4項に定める手続に準じて見直しを行う。

(短周期広域周波数調整)

変 更 前(変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	第64条の4 本機関は、供給区域の短周期周波数調整に必要な短周期調整力が不足又は短
	周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合に
	は、次の各号に掲げる手順にしたがって、短周期広域周波数調整のための利用枠(短周期
	周波数調整に必要となる連系線の容量及び時間をいう。以下同じ。)を確保する。
	一 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電
	事業者たる会員より、短周期広域周波数調整に必要と見込まれる連系線の利用枠の通知
	<u>を受ける。</u>
	二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の
	調整量及び時間の算出を依頼する。
	三 本機関は、前号の算出結果に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮の上、短周期
	広域周波数調整のために必要な利用枠を実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の
	範囲内で設定し、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。
	ア 連系線の空容量
	<u>イ 経由する連系線の数</u>
	ウ 一般送配電事業者たる会員の調整可能量
	四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電
	事業者より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、
	前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を
	見直す場合には、第3号で設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号に準じ
	<u>て行う。</u>
	五 本機関は、前号の確認結果を踏まえ、短周期広域周波数調整に必要となる利用枠を最
	終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。
(新設)	(長周期広域周波数調整)
	第64条の5 本機関は、供給区域の長周期周波数調整に必要な下げ調整力が不足又は下げ
	調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者たる会員から要請を受けた場合には、次
	の各号の手順にしたがって、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整を行う。
	一 本機関は、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業
	者たる会員より、長周期広域周波数調整に必要と見込まれる電力量及び時間の通知を受
	<u>ける。</u>
	二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間
	の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。
	三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮し、長周期広域周
	波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範
	<u>囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u>
	ア 連系線の空容量
	<u>イ 経由する連系線の数</u>
	ウ 一般送配電事業者たる会員による融通可能電力量
	四 本機関は、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業
	者たる会員より、当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の実施の要否並
	46

びに必要となる電力量及び時間の連絡を受ける。

五 本機関は、前号の通知に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量 の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事 業者に通知する。

変 更 後(変更点に下線)

(空容量の公表)

- 第65条 本機関は、第62条第5項で定める連系線の運用容量及び前条第4項で定めるマ ージンが変更されたとき、次条、第69条及び第70条により計画潮流(連系線の利用者) が確保した連系線の容量の合計として本機関が管理する容量をいう。以下同じ。)が変化し たときは、別表9-2に定める期間・算出断面における連系線の空容量(連系線の運用容 量のうち、マージン及び計画潮流によって占められていない容量として本機関が管理する 容量をいう。以下同じ。)を算出し、第92条に基づき公表する。
- 2 前項における空容量の算出は、別表9-3の式による。
- 3 第82条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、第1項にかかわらず、関連一 般電気事業者(第66条に定める。)が空容量を算出し、本機関に通知するものとする。本 機関は、通知された空容量の確認を行う。

別表9-2 計画潮流の断面

対象	長期計画	年間計画	月間計画	週間計画	翌日計画・
期間	(第3~第	(第1~第	(3週間先	(2日先~	通告値運用
	10年度)	2年度)	~翌々月)	翌々週)	
断面	各年度別の	各月の平休	各週の平休	30分ごと	30分ごと
<u>及び</u>	最大時 kW	日別の昼間	日別の昼間	の kWh	の kWh
<u>単位</u>		帯、夜間帯	带、夜間帯		
(※)		の最大時 kW	の最大時 kW		

(※) 計画潮流及び空容量の単位

別表 9 - 3 空容量の算出式

空容量算出式	空容量	=	運用容量	_	マージン
(* 1 , * 2 ,					計画潮流(※4)
※ 3)					

- (※1) 空容量は、各連系線の潮流方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各構 成要素についても、方向別に算出、管理する。
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第78条のマージンを利用した利用計画及び第7 9条のマージンを使用した利用計画の連系線利用量を控除して用いる。
- (※3) 第80条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第2項の運用容量を超過 して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量 の値には、運用容量拡大分は含めない。

(空容量の算出及び公表)

- 第65条 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、別表10-3に 定める断面(対象とする期間に応じた計画作成の単位をいう。以下同じ。)において、連系 線の空容量を算出し、公表する。
- 2 連系線の空容量は、別表10-4に掲げる算出式に基づき、算出する。

(削除)

別表10-3 計画潮流の断面

対象	長期計画	年間計画	月間計画	週間計画	翌日計画・
期間	(第3~第	(第1~第	(3週間先	(2日先~	通告値運用
	10年度)	2年度)	~翌々月)	翌々週)	
断面	各年度別の	日別の昼間	日別の昼間	30分ごと	30分ごと
	最大時 kW	带、夜間帯	帯、夜間帯	の kWh	の kWh
		の最大時 kW	の最大時 kW		

別表10-4 空容量の算出式

空容量算出式	空容量	=	運用容量	_	マージン
(※1、※2、					一 計画潮流 (※<u>5</u>)
※ 3 <u>、※4</u>)					

- (※1) 空容量は、各連系線の潮流の方向ごとに個別に算出する。その際、算出式右辺の各 構成要素についても、方向ごとに算出、管理する。
- (※2) 算出式におけるマージンの値は、第78条のマージンを利用した連系線利用計画及 び第79条のマージンを使用した連系線利用計画の連系線利用量を控除して用いる。
- (※3) 第80条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第2項の運用容量を超過 して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量 の値には、運用容量拡大分は含めない。
- (※4) 広域周波数調整に必要となる容量については、その実施を決定した時点で、空容量 から控除するものとする。

いて、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。

(連系線の計画潮流)

- 第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。
- 一 連系線の利用(託送契約等により、連系線を介して電気の供給を行うことをいう。以 下同じ。)を希望する者(以下「連系線利用申込者」という。)は、原則として供給開始 日の10営業日前までに、当該連系線の利用に係る送電経路上の一般電気事業者たる会 員(以下「関連一般電気事業者」という。)の全てを経由して本機関に、別表9-2に定 める計画潮流の断面ごとに連系線の利用希望量を示した計画(以下「希望計画」という。) を提出する。

(新設)

- 二 本機関は、前号で関連一般電気事業者を経由して提出された希望計画の全てを受け取 った時刻をもって、当該希望計画の登録時刻とする(以下、「時刻登録」という。)。
- 三 本機関は、第68条第1項各号に定める手順により、前号で時刻登録した希望計画が 計画潮流に登録可能(以下「送電可」という。)であるか否かの判定(以下「送電可否判 定」という。)を行う。
- 四 本機関は、前号の送電可否判定において希望計画を送電可と判定した場合、当該希望 計画を計画潮流に登録する(以下「容量登録」という。また、容量登録された希望計画 (別表9-2の翌日計画・通告値運用の期間を除く。)を「利用計画」という。)。
- 五 本機関は、供給開始日の2営業日前の12時までに、前号の容量登録を完了するもの とする。
- 六 本機関は、前号にかかわらず、供給開始日の2営業日前の12時以降に実施する前日 スポット取引及び時間前取引、第8章の規定に基づく指示による連系線の利用又は第7 0条の利用計画の変更及び通告変更については、第2号から第4号に準じて扱う。
- 七 本機関は、第2号より登録された時刻が先である希望計画から順に、第3号の送電可 否判定及び第4号の容量登録を行う。

(本条本項第4号から移設して修正)

2 本機関は、発電設備を保有する者及び発電設備を設置しようとする者(以下、本条及び 次条において「発電事業者等」という。)が、連系線の利用を希望する場合、別表9-4に 定める長期計画に限り、連系線の希望計画の提出又は利用計画の更新を受け付ける。但し、 発電事業者等が供給先を確保できているときは、当該供給先が希望計画の提出又は利用計 画の更新を行うものとする。

(本条第1項第6号及び業務規程第68条第5項から移設して修正)

変 更 後(変更点に下線)

(※4) 関西中国間連系線においては、同連系線を含むループ系統内でのルート断故障にお (※5) 関西中国間連系線においては、同連系線を含むループ系統内でのルート断故障にお いて、健全ルートへの回り込み潮流を考慮した潮流値とする。

(連系線の計画潮流の管理)

- 第66条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。
- 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、原則として、供給開始日の10 営業日前までに、連系線の利用を希望する者から別表10-3に定める計画潮流の断面 ごとに連系線の利用希望量を示した計画(以下「連系線希望計画」という。)の提出を受 ける。(以下、連系線希望計画を提出した者を「連系線利用申込者」という。)
- 二 本機関は、提出を受けた連系線希望計画を、連系線の利用に係る送電経路上の一般送 配電事業者たる会員(以下「関連一般送配電事業者」という。)に対して、送付する。 (削除)
- 三 本機関は、提出を受けた連系線希望計画から順に、第68条に定めるところにより、 連系線希望計画が計画潮流に登録可能であるか否かの判定(以下「送電可否判定」とい う。)を行う。
- 四 本機関は、送電可否判定において連系線希望計画を送電可能と判定した場合(第68 条第1項により一部を送電可能と判定する場合を含む。)、判定した時刻を当該連系線希 望計画の登録時刻とし(以下「時刻登録」という。)、当該連系線希望計画(一部を送電 可能と判定した場合は送電可能となる断面に限る。)を計画潮流に登録する(以下「容量 登録」という。)。
- 五 本機関は、供給開始日の2日前の12時までに、新規の容量登録を完了する。但し、 第2項に定める卸電力取引所の取引及び本機関の指示等に基づく連系線の利用について は、供給開始日の2日前の12時以降であっても、新規の送電可否判定及び容量登録を 行う。

(本条第2項へ移設)

- 六 本機関は、連系線希望計画の容量登録を行った場合は、連系線利用申込者及び関連一 般送配電事業者に対して、その旨を通知する(以下、容量登録された連系線希望計画を 「連系線利用計画」という。)。
- (送配電等業務指針第173条の3第1項へ移設)
- 本機関は、前項に掲げる場合のほか、卸電力取引所から、先渡取引、スポット取引及び

変 更 後(変更点に<u>下線</u>)

1時間前取引において約定しようとする取引情報の通知を受けた場合には、前項に準じて、 送電可否判定及び容量登録を行う。

(登録時刻及び容量登録の扱い)

- 第67条 本機関は、次の各号に掲げる場合は、<u>前条第1項第2号の登録時刻を取り消し、</u> 同項第4号の容量登録を行わない。
- 一 <u>連系線の</u>希望計画に係る発電設備等の接続検討(低圧配電線連系の発電設備においては、契約申込み)が事前に完了していることが確認できなかったとき
- 二 希望計画<u>又は利用計画</u>に対応する<u>需要</u>が確保されていることが確認できなかったとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。
- ア 連系線を利用するまでの期間が1年を超え、連系線の効率的利用を阻害しないと見 込まれる需要の確保に関する計画がある場合
- イ 供給先が確保できていない発電事業者等(以下「供給先未定発電事業者等」という。) から提出された希望計画<u>又は利用計画</u>であって、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料(以下「計画書等」という。)又は連系線利用者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合
- 三 申込み時の提出データに欠損あるいは内容の不備があったとき
- 2 連系線の利用計画を有する者(以下「連系線利用者」という。)から提出された利用計画の変更を希望する計画(以下「変更希望計画」という。)のうち、その連系線の利用量が変更前の利用計画より増加している断面に係る計画(以下「増加希望計画」という。)については、その増加した部分に前条第1項第2号に準じて新規の登録時刻を適用し、変更前の利用計画の範囲内の部分については登録時刻を変更しない。
- 3 前項にかかわらず、第69条第1項第3号で本機関に提出された翌日計画のうちの増加 希望計画については、本機関が受理した時刻にかかわらず、互いに同一の登録時刻を適用 する。
- 4 既存の複数の託送契約 (一般電気事業者たる会員が定める託送供給約款に基づき、連系線利用申込者と各関連一般電気事業者が締結する接続供給契約及び振替供給契約をいう。以下同じ。) を一つの託送契約に統合するときは、統合前の託送契約に対応する利用計画の登録時刻が各々継続される。

(計画書等の提出)

- 第67条の2 供給先未定発電事業者等は、希望計画の提出又は利用計画の更新をしようとする場合には、次の各号に掲げる書類を作成し、本機関に提出しなければならない。
- 一 経済産業省令に準じた計画書等(但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を 受けた供給計画により希望計画又は利用計画の妥当性が確認できる場合はこの限りでない。)
- 二 その他本機関が必要とする書類
- 2 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなけ

(送電可否判定及び容量登録の扱い)

- 第67条 <u>前条にかかわらず、</u>本機関は、次の各号に掲げる場合は、<u>送電可否判定及び</u>容量 登録を行わない。
- 一 <u>連系線</u>希望計画に係る発電設備等の接続検討(低圧配電線連系の発電設備等においては、契約申込みをいう。)が事前に完了していることが確認できなかったとき
- 二 <u>連系線</u>希望計画に対応する<u>供給先となる事業者(以下「供給先事業者」という。)</u>が確保されていることが確認できなかったとき。但し、次のア及びイに掲げる場合は除く。
 - ア 連系線を利用するまでの期間が1年を超え、<u>供給先事業者</u>の確保に関する計画がある場合。但し、連系線の効率的利用を阻害しないと見込まれる場合に限る。
 - イ 供給先事業者が確保できていない発電事業者たる会員その他の発電設備設置者(発電設備等を設置しようとする者を含む。以下「供給先未定発電事業者等」という。)から提出された連系線希望計画であって、経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料(以下「計画書等」という。)又は連系線利用申込者が提出した供給計画に基づき、その内容に妥当性が認められる場合
- 三 申込時の提出データに欠損あるいは内容の不備があったとき

(業務規程第69条の2第1項及び第70条第3項へ移設)

(業務規程第69条の2第2項へ移設)

<u>2</u> 既存の複数の託送供給契約が一つの契約に統合されたときは、統合前の契約に対応する 連系線利用計画の登録時刻が各々継続される。

(送配電等業務指針第173条の3第2項へ移設)

(送配電等業務指針第173条の3第3項へ移設)

ればならない。

(利用計画の承継)

- 第67条の3 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先を確保した場合には、次の各号 | 第67条の3 本機関は、供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保したことが確認で の手順に基づき、当該供給先未定発電事業者等が有する利用計画の全部又は一部を、当該 供給先に承継することができる。
- 一 供給先未定発電事業者等の供給先は、利用計画の全部又は一部の承継を希望する場合 は、第66条第1項第1号に準じて希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等 から利用計画を承継する旨を本機関に通知する。
- 二 供給先未定発電事業者等は、利用計画の全部又は一部を承継させる場合は、第70条 に準じて利用計画の変更を行い、併せて前号の供給先へ利用計画を承継する旨を本機関 に通知する。
- 三 本機関は、前各号による希望計画の提出及び利用計画の変更を受けた場合において、 利用計画の承継が確認できたときは、第66条第1項第2号に準じて当該希望計画の時 刻登録を行う。

(送電可否判定)

- 第68条 第66条第1項第3号の判定の手順は、次の各号による。
- 一 本機関は、希望計画及び増加希望計画(以下、この条において「希望計画等」という。) の関連一般電気事業者の全てに対して、当該事業者が運用する連系線及び供給区域に関 して当該希望計画等が送電可であるか否かの判定(以下「個別可否判定」という。)の依 頼を行う。各関連一般電気事業者は、当該希望計画等について次項により個別可否判定 を行い、その結果を本機関に通知する。
- 二 本機関は、前号により通知された全ての個別可否判定の結果が送電可であるとき、当 該希望計画等の送電可否判定の結果を送電可とする。
- 三 前2号における送電可否判定は、別表9-2に定める計画潮流の断面ごとに行う。
- 2 前項第1号の個別可否判定において各関連一般電気事業者は、希望計画等が次の各号に 掲げる全ての条件を満たすときに、当該希望計画等を送電可と判定するものとする。
- 一 当該希望計画等が託送契約等に適合したものであること。
- 二 当該希望計画等の容量登録を行っても、全ての断面において連系線の空容量が負とな らず、かつ電力系統の安定運用に支障を生じないこと。
- 3 各関連一般電気事業者は、第1項第1号の個別可否判定において送電可でないと判定し たときは、次の各号に掲げる情報を判定結果とあわせて本機関に通知する。但し第2号の 情報の通知は、第5項の場合において、その申込者からの要望がある場合に限る。また、 第3号の情報の通知については、第70条に定める通告変更の場合に限る。
- 一 希望計画等の一部の断面が送電不可のときは、送電不可となる断面とその断面で送電 できる量
- 二 希望計画の全断面を通して希望計画等の一部の値が送電可能なときは、その送電でき る値

変 更 後(変更点に下線)

(連系線利用計画の承継)

きた場合において、送配電等業務指針に定めるところにより、当該供給先未定発電事業者 等及び供給先事業者から連系線利用計画を承継する旨の通知を受けたときは、当該供給先 未定発電事業者等が有する連系線利用計画の全部又は一部を、供給先事業者に承継させる ことができる。

(送配電等業務指針第173条の3第4項第1号へ移設)

(送配電等業務指針第173条の3第4項第2号へ移設)

2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に連系線利用計画を承継された場合においては、 連系線利用計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の連系線希望 計画の時刻登録を行う。

(連系線希望計画に対する送電可否判定)

第68条 本機関は、連系線希望計画に対する送電可否判定においては、連系線の混雑が 発生せず、かつ、電力系統の安定運用に支障を生じない範囲において、送電可能と判定 する。但し、連系線希望計画の一部を送電可能と判定する場合は、連系線利用申込者が その旨を希望する場合に限る。

(削除)

変 更 前(変更点に<u>下線</u>)

三 希望計画の一部又は全部の断面において、その断面の希望計画等の連系線利用量の一部の値が送電可能なときは、断面ごとにその送電可能な値 (新設)

- 4 本機関は、各関連一般電気事業者を通じて、希望計画等の申込みを行った連系線利用申 込者に対し、第1項により実施した送電可否判定の結果及び判定理由を通知するとともに、 前項各号に掲げる情報を各関連一般電気事業者から通知されたときは、これをあわせて当 該申込者に通知する。
- 5 卸電力取引所から本機関に対し、先渡取引の約定等のための送電可否判定の申込みがあったときは、本機関は、各関連一般電気事業者に対し、第1項に準じ、依頼を行う。また、 当該各関連一般電気事業者は、第2項第2号の条件を満たすときに、送電可の判定を行い、 本機関に通知する。本機関は、卸電力取引所に対し、第3項に準じ、結果を通知する。

(新設)

(連系線の計画潮流の更新)

- 第69条 本機関は、別表9-2に定める各計画(以下、この条において「計画」という。) を定期的に更新する業務について、次の各号により取り扱う。
- 一 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新の調整用の計画(週間計画及び翌日計画を除く。)を、別表 9 4 に定める調整用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者に提出しなければならない。
- 二 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、連系線の混雑を回避するための作業停止計画の調整(年間計画及び月間計画の更新のときに限る。)を行う。
- 三 連系線利用者は、自らの連系線利用計画に係る更新用の計画(長期計画、年間計画及び月間計画については、前号の調整を反映した計画とする。)を、別表 9 4 に定める空容量算出用提出期限までに、全ての関連一般電気事業者を経由して本機関に提出しなければならない。
- 四 各関連一般電気事業者は、前号で提出を受けた計画について、別表9-4に定める利用計画更新期限までに、第72条に定める混雑処理などを経て更新し、本機関及び当該利用計画を提出した連系線利用者に通知する。
- 2 前項第1号及び第3号において連系線利用者が提出する計画(翌日計画を除く。)における断面ごとの連系線の利用量は、従前の利用計画における当該断面の利用量を超えないものとする。
- 3 第1項第3号において連系線利用者から提出された翌日計画のうち、変更前の利用計画 に比して連系線の利用量が増加している断面については、変更希望計画が提出されたもの

変 更 後(変更点に下線)

- 2 前項にかかわらず、本機関が、受け付けた連系線希望計画のうち空容量算出用に更新された連系線利用計画(以下「更新利用計画」という。)の提出期限(以下「更新計画提出期限」という。)から別表12-1(d)の空容量の公表時期までの期間(以下「計画更新期間」という。)に該当する断面については、送電不可と判定する。
- 3 本機関は、送電可否判定<u>において、連系線希望計画の全部又は一部を送電不可と判定したときは、判定</u>結果<u>とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を、連系線利用申込</u>者に通知する。

(業務規程第66条第2項へ移設)

(更新した連系線利用計画の提出)

- 第69条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、連系線利用計画を有する者 (以下「連系線利用者」という。)から、次の各号に掲げる計画の提出を受ける。
- 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画
- 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画(更新利用計画)

(連系線の計画潮流の更新)

第69条<u>の2</u> 本機関は、更新利用計画について、第69条の4に基づき送電可否判定(以下においては、計画潮流から容量登録の取消が可能か否かの判定を含む。)を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。この場合において、更新前の連系線利用計画から利用量に変更のない更新利用計画及び更新前の連系線利用計画から利用量が減少している更新利用計画(以下「減少更新計画」という。)については、容量登録の登録時刻を変更しない。

(削除)

として、次条により取り扱う。各関連一般電気事業者は、受給日の前日15時までに、翌 日計画に係る送電可否判定の結果を本機関に通知しなければならない。

約書や供給計画等により更新後の計画における第10年度も継続すると認められるとき は、更新前の計画における第10年度の容量登録の範囲内でその登録時刻により、更新後 の計画の第10年度の容量登録を行う。

(新設)

(新設)

5 本機関は、第1項第4号の翌日計画の更新により、翌日における利用計画を確定し、こ れを通告値(連系線に流れる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての関 連一般電気事業者に通告したとして扱う値)とする。

(新設)

(新設)

(業務規程第70条別表9-5から移設して修正)

変 更 後(変更点に下線)

- 4 本機関は、第1項第3号及び第4号における長期計画の更新に際して、利用計画が、契 2 更新前の連系線利用計画から利用量が増加している断面のある更新利用計画(以下「増 加更新計画」という)については、当該増加部分につき更新計画提出期限を容量登録の登 録時刻とし、更新前の連系線利用計画の範囲内の部分については登録時刻を変更しない。 但し、契約書や供給計画等により、更新利用計画の長期計画において第10年度も連系線 の利用が継続すると認められるときは、更新前の連系線利用計画における第10年度の容 量登録の範囲内で、その登録時刻により、更新利用計画の第10年度の容量登録を行う。
 - 3 本機関は、第1項の容量登録の結果、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。
 - 4 本機関は、別表12-1 (d) の公表時期までに、第1項の送電可否判定及び容量登録 の結果に基づき、各連系線の空容量を算出し、公表する。
 - 5 本機関は、連系線利用計画の翌日計画の更新により、翌日の連系線利用計画を確定し、 これを通告値(連系線に流れる電力として30分単位で連系線利用者が本機関及び全ての 関連一般電気事業者に通告した値をいう。以下同じ。)として取り扱う。

(供給先未定発電事業者等の供給先事業者が確認できない場合の取扱い)

第69条の3 本機関は、供給先未定発電事業者等から提出を受けた更新利用計画の年間計 画において、供給先事業者を確保されていることが確認できなかった場合は、前条第1項 の送電可否判定及び容量登録に先立ち、当該更新利用計画の年間計画にかかる断面の登録 時刻及び容量登録を取り消す。

(更新利用計画に関する送電可否判定)

- 第69条の4 本機関は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、 更新利用計画に関する送電可否判定を行う。
- 一 長期計画、年間計画、月間計画及び週間計画の送電可否判定 次のア及びイのとおり 送電可否判定を行う。
 - ア 減少更新計画 送電可能と判定する。
 - イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、第68条第1項に準じ、送電 可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電可能な電力の合計値を各増加 更新計画の増加分で按分した値を送電可能と判定する。
- 二 翌日計画の送電可否判定 次のアからウのとおり、送電可否判定を行う。
- ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合 の減少更新計画 送電可能と判定する。
- イ 増加更新計画 前アの送電可否判定の結果を前提に、前号イに準じ、送電可否判定 を行う。
- ウ 前アに掲げる以外の減少更新計画 前ア及び前イの送電可否判定の結果を前提に、 第68条第1項に準じ、送電可否判定を行う。但し、一部送電可能となる場合は、送電 可能な電力の合計値を各減少更新計画の減少分で按分した値を送電可能と判定する。
- 2 本機関は、送電可否判定において、更新利用計画の全部又は一部を送電不可と判定した ときは、判定結果とともに、送電不可となる断面及び送電可能な量を通知する。

別表10-5 計画値の変更理由

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)			
	計画値変	E更の変更区分	変更理由の事例	変更賦課金
	* +	∞月1七二	・本機関の指示に伴う販売計画等の変更	対象外_
	<u> </u>	幾関指示	・マージン利用取消に伴う変更	
			・一般送配電事業者の給電指令(下げ調整力不足時	対象外_
	% △	電指令	の出力抑制を含む)に伴う変更	
	<u> </u>	电相节	・送電系統上の自然・公衆災害に伴う変更	
			・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴う変更	
		調整運転	・調整運転等(補修や運開前運転など)に伴う変更	対象外_
		河川出水	・河川の出水状況による水力の出力変動に伴う変更	対象外
		原子力定熱	・海水温度変化による定格熱出力一定運転の原子力	対象外_
	<u>連系線</u> 利用者	<u>運転</u>	<u>の出力変動に伴う変更</u>	
		発電トラブ	・設備不具合、設備保全、法令遵守、人身安全等の事	対象外_
	<u> </u>	<u>/\bu</u>	由による発電機の出力制約や停止に伴う変更	
		<u>需給バラン</u>	・需給バランスの維持、同時同量の確保等のための	<u>対象</u>
		<u>ス</u>	<u>変更</u>	
		経済行為	・経済的理由による電源差替に伴う変更	<u>対象</u>

別表 0 - 4 連系線の利用計画の更新スケジュール

	<u>別表 9 ·</u>	- 4 連糸級(<u> / 利用計画の</u>	<u> 関新人ケンユ゚</u>	<u> </u>
	<u>長期計画</u> <u>(第3~</u> <u>第10年</u> <u>度)</u>	<u>年間計画</u> <u>(第1~</u> <u>第2年度)</u>	月間計画 <u>(翌月~</u> 翌々月)	週間計画 (翌週~ 翌々週)	翌日計画
調整用 提出期限 (※1)	<u>毎年</u> 1月15日 <u>17時</u>	<u>毎年</u> <u>12月20</u> <u>日17時</u>	<u>毎月5日</u> <u>17時</u>		
空容量算出 用提出期限 (※1)	<u>毎年</u> 3月10日 <u>17時</u>	<u>毎年</u> 3月1日 <u>17時</u>	<u>毎月15日</u> <u>17時</u>	<u>毎週火曜日</u> <u>17時</u> <u>(※2)</u>	<u>受給日の</u> 前日12時 <u>(※3)</u>
利用計画 更新期限	<u>毎年</u> 3月31日	<u>毎年</u> 3月15日	毎月20日	<u>毎週木曜日</u> <u>(※2)</u>	受給日の 前日17時 (※3)

- (※1) 連系線利用者から各関連一般電気事業者への提出期限。
- (※2) 週間計画において、提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる 場合は、本機関が各関連一般電気事業者と協議のうえ、提出期限及び更新期限を定 め、これを公表する。
- (※3) 受給日の前日が休業日のときも、本表に定める期限の通りとする。

(連系線の利用計画の変更及び通告変更)

更」という。)の申込みについて、次の各号により取り扱う。

(送配電等業務指針第173条の2第2項別表11-1へ移設)

(連系線利用計画の変更及び通告変更に関する送電可否判定)

第70条 本機関は、連系線利用者からの利用計画の変更及び通告値の変更(以下「通告変 | 第70条 本機関は、連系線利用計画の変更又は通告値の変更(以下「通告変更」という。) の申込みを受け付けた場合は、次の各号に掲げるとおり、計画変更又は通告変更の送電可

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>否判定を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。</u>
	一 連系線利用計画の変更
	ア 変更前の連系線利用計画から利用量が減少している変更計画(以下「減少変更計画」
	という。) 送電可能と判定し、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行う。
	イ 変更前の連系線利用計画から利用量が増加している変更計画(以下「増加変更計画」
	という。) 第68条第1項に準じ、送電可否判定を行う。
	<u>二 通告変更</u>
	ア 別表10-5に掲げる計画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合
	の減少変更計画 送電可能と判定し、連系線の混雑が発生する場合は、混雑処理を行
	<u> </u>
	<u>イ</u> 増加変更計画及び前アに掲げる以外の減少変更計画 第68条第1項に準じ、送電
	可否判定を行う。
	2 本機関は、前項にかかわらず、連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを、次の各
	号に掲げる時期に受け付けた場合は、当該計画を送電不可と判定する。
	一 変更の対象となる計画の計画更新期間
	<u>二 週間計画の変更においては、受給日の2日前の12時以降(別表10-5に掲げる計</u>
	画値変更の変更区分が本機関指示又は給電指令である場合を除く。)
	三 通告変更においては、送配電等業務指針で定める通告変更の申込期限以降
	3 本機関は、第1項の容量登録又は容量登録の取消に伴う登録時刻を、第69条の2第1
	項及び第2項の定めに準じて行う。
	4 本機関は、第1項の送電可否判定及び容量登録の結果に基づき、当該連系線の空容量を
	<u>算出し、公表する。</u>
一 連系線利用者は、関連一般電気事業者の全てを経由して本機関に、変更希望計画又は	(削除)
通告変更の希望値を提出する。	(Hillar)
<u> </u>	 (送配電等業務指針第174条の2第2項へ移設)
望計画」は、利用計画の変更の申込みを受けたときは「変更希望計画」に、通告変更の	(应此电母来物用町材工工工术*/2分析工具 "炒版)
申込みを受けたときは「通告変更の希望値」に読み替えるものとする。また、連系線利	
用者は、受給日の2営業日前の12時以降に利用計画を変更するとき又は通告変更を行	
うときは、変更理由を付してその申込みを行うものとする。	
三 第1号における変更申込みの受付期間と変更が可能な事由については、別表9-5の	(本条第1項へ移設)
通りとする。なお、別表9-5の変更事由のうち系統運用上必然的な変更については、	
連系線利用者から事前に対象となる設備・補修作業等の提出を受ける。	
四 別表9-5 (3) の期間の変更申込みについては、前条第1項第3号で連系線利用者	(本条第1項第2号へ移設)
が提出する翌日計画の一部として提出するものとする。	
五 本機関は、第68条による通告変更の送電可否判定において、同条第3項第3号に	(削除)
該通告変更の申込みを行った連系線利用者に各関連一般電気事業者を経由して通知す	
<u>る。</u>	
(送配電等業務指針第177条第2項及び第3項から移設して修正)	5 前項にかかわらず、本機関は、電力系統に重大な故障又は需給状況の悪化が発生してい
	る場合その他本機関が通告変更を処理することが困難な場合は、前項の申込みを受け付け
5	54

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	ないことができる。但し、この場合、本機関は、連系線利用者に対して、事前又は事後速
	<u>やかにその旨を周知又は説明しなければならない。</u>
別表9-5 利用計画の変更及び通告変更の受付期間と変更可能な事由	(業務規程第69条の4別表10-5へ移設)
受付期間(※1) 連系線利用計画の変更が可能な事由	
(1) 受給日の2営業日前の12 ・不可避的な変更(※2)	
時まで ・系統運用上必然的な変更(※3)	
・発電トラブルによる変更	
・需給バランス、同時同量等のための変更	
・経済行為による変更	
(2) 受給日の2営業日前の12 ・不可避的な変更(※2)	
時から1営業日前の11時	
<u>**</u>	
(3) 受給日の1営業日前の11 · 不可避的な変更(※2)	
時から前日の12時まで ・系統運用上必然的な変更(※3)	
・発電トラブルによる変更	
・需給バランス、同時同量等のための変更	
但し、需給バランス、同時同量等のための変更に該	
当する利用計画の減少によって混雑が発生すると	
きは、当該利用計画の変更を不可とする。	
(4) 受給日の前日の12時から ・不可避的な変更(※2)	
前日の17時まで	
(5) 受給日の前日17時以降の ・不可避的な変更(※2)	
<u>通告値運用時間帯</u> ・系統運用上必然的な変更(※3) ・発電トラブルによる変更	
・需給バランス、同時同量等のための変更	
但し、需給バランス、同時同量等のための変更に該	
当する通告変更によって相殺潮流が減少し混雑が	
発生するときは、当該通告変更を不可とする。	
(※1) 受給日の前日が休業日のときも、本表に定める期限の通りとする。	
(※2) ・送配電等業務指針に定める一般電気事業者たる会員の給電指令に伴 不可避的な変 う変更	
更 ・第72条に定める混雑処理に伴う変更	
・第72条に足める混雑及壁に円り変叉 ・第78条第4項に定めるマージンの一部を利用した供給の取消に伴	
う変更	
・自然災害(雷、風雪、鳥獣接触等)、公衆災害等事業者の責任ではな	
い事象に伴う変更	

変 更 前(変更点に下線) 変 更 後(変更点に下線) (**※** 3) ・河川の出水状況により変更が必要となる水力から送電を行うもの 系統運用上 ・定格熱出力一定運転を行っている原子力電源において、海水温度の 必然的な変更 変化による出力変動に対応して変更がなされるもの ・供給区域の需給調整・周波数調整等に伴い変更がなされるもの ・補修や運開前運転等に伴う調整運転等の変更 (提出代行) (削除) 第71条 第66条第1項第1号、第69条第1項第1号及び第3号、前条第1号における 希望計画、利用計画、変更希望計画及び通告変更の希望値の提出に際して、当該提出を行 う者の要望により、関連一般電気事業者のうち連系線利用により供給を行う需要が存在す る地点を供給区域に含む一般電気事業者たる会員(以下「需要側一般電気事業者」という。)

(混雑処理)

る。

第72条 本機関は、連系線に混雑が発生するときは、計画潮流に登録された利用計画及び|第72条 本機関は、連系線に混雑が発生するときは、計画潮流に登録された連系線利用計 通告値について、次の各号に掲げる手順により、混雑を解消するための措置(以下「混雑 処理」という。)を行う。

2 前項の提出の代行を行うときは、第66条第1項第2号の「関連一般電気事業者」は 「需要側一般電気事業者」に、「希望計画の全て」は「希望計画」に読み替えるものとす

が、他の関連一般電気事業者への提出を代行することができる。

- 一 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする利用計画 に係る連系線利用量の上限値を、混雑が発生しない最大の量とし、それを当該利用計画 を有する連系線利用者及び関連一般電気事業者に通知する。通知を受けた連系線利用者 は、通知された上限値以下の利用量に変更した変更希望計画を、第70条により関連一 般電気事業者を経由して本機関に提出する。
- 二 本機関は、送配電等業務指針で定めるところにより、混雑処理の対象とする通告値を 混雑が発生しない量まで減少してこれを新たな通告値と定め、当該通告値を有する連系 線利用者及び関連一般電気事業者に通知する。
- 三 第82条に掲げるシステムの構築が完了するまでの間は、前2号にかかわらず、第 1号の連系線利用量の上限値の通知及び前号の新たな通告値の通知は、関連一般電気事 業者から連系線利用者及び本機関に行うものとする。

(新設)

(連系線の長期的な容量確保)

第73条 本機関は、前条に定める混雑処理を行う場合、電源投資の円滑化の観点から、連|第73条 本機関は、電源投資の円滑化の観点から、連系線利用者が連系線の容量を長期安 系線の容量を長期安定的に確保すべきと認定する契約に関する利用計画については、送配

(混雑処理)

- 画及び通告値について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。
- 一 本機関は、送配電等業務指針で定める抑制順位により、混雑処理の対象とする連系線 利用計画及び通告値を混雑が発生しない量まで抑制してこれを新たな連系線利用計画又 は通告値と定め、変更する。
- 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合は、抑制された連系線利用計画又は通 告値を有する連系線利用者及び関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を 通知する。

(削除)

2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が 発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、連系線利用 者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを前提に、混雑処理を 行わない。

(連系線の長期的な容量確保)

定的に確保すべき契約を有する場合には、連系線利用者の申請に基づき、送配電等業務指

電等業務指針において、後位の抑制順位として位置付けるものとする。

- 2 連系線の利用を希望する者は、随時、前項の認定の申請を行うことができる。これを変 更又は取り消そうとする場合も同様とする。
- 3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第1項の契約の審査及び認定を行 うとともに、その認定に係る最大電力及び認定期間を定める。
- 4 前項で認定された契約を有する者は、前項の認定に係る契約内容の変更があった場合(最 大電力の減少又は認定期間の短縮があった場合に限る。)には、速やかに、本機関に対して、 当該認定の変更の申請を行わなければならない。

(送配電等業務指針第184条第2項から移設して修正)

(送配電等業務指針第189条第2項から移設して修正)

(送配電等業務指針第189条第4項、第190条第2項及び第3項から移設して修正)

(送配電等業務指針第188条第2項から移設して修正)

(認定された契約の定期審査)

- 第74条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、前条により認定された契約の定期審査 を行う。
- 一 認定された契約を有する者は、毎年11月末までに、過去3か年各月の当該契約に係 る連系線利用実績(送電最大電力)を本機関に提出しなければならない。また認定期間 が10年を超える認定を受けた契約を有する者は、認定時点から3年ごとに当該契約の 継続見通しを本機関に提出しなければならない。
- 二 本機関は、前号で提出された連系線利用実績が、認定された契約に係る最大電力と著 しく乖離するときは、当該契約を有する者にその説明を求めるとともに、認定された契 約に係る発電機の運転実績等必要な資料の提出を求める。
- 三 本機関は、前各号による審査の結果、契約の認定内容が適正でないと認めるときは、 速やかにその認定内容の変更申請を行うことを当該契約を有する者に求める。
- 四 本機関は、前各号による審査の結果を公表する。

(契約の審査に関する内容照会)

を申請した者又は認定された契約を有する者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、そ

変 更 後(変更点に下線)

針に定めるところにより当該契約を認定し、当該契約に関する連系線利用計画を、混雑処 理における後位の抑制順位として位置付けるものとする(以下、認定された契約を「認定 契約」という。)。

2 本機関は、前項の認定に際し、認定に係る最大電力及び認定期間を定める。

(送配電等業務指針第188条第1項へ移設)

3 本機関は、第1項の認定の結果を公表する。

(認定契約の変更)

- 第73条の2 本機関は、認定契約を有する者から認定契約の変更に関する申請を受け付け、 変更に正当な理由があると認めるときは、認定の内容を変更する。
- 2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、認定期間の延長の申請(以下「期間延長申請」 という。)が終了するまでの間、認定契約が延長されたものとして、仮に認定する。但し、 第1号に掲げる場合において、期間の延長が確定した日から1か月以内に認定期間の延長 の申請を行われなかったときは、本機関は、仮認定を取り消す。
- 一 認定契約の認定期間の延長の仮申請を受け付けた場合
- 二 認定期間の満了日から1か月以内に認定期間の延長の申請を受け付けた場合

(認定契約に係る様式の作成)

第73条の3 本機関は、認定契約及び認定契約の変更の申請に関する様式を作成し、公表 する。

(認定契約の定期審査)

- 第74条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、認定契約の定期審査を行う。
- 一 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、認定契約を有する者から定期審 査に必要な資料の提出を受ける。
- 二 本機関は、連系線利用実績が、認定契約に係る最大電力と著しく乖離するときは、当 該契約を有する者にその説明を求めるとともに、認定契約に係る発電機の運転実績等必 要な資料の提出を求める。
- 三 本機関は、前各号による審査の結果、契約の認定内容が適正でないと認めるときは、 速やかにその認定内容の変更申請を行うことを当該契約を有する者に求める。
- 2 本機関は、前項の審査の結果を公表する。

(契約の審査に関する内容照会)

第75条 本機関は、第73条第3項及び前条の審査に際して、必要に応じて、契約の認定|第75条 本機関は、第73条及び前条の審査に際して、必要に応じて、契約の認定を申請 した者又は認定契約を有する者に、審査に係る資料等の内容照会を行い、その補充及び訂

の補充及び訂正を受け付けることができる。

(連系線の利用計画の審査)

- 第76条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、<u>連系線の</u>利用計画の妥当性を審査する。
- 一 本機関は、連系線の利用計画と利用実績を照らし合わせ、その利用状況の確認を行う。
- 二 本機関は、利用計画と利用実績の乖離が大きい場合等、必要と認めるときは、<u>前号の利用計画を有する</u>連系線利用者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、利用計画の変更経過、契約書<u>等の提出</u>を求めることができる。
- 三 本機関は、前各号により、利用計画が妥当でないと認めるときは、当該利用計画を有する連系線利用者に対し、その将来の利用計画を見直すことを求める。
- 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の<u>連系線の</u>利用計画 の妥当性を審査する。
- 一 本機関は、供給先未定発電事業者等の<u>連系線の</u>利用計画と当該供給先未定発電事業者等が<u>第67条の2に基づき</u>提出した計画書等の内容及び現実の供給先の確保の状況を確認する。
- 二 本機関は、計画書等の内容、供給先の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、利用計画の変更経過、契約書等の提出を求めることができる。
- 三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定発電事業者等が有する利用計画の供給先を確保できなかった場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の利用計画を見直すことを求める。

(空おさえの抑制の仕組み)

第77条 本機関は、連系線の空おさえを抑制する<u>観点から、</u>連系線利用者が連系線利用の 直前に当該利用の計画を減少する変更を行う場合に、<u>一般電気事業者</u>たる会員が当該会員 に対して賦課金を課す仕組みを送配電等業務指針において定める。

(マージンの利用)

- 第78条 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。
- 一 連系線利用申込者が利用を希望する連系線の空容量がないこと
- 二 連系線利用申込者が、供給先の供給区域<u>(連系線利用申込者が連系線を介して行おうとする供給に係る需要側の供給区域をいう。)</u>における当該連系線利用申込者の需要に応じた供給力を確保していること
- 三 連系線利用申込者が、前号の供給力に加え、マージンの一部を利用した供給が途絶する場合であってもなお、当該連系線利用申込者の需要に応じた供給が可能となるよう、

変 更 後(変更点に下線)

正を受け付けることができる。

(連系線の利用計画の審査)

- 第76条 本機関は、次の各号に掲げる手順により、連系線利用計画の妥当性を審査する。
- 一 本機関は、連系線利用計画と利用実績を照合し、その利用状況の確認を行う。
- 二 本機関は、<u>連系線</u>利用計画と利用実績の乖離が大きい場合等、必要と認めるときは、 連系線利用者に対し、その理由を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該<u>連</u> <u>系線</u>利用者に対して、<u>連系線</u>利用計画の変更経過、契約書<u>その他の必要な資料の提出</u>を 求めることができる。
- 三 本機関は、前各号により、<u>連系線</u>利用計画が妥当でないと認めるときは、当該<u>連系線</u>利用計画を有する連系線利用者に対し、その将来の<u>連系線</u>利用計画を見直すことを求める。
- 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>利用計画の 妥当性を審査する。
- 一 本機関は、供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>利用計画と当該供給先未定発電事業者等 が<u>送配電等業務指針に基づき</u>提出した計画書等の内容及び現実の供給先<u>事業者</u>の確保の 状況を確認する。
- 二 本機関は、計画書等の内容、供給先<u>事業者</u>の確保の状況及び連系線利用計画に齟齬がある場合等、必要と認めるときは、当該<u>連系線</u>利用計画を有する供給先未定発電事業者等に対し、<u>連系線</u>利用計画の妥当性に関する事項を聴取する。この際、本機関は、必要に応じて、当該利用者に対して、<u>連系線</u>利用計画の変更経過、契約書等の提出を求めることができる。
- 三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の<u>連系線</u>利用計画が妥当でないと認めるとき、又は供給先未定発電事業者等が有する<u>連系線</u>利用計画の供給先<u>事業者</u>を確保できなかった場合において本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対し、その将来の<u>連系線</u>利用計画を見直すことを求める。

(空おさえの抑制の仕組み)

第77条 本機関は、連系線の空おさえを抑制する<u>ため、送配電等業務指針において、</u>連系線利用者が連系線利用の直前に当該利用の計画を減少する変更を行う場合に、<u>一般送配電</u>事業者たる会員が当該会員に対して賦課金を課す仕組みを定める。

(マージンの利用)

- 第78条 本機関は、次の各号のいずれにも適合する場合、連系線利用申込者が連系線のマージンの一部を利用することを認める。
- 一 連系線利用申込者が利用を希望する連系線の空容量がないこと
- 二 連系線利用申込者が、供給先の供給区域における当該連系線利用申込者の需要に応じ た供給力を確保していること
- 三 連系線利用申込者が、前号の供給力に加え、マージンの一部を利用した供給が途絶する場合であってもなお、当該連系線利用申込者の需要に応じた供給が可能となるよう、

供給先の供給区域(第1号に掲げる連系線と供給先の供給区域の間に他の供給区域を経由する場合にあっては、当該経由した供給区域を含む。)において、必要な供給力(以下、「代替供給力」という。)を確保していること

- 2 前項第3号にかかわらず、本機関は、連系線利用申込者の供給先の供給区域において、 当該供給区域に必要な予備力に加えて、連系線利用申込者が利用するマージンの量を超え る量の代替供給力がある場合は、マージンの一部を利用することを認める。
- 3 第66条、第69条及び第70条の規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、第66条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第78条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。<u>また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、</u>マージンを利用することを考慮して行うものとする。
- 4 本機関は、次の各号に掲げる場合、マージンの一部を利用した供給に係る利用計画を取り消すことができる。
- 一 第64条第6項によりマージンが減少する場合
- 二 連系線利用申込者の供給先の供給区域において、第2項に定める代替供給力が不足するに至った場合(第2項によりマージンを利用した供給に係る利用計画を取り消す場合に限る。)
- 三 第50条における監視により、需給が悪化すると認める場合その他の送配電等業務指針に定める場合
- 5 本機関は、前項により連系線利用者の利用計画を取り消したときは、当該連系線利用者 に対しその理由を説明するとともに、代替供給力の運転状況等について確認する。

(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)

- 第79条 本機関は、需給ひつ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用を必要と認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者がマージンを使用する供給を行うことを認める。
- 一 一般電気事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域(以下、この条において「対象供給区域」という。)の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。
- 二 本機関は、前号の<u>説明等</u>を受けて、対象供給区域の安定供給を維持するために必要と 認めるときに、マージン使用を承認する。
- 三 本機関は、前号においてマージン使用を承認したときは、対象供給区域における自らの供給力不足の解消のためにマージンを使用する供給を希望する<u>連系線利用申込者</u>から、自らの需給に関する計画等の提出を受け、マージンを使用する供給の必要性について説明を受ける。但し、第1号に掲げる一般電気事業者たる会員がマージンを使用する供給を希望するときは、本号における計画等の提出及び説明を省略することができる。
- 四 本機関は、前号において、当該供給区域の安定供給を維持するためにマージンを使用する供給を行うことが必要と認めるときは、当該マージンを使用する供給を承認する。

変 更 後(変更点に下線)

供給先の供給区域(第1号に掲げる連系線と供給先の供給区域の間に他の供給区域を経由する場合にあっては、当該経由した供給区域を含む。)において、必要な供給力(以下「代替供給力」という。)を確保していること

- 2 前項第3号にかかわらず、本機関は、連系線利用申込者の供給先の供給区域において、 当該供給区域に必要な予備力に加えて、連系線利用申込者が利用するマージンの量を超え る量の代替供給力がある場合は、マージンの一部を利用することを認める。
- 3 第66条、第69条及び第70条の規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、第66条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第78条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。但し、送電可否判定においては、マージンを利用することを考慮して行うものとする。
- 4 本機関は、次の各号に掲げる場合、マージンの一部を利用した供給に係る<u>連系線</u>利用計画を取り消すことができる。但し、取消の対象となる連系線利用計画が複数存在するときは、混雑処理における抑制順位に準じ、取消を行う。
- 一 第64条の3第2項によりマージンを減少する場合
- 二 連系線利用申込者の供給区域において、第2項に定める代替供給力が不足するに至った場合(第2項によりマージンを利用した供給に係る<u>連系線</u>利用計画を取り消す場合に限る。)
- 三 翌々日空容量公表時にマージンの値の減少ができない場合
- 5 本機関は、前項により連系線利用者の<u>連系線</u>利用計画を取り消したときは、当該連系線 利用者に対しその理由を説明するとともに、代替供給力の運転状況等について確認する。

(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)

- 第79条 本機関は、需給ひつ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用を必要と認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者がマージンを使用する供給を行うことを認める。
- 一 <u>一般送配電事業者</u>たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫若しくは下げ代不足が発生し、又は発生するおそれのある場合において、連系線のマージン使用の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、事前に当該供給区域(以下、この条において「対象供給区域」という。)の需給に関する計画等を本機関に提出するとともに、マージン使用の必要性について本機関に説明する。
- 二 本機関は、前号の<u>説明</u>を受けて、対象供給区域の安定供給を維持するために必要と認めるときに、マージン使用を承認する。
- 三 本機関は、前号においてマージン使用を承認したときは、対象供給区域における自らの供給力不足の解消のためにマージンを使用する供給を希望する<u>電気供給事業者</u>から、自らの需給に関する計画等の提出を受け、マージンを使用する供給の必要性について説明を受ける。
- 四 本機関は、前号において、当該供給区域の安定供給を維持するためにマージンを使用する供給を行うことが必要と認めるときは、当該マージンを使用する供給を承認する。

- 五 第66条、第69条及び第70条の規定は、前号のマージンを使用する供給に準用す る。また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、マージンを使用することを考慮し て行うものとする。
- 2 緊急時において、前項第1号から第4号の説明、承認等を行う時間がないときは、本機 | 関は、マージン使用の後、速やかに前項第1号から第4号に準じてその妥当性を検証する ものとする。
- 3 本機関は、必要に応じて、マージンを使用する供給の送電経路上の連系線におけるマー ジン使用可能量を各関連一般電気事業者に確認する。
- 4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひ っ迫のおそれの発生、同経路上の連系線における第64条第6項によるマージン減少、関 連一般電気事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号 よるマージン使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消す ことができる。

(緊急時の連系線の使用)

- 第80条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひ っ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制及び負荷遮断を回避できない又は回避できな いおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、供 給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認める。
- 一 一般電気事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれに 対応するために運用容量拡大(運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えたも のを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下同 じ。)の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関す る計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、運 用容量拡大の必要性について本機関に説明する。
- 二 前条第1項第2号から第5号の規定は、前号の場合に準用する。この場合において、 同条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージンを使用する」とある のは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。
- 三 本機関は、前号により運用容量拡大を承認した場合は、拡大後の緊急時運用容量と想 定される信頼度低下レベルなどを公表する。
- 四 本機関は、運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。
- 2 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行 ったにもかかわらず需給がひっ迫している場合又はひっ迫が予想される場合への対応のた めに、一般電気事業者たる会員が一時的に運用容量(前号の運用容量拡大を行っていると きは緊急時運用容量)を超過して連系線を使用したときは、当該一般電気事業者たる会員 に対し、理由とともに報告を求める。

(分析ツールの具備)

第81条 本機関は、本章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分|第81条 本機関は、本章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分 析ツール等を備える。

変 更 後(変更点に下線)

- 五 第66条、第69条及び第70条の規定は、前号のマージンを使用する供給に準用す る。また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、マージンを使用することを考慮し て行うものとする。
- 2 緊急時において、前項第1号から第4号の説明、承認等を行う時間がないときは、本機 関は、マージン使用の後、速やかに前項第1号から第4号に準じてその妥当性を検証する ものとする。
- 3 本機関は、必要に応じて、マージンを使用する供給の送電経路上の連系線におけるマー ジン使用可能量を各関連一般送配電事業者に確認する。
- 4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひ つ迫のおそれの発生、同経路上の連系線におけるマージン減少、関連一般送配電事業者か らの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号よるマージン使用の 承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。

(緊急時の連系線の使用)

- 第80条 本機関は、前条のマージン使用その他の対策を行ってもなお、供給区域の需給ひ っ迫又は需給ひっ迫のおそれによる需要抑制若しくは負荷遮断を回避できない又は回避で きないおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる手順により、連系線利用申込者が、 供給信頼度の低下を伴いつつ運用容量を超えて連系線を使用した供給を行うことを認め
- 一 一般送配電事業者たる会員は、自らの供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれ に対応するために運用容量拡大(運用容量に、供給信頼度低下を伴う同拡大分を加えた ものを緊急時運用容量とし、それを一時的に運用容量に代えて用いることをいう。以下 同じ。)の必要を認めるとき又は本機関から求められたときは、当該供給区域の需給に関 する計画並びに運用容量拡大の量、期間、影響等の情報を本機関に提出するとともに、 運用容量拡大の必要性について本機関に説明する。
- 二 前条第1項第2号から第5号、第2項及び第3項の規定は、前号の場合に準用する。 この場合において、同条中「マージン使用」とあるのは「運用容量拡大」に、「マージン を使用する」とあるのは「運用容量拡大分を使用する」に読み替えるものとする。
- 三 本機関は、前号により運用容量拡大を承認した場合は、拡大後の緊急時運用容量と想 定される信頼度低下レベルなどを公表する。
- 四 本機関は、運用容量拡大分の使用後に、その妥当性について事後検証を行う。
- 2 本機関は、事前には織り込めない突発的な事象に対応する場合及び供給力追加対策を行 ったにもかかわらず需給がひっ迫している場合又はひっ迫が予想される場合への対応のた めに、一般送配電事業者たる会員が一時的に運用容量(前号の運用容量拡大を行っている ときは緊急時運用容量)を超過して連系線を使用したときは、当該一般送配電事業者たる 会員に対し、理由とともに報告を求める。

(分析ツールの具備)

析ツール等を備える。

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

(検討)

第82条 本機関は、連系線の管理について、効率的かつ柔軟な運用を実現するためのシステムの構築を進める。また、当該システムの運用開始及び電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行に向けて、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、本章の規定の見直しの検討を進める。さらに、特定の供給区域において風力及び太陽光等の再生可能エネルギーなどの変動電源の増加等により調整力が不足し、周波数維持ができない又はできないおそれがある場合、連系線を活用し、広域的な周波数調整を行うための対応を進める。

第10章 作業停止計画の調整

(作業停止計画の調整の実施)

- 第83条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、点検や修繕等の作業を実施するための<u>流通設備又は発電設備(以下「</u>電力設備<u>」という。)</u>の停止に関する計画(以下「作業停止計画」という。)<u>について、広域連系系統(第3項に定める。以下、本章において同じ。)</u>に関する作業停止計画の取りまとめを行う。
- 2 本機関は、<u>広域連系系統の作業停止計画の取りまとめを行うため、必要に応じ、別表1</u> 0-1に示す種別で、電力設備の作業停止計画の調整を行う。但し、連系線の運用容量に 影響を与え<u>ない流通設備</u>の作業停止計画であって、一般電気事業者たる会員による調整に より、支障なく発電設備の作業停止計画との整合性が確保されたもの(以下「調整対象外 作業停止計画」という。)についてはこの限りではない。

(業務規程第84条より移設して修正)

3 本機関が作業停止計画の取りまとめを行う広域連系系統は、次の各号に定める流通設備 とする。但し、供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは、第2号及び第 3号については最上位電圧の送電線及び母線に限り、第4号の変圧器については対象外と

変 更 後(変更点に下線)

2 本機関は、業務の実施を通じて得られた知見を踏まえ、分析ツールの改良又は新たな分析ツールの導入について検討を行う。

(検討)

第82条 本機関は、連系線の柔軟な運用の実現を進めていくための運用容量等の設定、連系線利用管理の在り方、計画データの受け渡し方法をはじめ、<u>連系線の管理に関する</u>本章の規定の見直しを含めた継続的な検討を進める。

第11章 作業停止計画の調整

(作業停止計画の調整の実施)

- 第83条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、<u>広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備(以下「広域連系系統等」という。)の</u>点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画(<u>別表11-1に示す種別のものをいう。</u>以下「作業停止計画」という。)の取りまとめを行う。
- 2 本機関は、連系線の運用容量に影響を与え<u>る広域連系系統等</u>の作業停止計画<u>(以下、本</u>章において「広域調整対象作業停止計画」という。)の調整<u>を行う</u>。

別表11-1 作業停止計画の種別

<u>1</u>	重 別	<u>内 容</u>
計画作業停	年間計画	作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、一般送配電事業者たる会員、 送電事業者たる会員、特定送配電事業者たる会員、発電契約者及び実同時 同量の契約者(以下「作業停止計画提出者」という。)から提出された作 業停止計画をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定する2か年度 分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画
止	月間計画	年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定する2 か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画

する。

- 一 連系線
- 二 最上位電圧から2階級の送電線
- 三 最上位電圧から2階級の母線
- 四 最上位電圧から2階級を連系する変圧器
- 五 その他連系線の運用容量に影響を与える流通設備

(作業停止計画の原案の提出、共有)

第84条 本機関は、次の各号に定める手順により作業停止計画の原案の提出を受ける。

- 一 会員及び電気供給事業者(一般電気事業者たる会員を除く。)は、点検、修繕等の作業 を実施するため広域連系系統若しくは発電設備を停止しようとするとき又は当該作業に より広域連系系統の運用に制約が生じるときは、別表10-2で定める期日までに、当 該広域連系系統又は発電設備の存する供給区域の一般電気事業者たる会員に、作業停止 計画の原案を提出しなければならない。
- 二 一般電気事業者たる会員は、前号により提出された作業停止計画の原案を受け取った ときは、これを取りまとめ、当該一般電気事業者たる会員の広域連系系統及び発電設備 の作業停止計画と併せて、速やかに本機関に提出しなければならない。 (新設)

(新設)

- 2 本機関は、前項により作業停止計画の原案を受け取ったときは、これを取りまとめ、別 3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の 表10-2で定める時期までに、広域連系系統の作業停止計画について会員及び電気供給 事業者と共有する。この際、作業停止計画に伴い連系線の運用容量が増加又は減少すると きは、その情報も併せて共有する。
- 3 本機関は、本条に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者から受け付けるととも に、会員及び電気供給事業者と共有するためのシステム構築を進める。
- 4 本機関は、前項に定めるシステム構築が完了するまでの間は、第1項及び第2項にかか わらず、次の各号の定めに基づき、作業停止計画の原案を受け、これを共有する(第86 条第1項及び第88条第2項において同じ。)。
- 一 第1項各号の「発電設備」を「広域連系系統に連系する発電設備その他当該一般電気 事業者たる会員の中央給電指令所が作業停止計画を把握している発電設備」と読み替え て、適用する。
- 二 本機関は、別表11-1 (f) に定める作業停止計画を会員及び電気供給事業者と共 有する。

変 更 後(変更点に下線)

(作業停止計画の原案の取得、共有)

- 第84条 本機関は、前条の作業停止計画の取りまとめ及び調整業務の遂行のため、送配電 等業務指針に定めるところにより、別表11-2で定める期日までに、次の各号に掲げる 電力設備の作業停止計画の原案を同号に掲げる者から提出を受ける。但し、第3号に掲げ る流通設備については、発電契約者又は実同時同量の契約者(以下「発電計画提出者」と いう。)が希望した場合に限る。
- 一 広域連系系統等 一般送配電事業者
- 二 発電設備 発電計画提出者
- 三 流通設備(発電計画提出者の提出対象となるものに限る。) 発電計画提出者
- 2 本機関は、発電計画提出者から広域機関システムにより提出された前項第2号及び第3 号に掲げる電力設備の作業停止計画の原案を受け取ったときは、別表11-2に定める期 日までに、当該作業停止計画の原案を当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者 たる会員に送付する。
- 作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電 気供給事業者その他作業停止計画提出者(但し、個々の電源の運転状況や需要者の電力使 用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び 発電設備の保有者に限る。)と共有する。

(削除)

別表10-1 作業停止計画の種別 種 別 作業停止を計画的かつ円滑に実施するため、事業者から提出された 年間計画 作業停止の申請をもとに、停止範囲、時期及び期間を調整し策定す る2か年度分(翌年度・翌々年度)の作業停止計画 月間計画 年間計画に基づき作業停止を計画的かつ円滑に実施するために策定 する2か月分(翌月・翌々月)の作業停止計画 年間計画の変 年間計画決定以降、需給状況及び系統状況の変化等により、やむを 更•追加 得ない3か月先以降の年間計画の変更及び追加の作業停止 月間計画の変 月間計画決定以降、需給状況及び系統状況の変化、並びに突発的な 設備異常等により、やむを得ない月間計画の変更及び計画外の作業 更 · 計画外作業 停止 停止

変 更 前(変更点に下線)

(作業停止計画の原案の調整)

第85条 本機関は、前条により提出された広域連系系統の作業停止計画の原案(調整対象 外作業停止計画を除く)について、電力設備の保全確保・作業員の安全確保その他の送配 電等業務指針に定める考慮事項等(以下本条において「考慮事項等」という。)を踏まえ、 会員及び電気供給事業者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に 応じて、広域連系系統又は発電設備の作業停止計画の原案の見直しを求める。

(作業停止計画の調整案の提出、共有)

- 第86条 本機関は、第84条に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の | 第86条 本機関は、第84条第1項に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調 提出を受け、これを取りまとめ、広域連系系統の作業停止計画の調整案(調整対象外作業 停止計画を含む。)を次項の申出の期日とともに共有する。この際、連系線の運用容量が増 加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。
- 2 前項により共有する広域連系系統の作業停止計画の調整案に対して、次の各号に該当す る会員及び電気供給事業者は、本機関による作業停止調整を申し出ることができる。
- 一 広域連系系統の作業停止計画により、連系線の利用計画に影響が生じる会員
- 二 広域連系系統の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる会員及び電気供給事業 者

(会員等を交えた作業停止計画の調整)

第87条 本機関は、別表10-2で定める時期に、広域連系系統の作業停止計画(調整対 第87条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、同指針に定める連系線利用 象外作業停止計画を除く)の調整案について、考慮事項等を踏まえ、一般電気事業者たる 会員並びに前条第2項により申し出た会員及び電気供給事業者との間で作業停止時期及び

変 更 後(変更点に下線)

(作業停止計画の原案の調整)

(業務規程第83条へ移設)

- 第85条 本機関は、前条第1項により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対 象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等 の調整を行う。
- 2 本機関は、必要に応じて、作業停止計画提出者に対し、広域調整対象作業停止計画の原 案の見直しを求める。

(作業停止計画の調整案の提出、共有)

- 整案の提出を受ける。
- 2 本機関は、第84条第2項に準じ、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整 案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。
- 3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第84条第3項に準じて、広 域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに 会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連 系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。 (削除)

(作業停止計画の調整案の調整)

者又は発電計画提出者から、前条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計 画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、広域連系系統又は発電設備の作業停止計画	2 前項の申出があった場合には、別表11-2で定める期日に、広域調整対象作業停止計
の調整案の見直しを求める。	画の調整案について、一般送配電事業者たる会員及び申出を行った連系線利用者又は発電
	計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の <u>再</u> 調整を行い、必要に応じて、広 域 <u>調整対象作業停止計画</u> の調整案の見直しを求める。
(作業停止計画の最終案の提出、承認、共有)	(作業停止計画の最終案の提出、承認)
第88条 本機関は、第84条第1項に定める手順に準じて、調整案に対して最終調整され	第88条 本機関は、第84条第1項に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計
た作業停止計画の最終案の提出を受ける。	画の最終案の提出を受ける。
2 本機関は、前項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを取りまとめ、	 2 本機関は、第84条第1項に準じ、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止
別表10-2で定める時期までに、これを承認し、第84条第2項に準じて、広域連系系	計画の最終案 <u>について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</u>
統の作業停止計画について会員及び電気供給事業者と共有する。この際、連系線の運用容	3 本機関は、作業停止計画の最終案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画
量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。	<u>を取りまとめ、</u> 別表 $11-2$ で定める <u>期日</u> までに、これを <u>確認の上、</u> 承認 <u>する。但し、月</u>
	間計画については、翌月分のみを承認する。
(新設)	(作業停止計画の共有等)
	第88条の2 本機関は、前条第3項に基づき、承認した広域連系系統等の作業停止計画を
	一般送配電事業者たる会員に送付する。
	2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第84条第3項に準じて、会員そ
	の他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の
	運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。
(新設)	(作業停止計画の調整にあたっての考慮事項)
	第88条の3 本機関は、第85条及び第87条に定める作業停止計画の調整にあたっては、
	電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮する。
(新設)	(作業停止計画の不調時の対応)
	第88条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員の調整対象となる広域連系系統等の作
	業停止計画(広域調整対象作業停止計画を除く。)の作業停止計画について、送配電等業務
	指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から不調の解決に向けた対応の依
	頼があった場合は、調整に向けた対応を行う。
(作業停止計画の提出 <u>の</u> 省略)	(作業停止計画の提出省略時の手続)
第89条 <u>会員</u> は、 <u>第84条第1項、第86条第1項及び前条第1項にかかわらず、次の各</u>	第89条 本機関は、広域調整対象作業停止計画の提出がない場合は、当該広域調整対象作
号のいずれかに該当するときは、作業停止計画の提出を省略することができる。	業停止計画に変更がないものとして、作業停止計画の調整を行う。但し、本機関が原案及
	び調整案の見直しを求めた場合はこの限りでない。
一 翌年度分年間計画の原案について、前年度に確定した翌々年度分年間計画からの変更	一~四(送配電等業務指針第211条へ移設)
28 4x1 x 1, ±	

- がないとき
- 二 月間計画の原案について年間計画からの変更がないとき
- 三 調整案について、原案からの変更がないとき
- 四 最終案について、調整案からの変更がないとき

(作業停止計画の変更)

- 第90条 本機関は、別表10-1に定める年間計画の変更・追加、月間計画の変更及び計 画外作業停止(以下「変更計画」という。)があったときは、第84条に準じて、速やかに 変更計画の提出を受ける。
- 2 本機関は、前項により変更計画を受け取ったときは、第85条に準じて、調整を行い、 必要により変更計画の見直しを求めた上で、変更計画を承認する。 (新設)

(新設)

(作業実施の手続)

第91条 一般電気事業者及び卸電気事業者たる会員は、広域連系系統の作業停止計画(調|第91条 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電 整対象外作業停止計画を除く)に基づく作業の実施に際して、設備の停止・使用時刻等を 速やかに本機関に報告しなければならない。

別表10-2 作業停止計画調整における各期日

	711X <u>10</u>		四神正でも	O II /91 II			
		種別					
業務内容		年間計画 (翌年度・翌々 年度)	年間計画の 変更・追加	月間計画 (翌月・翌々 月)	月間計画の 変更・計画 外作業停止		
発電設備及び広域	原案	毎年10月末		毎月1日			
連系系統の作業停止計画の提出	調整案	毎年12月末		毎月10日			
	最終案	毎年2月中旬		毎月中旬			
広域連系系統の作 業停止計画の共有		一般電気事業者 たる会員からの 提出後(速やか に)	不定期	一般電気事業者たる会員からの提出後(速やかに)			
		一般電気事業者 たる会員からの 提出後(速やか に)	(速やかに)	一般電気事業 者たる会員か らの提出後(速 やかに)			
	承認・決定 計画(<u>※</u>)	毎年3月1日		毎月20日			

変 更 後(変更点に下線)

(作業停止計画の変更)

- 第90条 本機関は、別表11-1に定める作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以 降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計 画又は月間計画の変更(取りやめを含む。以下同じ。)又は追加(計画外の作業停止を含 む。以下同じ。)がある場合には、送配電等業務指針に定めるところにより、作業停止計画 提出者より速やかに、変更後の作業停止計画(以下「作業停止変更計画」という。)の提出 を受ける。
- 2 本機関は、前項により作業停止変更計画を受け取ったときは、第85条に準じて調整を 行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。
- 3 本機関は、前項の調整後、第88条第3項に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送 配電事業者たる会員に送付する。
- 4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第88条の2第2項に準じて、 共有する。

(作業実施の手続)

等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者から設備の停止及び使用の報告を受 ける。

別表11-2 作業停止計画調整における各期日

	可 <u>表 I I </u>	17未7年11回前金にわける台別日			
		種類	別	<u>その他</u>	
業務内容		年間計画 (翌年度・翌々年	月間計画 (翌月・翌々月)	年間及び月間計画の変	
		度)		更・ <u>追加</u>	
発電設備及び広域連	原案	毎年10月末頃	毎月1日 <u>頃</u>		
系系統 <u>等</u> の作業停止 計画の提出	調整案	毎年12月末 <u>頃</u>	毎月10日 <u>頃</u>		
<u>(%1)</u>	最終案	毎年2月中旬	毎月中旬		
広域連系系統 <u>等</u> の作 業停止計画の共有	原案	一般送配電事業者 たる会員からの提 出後(速やかに)	一般送配電事業者 たる会員からの提 出後(速やかに)	不定期	
	調整案	一般送配電事業者 たる会員からの提 出後(速やかに)		(速やかに)	
	承認·決定計 画(<u>※ 2</u>)	毎年3月1日	毎月20日		

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)					変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)				
会員及び電気供給事業者を交 えた作業停止計画の調整	毎年1月(必要に より2月実施可)	必要に応じて実施				毎年1月(必要により2月実施可)	必要に応じて実施		
本機関による作業停止計画の	毎年2月中旬	不定期	毎月中旬	不定期		本機関による作業停止計画の承認	毎年2月中旬	毎月中旬	不定期
承認		(速やかに)	(翌月分)	(速やかに)		(※3)		(翌月分)	(速やかに)
(※) 本機関による承認後、 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者</u> たる会員 <u>により</u> 決定した計画					i _	(※1) 本機関へ提出する作業停止計画の具体的な提出期日については、曜日回り等を考慮			
					し、別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。				

第11章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

- づき、広域連系系統の利用に資する情報をウェブサイトにおいて公表する。
- 2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表11-1に定めるところによる。
- 3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。
- 4 本機関は、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、広域連系系統の情報及び供給 区域の需給情報等を公表するシステムの構築を進める。

第12章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

第92条 本機関は、法第28条の40第7号及び国が定める系統情報の公表の考え方に基 第92条 本機関は、法第28条の40第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連 系系統の利用に資する情報を公表する。

(※3) 本機関が承認する作業停止計画の具体的な期日については、曜日回り等を考慮し、

(※2) 本機関による承認後、一般送配電事業者が決定した計画

別途、本機関が定め、毎年2月末日までに公表する。

- 2 前項により公表する情報の項目及び公表時期は、別表12-1に定めるところによる。
- 3 会員は、第1項の公表業務に必要な情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。 (削除)

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)		変 更 後 (変更点に下線)		
別表 <u>11</u> -1 本機関が公表する系統情報の項目及	び公表時期	別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期		
情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)	
(a) 連系制約イメージ、流通設備計画 ・ <u>発電設備の系統連系制約</u> に関し、簡易的に地図上に記載した 送電系統図(<u>154kV</u> 以上)(※1) ・流通設備建設計画(※2)	都度	(a) <u>系統の空容量</u> 、流通設備計画 ・ <u>系統の空容量</u> に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上)(※1) ・流通設備建設計画(※2)	都度	
翌日:翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻 ・全国の最大需要電力に対する全国の供給電力 年間:第1~2年度の各月の供給電力 翌月:翌月の供給電力 翌日:翌日の供給電力	年間:毎年3月 <u>31</u> 日翌月:毎月末日翌日:毎日(<u>※4</u>) 17時30分以降速 やかに	(b) 需給関連情報 ・全国及び供給区域別の需給予想(送電端電力) 長期:第3~10年度の各年度の最大時需要電力と供給電力年間:第1~2年度の各月の最大時需要電力と供給電力月間:翌月、翌々月の各週の最大時需要電力と供給電力週間:翌週、翌々週の日別の最大時・最小時需要電力並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率3日:翌日の最大時・最小時需要電力と予想時刻並びに最大時需要電力における供給電力、使用率及び予備率当日:当日における最大時・最小時需要電力と予想時刻並び	長期:毎年3月末日 年間:毎年3月末日 月間:毎月末日 週間:毎週木曜日 翌日:毎日(※3) 17時30分以降速 やかに 当日:都度	
(c) 需給関連情報 (電力使用状況) ・需要電力の現在値 (全国計) ・当日及び前日の需要実績カーブ (全国計) ・当日の最大電力実績と発生時刻 (供給区域別及び全国計)	都度	正最大時需要電力の供給電力、使用率及び予備率 ・全国及び供給区域別の需要電力実績等(※4) 当日:当日、前日の需要実績カーブ、需要実績、使用率及び 最大使用率、当日の周波数(50/60Hz代表地点の瞬時値)		

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)		変 更 後 (変更点に下線)		
情報の項目	公表時期 (更新周期)	情報の項目	公表時期 (更新周期)	
(d)再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※3) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計(時間帯ごと) ・出力抑制の理由(「下げ代不足」等の要因)	出力抑制が行われた日 の属する月の翌月	(c) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(<u>※5</u>) ・出力抑制が行われた供給区域 ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・出力抑制の給電指令が行われた出力の合計(時間帯ごと) ・出力抑制の理由(「下げ <u>調整力</u> 不足」等の要因)	出力抑制が行われた日 の属する月の翌月	
(e)連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期:第3~10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる) 年間:3か月先〜第2年度末までの月ごとの <u>平休</u> 日別の昼間帯/夜間帯の値 月間:3週間先〜2か月先までの週間ごとの <u>平休</u> 日別の昼間帯/夜間帯の値週間:3日た〜2週間先までの30分ごとの値翌日:翌日〜翌々日の30分ごとの値翌日:翌日〜翌日の30分ごとの値望日:当日〜翌日の30分ごとの値で出日、当日〜翌日の30分ごとの値でまら、当日〜翌日の30分ごとの値である。当日〜翌日の30分ごとの値である。第1日で表別の決定要因(熱容量/系統安定度/電圧安定性/周波数維持面の区別)・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等・系統利用者の利用登録を可能とするマージン	長期:毎年3月31日 年間:毎年3月15日 (※5) 月間:毎月20日 週間:毎月20日 週間:毎週本曜日 <u>(※4)</u> 翌年10月15時 (※4) 翌年前の前日15時 (※4) 日:受給日の前日17時 (※4) 日:で受給日の前日17時 (※4) 日:本日のよど (※4) 日:本日の前日17時 日:本日の前日17時 日:本日の前日17時 日:本日の前日17時 日:本日の前日17時 日:本日の前日17時 日本記に基本の計画更 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(d) 連系線に関する情報 ・空容量、運用容量、マージン、計画潮流 長期:第3~10 年度の各年度での平常系統における最大需要時の値(最大需要時以外で空容量が小さくなると予想される場合、その断面の値を併記することができる)年間:3 か月先~第2年度末までの日別の昼間帯/夜間帯の値 月間:3 週間先~2 か月先までの日別の昼間帯/夜間帯の値週間:3 日先~2 週間先までの30 分ごとの値翌々日:翌日~翌日の30 分ごとの値3日~翌日・翌日~翌日の30 分ごとの値。当日~翌日・3日~翌日の30 分ごとの値。中期容量の決定要因(熱容量/同期安定性/電圧安定性/周波数維持面の区別) ・作業停止等に伴い運用容量が減少する連系線の名称、運用容量減少後の空容量等、制限する理由等・送電可否判定「否」の件数及び延べ量・系統利用者の利用登録を可能とするマージン・各交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の利用に関する制約内容(交直変換設備の利用に関する影像設備の潮流きざみ幅、その他交直変換設備の利用に関する設備上の制約) (e) 地内基幹送電線に関する情報(※8) ・予想潮流 長期:第5年度の最大需要時の系統図及び値等用の最大需要時の系統図及び値	長期:毎年3月末日(※ 6) 年間:毎年3月15日(※ 6) 年間:毎年10月末日)(※7) 月間:毎月20曜日(※6) 週間:毎月20曜日(※6) 月間:毎週4日15時(※ 3) 日日15時(※ 3) 日日17記容が、のか計変する。 一変制によりでする。 一変制によりである。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないのでする。 一変制にないである。 一変制にないる。 一変制にないる。 一変制にないる。 一変制にないる。 一変制にないる。 一変制にないる。 一変制にないる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変もいる。 一変を制にない。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にないる。 一変を制にない。 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 一変をし、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、	
		・運用容量 長期:第5年度の最大需要時の値 年間:第1年度の最大需要時の値 当日:当日の最大需要時の値	長期:毎年3月末日 年間:毎年3月末日 当日:前日24時	
(f)連系線及び <u>連系線の運用容量に影響を与える</u> 地内基幹送電線の作業停止計画、実績 (<u>事業者名</u> 、作業件名、作業開始・終了時刻(計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由、申請者名)	年間:毎年3月1日 月間:毎月20日 計画外:都度	(f)連系線及び地内基幹送電線 <u>(※8)</u> の作業停止計画、実績 <u>(※9)</u> (申請者名、作業件名、作業開始・終了時刻(計画・実績)、連続/毎日の停止区分、作業内容、制約箇所、作業中/作業終了等の実施状況、新規/変更等の申請区分、年間計画/月間計画等の計画区分、変更理由)	年間:毎年3月1日 月間:毎月20日 計画外:都度	
(g)連系線の潮流 (現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績)	(5分周期)	(g)連系線 <u>及び地内基幹送電線(※8)</u> の潮流 (現在潮流〔瞬時値〕、潮流実績)	(<u>連系線</u> :5分周期) (<u>地内基幹送電線:</u> 30分周期)	
(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電 線の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度	(h)連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線(<u>※</u> 8)の故障状況 (設備名、発生時刻、復旧状況、原因)	都度	

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)		
情報の項目	公表時期 (更新周期)	
(i)各交直変換設備の利用に関する制約内容 (交直変換設備の最低潮流、交直変換設備の潮流きざみ幅、そ の他交直変換設備の利用に関する設備上の制約)	<u>都度</u>	
(新設)		

- (※1) 沖縄電力㈱の供給区域においては 132kV 以上となる。
- (※2) 最新の供給計画において記載されているもの。
- (※4) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期の通りとする。

(新設)

(<u>※3</u>) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」<u>(第6条第3項)</u>に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。

(新設)

(<u>※5</u>) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータについては、毎年10月末に公表する。

(新設)

(新設)

(新設)

第12章 需要家スイッチング支援

(需要家スイッチング支援)

- 第93条 本機関は、法第28条の40<u>第7号</u>に基づき、<u>電気事業法等の一部を改正する法</u> 律(平成26年法律第72号)が施行されるまでに、需要家スイッチング支援のためのシ ステムを開発し運用を開始する。
- 2 前項のシステムには、需要家の承諾を得た電気事業者が、当該承諾の範囲内で、当該需要家の託送契約に係る個人情報又は法人情報を取得できる仕組みを具備することとする。 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(d) に移設	

変 更 後(変更点に下線)

(※1)「系統情報ガイドライン」による。

単価(※10)

(※2) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(1)接続検討の工事費負担金に含まれる送変電設備の標準的な

- (※3) 公表の当日が休業日のときも、本表に定める公表時期のとおりとする。
- (※4) 全国計は、50/60Hzエリア別合計、9社合計及び10社合計
- (<u>※5</u>) 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に準ずる。また、当該公表があったときは、本機関が事後検証を行う。

都度

- (※6) 長期~週間は、休業日等を考慮した公表スケジュールを公表する。但し、送電可否判 定情報は除く。
- (<u>※7</u>) 年間データのうち系統利用者の利用登録を可能とするマージンに係る第2年度のデータについては、毎年10月末に公表する。
- (※8)電源線や専用線等については、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況を推測 されるため、原則として公開しない。
- (※9)作業開始・終了時刻の実績の公表は、連系線及び連系線の運用容量に影響を与える地内基幹送電線を対象とする。
- (※10) 一般送配電事業者が策定し、本機関が内容を確認の上、公表する。

第13章 需要者スイッチング支援

(需要者スイッチング支援)

第93条 本機関は、法第28条の40<u>第8号</u>に基づき、<u>需要者に電気を供給する事業者の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を</u>取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。

(削除)

- 2 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を監視し、会員が適切にスイッチング 支援システムを利用しているか否か確認する。
- 3 本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加に関して、随時、会員から 意見を受け付け、必要に応じ、その実施について検討する。
- 4 本機関は、スイッチング支援システムの改修又は機能の追加について検討を行う場合に は、会員の意見を聴取するものとする。
- <u>5</u> スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務その他スイッチング支援システムの利用に関する事項は送配電等業務指針において定める。

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後(変更点に下線)
(システム利用に関する遵守事項の検討) 第93条の2 本機関は、前条第1項のシステムの運用の開始に向けて、当該システムを利用する業務に関する遵守事項について検討を進め、取りまとめた結果を公表する。 2 前項の検討に当たっては、国との調整並びに有識者及び関係する主な会員からの意見聴取を行うものとする。	(削除)
(新設)	(システム利用の支援) 第93条の2 本機関は、スイッチング支援システムと外部のシステムとのシステム連携に 係る技術資料の提供、スイッチング支援システムの利用等に関するマニュアルの作成及び 提供、スイッチング支援システムに関する会員からの問合せの受付等の業務を行い、会員 のスイッチング支援システムの利用の支援を行う。
(新設)	(システム利用状況のとりまとめ) 第93条の3 本機関は、スイッチング支援システムの利用状況を取りまとめ、その結果を 公表する。
(新設)	第14章 一般負担の限界の基準額
	(一般負担の限界の基準額) 第93条の4 本機関は、費用負担ガイドラインに基づき、次の各号に掲げる事項を考慮の上、一般負担の限界の基準額(以下「一般負担の上限額」という。)を検討し、指定する。一過去の発電設備の設置を契機とした流通設備の増強等に必要となった費用の設備容量あたりの単価の分布(連系に至らなかった案件も含む。) 二 流通設備の増強に伴い得られる効果 三 発電設備が接続する系統の規模ごとの単価の分布状況に係る差異 四 増強等が必要となる流通設備の性質 2 本機関は、一般負担の上限額を指定した場合には、その額を公表する。 3 本機関は、一般負担の上限額について、定期的に評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。
第 <u>13</u> 章 緊急災害対応	第 <u>15</u> 章 緊急災害対応
(緊急災害対応) 第94条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由(以下「 <u>災害等</u> 」という。) により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧 等に取り組むことができるよう、法第28条の40第 <u>8</u> 号に基づき、必要な対応を行う。	(緊急災害対応) 第94条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由(以下「 <u>大規模災害</u> 」という。)により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して 復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第 <u>9</u> 号に基づき、必要な対応を行

う。

(平常時の対応)

- 第95条 本機関は、災害等が発生したとき等において、本機関が国や会員等と円滑に連絡 及び調整を行えるようにするため、防災業務計画を定め、公表する。
- 2 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、緊急連絡体制を構築し、関係者に通知 する。
- 3 本機関は、災害等が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、 役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。
- 4 会員は、毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定めるところにより次の各号に掲げる 情報を提出しなければならない。
 - 一 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能
 - 二 電源車、携帯用発電機等の保有の状況(燃料の保有の状況を含む。)
 - 三 災害対応のための資機材の保有の状況
 - 四 災害対応のための人員(協力会社等の人員を含む。)の状況
 - 五 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
 - 六 前各号の他、本機関が必要と認める事項
- に、必要に応じて、会員に対し資機材の充実その他の対応を求める。
- 6 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、年1回以上、会員及び関係者の協力を 得て災害等への対応に係る訓練を実施する。

(緊急時の対応)

- 第96条 本機関は、災害等が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、防災業務 | 計画に定めるところにより、別表13-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を 置く。
- 2 発令者は、理事長が予め指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢 に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところ により通知を行い、必要な対応を求める。
- 3 会員は、前項の通知に応じ、本機関及び関係する他の会員等と連携し、復旧等に協力し なければならない。
- 4 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が予め指定した役員又は職 3 発令者又は本部長となるべき者に事故があるときは、理事長が予め指定した役員又は職 員が代行する。
- 戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。
- 6 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に災害等への対応を行う。但し、 権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略そ の他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに 所定の手続を取る。
- 臣が要請する事項を報告しなければならない。

変 更 後(変更点に下線)

(平常時の対応)

- 第95条 本機関は、大規模災害が発生したとき等において、本機関が国や会員等と円滑に 連絡及び調整を行えるようにするため、防災業務計画を定め、公表する。
- 2 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、緊急連絡体制を構築し、関係者に通知 する。
- 3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたとき に、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。
- 4 本機関は、毎年度、会員から、防災業務計画に定めるところにより次の各号に掲げる情 報の提出を受ける。
 - 一 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能
 - 二 電源車、携帯用発電機等の保有の状況(燃料の保有の状況を含む。)
 - 三 災害対応のための資機材の保有の状況
 - 四 災害対応のための人員(協力会社等の人員を含む。)の状況
 - 五 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
 - 六 前各号の他、本機関が必要と認める事項
- 5 本機関は、前項の情報の提出を受けたときは、本機関が保有する情報を更新するととも 5 本機関は、会員から、資機材の保有状況その他の情報の提出を受けたときは、本機関が 保有する情報を更新するとともに、必要に応じて、会員に対し資機材の充実その他の対応 を求める。
 - 6 本機関は、防災業務計画に定めるところにより、年1回以上、会員及び関係者の協力を 得て大規模災害への対応に係る訓練を実施する。

(緊急時の対応)

- 第96条 本機関は、大規模災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、別表 15-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置く。
- 2 発令者は、理事長が予め指定した理事又は職員の上申を受けて態勢の発令を行い、態勢 に応じた対応組織の設置を決定するとともに、会員に対し、防災業務計画に定めるところ により通知を行い、必要な対応を求める。
- (送配電等業務指針218条第2項条へ移設)
- 員が代行する。
- <u>5</u> 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う<u>災害等</u>への対応に関する一切の業務は、警 <u>4</u> 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う大規模災害への対応に関する一切の業務は、 警戒本部又は非常災害対応本部のもとで行う。
 - 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。 但し、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の 省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速 やかに所定の手続を取る。
- 7 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大 | 6 本機関は、経済産業大臣に対し供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大 臣が要請する事項を報告しなければならない。

その他関係者に通知する。

(事業継続計画(BCP)の策定)

第97条 本機関は、災害等により本機関が被災し、その機能の一部又は全部が失われたと きも、速やかに業務を継続又は再開できるよう、国が定める事業継続に関するガイドライ ンに従い、事業継続計画を定める。

別表13-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織

情勢	対応態勢	対応組織
1. 災害等の発生が予想されるとき		
2. 震度5強の地震が発生したとき	警戒態勢	警戒本部
3. 津波警報が発せられたとき	(発令者:総務部を	(本部長:総務部を
<u>4.</u> その他必要なとき	管掌する理事)	管掌する理事)
1. 災害等が発生したとき、又は発生す		
<u>ることが確実なとき</u>		
2. 震度6弱以上の地震が発生したと	非常態勢	非常災害対応本部
<u> </u>	(発令者:理事長)	(本部長:理事長)
3. 東海地震注意情報、東海地震予知情		
報、又は警戒宣言が発せられたとき		
4. 東南海・南海地震(※)が発生したと		
<u> </u>		
5. 大津波警報が発せられたとき		
<u>6.</u> その他必要なとき		

(※) 東南海・南海地震とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南部の海域を経て土佐 湾までの地域並びにその周辺における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

第14章 送配電等業務指針

(送配電等業務指針の策定及び変更)

- 産業大臣の認可を受ける。
- 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項に基 2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項に基 づき、経済産業大臣の認可を受ける。但し、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な 事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を

変 更 後(変更点に下線)

8 本部長又はその代行者は、災害等が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、会員 7 本部長又はその代行者は、大規模災害が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、 会員その他関係者に通知する。

(事業継続計画(BCP)の策定)

第97条 本機関は、大規模災害により本機関が被災し、その機能の一部又は全部が失われ たときも、速やかに業務を継続又は再開できるよう、国が定める事業継続に関するガイド ラインに従い、事業継続計画を定める。

別表15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織

	(工时V) / N 心思务及 (5)	~1 // L/ 小丘 小収
情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅		
な悪化等の電力需給に関する被害が発生	警戒態勢	警戒本部
し、又は発生するおそれがあるとき	(発令者:総務部を	(本部長:総務部を
1. 震度 5 強の地震が発生したとき	管掌する理事)	管掌する理事)
2. 津波警報が発せられたとき		
3. その他1. 及び2. に準じる大規模災		
害又は大規模災害のおそれが発生し		
<u>たとき</u>		
次に定める事態が生じ、相当程度の広範		
囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生		
し、その復旧に長時間を要するなど大規	非常態勢	非常災害対応本部
模な社会的悪影響が発生し、又は発生す	(発令者:理事長)	(本部長:理事長)
<u>るおそれがあるとき</u>		
1. 震度6弱以上の地震が発生したとき		
2. 東海地震注意情報、東海地震予知情		
報、又は警戒宣言が発せられたとき		
3. 大津波警報が発せられたとき		
4. その他 1. から 3. に準じる大規模災		
害又は大規模災害のおそれが発生し		
<u>たとき</u>		

第16章 送配電等業務指針

(送配電等業務指針の策定及び変更)

- 第98条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済 第98条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済 産業大臣の認可を受ける。
 - づき、経済産業大臣の認可を受ける。但し、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な 事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を

行う。

3 本機関は、 $\underline{\hat{n}}$ 2 項により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

- 第99条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は<u>会員等</u>からの提案に対して 必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。
- 2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、<u>会員その他の事業者</u>の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

第15章 指導・勧告

(指導・勧告の実施)

- 第100条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めると きは、法第28条の40第<u>5</u>号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行 う。
- 一 第50条の需給状況の監視の業務において、<u>卸電気事業者を除く会員</u>が、過去の実績 等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき
- 二 第26条の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、 需要想定要領又は<u>第29条の</u>広域系統長期方針若しくは<u>第30条の</u>広域系統整備計画等 に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき
- 三 第17章の苦情・相談対応及び第18章の紛争解決の業務において、必要なとき
- 四 第62条、第63条及び第64条における運用容量又はマージンの設定において、<u>一</u>般電気事業者又は<u>卸電気事業者</u>たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき
- 五 第<u>6</u>章の系統アクセス業務において、<u>一般電気事業者</u>たる会員が適切な検討、回答を 行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないと き
- 六 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき
- 七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不 適切な行為を行っていることが認められるとき
- 八 前各号の他、理事会が必要と認めるとき
- 2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業 者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

(送配電等業務指針第154条第2項及び第156条第2項より移設して修正)

変 更 後(変更点に下線)

行う。

3 本機関は、<u>前各項</u>により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

- 第99条 本機関は、業務遂行に際して必要と認めるとき、又は<u>会員その他の電気供給業者</u>からの提案に対して必要と認めるときは、送配電等業務指針の変更の要否に関する調査及び検討を行う。
- 2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、<u>会員その他の電気供給業者</u>の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

第17章 指導・勧告・検証

(指導・勧告の実施)

- 第100条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第<u>6</u>号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。
- 一 第50条の需給状況の監視の業務において、<u>小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員</u>が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき
- 二 第26条<u>の2</u>の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指 針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切 と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき
- 三 第19章の苦情・相談対応及び第20章の紛争解決の業務において、必要なとき
- 四 第62条、第63条及び第64条<u>の2</u>における運用容量又はマージンの設定において、 一般送配電事業者又は<u>送電事業者</u>たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータ の提出に応じないとき
- 五 第<u>7</u>章の系統アクセス業務において、<u>一般送配電事業者</u>たる会員が適切な検討、回答 を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じない とき
- 六 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき
- 七 電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき
- 八 前各号の他、理事会が必要と認めるとき
- 2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。

(出力抑制時の検証)

第100条の2 本機関は、一般送配電事業者たる会員が送配電等業務指針に定めるところ

変 更 後(変更点に下線)

により出力抑制を行った場合には、当該出力抑制に関する資料の提出を受ける。

2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務 指針に照らして、適切であったか否かを確認し、その結果を公表する。

第16章 年次報告書及び調査・研究

第18章 年次報告書及び調査・研究

(年次報告書)

第101条 本機関は、会員から提供される各種情報を次の各号に掲げる観点で集約、蓄積|第101条 本機関は、本機関の収集した情報(第102条に基づく調査及び研究の結果を するとともに、これに分析を加え、年1回、報告書として取りまとめ公表する。

一 電力需給(供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、 電力系統及び系統アクセス業務に関する前年度までの実績

二 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関す る見通し(発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。)及び課題

(予備力及び調整力の適切な水準等の検討)

- 第101条の2 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供 される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力(一般電気事業者の送配電部門が、 供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる電 源等の能力をいう。)の適切な水準等について検討を行う。
- 2 前項において、本機関は電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号) の施行までに検討の過程と結果を会員に通知するとともに公表する。
- 3 本機関は、本条に規定する予備力と調整力の適切な水準について、毎年度評価と検証を 行い、必要に応じて見直しを行う。
- 4 本機関は、前項における評価と検証及び必要に応じた見直しの内容について、前条で定 める報告書においてとりまとめ公表する。

(調査研究)

- 第102条 本機関は、第101条の業務等に資するため、次の各号に掲げる事項に関する 調査及び研究を行う。
- 一 電気事業の広域的運営に関する国内外の技術動向
- 二海外の電気事業制度、事業者規制及び系統に関する諸制度
- 三 需要想定業務に必要な経済指標、その他電気事業の広域的運営に関する社会経済情勢
- 四 稀頻度な大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析
- 五 その他前条の報告書を作成するために必要な事項
- 2 本機関は、前項の調査及び研究の結果、有益な成果を得たときは、前条の報告書の発行 2 本機関は、前項の調査及び研究の結果、有益な成果を得たときは、第101条の年次報 を待たず随時公表する。

(年次報告書)

- 含む。)及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1 回、報告書として取りまとめ、公表する。
- 一 電力需給(周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、 分析を含む。)
- 二 電力系統の状況
- 三 系統アクセス業務に関する前年度までの実績
- 四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関す る見通し(発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。)及び課題
- 五 次条に基づく各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必 要に応じた見直しの内容

(予備力及び調整力の適切な水準等の評価等)

第101条の2 本機関は、前条及び送配電等業務指針に定めるところにより会員から提供 される情報等をもとに、各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評 価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(削除)

(削除)

(前条に移設)

(調査研究)

- 第102条 本機関は、第101条の年次報告書の取りまとめその他の本機関の業務等に資 するため、次の各号に掲げる事項に関する調査及び研究を行う。
- 一 電気事業の広域的運営に関する国内外の技術動向
- 二 海外の電気事業制度、事業者規制及び系統に関する諸制度
- 三 需要想定業務に必要な経済指標、その他電気事業の広域的運営に関する社会経済情勢
- 四 稀頻度な大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析
- 五 その他第101条の報告書を作成するために必要な事項
- 告書の取りまとめに先立ち随時公表する。

変 更 後(変更点に下線)

第17章 苦情及び相談

(苦情及び相談対応)

- 第103条 本機関は、法第28条の40第6号に基づき、電気供給事業者から、送配電等 | 第103条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者から、送配電等 業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。
- 関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに 行う。
- 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、 前2項に準じて取り扱う。
- 4 本機関は、前各項の苦情及び相談の内容を定期的に取りまとめ、公表する。
- 5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等および個人が特定される情報については、 秘密情報として適切に取り扱う。

(あっせん・調停への移行)

第104条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必|第104条 本機関は、前条第1項及び第2項の苦情の申出又は相談を行った者に対し、必 要に応じて、第18章のあっせん・調停の手続について説明する。

第18章 紛争解決

(紛争解決)

第105条 本機関は、法第28条の40第6号に基づき、送配電等業務に関する電気供給 事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成1 6年法律第151号)に基づき、和解の仲介(あっせん・調停)の業務を行う。

第19章 情報通信技術の活用支援

(電子情報を交換するための標準規格の策定)

- 統利用者」という。)の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認め られるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標 準規格を策定する。
- 2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主な系統利用者と協|2 本機関は、前項の標準規格を策定、又は変更するときは、関係する主な系統利用者と協 議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。
- 3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(新設)

第19章 苦情及び相談

(苦情及び相談対応)

- 業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。
- 2 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に12 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者等から、送配電等業務に 関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者等への回答を含む必要な対応を速やかに 行う。
 - 3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、 前2項に準じて取り扱う。
 - 4 本機関は、前各項の苦情及び相談の内容を定期的に取りまとめ、公表する。
 - 5 前各項の苦情及び相談の内容のうち、法人等および個人が特定される情報については、 秘密情報として適切に取り扱う。

(あっせん・調停への移行)

要に応じて、第20章のあっせん・調停の手続について説明する。

第20章 紛争解決

(紛争解決)

第105条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、送配電等業務に関する電気供給 事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成1 6年法律第151号)に基づき、和解の仲介(あっせん・調停)の業務を行う。

第21章 情報通信技術の活用支援

(電子情報を交換するための標準規格の策定)

- 第105条の2 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者(以下、本章において「系 | 第105条の2 本機関は、会員その他の送電系統を利用する者(以下、本章において「系 統利用者」という。)の業務運営が円滑化し、電気事業の全国大での効率化に資すると認め られるときは、系統利用者が情報通信技術を活用して相互に電子情報を交換するための標 準規格を策定する。
 - 議するとともに、必要に応じ国との調整及び有識者の意見聴取を行う。
 - 3 第1項の標準規格を策定、又は変更したときは、速やかにこれを公表する。

(情報セキュリティ対策に関する普及啓発・情報提供)

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後(変更点に <u>下線</u>)
	第105条の3 本機関は、会員に対し、スイッチング支援システムの利用に係る個

個人情報 保護対策その他の情報セキュリティ対策の普及啓発を継続的に実施するとともに、情報シ ステムの脆弱性等に関する情報を適宜提供する。

第20章 雑則

(時期又は期限の暫定的な変更)

- 第106条 理事会は、業務運営上やむを得ないときは、本規程に定める時期又は期限を暫|第106条 理事会は、業務運営上やむを得ないときは、本規程に定める時期又は期限を暫 定的に変更することができる。
- 2 本機関は、前項により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由 を総会に報告する。

(報告又は資料の提出)

第107条 本規程において、本機関が会員に対して提出を求める報告又は資料は、各条に「第107条 本規程において、本機関が会員に対して提出を求める報告又は資料は、各条に 規定するものを除き、法第28条の42に基づくものとする。

(運営細則)

第108条 本規程に定めるもののほか、本機関の業務に関し必要な事項は、理事会が別に 定める。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、本機関の成立の日から施行する。

(連系線の利用計画の登録移行)

第2条 本機関の成立の日の開始時点における第1年度から第10年度までの連系線の利用 計画(通告値を含む。以下この条において同じ。)については、一般社団法人電力系統利用 協議会が本機関の成立の日の前日の終了時点において容量登録している利用計画及びその 登録時刻を引き継ぐものとする。

(契約が認定されるまでの混雑処理の取扱い)

- 第3条 本機関は、その成立以降速やかに、第73条に定める契約の認定が有効となる期日 について、既存の契約の認定の申請及び審査に必要な期間を考慮して定め、公表する。
- 2 本機関の成立の日から前項の期日までの間は、本機関が第72条に定める混雑処理を行 う場合、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成立の日の前日において認定してい る既存契約等により行うこととする。

附則(平成27年4月28日)

第22章 雑則

(時期又は期限の暫定的な変更)

- 定的に変更することができる。
- 2 本機関は、前項により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由 を総会に報告する。

(報告又は資料の提出)

規定するものを除き、法第28条の42に基づくものとする。

(運営細則)

第108条 本規程に定めるもののほか、本機関の業務に関し必要な事項は、理事会が別に 定める。

附則

(施行期日)

第1条 本規程は、本機関の成立の日から施行する。

(連系線の利用計画の登録移行)

第2条 本機関の成立の日の開始時点における第1年度から第10年度までの連系線の利用 計画(通告値を含む。以下この条において同じ。)については、一般社団法人電力系統利用 協議会が本機関の成立の日の前日の終了時点において容量登録している利用計画及びその 登録時刻を引き継ぐものとする。

(契約が認定されるまでの混雑処理の取扱い)

- 第3条 本機関は、その成立以降速やかに、第73条に定める契約の認定が有効となる期日 について、既存の契約の認定の申請及び審査に必要な期間を考慮して定め、公表する。
- 2 本機関の成立の日から前項の期日までの間は、本機関が第72条に定める混雑処理を行 う場合、一般社団法人電力系統利用協議会が本機関の成立の日の前日において認定してい る既存契約等により行うこととする。

附則(平成27年4月28日)

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画におけ る経過期間の扱い)

の取扱いについては、経済産業省令の定めに拠る。

(平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系 統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)

第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設 備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事 が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模 以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開 始の申込みを行うことができるものとする。

(計画書等の受付開始)

第4条 本機関は、本規程第67条の2に基づく計画書等の受付を、本規程の認可を受けた 日の翌日から開始する。

附則(平成27年8月31日)

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(新設)

変 更 後(変更点に下線)

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画におけ る経過期間の扱い)

第2条 特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画 | 第2条 特定電気事業者たる会員及び特定規模電気事業者たる会員の平成27年度供給計画 の取扱いについては、経済産業省令の定めに拠る。

> (平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系 統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)

第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設 備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事 が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模 以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開 始の申込みを行うことができるものとする。

(計画書等の受付開始)

第4条 本機関は、本規程第67条の2に基づく計画書等の受付を、本規程の認可を受けた 日の翌日から開始する。

附則(平成27年8月31日)

(施行期日)

第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

附則(平成28年 月 日)

(施行期日)

第1条 本規程は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い 日から施行する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)

第2条 本規程の第7章第4節は、費用負担ガイドラインの公表日(平成27年11月6日) 以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。

(計画値の登録移行)

第3条 本規程の施行日時点における第1年度から第10年度までの各計画の計画値(通告 値を含む。以下この条において同じ。) については、本規程の施行日の前日の終了時点にお いて、広域機関システムに登録されている計画値(連系線利用計画及び通告値については

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
	登録時刻も含む。)とする。

電力広域的運営推進機関 平成28年度事業計画

本機関は、国の「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月2日閣議決定)にて示された第1段階の改革である電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的に、電気事業法(以下「法」という。)第28条の4に規定する広域的運営推進機関として、平成27年4月1日に業務を開始した。

平成28年度は、第2段階の改革である電気の小売業への参入の全面自由化 及び関連諸制度がスタートする年であることから、これに対応した基盤整備に 万全を期すとともに、変わらぬ安定供給の確保、再生可能エネルギーの導入拡 大といった電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する社会的要請への 的確な対応をめざし、次の業務を行うこととする。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更(法第28条の40第3号)

会員その他の電力系統利用者が、送配電等業務指針等のルールに基づき、円滑に業務を遂行できるよう、理解促進活動、業務実態の把握等を行う。その結果を踏まえ、更なるルールの見直し要否を継続的に検討する。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付(法第28条の40 第4号)

(1) 供給計画の取りまとめ

平成28年4月の小売全面自由化に伴う事業類型の見直し(いわゆるライセンス制の導入)により、供給計画が大きく変革する中にあって、本機関は、法令に基づく電気事業者の供給計画の提出を受け付け、需給バランス評価、流通設備形成計画、広域運営の状況等の取りまとめを的確に行う。また、取りまとめた供給計画は、必要に応じ意見を付して平成28年6月末までに経済産業大臣に送付する。

(2) 需要想定に関する業務

会員が行う需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、想定の前提となる全国経済見通しを策定する。また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に、全国の需要想定を策定する。前者は平成28年11月末まで、後者は供給区域ごとの需要想定と一緒に平成29年1月末までに会員に通知するとともに公表する。

3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務(法第28条の40第5号)

電源入札等の実施要否の判断に資するため、有識者による委員会を設置し、供給計画のとりまとめ結果に基づく需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、電力市場の活性化度合い、中長期的な需要動向等を踏まえた総合的な検討を行う。

検討の結果、電源入札等が必要と認められるときは、業務規程に従って供給力の確保に向けた取り組みを進める。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整(法第28条の40第8号)

(1) 広域系統長期方針及び広域系統整備計画

本機関は、電力の広域運用の観点から、将来の広域連系系統に係る合理的な設備形成に関し積極的な機能を果たすため、広域連系系統の長期方針の策定を進めるとともに、広域系統整備計画を策定する。そのために、広域系統整備委員会において、引き続き検討を進める。

広域連系系統の長期方針の策定に当たっては、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(広域系統長期方針)の策定に向け、平成27年度に長期方針の策定の方向性等を整理した基本方針を取りまとめた。平成28年度は、取りまとめた方向性に沿って、引き続き、中長期的な需給見通し、新規電源計画、再生可能エネルギーの導入状況、設備の経年情報等を踏まえた検討を進め、広域系統長期方針について、本年度中の取りまとめを目指す。

また、広域系統整備計画については、連系線等の利用状況や電気供給事業者からの提起等により、広域運用の観点からの広域連系系統の整備に関する検討が必要であると認めたとき、又は国からの検討要請があったときは、個別具体的な増強の必要性、事業実施主体、費用分担等について検討を行い、その策定を行う。

なお、平成27年4月に検討を開始し平成27年9月に基本要件を決定した、 東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る広域系統整備の検討につい ては、引き続き、実施案及び事業実施主体並びに費用負担割合の検討を継続す る。これを踏まえて本機関は、個別の広域系統整備計画として、東京中部間連 系設備については平成28年6月、東北東京間連系線については平成28年 10月を目途に広域系統整備計画を策定する。また、中国九州間連系線に係る 計画策定プロセスについて、長期方針の検討状況を踏まえつつ検討を進める。

(2) 系統アクセスの受付

関係事業者との利害関係がない中立的な立場から、発電設備等の系統連系を希望する者(連系希望者)からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を適切に行う。業務遂行に当たっては、連系希望者への丁寧な対応及び適切な情報提供を行い、一般送配電事業者とともに系統アクセス業務の改善を図る。

また、連系希望者の費用負担低減と効率的な設備形成の両立のため、複数の 連系希望者により工事費負担金を共同負担して系統増強を行う手続(電源接続 案件募集プロセス)の円滑な推進を図る。

さらに、大型電源リプレース時の系統連系募集プロセスについては、円滑な 業務遂行のため募集要領の作成準備などを進める。

(3) 調整力のあり方の検討

長年にわたり見直されていない、需給バランス調整及び周波数制御に必要な調整力のあり方について、引き続き検討を進める。具体的には、需要想定誤差や再生可能エネルギー電源の出力想定誤差に起因する需給のインバランス実績データを収集、分析するとともに、小売全面自由化、再生可能エネルギーの導入増加等の環境変化、並びに大規模災害など稀頻度事故時の対応を勘案し、調整力の必要量等を明らかにすることをめざす。

(4) 地域間連系線の管理

電力の広域運用の推進のため、広域的な電力取引に係る連絡調整、長期的な容量確保及び混雑処理を含む地域間連系線の管理を行う。

連系線の運用容量及びマージンについて、事務局が実施する検討会等での議 論及び意見募集の結果等を踏まえ、算出、公表する。

また、前年度に認定した連系線の長期的な容量確保に係る契約及び連系線利用計画について、その妥当性を審査し、各事業者に対して計画と実績の乖離状況等を通知するとともに、必要な指導等を行うことにより、連系線の適正な利用について、会員の意識向上を図る。

さらに、新たに導入した広域機関システムを活用し、業務の効率化、系統利用者の利便性向上に取り組む。

(5) 作業停止計画の調整

会員等が提出する点検・修繕等の作業を実施するための流通設備及び発電設備の停止に関する計画(作業停止計画)の調整を行い、広域連系系統の作業停止計画を取りまとめる。

調整及び取りまとめに当たっては、新たに導入した広域機関システムを活用し関係事業者との情報共有を図るとともに、電力設備の保全、作業員の安全確保その他の送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、系統を維持及び運用する一般送配電事業者及び連系線利用者や発電事業者と適切に連携する。

(6) 需要者スイッチング支援

小売電気事業者と一般送配電事業者間の託送契約の変更手続き等を円滑化するための「スイッチング支援システム」の運用・保守を実施する。

また、広域機関発足後に立ち上げた「スイッチング支援に関する実務者会議」の成果を引き継ぎ、全面自由化開始時から運用されるスイッチング支援システムの運用上の改善点、追加の機能・運用ルール等を検討するため「スイッチング支援システム運用に関する実務者会議」(仮称)を定期的に開催し、議論の概要及び取りまとめ結果を公表する。

(7) 情報通信技術の活用支援

会員その他の送電系統を利用する者が、情報通信技術を活用して相互に、 又は本機関との間で電子情報を交換するための標準規格について、事業者の 業務状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

また、会員等が、適切なサイバーセキュリティ対策を実施できるようにするため、国等の情報セキュリティガイドラインの内容を踏まえ、必要に応じ上記標準規格の見直し、普及啓発活動等を行うほか、機関外でのサイバー攻撃被害や情報漏えい事案に関わる情報システムの脆弱性等について、適宜会員等に対し情報提供を行い、会員等の取り組みを促す。

(8) 系統情報の公表

系統運用の透明性確保のため、国が定める「系統情報の公表の考え方」に則り、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表する。

また、新たに導入した広域機関システムにより、広域連系系統の詳細な情報を収集することが可能となるため、これを用いて公表内容の一層の充実を図る。

(9)業務品質の向上

本機関は、シミュレーション解析ツールを利用し、自ら潮流の解析を行うことを通じて、広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、及び地域間連系線の管理等の業務品質の向上に努める。

(10)システム開発の円滑な実施

広域機関システム及びスイッチング支援システムの安定稼働に努めるとともに、次年度以降の制度変更に遅滞なく対応できるようシステム変更等の対応 準備を進める。

5. 電気の需給の状況の監視(法第28条の40第1号)

広域機関システムを通じて会員から提出される各種計画、供給区域ごとの需要や連系線の潮流及び供給力(主要発電所の稼働及び停止状況を含む。)等のデータにより、会員が営む電気事業に係る電気の需給状況を監視する。

なお、広域機関システムの本格稼働に対応するとともに、一般送配電事業者 をはじめとする関係事業者とより綿密な連携を図るため、広域運用センターの 当直体制を1班につき2名から4名に増員する。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示(法第28条の40第 2号)

災害や電源トラブル等においても安定供給を確保するため、会員の電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合は、会員に対して、電気の需給の状況を改善するために必要な指示を行う。

指示に当たっては、いわゆるライセンス制の導入により新たな発電事業者が 会員となること及び卸電力取引市場において1時間前市場が開設されること を踏まえた業務フローを整備し、広域機関システムを活用して迅速に対応する。

また、再生可能エネルギーの導入増加等により、供給区域において下げ調整力が不足し、一般送配電事業者による再生可能エネルギーの出力抑制が行われたときは、当該出力抑制が適切であったかどうかを事後検証し、結果を公表する。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決(法第28条の 40第7号)

(1) 苦情又は相談の対応

電気供給事業者から、送配電等業務その他本機関の業務に関する苦情の申出 又は相談を受けたときは、その内容に応じて、回答その他の初動措置を速やか に行う。

初動措置では解決できず、更なる対応が必要な案件については、和解の仲介 (あっせん・調停)、電気供給事業者に対する指導又は勧告等、必要な措置を 講じ、問題の解決に努める。

また、会員その他の電力系統利用者の、送配電等業務指針等のルールに基づ

く業務の改善のため、苦情の申出又は相談の内容を定期的に取りまとめ、調査、 検討を行うと共に、本機関のウェブサイトで公表し、広く周知する。

(2) 紛争の解決

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に基づく認証を受けた紛争解決機関として、本機関の役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを設置し、和解の仲介(あっせん・調停)の業務を行う。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等(法第28条の40第6号)

送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要と認めるときは、業務規程に基づき、電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。

9. 前1.~8.の附帯業務(法第28条の40第9号)

(1) 報告書の作成及び公表

業務規程に基づき、電力需給の状況(供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、 停電状況、リスク要因等)、系統利用及び系統アクセスに関する実績、中長期 の電力需給や系統整備に関する見通し(発電設備の系統連系制約の改善の見通 しを含む。)及び課題等に関する報告書を取りまとめ公表する。

(2)調査及び研究

調整力等に関する委員会や広域系統整備委員会の検討に資する事項の調査、 第3段階の改革に伴う制度変更に対応するための調査、その他内外の電気事業 に関する技術動向、制度政策、電力需給のリスク分析等に関する調査及び研究 を行う。

(3) 災害等への対応

大規模な天災地変その他これに準ずる事由により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調復旧等に取り組むことができるよう、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、防災業務計画に基づき、緊急連絡体制及び災害対応態勢の構築、国や関係機関に対する必要な非常時の情報提供等を行うほか、年1回以上、会員及び関係機関の協力を得て災害対応訓練を実施する。

また、本機関の拠点が被災した場合に備えて、内閣府「事業継続ガイドライン」に従い策定した事業継続計画(BCP)について、計画の実効性を高めるための見直しの要否を継続的に検討する。

さらに、本機関が、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び武力攻撃事態 等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定公共機関であ ることを踏まえ、それぞれ策定した業務計画に基づき、必要な対応を行う。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務(法28条の40第10号)

(1) 広報

本機関の業務の透明性を高めるため、及び会員その他の電気供給事業者の利便性向上に資するため、本機関の業務及び電気事業の遂行に当たっての広域的運営に関する広報の充実強化に努める。

具体的には、需給状況悪化時の会員への指示など本機関が実施した業務について速やかに公表するほか、本機関において開催する理事会、評議員会、委員会等の議案及び議事概要を原則として公表する。また、ウェブサイト等を活用し、本機関の業務を分かりやすく紹介する。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムのサイバーセキュリティ対策に万全を期す。具体的には、コンピュータウィルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策等のシステム対策を遺漏なく行うほか、第三者による情報セキュリティ監査及び役職員への情報セキュリティ教育を実施する。

(3) バックアップ拠点の確保・維持

災害等により、東京の本拠点が使用不能となるような万一の場合に備え、大阪に構築したバックアップ運用拠点において系統監視等の重要業務が確実に遂行できるよう、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を実施する。

(4)職員の確保・育成

本機関の的確な業務遂行に必要な要員を常時確保しつつ、中長期的に職員の プロパー比率を高めるため、専門的知見を有する人材の中途採用及び将来性あ る新卒者の採用に向けた活動を進める。

職員の育成については、OJTを基本としつつ、採用時研修、内部・外部研修、自己啓発支援等を実施し、業務遂行に必要な知識付与、能力向上を図る。

	是電等業務指針 新旧対照表
変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
平成27年4月28日施行	平成27年4月28日施行
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
送配電等業務指針	送配電等業務指針
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

変 更 前(変更点に下線) 変 更 後(変更点に下線) 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 目 次 目 次 第1章 総則 3 第2章 需要想定......4 第 2 章 需要想定 4 第3章 供給計画の取りまとめ等......6 第3章 供給計画の取りまとめ等6 第4章 調整力の確保に関する計画11 第5章 調整力の確保11 第6章 系統アクセス 31 第7章 系統アクセス 31 第7章 電源接続案件募集プロセス 49 第8章 需給計画及び発電計画 54 第8章 需給状況の監視のための計画提出54 第9章 需給状況の悪化時の指示等.....59 第9章 需給状況の悪化時の指示等.....59 第10章 一般電気事業者の系統運用等......62 第10章 一般送配電事業者の系統運用等62 第11章 地域間連系線の管理......74 第11章 地域間連系線の管理......74 第12章 作業停止計画の調整.......87 第12章 作業停止計画の調整......87 第13章 系統情報の公表 92 第14章 需要者スイッチング支援......95 第14章 緊急時の対応......99 第15章 緊急時の対応......99 第15章 電気の質に関する評価・分析等......100 第16章 電力需給等に関する情報の提供100 第16章 その他......101 第17章 その他......101 附則......101 附則(平成27年8月31日)......102 附則(平成27年8月31日)......102 附則(平成28年 月 日)......102

第1章 総則

(目的)

第1条 この送配電等業務指針(以下「本指針」という。)は、電気事業法(昭和39年法律|第1条 この送配電等業務指針(以下「本指針」という。)は、電気事業法(昭和39年法律 第170号、以下「法」という。)第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づ き、一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電 に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを 目的とする。

(用語)

- 第2条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて 規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の定款 及び業務規程において使用する用語の例による。
- 2 本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
- 一 「休日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日 法律第178号) に規定する休日並びに本機関が指定する日をいう。
- 「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 三 「昼間帯」とは、毎日8時から22時までの時間をいう。
- 四 「夜間帯」とは、昼間帯以外の時間をいう。
- 五 「供給支障」とは、電気の供給の支障(但し、電路が自動的に再閉路されることによ り電気の供給の支障が終了した場合を除く。)をいう。
- 六 「発電抑制」とは、給電指令(第161条に定める。以下同じ。)により発電設備等の 出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。
- 七 「電源脱落」とは、電力設備の故障に起因し、発電設備等が電力系統から電気的に切 り離されることをいう(但し、給電指令による場合を除く。)。
- 八「発電支障」とは、発電抑制及び電源脱落をいう。
- 九 「短時間熱容量」とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を 短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。
- 十 「需要設備系統連系希望者」とは、需要設備への電気の供給を行う者又は需要設備へ の電気の供給を行おうとする者をいう。
- 十一 「系統連系希望者」とは、発電設備等系統連系希望者及び需要設備系統連系希望者 をいう。
- 十二 「アクセス設備」とは、発電設備等系統連系希望者及び需要設備系統連系希望者が 送電系統に連系するための流通設備をいう。
- 十三 「発電設備等系統アクセス業務」とは、事前相談、接続検討及び発電設備等契約申 込み(第79条に定める。以下同じ。)に関する業務をいう。
- 十四 「需要設備系統アクセス業務」とは、事前検討及び需要設備契約申込み(第102 条に定める。以下同じ。) に関する業務をいう。
- 十五 「系統アクセス業務」とは、発電設備等系統アクセス業務及び需要設備系統アクセ ス業務をいう。

変 更 後(変更点に下線)

第1章 総則

(目的)

第170号、以下「法」という。)第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づ き、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電 に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを 目的とする。

(用語)

第2条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて - 規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の定款 及び業務規程において使用する用語の例による。

(業務規程第2条へ移設)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	(期限の取扱い) 第2条の2 本指針において定める期限の末日が本機関の休業日であるときの取扱いは、業 務規程の取扱いと同一とする。
第2章 需要想定	第2章 需要想定
(需要想定要領に定める事項) 第3条 需要想定要領には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 一 需要想定に関する基本事項(想定期間、想定区分と想定主体、想定対象、需要区分等) 二 需要実績の補正方法(気温、閏年による影響の具体的補正手法等) 三 供給区域の需要(以下「供給区域需要」という。)の想定方法(短期想定の手法、長期想定の手法等) 四 小売供給を行う相手方の需要(以下「自社需要」という。)の想定方法(短期想定の手法、長期想定の手法等) 五 本機関への提出様式 六 その他需要想定を適切に作成又は提出するにあたって必要となる事項	(業務規程第18条へ移設)
(供給区域需要の想定)第4条 一般電気事業者は、需要想定要領に基づき、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、本機関に提出する。(業務規程第21条第2項から移設)	(供給区域需要の想定) 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。 一 想定期間 ア 原則として、第1年度以降10年間 イ 第1年度の使用端電力量、送電端電力量及び最大需要電力は月別 二 想定対象 ア 需要電力量 使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量
2 <u>一般電気事業者</u> は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関 <u>の</u> 公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情 <u>等</u> を考慮 <u>するものとする</u> 。	イ 最大需要電力 送電端最大3日平均電力 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第20条第 2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供 給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければ ならない。
3 <u>一般電気事業者</u> は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出するものとする。	3 <u>一般送配電事業者</u> は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出 <u>しなければならない</u> 。
(供給区域需要の想定の検証)第5条(業務規程別表3-1から移設し修正)	(供給区域需要の想定の検証) 第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出しなければならない。 一前年度下期及び前年度の需要電力量 毎年6月末日

- 一般電気事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供 2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け 給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請があっ た場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検 証の対象とする。
- 2 一般電気事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の 要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。
- 3 一般電気事業者は、業務規程第19条第2項に基づき、第1項の比較及び検証の結果等 を本機関が定める様式に基づき、提出する。

(業務規程第19条第2項から移設)

4 一般電気事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映するものとする。

別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度

(※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。

(自社需要の想定)

- 第6条 卸電気事業者を除く電気事業者は、需要想定要領に基づき、自社需要の想定を行い、 供給計画の案の一部として、本機関に提出する。
- 2 卸電気事業者を除く電気事業者は、自社需要の想定にあたっては、第4条第2項に定め る事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮するものとする。

(自社需要の想定の検証)

- 第7条 卸電気事業者を除く電気事業者は、第5条第1項及び第2項に準じ、自社需要の実 | 第7条 小売電気事業者は、第5条第2項及び第3項に準じ、小売需要の実績と需要想定の 績と需要想定の差異について比較し、その差異について検証を行う。
- 2 卸電気事業者を除く電気事業者は、前項の検証結果等を、適宜、自社需要の想定に反映 2 小売電気事業者は、前項の検証結果を、小売需要の想定に反映するものとする。 するものとする。

(本機関による需要想定の検証プロセス)

第8条 業務規程第19条第3項に定める本機関が行う過去の供給区域の需要想定の検証 は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。但し、第3号については、本機関が 必要と判断する場合に限る。

変 更 後(変更点に下線)

- 二 当年度上期の需要電力量 毎年11月末日
- 三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発 生する供給区域については、冬季最大需要電力に関する提出期限を毎年翌年度5月末日 とする。
- 出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請が あった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及 び検証の対象とする。
- 需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。
- 4 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機関が定める様 式に基づき、提出する。
- 一 前年度の需要電力量に関する検証結果 毎年7月末日
- 二 最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力 が発生する供給区域については、毎年5月末日とする。
- 5 一般送配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならな V

別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度

(※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。

(小売需要の想定)

- 第6条 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。以下本章において同じ。)は、需要 想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、本章において「小売需要」とい う。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。
- 2 小売電気事業者は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電 源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。

(小売需要の想定の検証)

- 差異について比較し、その差異について検証を行う。

(業務規程第19条第2項へ移設)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
一 供給区域の需要実績と供給区域の需要想定との差異及びその要因二 前号に定める事項の過年度からの推移三 一般電気事業者の行った検証の考え方及び検証方法四 その他本機関が需要想定及び需要想定要領の検証に必要と判断する事項	
(全国需要想定水準の考え方) 第9条 業務規程第21条第1項に定める全国需要想定水準は、前条の検証結果を反映し、 原則として、人口・経済指標等の実績と需要実績との回帰分析又は需要実績の時系列傾向 線に基づき策定する。なお、想定期間及び想定対象は、業務規程第21条第2項第1号ア 及び第2号に準拠する。 2 前項の回帰分析にあたっては、本機関が業務規程第20条に基づき、会員に通知し、公 表する人口・経済指標の見通しを用いる。	(削除)
第3章 供給計画の取りまとめ等	第3章 供給計画の取りまとめ等
(業務規程第23条から移設)	 (供給計画の案の提出) 第9条の2 電気事業者は、次の各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。 一 第3年度から第10年度の供給計画の案 毎年2月20日 二 第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日
(第12条から移設して修正)	二 第1年度及び第2年度の供給計画の案 毎年3月15日 2 電気事業者は、業務規程第24条第1項に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの 要請を受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇 所について説明しなければならない。
(業務規程第25条から移設して修正)	(供給計画の提出) 第9条の3 電気事業者は、毎年3月25日までに、経済産業省令で定めるところにより、本機関に供給計画を提出しなければならない。 2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、変更箇所について説明しなければならない。
(新設)	(年度途中に電気事業者となった者による供給計画の提出) 第9条の4 年度途中に電気事業者となった者は、電気事業者となった後遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、新たに電気事業者となった日を含む年度における供給計画を本機関に提出しなければならない。
(新設)	(供給計画の変更) 第9条の5 電気事業者は、供給計画を変更した時は、供給計画の変更した事項を遅滞なく、 本機関に提出しなければならない。

変 更 前 (変更点に<u>下線</u>) 変 更 後 (変更点に<u>下線</u>)

(新設)

(供給計画の案の調整に関する考え方)

- 第10条 本機関は、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流 通設備形成の観点等から、次の各号に掲げる事項を考慮の上、供給計画の案に基づく調整の要否を判断する。
- 一 一般電気事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 供給計画における供給区域需要と供給区域の需要想定との間の相違の有無及び程度
- イ 需要実績の推移及び過去の供給計画の<u>想定需要</u>と比較した場合における、<u>自社</u>需要 の変動の程度
- ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。) に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が有るか否か
- エ <u>自社</u>需要に対する供給予備率が本機関の定める一定の水準を上回っているか否か (沖縄電力株式会社については自社需要に対する供給予備力が最大電源ユニットに相 当する電力を上回っているか否か)
- オ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期 等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
- カ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 二 卸電気事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が 有るか否か
- イ 卸電気事業者の卸先の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無
- ウ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画において設備の内容、運用の開始時期 等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
- エ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 三 特定規模電気事業者及び特定電気事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 需要実績の推移及び過去の<u>需給計画等の想定需要</u>と比較した場合における、<u>自社</u>需要の変動の程度
- イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が 有るか否か
- ウ 自社需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か
- エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性

(新設)

(発電設備の廃止計画の提出)

第9条の6 発電事業者は、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。

(供給計画の案の調整等における考慮事項)

- 第10条 <u>業務規程第24条第1項の調整及び業務規程第26条第2項の検討の際の考慮事</u>項は次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 一般送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 供給計画における<u>需要想定と業務規程第21条第1項に基づき提出を受けた</u>需要想 定との間の相違の有無及び程度
- イ 需要実績の推移及び過去の供給計画の<u>需要想定</u>と比較した場合における、需要の変動の程度
- ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。) に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が有るか否か
- エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているか否か
- オ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
- カ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 二 発電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
- ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が有るか否か
- イ <u>発電事業者の供給先である供給区域</u>の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計 画の有無
- ウ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 三 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項 ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変 動の程度
- イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が 有るか否か
- ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か
- エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性
- 四 送電事業者及び特定送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
 - ア 供給計画の案に記載された流通設備計画において設備の内容、運用の開始時期等と 広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
 - イ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(本機関からの根拠及び考え方の聴取)	(第14条へ移設)
第11条 電気事業者は、本機関から、本機関に提出した供給計画の案又は国に届け出た供	
<u>給計画の根拠及び考え方を聴取された場合は、速やかにこれに応じなければならない。</u>	
(供給計画の案等の変更箇所に関する説明)	(第9条の3へ移設)
第12条 電気事業者は、業務規程第24条に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの	
要請を受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った	
<u>箇所について説明しなければならない。</u>	
2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と業務規程第25条に基づいて提出す	
る供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、変更箇所について説明しなけれ	
<u>ばならない。</u>	
(需給バランス評価の方法)	(需給バランス評価の方法)
第13条 <u>本機関は、供給区域の</u> 需給バランス評価において、 <u>一般電気事業者</u> が想定する供	第13条 業務規程第26条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想象
給区域需要と、 <u>一般電気事業者及び特定規模電気事業者</u> の供給力並びに <u>卸電気事業者</u> の販	する供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力及び一般送配電事業者の調整力
売先未定の供給力の合計値とを比較し、次の各号に掲げる点を検証するものとする。	びに発電事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バラ
一 供給区域需要に対する供給予備率が第10条第1号エに定める水準を満たしているか	<u>ンス評価の方法にしたがって実施するものとする。</u>
否か。満たしていない場合は、他の供給区域から受電することを期待できる電力(以下	
「融通期待量」という。)を考慮した供給予備率が同水準を満たしているか否か。	
二 第1年度について、当該供給区域に供給を行う最大電源ユニットが停止した場合であ	
っても、供給力が当該供給区域の需要を上回っているか否か。上回っていない場合は、	
融通期待量を考慮した供給力が、当該供給区域の需要を上回っているか否か。	
三 前各号に定める水準が確保されていない場合は、第11条に基づき、本機関が電気	
事業者から聴取した供給計画の根拠及び考え方に合理性が有るか否か。	
2 本機関は、電気供給事業者に対し、需給バランス評価にあたって、必要な情報提供そ	
の他の協力を求めることができ、協力を求められた電気供給事業者は、速やかにこれに応	
<u>じるものとする。</u>	
(供給計画の取りまとめ)	(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力)
第14条	第14条 電気事業者は、業務規程第24条第1項及び第26条第1項に基づき、提出した
(第11条から移設)	供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じた
	<u>ければならない。</u>
	2 電気供給事業者は、業務規程第26条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価に
(新設)	あたって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じた
	ければならない。
本機関は、電気事業者から供給計画の提出を受けた場合は、供給計画の案からの変更点に	
一个版内は、电入于木石ルツ内和日四ツル田で又りに物口は、炭和日四ツ米川ツ炎史点に	

2 本機関は、経済産業省令に基づき、提出を受けた供給計画に関して、次の各号に掲げる

留意し、必要に応じ、第10条に定める考慮事項の確認を行う。

事項を取りまとめる。

(削除)

変更(前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
一 短期及び長期の需要電力量、最大需要電力及び年負荷率	及
二供給力の確保	
- <u>一 </u>	
<u>イ</u> 電源構成の変化に関する分析	
三 流通設備形成計画	
四 広域運営の状況(供給区域間の電気の販売・調達計画の状況等)	
五 電気事業者の特性分析(事業者の規模別分布や保有電源の分析等)	
3 本機関は、前各項の確認及び取りまとめの結果を踏まえ、供給計画に対する意見を付す	(業務規程第26条の2へ移設)
る場合には、当該意見に次の各号に掲げる事項の検討結果を反映するものとする。	
一 各供給区域及び全国の供給予備率の水準が第10条第1号エに定める水準を下回って	
いる場合は、本機関及び電気供給事業者における供給予備率の改善に向けた方策と見	
<u> </u>	
いる場合で、本機関及び電気供給事業者のみではその改善に向けた取り組みが困難な	
場合の、国による新たな政策方針等の必要性	
三 その他本機関が需給の安定化の観点から国に意見を述べることが適当と考える事項	
(新規)	第4章 電源入札等
	(一般送配電事業者による電源入札等の検討の要請)
	第14条の2 一般送配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫
	のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改
	善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第27条の5第
	1項第2号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。
	<u>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</u>
	第14条の3 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとす
	<u>る。</u>
	一 全国及び供給区域ごとの需給検証
	二 会員の供給力等の確保状況
	ア 小売電気事業者(特定送配電事業者を含み、全国又は供給区域の需給バランス評価
	への影響が大きい事業者に限る。以下本項で同じ。)の供給力の確保状況 への影響が大きい事業者に限る。以下本項で同じ。)の供給力の確保状況
	イ 発電事業者(全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限 る。)の発電用電気工作物の運転実績及び運転計画
	つ。)の発電用電気工作物の運転美績及の運転計画 ウ 一般送配電事業者の調整力の確保状況
	<u>ウー般医配电争業者の調整力の確保状況</u> 三 小売電気事業者の需要実績及び需要想定
	<u>一 </u>
	ア 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク
	フは燃料調達リスク
	イ その他全国又は特定の供給区域の需給バランスに影響を与える事項
	<u>」 いに土田入らりたい万州区域の田州、ノマハに於者ですんの事項</u>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	(電源入札等の基本要件の記載事項)
	第14条の4 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
	一 電源入札等を行う供給区域
	二 電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容
	三 電源入札等の対象となる電源(発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合
	<u>は除く)</u>
	四 電源入札等の対象となる電源が具備すべき周波数調整機能等の条件
	五 電源維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間
	六 電源入札等の方式
	七 電源維持運用者となる条件
	八 電源入札等補填金の支払条件
	九 電気の販売に関する条件
	十 電源入札等補填金の上限価格
	十一 募集スケジュール
	十二 その他電源入札等を実施するにあたり必要となる事項
	(電源入札等の応募者の条件)
	第14条の5 電気供給事業者(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本章にお
	いて同じ。)は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第27条の9
	<u>に基づく本機関の募集に対して応募することができる。</u>
	一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること
	二 電源維持運用業務にかかる費用(電源入札補填金は除く。)を負担する意思及び能力が
	あること
	三供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること
	四 電気事業法その他の法令が遵守できること 五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること
	立 ての他の电像人化等の基本安什に定める未件を個にしていること
	 (電源入札等の応募者の指定)
	第14条の6 業務規程第27条の8第2項に基づき本機関から電源入札等の応募者の指定
	を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならな
	V)_
	は、本機関に対し、応募できない理由を書面により説明しなければならない。
	(電源維持運用者の募集の手順)
	第14条の7 電源維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。
	一 電源入札等の開始の公表
	本機関は、業務規程第27条の6第3項により電源入札等を開始した場合は、電源入
	札等の開始について公表する。
	二 募集要領の策定・公表
	本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給

変更(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
2 2 13 (22 2 m) - 1 m)	区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等
	の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の支払条件、電源維持運用者の電
	気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要領を策定し、公表する。なお、本
	機関は、募集要領の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務
	規程第4条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。
	三説明会の開催
	本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要領
	の説明会を開催する。
	四 必要書類の提出
	電源入札等へ応募する電気供給事業者は、募集要領に記載した期限までにおいて、応
	<u>募価格等を記載した必要な書類を提出する。</u>
	(応募者の評価項目)
	第14条の8 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。
	- 法律又は政省令への適合性
	二 応募価格 上限価格に対する応募価格
	四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料
	調達の確実性
	五 事業継続性 事業者の財務健全性、発電設備の維持・運用等に関する経験、保守・運
	用の体制等
	六 経済性 工事費(系統増強に係る工事費を含む)、燃料費、修繕費等
	七 環境影響
	八 その他募集要領で定める事項
	 (落札者の電源維持運用業務の報告)
	<u>(谷代名の電源維持運用表現の報告)</u> 第14条の9 電源維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工
	作物の新増設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源維
	特運用業務の内容を報告しなければならない。
	11XE/11/K1/J × 1 J H C K H O K1/ 1/ 0 K O K O K O K O
第 <u>4</u> 章 調整力の確保 <u>に関する計画</u>	第 <u>5</u> 章 調整力の確保
 (調整力の確保に関する計画及び実績の提出)	(調整力の確保に関する計画及び実績の提出)
W/	第15条 一般送配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式により、翌年度の調整力の確
該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。	保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。
2 前項の調整力の確保に関する計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。	
- 調整力の必要量	一 調整力の必要量
二 調整力の具体的内容	二調整力の具体的内容
三 調整力を必要とする理由	三 調整力を必要とする理由

を、本機関に提出しなければならない。

3 <u>一般電気事業者</u>は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績 3 <u>一般送配電事業者</u>は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績

を、本機関に提出しなければならない。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(調整力の確保) 第16条 一般送配電事業者は、系統運用(第131条に定める。)に必要な調整力を予め確保するよう努める。 2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第101条の2により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。
(調整力の <u>公募のための準備</u>) 第16条 一般電気事業者は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72 号)の施行に向けて、調整力の公募のために必要となる準備を行わなければならない。	(調整力の <u>公募等</u>) 第16条 <u>の2</u> 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募等の公平 性かつ透明性が確保された手続により実施するものとし、特定種の発電設備や特定の発電 設備設置者を優遇してはならない。
(新設)	(公募等の実施要領の作成) 第16条の3 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行うに際して、原則として、調整力 が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募等の 実施要領を策定し、公表する。
(新設)	(公募等の手続) 第16条の4 一般送配電事業者は、策定した実施要領等に基づき、調整力を募集し、入札 金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。 2 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、落札者の名称、当該落札者から調達した調 整力の要件その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。
(新設)	(落札者との契約の締結) 第16条の5 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要領又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。但し、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。
(新設)	(公募の結果の公表) 第16条の6 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続が完了した場合には、その手続の 結果を公表しなければならない。
第 <u>5</u> 章 設備形成	第 <u>6</u> 章 設備形成
第1節 広域系統長期方針	(削除) (広域系統整備委員会への協力) 第1.7条 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の囲港に基づき、広域系統整備委員会の
(新設)	第17条 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関して協力しなければならない。

変更前(変更点に下線) 変更後(変更点に下線) (広域系統長期方針) (業務規程第29条へ移設) 第17条 広域系統長期方針の策定においては、国の政策方針、総合資源エネルギー調査会令(平成12年6月7日政令第293号)に基づく審議会等(以下「国の審議会等」とい (業務規程第29条へ移設)

2 広域系統長期方針の策定に際しては、電気事業者の意見や本機関の業務に関係がある海 外諸国の機関との意見交換等を通じて得た知見を踏まえるものとする。

う。) における審議、策定済みの広域系統整備計画、本機関による電力系統に関する調査・ 分析の結果等を踏まえ、10年を超える期間を見通した検討を行い、全国の電力系統のあ

3 広域系統長期方針は、会員からの意見聴取等の透明性のあるプロセスを経た上で策定し、 その内容を直ちに公表するものとする。

(広域系統長期方針の記載事項)

- 第18条 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方
- ア 全国の将来の電気の需給に関する事項
- イ 全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項

るべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。

- 二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項
- ア 前号アの検討に際しての留意事項
- (ア) 前年度までの電気の需給の状況
- (イ) 社会的又は経済的事情の変化を踏まえた電気の需給の見通し
- (ウ) 一般電気事業者の供給区域の特性
- イ 前号イの検討に際しての留意事項
- (ア) 広域的な電力取引の環境整備の見通し
- (イ) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度
- (ウ) 一般電気事業者の供給区域の特性
- (エ) 流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報
- 三 その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項

(広域系統長期方針の見直し)

- 第19条 広域系統長期方針は、策定又は見直後、5年ごとに定期的に見直しを行う。
- 2 本機関は、前項の定期的な見直しのほか、次の各号に掲げる場合において、広域系統長期方針の見直しの必要性について検討を行い、見直しが必要であると判断したときには、 その都度見直しを行う。
- 一 エネルギー政策基本法 (平成14年6月14日法律第71号) に基づくエネルギー基本計画その他の広域系統長期方針に影響を与える国の政策方針が決定又は見直された場合
- 二 本機関が、業務規程第4章に基づき、会員の供給計画を取りまとめ、公表した場合
- 三 その他広域系統長期方針の前提条件が大きく変化したと本機関が認めた場合

第2節 広域系統整備委員会

(広域系統長期方針の記載事項)

- 第18条 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方
- ア 全国の将来の電気の需給に関する事項
- イ 全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項
- 二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項
- ア 前号アの検討に際しての留意事項
- (ア) 前年度までの電気の需給の状況
- (イ) 社会的又は経済的事情の変化を踏まえた電気の需給の見通し
- (ウ) 一般送配電事業者の供給区域の特性
- イ 前号イの検討に際しての留意事項
- (ア) 広域的な電力取引の環境整備の見通し
- (イ) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度
- (ウ) 一般送配電事業者の供給区域の特性
- (エ) 流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報
- 三 その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項

(業務規程第29条の2へ移設)

(削除)

変 更 前(変更点に下線) 変 更 後(変更点に下線) (広域系統整備委員会) (定款第39条へ移設) 第20条 広域系統整備委員会は、本機関の常設の委員会とする。 2 広域系統整備委員会は複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の 任期、委員の選解任の手続その他広域系統整備委員会を運営する上で必要な事項は、本機 関の理事会によって定める。 3 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に

(オブザーバーの招聘)

関して協力する。

第21条 広域系統整備委員会は、広域系統整備委員会又は理事会が広域系統整備委員会に おける検討、評価等を行う上で必要と認める場合には、オブザーバーを招聘し、オブザー バーの意見を聞くことができる。

(利害を有する委員の取扱い)

第22条 広域系統整備委員会は、案件の内容に直接的な利害を有する委員については、当 該案件の検討、評価等に限り、オブザーバーとする。

第3節 計画策定プロセス

(本機関の発議による計画策定プロセスの開始手続)

- 規程第31条第1項第1号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。
- 一 安定供給に関する検討開始要件(業務規程第31条第1項第1号ア)
- ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般電気事業者の供給予備 力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかか わらず供給支障が発生した場合。
- イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必 要があると認められる場合。
- 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件(業務規程第31条第1項第1号イ)
- ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空 容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。 但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流に ついては、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同 []
- イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以 下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった 場合。
- ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10% 以下となる年度が、3年度以上となった場合。

(削除)

(削除)

(削除)

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

- 第23条 本機関は、本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めた場合に、業務 | 第23条 業務規程第31条第1項第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次 の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 安定供給に関する検討開始要件
 - ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区 域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用された にもかかわらず電気の供給の支障(但し、電路が自動的に再閉路されることにより電 気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合。
 - イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必 要があると認められる場合
 - 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件
 - ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空 容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。 但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流に ついては、他の連系線に迂回したものとして取り扱う(以下、イ、ウ及びカにおいて同 ()
 - イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以 下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった 場合
 - ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10% 以下となる年度が、3年度以上となった場合

- エ 市場取引状況 卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場 分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、 当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、 過去1年間の総商品数の20%以上となった場合。
- オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般電気事業者の供給区域ごとの年 間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容 量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から 発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電 線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった 発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実 が確認されたとき。
- カ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事 業者(但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させよ うとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に 受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に 至らなかったものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合。
- キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第83条第1項により一般電気 事業者から地内基幹送電線の増強を要する発電設備等契約申込みを受け付けた旨の報 告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付け た場合で、当該発電設備等契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの 増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を 与える電線路であると認めたとき。但し、発電設備等系統連系希望者が、広域系統整備 計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、発電設備等契約申込みを行った 場合を除く。
- ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広 域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合。
- 2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流 2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通 通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降 に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を控除 の上、要件適合性を判定するものとする
- 3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項により計画策定プロセスを開始し たか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整 備委員会に報告するとともに公表する。
- 一 第1項第2号アから工及びカの要件 四半期に1回
- 二 第1項第2号オの要件 年1回

(第83条第3項から移設して修正)

変 更 後(変更点に下線)

- エ 市場取引状況 卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場 分断処理(約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、 当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。)を行った商品の数が、 過去1年間の総商品数の20%以上となった場合
- オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年 間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容 量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から 発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線 の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電 の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認さ れたとき
- カ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事 業者(但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させよう とする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。) から過去3年以内に受 領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至ら なかったものに限る。) において定めた基本要件の増強容量を超過した場合
- キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第83条第1項により一般送配 電事業者から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受け た場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、 当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基 幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると 認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセ スの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く
- ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広 域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合
- 設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に 継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を控除の 上、要件適合性を判定するものとする。
- 3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項により計画策定プロセスを開始し たか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、広域系統 整備委員会に報告するとともに公表する。
 - 一 第1項第2号アから工及びカの要件 四半期に1回
 - 二 第1項第2号オの要件 年1回
- 4 本機関は、第23条第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否 かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件 募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する

(広域系統整備に関する提起を行うことができる電気供給事業者)

- 第24条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する 提起を行うことができる。
- 一 安定供給に関する提起 一般電気事業者であること
- 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のア及びイを満たしていること
- ア 既設の電源(但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力 取引を希望していること
- イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること (新設)
- 三 電源設置に関する提起 次のアからウを満たしていること
- ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下本条において同じ。)により、広域的な電力取引を行おうとしていること
- イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること(連系ができない旨 の回答である場合を含む。)
- ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること

(新設)

2 複数の電気供給事業者は、共同で本機関に対し広域系統整備に関する提起を行うことが できる。この場合、当該複数の電気供給事業者の希望する広域的な電力取引の量又は設置 しようとする電源の出力の合計値に基づき、前項第2号イ及び第3号ウの要件の充足性を 判断する。

(広域系統整備に関する提起等)

- 第25条 <u>電気供給事業者</u>は、本機関が定め公表する様式に基づいて、<u>本機関に対して広域系</u> 統整備に関する提起を行う。
- 2 電気供給事業者は、広域的取引の環境整備又は電源設置に関する提起を行う場合は、広域系統整備に関する提起に際し、費用負担の意思の有無を明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を添付しなければならない。

(新設)

3 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者(以下「検討提起者」という。)は、本機関が業務規程第34条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、<u>具体的な理由を記載した書面を本機関に提出することにより、当該提起を取り下げることがで</u>きる。

(新設)

変 更 後 (変更点に下線)

(広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者)

- 第24条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起することができる。
- 一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること
- 二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウを満たしていること
- ア 既設の電源(但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力 取引を希望していること
- イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること
- ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的 能力を有していること
- 三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること
- ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下本条において同じ。)により、広域的な電力取引を行おうとしていること
- イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること(連系ができない旨 の回答である場合を含む。)
- ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること
- 工 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的 能力を有していること
- 2 複数の電気供給事業者は、共同で本機関に対し広域系統整備に関する提起を行うことができる。この場合、当該複数の電気供給事業者の希望する広域的な電力取引の量又は設置しようとする電源の出力の合計値に基づき、前項第2号イ及び第3号ウの要件の充足性を判断する。

(広域系統整備に関する提起等)

- 第25条 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行わなければならな
- 一 費用負担の意思及び財務的能力
- 二 拡大を希望する広域的な電力取引量
- 三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期
- 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア
- 五 その他本機関が必要と認める事項
- 2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者(以下「検討提起者」という。)は、本機関が業務規程第34条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、<u>合理</u>的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
- 一 広域系統整備に関する提起の取下げ
- 二 検討提起者の地位の承継(但し、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な

- <u>資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。</u> 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
- 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
- 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更

変 更 後(変更点に下線)

(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)

- 第26条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起がなされた場合には、 本機関が次の各号のいずれかの要件に適合すると認めたときに、業務規程第31条第1項 第2号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。
- 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第23条第1項 第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること
- 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと
- ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる 電力の容量を1万キロワット以上超過すること
- イ 検討提起者が、本機関が業務規程第34条に基づいて決定する費用負担割合による 費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること
- ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること
- 2 本機関は、前項の要件に適合していないと認めた場合又は第28条の確認の結果により 計画策定プロセスを開始しないことを判断した場合には、検討提起者に対して、計画策定 プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)

第27条 本機関は、<u>国又は国の審議会等</u>から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第31条第1項第3号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

(一般電気事業者への対策実施状況等の確認)

第28条 本機関は、第23条及び第26条にかかわらず、整備の検討の対象となる流通設備が、地内基幹送電線であって、直接的には連系線の運用容量の算定や運用に影響を与えない流通設備である場合には、業務規程第31条第2項に基づき、一般電気事業者に対して、状況認識、対策の実施状況及び対策の可能性等の確認を行った結果、当該一般電気事業者による流通設備の整備計画では本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できないと認めたときに限り、計画策定プロセスを開始する。

(計画策定プロセスの進め方の決定)

- 第29条 計画策定プロセスを開始した場合は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、その進め方を決定するものとする。
- 一 他の案件との照合確認
- ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(但し、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の

(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)

- 第26条 <u>業務規程第31条第1項第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の</u>各号に掲げるとおりとする。
- 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第23条第1項 第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること
- 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと
- ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる 電力の容量を1万キロワット以上超過すること
- イ 検討提起者が、本機関が業務規程第34条に基づいて決定する費用負担割合による 費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること
- ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること (業務規程第31条の3へ移設)

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)

第27条 本機関は、<u>国</u>から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第 31条第3号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

(業務規程第31条の2へ移設)

(計画策定プロセスの進め方の決定)

- 第29条 本機関は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、計画策定プロセスの進め 方を決定するものとする。
- 一 他の案件との照合確認
- ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(但し、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の

- 同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度。
- イ 検討中又は検討予定の案件との照合確認 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性。
- 二 計画策定プロセスの継続の必要性 前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項
- 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第35条に基づく 広域系統整備計画の決定までの期間
- 2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。
- 一 実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 18か月
- 二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月
- 3 新規検討案件が電気供給事業者の提起に基づく案件である場合は、計画策定プロセスを開始した旨及び計画策定プロセスの進め方を当該電気供給事業者に書面で通知する。本機関が計画策定プロセスを継続する必要性が無いと判断した場合には、その理由も併せて通知する。
- 4 検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討 を行うことが適当であると認めた場合は、当該他の案件の検討において、新規検討案件の 検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。
- 5 本機関は、第1項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合は、計画策定プロセスを終了する。

(基本要件等の決定)

- 第30条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。
- 一 広域系統整備に代わる代替的な方策(電源の新増設、既設電源の供給力の増加等)
- 二 広域系統整備に要する費用
- 三 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
- 四 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度
- 五 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度
- 六 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性があると判断した場合には、次 の各号に定める広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。

(業務規程第32条第4項から移設)

一 広域系統整備の基本要件

変 更 後 (変更点に下線)

- 同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化 の有無及び程度。
- イ 検討中又は検討予定の案件との照合確認 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性。
- 二 計画策定プロセスの継続の必要性 前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項
- 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第35条に基づく 広域系統整備計画の決定までの期間。
- 2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。
- 一 実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 18か月
- 二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月
- 3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第32条の2第1項に掲げる事項を 当該電気事業者に書面で通知する。
- 4 本機関は、前項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合において、その理由が、検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めたことであるときは、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。 (業務規程第32条第3項へ移設)

(基本要件等の決定)

- 第30条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。
 - 一 広域系統整備に代わる代替的な方策(電源の新増設、既設電源の供給力の増加等)
 - 二 広域系統整備に要する費用
 - 三 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
 - 四 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度
 - 五 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度
 - 六 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性があると判断した場合には、<u>次</u> の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。
- 一 検討提起者の意見(第31条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る)
- 二 国の要請の内容(第31条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る)
- 三 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見
- 3 広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- ア 増強の目的及び期待される効果
- イ 必要な増強容量
- ウ 広域系統整備が必要となる時期
- エ 広域系統整備の方策(工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等)
- オ 今後の予定
- 二 広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲

(電気供給事業者の募集及び応募等の手続)

- ら必要であると認める場合は、当該案件について、検討提起者以外で、広域的な電力取引 により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電 気供給事業者を募集することができる。
- 2 本機関は、電気供給事業者から前項の募集に対する応募がなされた場合には、当該電気 供給事業者の応募の内容を踏まえ、前条の検討を行う。但し、募集に応じた電気供給事業 者に本機関が業務規程第34条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思及 び財務的能力を有していることを確認できる場合に限る。

(新設)

- 3 募集に応じた電気供給事業者のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受 電電力を増加させようとする者であって、接続検討の回答を得ていない者については、本 機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事 業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかったも のとして取り扱う。
- 4 募集に応じた電気供給事業者は、本機関が業務規程第34条に基づき受益者及び費用負 担割合を決定するまでの間は、具体的な理由を記載した書面を本機関に提出することによ り、当該応募を取り下げることができる。

(新設)

変 更 後(変更点に下線)

- 一 増強の目的及び期待される効果
- 二 必要な増強容量
- 三 広域系統整備が必要となる時期
- 四 広域系統整備の方策(工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期等)
- 五 今後のスケジュール

(削除)

(電気供給事業者の募集及び応募等の手続)

- 第31条 本機関は、前条の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的か 第31条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズ の探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第32条 の4に基づき、検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討 の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。
 - 2 電気供給事業者は、広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の 意思及び財務的能力を有している場合に限り、前項の募集に対して、応募することができ る。
 - 3 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明 らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。
 - 一 費用負担の意思及び財務的能力
 - 二 拡大を希望する広域的な電力取引量
 - 三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期
 - 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア
 - 五 その他本機関が必要と認める事項
 - 4 募集に応じた電気供給事業者(以下「応募事業者」という。)のうち電源を設置しようと する者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であって、接続検討の申込 みを行っていない者については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わ なければならない。当該電気供給事業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わな い場合には、当該応募はなかったものとして取り扱う。
 - 5 応募事業者は、本機関が業務規程第34条に基づき受益者及び費用負担割合を決定する までの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことが できる。
 - 一 広域系統整備に関する応募の取下げ
 - 二 応募者の地位の承継(但し、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを 明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財 務的能力を有すると判断した場合に限る。)
 - 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
 - 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
 - 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更

変 更 後(変更点に下線)

(計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱い)

- 第32条 本機関は、計画策定プロセスを開始した場合において、当該計画策定プロセスを早 期かつ適切に進め、広域系統整備の実現性を担保するために必要であると認めたときは、 広域系統整備委員会の意見を踏まえ、周辺系統に確保する容量、確保を開始する時期、発 電設備等契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し、関係 する一般電気事業者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた一般電気事業者は、通知の内容を前提として、系統アクセス業務を行 う。但し、本機関が第40条により通知を行った場合、又は、本機関が状況の変化等により 取扱いを変更すべきと判断し、本機関が変更の通知を行った場合には、一般電気事業者は、 当該変更の通知の内容にしたがうものとする。

(実施案等の募集の要否の決定)

見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

(実施案等の応募資格者)

- 第34条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおり | とする。
- 一 一般電気事業者
- 二 卸電気事業者
- 三 卸電気事業者となる認可を取得しようとする事業者(新たに設立する法人により当該認 可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。)であっ て、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

(実施案等の募集の実施)

- 第35条 本機関は、前条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合は、 次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。
- 一 実施案募集の公表 本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。
- 二 公募要領の策定・公表

本機関は、第30条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必 要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期 限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案の評価方法、実施案の記載事 項その他必要な事項を定めた公募要領を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要領 の策定にあたっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第4条第2 項に基づき、公表する内容を検討するものとする。

三 応募意思の確認

実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要領に定めるところによ り、応募意思を表明する文書を提出する。

四 応募資格の審査

(業務規程第35条の5へ移設)

(実施案等の募集の要否の決定)

第33条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定した場合には、広域系統整備委員会の意 | 第33条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、広域系統整備委員会の意見 を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

(実施案等の応募資格者)

- 第34条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおり とする。
- 一 一般送配電事業者
- 二 送電事業者
- 三 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者(新たに設立する法人により当該許 可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。)であっ て、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

(実施案等の募集の実施)

- 第35条 本機関は、第33条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場 合は、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。
- 一 実施案募集の公表 本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。
- 二 公募要領の策定・公表

本機関は、第30条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必 要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期 限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方 法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要領を策定し、公表する。なお、 本機関は、公募要領の策定にあたっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、 業務規程第4条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。

三 応募意思の確認

実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要領に定めるところにより、応募意思を 表明する文書を提出する。

四 応募資格の審査

本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及びその他公募要領で定める応募資格を満たすことを確認する。

五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応

本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者(以下「有資格応募者」という。)がいない場合、実施案の募集を取り止める。この場合、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持・運用する一般電気事業者又は<u>卸電気事業者</u>の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般電気事業者又は<u>卸電気事業者</u>に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般電気事業者又は<u>卸電気事業者</u>に対して、実施案の提出を求める。

六 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、有資格応募者を対象とした公募要領の説明会を開催する。

七 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格応募者から、実施案の作成のために、次の各号に掲げる情報の提供の依頼があった場合は、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途覚書を締結するものとする。

- ア 送電系統図(送電線経過図、給電系統図等)
- イ 既設電気所の概要(単線結線図、機器配置平面図等)
- ウ 設備の諸データ (電圧、設備/運用容量、インピーダンス等)
- 工 予想潮流図
- オ 系統解析用データ (熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等)
- カ 広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ
- キ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報

八 実施案の提出

有資格応募者は、実施案を提出する場合は、第2号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合は、第5号に準じ、一般電気事業者又は卸電気事業者に対して、実施案の提出を求める。

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第36条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を 踏まえ、広域系統整備委員会<u>において実施案の提出を求める電気事業者を検討し、特定する。</u>

(新設)

(新設)

変 更 後 (変更点に下線)

本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募資格者に該当すること及びその他公募要領で定める応募資格を満たすことを確認する。

五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応

本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者(以下「有資格事業者」という。)がいない場合、実施案の募集を取り止める。この場合、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。

六 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要領の説明会を開催する。

七 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次の<u>ア~キ</u>に掲げる情報の提供の依頼があった場合は、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。

- ア 送電系統図(送電線経過図、給電系統図等)
- イ 既設電気所の概要(単線結線図、機器配置平面図等)
- ウ 設備の諸データ (電圧、設備/運用容量、インピーダンス等)
- 工 予想潮流図
- オ 系統解析用データ (熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等)
- カ 広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ
- キ その他実施案の作成に必要となる技術的な情報

八 実施案の提出

有資格事業者は、実施案を提出する場合は、第2号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合は、第5号に準じ、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。

(実施案の募集を行わない場合の手続)

- 第36条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を 踏まえ、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、<u>有資格事業者の中から実施案の提出を求め</u> <u>る事業者を決定する。</u>
- 2 前項に基づき実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案 を策定し、本機関に提出しなければならない。

(実施案の応募等)

第36条の2 本機関に対して実施案を提出しようとする事業者(以下「事業実施主体候補者」という。)は、本機関が策定した公募要領にしたがって、実施案を策定し、提出しな

ければならない。

2 事業実施主体候補者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電 力設備(以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認

変 更 後(変更点に下線)

められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が 認められる場合は、実施案の策定に際し、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対 し、実施案の他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第37条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案の評価を行う。

- 一 公募要領等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準 (第52条に定める。以下同じ。)の充足性、法令又は政省令への適合性等
- 二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等
- 三 電力系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生リスク等
- 四 対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入 拡大等
- 五 事業実現性 事業者の流通設備の建設(用地取得を含む。)に関する経験、用地取得の リスク、工事の難易度等
- 六 事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、 保守・運用の体制等
- 七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項
- 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向 2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向 上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認め た場合は、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行うことができる。
- 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはでき 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはでき ない。但し、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められた場 合はこの限りでない。
- 4 本機関は、実施案の内容に当該実施案の応募者以外の電気供給事業者が維持・運用する 4 本機関は、他者設備の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又 既設の電力設備(以下、本項において「他者設備」という。)の増強・改造等を含む場合若 しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に 影響を与える可能性が認められる場合は、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対 し、次の各号に掲げる事項を確認する。
- 一 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性
- 二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用(既設の電力設備の増強・改造等 を含む場合に限る。)の妥当性
- 三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無(影響が有る場合はその対策)

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

- 第37条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案及び事業実施主体の評価 を行う。
- 一 公募要領等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準 (第52条に定める。以下同じ。)の充足性、法令又は政省令への適合性等
- 二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等
- 三 系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生時のリスク等
- 四 対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入 拡大等
- 五 事業実現性 事業者の流通設備の建設(用地取得を含む。)に関する経験、用地取得の リスク、工事の難易度等
- 六 事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、 保守・運用の体制等
- 七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項
- 上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認め た場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修 正に関する協議を行う。但し、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経る ことなく、修正協議を行うことができる。
- ない。但し、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められた場 合はこの限りでない。
- は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、 他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。
- 一 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性
- 二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用(既設の電力設備の増強・改造等 を含む場合に限る。) の妥当性
- 三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無(影響が有る場合はその対策)

(費用負担割合の決定)

- 第38条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、その費用負担割合(一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。)は、別表5-1に掲げる例を踏まえ、広域系統整備委員会において、案件ごとに検討する。
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者(以下「費用負担候補者」という。)に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
- 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、 評議員会の審議を経て、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。
- 4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第25条<u>第3項</u>又は第31条<u>第4項</u>により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。

変 更 後 (変更点に下線)

(費用負担割合の決定)

- 第38条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担すること を原則とし、本機関は、別表5-1に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイ ドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者(以下「費用負担候補者」という。)に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
- 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、 費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。
- 4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第25条第2項又は第31条<u>第3項</u>により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)				変 更 後 (変更点に下線)						
別表 <u>5</u> -1 広域系統整備の効果と受益者(費用負担者)に関する考え方の例(※) 広域系統整備の効果 受益者(費用負担者)				別表6-1 広域系統整備の効果と受益者(費用負担者)に関する考え方の例(※)						
広域系統整備の効果 流通設備事故時における周波数の	・周波数安定性が向上する供給区)		広域系統整備の効果	受益者(費用負担	性者) 				
安定性の向上	域の需要家			流通設備事故時における周波数 の安定性の向上	・周波数安定性が向上す る供給区域の需要 <u>者</u>					
大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能に なる供給区域の需要 <u>家</u>			大規模災害によって特定の供給 区域における供給力の不足が発 生した場合における、広域的な 供給力の確保	・広域的な供給力の確保 が可能になる供給区域 の需要 <u>者</u>					
送電線のルートを複数化すること により、送電線の1ルートが断絶 した場合に周波数維持のために発 生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区 域の需要 <u>家</u>			送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが 断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避され る供給区域の需要 <u>者</u>	<u>受益を得る</u> 需要 <u>者が存</u> する供給区 域の <u>一般送</u>				
連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を 削減できる供給区域の需要 <u>家</u>	<u>一般負担</u> <u>(効果のある</u> 供 給区域の <u>一般電</u> <u>気事業者</u> で分	一般負担部分 における受益 者と費用負担 者の例	連系線を通じた電力の融通を見 込むことによる特定の供給区域 において確保すべき予備力の削 減	・供給区域内に確保する 予備力を削減できる供 給区域の需要 <u>者</u>					
電圧を安定させる装置等の設置に よる電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区 域の需要 <u>家</u>	<u>担)</u>		電圧を安定させる装置等の設置 による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保され る供給区域の需要 <u>者</u>	配電事業者 で分担				
卸電力取引所における供給区域間 の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要 <u>家</u> ・約定価格が高い供給区域が連系 線の片側に限らない場合は、全 国的なメリットがあるため全供 給区域の需要 <u>家</u> (但し、連系線 で他の供給区域と接続されてい ない供給区域の需要 <u>家</u> は除く。)			卸電力取引所における供給区域 間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区 域の需要 <u>者</u> ・約定価格が高い供給区 ・約定価格が高い供給区 域が連系線の片側に場合 らなり場合は、全国 をメリットがあるた 全供給区域の需要 (但し、連系線されて 供給区域と接続されて とない供給区域の需要 者は除く。)					
個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者(電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。)	特定負担 ──当該の個別の 電力取引を行う 事業者──	特定負担部分 における受益 者と費用負担	個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引 により裨益する事業者 (電力系統の状況に応 じ、安定供給や広域的 な電力取引の活性化の 観点を考慮する。)	当該の個別 の電力取引 を行う事業 者				
他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的 な取引により裨益する事業者 (電力系統の状況に応じ、安定 供給や広域的な電力取引の活性 化の観点を考慮する。)	特定負担 ──当該の電源を 設置する者又は 当該の電源から 受電する者──	<u>者の例</u>	他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴 う広域的な取引により 裨益する事業者(電力 系統の状況に応じ、安 定供給や広域的な電力 取引の活性化の観点を 考慮する。)	当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者				
※ 広域系統整備の効果が複数認められ	※ 広域系統整備	ー 前の効果が複数認められる場合はそれらる	を複合的に勘案のうえ、受益者	を決定する。						

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

- 第39条 前条第3項による通知内容(前条第4項なお書に基づく再検討後のものを含む。) に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上 で、費用負担割合の再検討を要請することができる。
- 2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、広域系統整備委員会において不 服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第34条及び前条に準じた再検討を行い、その結果 を通知する。

(費用負担割合決定に伴う系統アクセス業務における取扱いの通知)

- 第40条 本機関は、費用負担割合を決定した場合は、周辺系統に確保する容量、確保を開始 する時期その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し、関係する一般電気事業者に 通知する。
- 2 前項の通知を受領した一般電気事業者は、通知の内容を前提として、系統アクセス業務 を行う。

(広域系統整備計画の内容)

- 第41条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。
- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

(計画策定プロセスの延長時の扱い)

- 第42条 本機関は、計画策定プロセスの進め方に定めたスケジュール内に広域系統整備計画の決定ができない場合は、当該スケジュール内に、新たなスケジュールを決定するとともに、中間報告を作成し、新たなスケジュール及び中間報告を公表する。
- 2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第<u>2</u>項において同じ。) 又は第27条に基づく検討の要請者、第31条第1項の募集に応じた電気供給事業者(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第2項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。

(計画策定プロセスの終了)

第43条 本機関は、全ての費用負担候補者が提起又は応募の取下げその他の方法により費用負担の意思がないことを明らかにした場合その他広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合には、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、計画策定プロセスを終了する。但し、基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策

変 更 後 (変更点に下線)

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

- 第39条 前条第3項による通知内容(前条第4項なお書に基づく再検討後のものを含む。) に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上 で、費用負担割合の再検討を要請することができる。
- 2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、広域系統整備委員会において不 服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第34条及び前条に準じた再検討を行い、その結果 を通知する。

(業務規程第35条の5へ移設)

(広域系統整備計画の内容)

- 第41条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。
- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

(計画策定プロセスの延長時の扱い)

- 第42条 本機関は、計画策定プロセスの進め方に定めたスケジュール内に広域系統整備計画の決定ができない場合は、当該スケジュール内に、新たなスケジュールを決定するとともに、中間報告を作成し、新たなスケジュール及び中間報告を公表する。
- 2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第<u>3</u>項において同じ。) 又は第27条に基づく検討の要請者、第31条第1項の募集に応じた電気供給事業者(但 し、応募を取り下げた者を除く。次条第2項において同じ。)及び費用負担候補者に対し て、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。

(計画策定プロセスの終了)

- 第43条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合のほか、次の各号に掲げるときは、計画策定プロセスを終了する。
- 一 第29条第2項に基づき、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合
- 二 第30条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統

定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第30条から 前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。

2 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は第27条に基づく検 3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第31条第 計の要請者、第31条第1項の募集に応じた電気供給事業者及び費用負担候補者の意見を 聴取しなければならない。

(新設)

(広域系統整備計画決定後の進捗状況把握)

- 第44条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、 次の情報を提出する。
- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況を把握するために必要な情報
- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系 統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に 報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響 があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

第4節 流通設備の整備計画

(流通設備の整備の検討の開始)

- 第45条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(但し、連系線を除く。 以下、本節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。
 - 一 発電設備等契約申込み又は需要設備契約申込みを受け付けた場合
 - 二 需要の動向、電源の新増設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備 の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準を充足できなくなると予想され る場合
- 三 既設の流通設備における送電損失や維持費用等のコストが大きく、流通設備の増強等 を行うことに経済合理性が認められる場合

変 更 後(変更点に下線)

整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合

- 三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合
- 四 その他広域系統整備委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困 難であると認められる場合
- 2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見 直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実 施案の見直し等を行った上で、第32条の3から前条に準じ、計画策定プロセスを継続す る。
- 3号に基づく検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければなら ない。

(他者設備の対策)

第43条の2 他者設備を維持・運用する電気供給事業者は、広域系統整備計画の内容に当 該他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合においては、事業実施主体の求めに応じ、 広域系統整備計画の実現のために、必要となる工事の実施、工事後の設備の維持、運用そ の他の必要な協力をしなければならない。

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

- 第44条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、 次の情報を提出する。
- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報

(業務規程第35条の3へ移設)

(削除)

(流通設備の整備の検討の開始)

- 第45条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(但し、連系線を除 く。以下、本節において同じ。)の整備に関する検討を開始する。
 - 一 発電設備等又は需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合
 - 二 需要の動向、電源の新増設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備 の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準を充足できなくなると予想され る場合
- 三 既設の流通設備における送電損失や維持費用等のコストが大きく、流通設備の増強等 を行うことに経済合理性が認められる場合

四 その他電気の安定供給の確保、品質の維持、広域的な系統利用の円滑化、経済合理性 等の観点から流通設備の整備を行うことが合理的と考えられる場合

(流通設備の整備計画の策定)

- 来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。)を考慮の上、増強に経済合理性が 認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。
- 一 需要の見诵し(節電及びディマンドリスポンスの見诵しを含tr。)
- 二 電源の開発計画
- 三 流通設備の更新計画
- 四 系統アクセス業務の状況
- 五 送電系統(連系線を除く。)への電源の連系等に制約が生じている地域の状況
- 六 連系線の運用容量に制約を与えている流通設備(連系線を除く。)の状況
- 七 電力系統性能基準の充足性
- 八 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号) その他の法令又は政省令による制約
- 九 広域系統長期方針、広域系統整備計画その他の将来の計画との整合性
- 十 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費、維持・運用費用、送配 電損失を含む。)
- 十一 流通設備の整備が電力系統の安定性に与える影響(電力系統の運用に関する柔軟性 の向上、工事実施時の作業停止による電気の供給信頼度への影響を含む。)
- 十二 自然現象(雷、土砂災害、津波、洪水等)等により流通設備に故障が発生するリス ク
- 十三 工事の実現性 (用地取得のリスク、工事の難易度を含む。)
- 十四 流通設備の保守(流通設備の故障発生時の対応を含む。)の容易性
- 十五 電力品質への影響
- 十六 その他合理的な流通設備の形成・維持・運用のために必要な事項

(流通設備の整備の完了時期)

- 第47条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了まで に要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。
- 一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手続に必要となる期 間
- 二 用地の取得に要する期間
- 三 資機材の調達に要する期間
- 四 電力設備の作業停止、自然条件その他の工事の実施に関する制約
- 五 流通設備の整備の実現性及び経済性等に影響を与える可能性がある他の工事(公共事 業等の他の者が行う工事を含む。)と協調して工事を行う必要性
- 六 流通設備の整備が大規模又は広範囲に及ぶ場合において、設計・施工等の能力を確保 する観点から、段階的に流通設備の整備を行う必要性
- 七 その他流通設備の整備を実施するために必要となる期間

変 更 後(変更点に下線)

四 その他電気の安定供給の確保、品質の維持、広域的な系統利用の円滑化、経済合理性 等の観点から流通設備の整備を行うことが合理的と考えられる場合

(流通設備の整備計画の策定)

- 第46条 一般電気事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項(将 | 第46条 一般送配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項 (将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。) を考慮の上、増強に経済合理 性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。
 - 一 需要の見诵し(節電及びディマンドリスポンスの見诵しを含te。)
 - 二 電源の開発計画
 - 三 流通設備の更新計画
 - 四 系統アクセス業務の状況
 - 五 送電系統(連系線を除く。)への電源の連系等に制約が生じている地域の状況
 - 六 連系線の運用容量に制約を与えている流通設備(連系線を除く。)の状況
 - 七 電力系統性能基準の充足性
 - 八 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号) その他の法令又は政省令による制約
 - 九 広域系統長期方針、広域系統整備計画その他の将来の計画との整合性
 - 十 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費、維持・運用費用、送配 電損失を含む。)
 - 十一 流通設備の整備が電力系統の安定性に与える影響(電力系統の運用に関する柔軟性 の向上、工事実施時の作業停止による電気の供給信頼度への影響を含む。)
 - 十二 自然現象 (雷、土砂災害、津波、洪水等) 等により流通設備に故障が発生するリス ク
 - 十三 工事の実現性(用地取得のリスク、工事の難易度を含む。)
 - 十四 流通設備の保守(流通設備の故障発生時の対応を含む。)の容易性
 - 十五 電力品質への影響
 - 十六 その他合理的な流通設備の形成・維持・運用のために必要な事項

(流通設備の整備の完了時期)

- 第47条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の整備の完了ま でに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。
- 一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手続に必要となる期 間
- 二 用地の取得に要する期間
- 三 資機材の調達に要する期間
- 四 電力設備の作業停止、自然条件その他の工事の実施に関する制約
- 五 流通設備の整備の実現性及び経済性等に影響を与える可能性がある他の工事(公共事) 業等の他の者が行う工事を含む。)と協調して工事を行う必要性
- 六 流通設備の整備が大規模又は広範囲に及ぶ場合において、設計・施工等の能力を確保 する観点から、段階的に流通設備の整備を行う必要性
- 七 その他流通設備の整備を実施するために必要となる期間

(流涌設備の整備の前提となる諸条件)

- 第48条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に 基づいて決定する。
- 一 電気方式
- ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用す ることが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理 性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。
- イ 低圧の場合 交流三相3線式、交流三相4線式、交流単相3線式又は交流単相2線 式とする。
- 二 標準周波数 50ヘルツ又は60ヘルツとする。
- 三 電圧階級 既設設備との整合性並びに需要及び電源の規模を考慮の上、決定する。
- 四 中性点接地方式
- ア 電圧が17万ボルト以上の交流系統 直接接地方式とする。
- イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。但 し、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地イ ンピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定す る。

五 回線数

ア特別高圧の電線路

- (ア)次の(イ)から(エ)以外の場合 2回線とする。
- (イ) 機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障(但し、電力設備の故障に起因するも のに限り、発電機の故障による当該発電機の発電支障は除く。以下、本章において同じ。) の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。
- (ウ)配電線路(契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。) 1回線と
- (エ)スポットネットワークによる供給方式を採用する場合及び地中送電系統において 多端子ユニット方式を採用する場合 3回線とする。
- イ 高圧の電線路 1回線とする。
- 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は発電支障の影響、作業停止の 容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮 断器を開放せず併用する端子数を決定する。
- 七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般電気事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を 超えない範囲で決定する。
- 八 変電所及び開閉所の母線方式 供給信頼度、系統運用の柔軟性、運転保守及び経済性 を考慮の上、決定する。
- 九 系統保護方式 電圧階級、系統構成(第132条に定める。以下同じ。)、中性点接地 方式、既設系統保護方式との整合性等を考慮の上、決定する。

(流通設備の規模の考え方)

第49条 流通設備の規模(電線の太さ、変圧器の容量等)については、次の各号に掲げる|第49条 流通設備の規模(電線の太さ、変圧器の容量等)については、次の各号に掲げる 事項を考慮の上、決定する。

変 更 後(変更点に下線)

(流涌設備の整備の前提となる諸条件)

- 第48条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に 基づいて決定する。
- 一 電気方式
- ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用す ることが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理 性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。
- イ 低圧の場合 交流三相3線式、交流三相4線式、交流単相3線式又は交流単相2線 式とする。
- 二 標準周波数 50ヘルツ又は60ヘルツとする。
- 三 電圧階級 既設設備との整合性並びに需要及び電源の規模を考慮の上、決定する。
- 四 中性点接地方式
- ア 電圧が17万ボルト以上の交流系統 直接接地方式とする。
- イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。但 し、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地イ ンピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定す る。

五 回線数

ア 特別高圧の電線路

- (ア)次の(イ)から(エ)以外の場合 2回線とする。
- (イ)機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力 設備以外の電源脱落及び発電抑制(第55条第2項第2号イに定める)をいう。以下同 じ。) の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。
- (ウ) 配電線路(契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。) 1回線と
- (エ)スポットネットワークによる供給方式を採用する場合及び地中送電系統において 多端子ユニット方式を採用する場合 3回線とする。
- イ 高圧の電線路 1回線とする。
- 六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は発電支障の影響、作業停止の 容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮 断器を開放せず併用する端子数を決定する。
- 七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値 を超えない範囲で決定する。
- 八 変電所及び開閉所の母線方式 供給信頼度、系統運用の柔軟性、運転保守及び経済性 を考慮の上、決定する。
- 九 系統保護方式 電圧階級、系統構成(第132条に定める。以下同じ。)、中性点接地 方式、既設系統保護方式との整合性等を考慮の上、決定する。

(流通設備の規模の考え方)

事項を考慮の上、決定する。

- 一 需要及び電源の動向、将来の系統構成その他将来の見通し
- 二 短絡・地絡故障電流の大きさ、電力系統の安定性、機器の電力系統への電気的な接続 時又は電力系統からの電気的な切り離し時に発生する電圧変動の抑制、潮流による電圧 降下その他技術上考慮すべき事項
- 三 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費用、維持・運用費用、送配電損失を含む。)

(送配電線の形態及びルートの考え方)

- 第50条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。
- 一 送電線の形態 架空送電線とする。但し、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。
- 二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は国が定める無電柱化に係るガイドラインに沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。
- 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。
- ア 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等
- イ 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や地滑り等の 各種災害の影響等
- ウ 工事・保守面 工事の難易度、設備保守の容易性等
- 工 経済性 建設工事費等
- オ 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年4月1日法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性
- カ 技術面 敷設ルートが同じ他の地中送配電線の送電容量への影響等

(変電所及び開閉所の設置場所の考え方)

- 第51条 変電所及び開閉所の設置場所については、次の各号に掲げる事項を考慮の上、長期にわたり効率的に電力供給が可能となる地点とする。
- 一 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等
- 二 設計面 送配電線の変電所又は開閉所への引込みの難易度、型式(屋外式、屋内式、 地下式等)及びそれに応じた所要面積等
- 三 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や洪水等の 各種災害の影響等
- 四 工事・保守面 重量が大きい機器の搬出入等
- 五 経済性 建設工事費等

変 更 後 (変更点に下線)

- 一 需要及び電源の動向、将来の系統構成その他将来の見通し
- 二 短絡・地絡故障電流の大きさ、電力系統の安定性、機器の電力系統への電気的な接続時又は電力系統からの電気的な切り離し時に発生する電圧変動の抑制、潮流による電圧降下その他技術上考慮すべき事項
- 三 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費用、維持・運用費用、送配電損失を含む。)

(送配電線の形態及びルートの考え方)

- 第50条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。
- 一 送電線の形態 架空送電線とする。但し、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。
- 二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は国が定める無電柱化に係るガイドラインに沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。
- 三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。
 - ア 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等
 - イ 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や地滑り等の 各種災害の影響等
 - ウ 工事・保守面 工事の難易度、設備保守の容易性等
 - 工 経済性 建設工事費等
 - オ 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年4月1日法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性
 - カ 技術面 敷設ルートが同じ他の地中送配電線の送電容量への影響等

(変電所及び開閉所の設置場所の考え方)

- 第51条 変電所及び開閉所の設置場所については、次の各号に掲げる事項を考慮の上、長期にわたり効率的に電力供給が可能となる地点とする。
- 一 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等
- 二 設計面 送配電線の変電所又は開閉所への引込みの難易度、型式(屋外式、屋内式、 地下式等)及びそれに応じた所要面積等
- 三 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や洪水等の各 種災害の影響等
- 四 工事・保守面 重量が大きい機器の搬出入等
- 五 経済性 建設工事費等

第5節 流通設備の設備形成時の基準

(電力系統の性能に関する基準)

第52条 一般電気事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の 発生を抑制又は防止するため、電力系統が第54条から第56条に定める基準(以下「電 力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。

(電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件)

第53条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態にお | 第53条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態にお いて、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、発電出力、需要、系 統構成等を前提に、これを行う。

(設備健全時の基準)

- 第54条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基 | 第54条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基 準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱 的な容量を超過しないこと。
- 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。
- ア 流通設備の電圧が一般電気事業者の定める範囲内に維持されること。
- イ 電圧安定性が維持されること。
- 三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性 が維持されること。

(電力設備の単一故障発生時の基準)

- 第55条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下、 「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号 に掲げるとおりとする。
- 一 熱容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流 が、短時間熱容量を超過しないこと。
- 二 電圧安定性 電力系統からN-1 故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧 安定性が維持されること。
- 三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電 機の同期運転の安定性が維持されること。
- 2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適 2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適 合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。
- 一 供給支障が発生しない場合、又は、供給支障が発生する場合であっても、供給支障の 社会的影響が限定的である場合(1回線の配電線路から電気の供給を受ける需要場所に おいて、当該配電線路のN-1故障により供給支障が発生する場合を含む。)。
- 二 発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を

(削除)

(電力系統の性能に関する基準)

第52条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障 の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第54条から第56条に定める基準(以下「電 力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。

(電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件)

いて、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、発電出力、需要、系 統構成等を前提に、これを行う。

(設備健全時の基準)

- 準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱 的な容量を超過しないこと。
- 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。
- ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。
- イ 電圧安定性が維持されること。
- 三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性 が維持されること。

(電力設備の単一故障発生時の基準)

- 第55条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下、 「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号 に掲げるとおりとする。
- 一 熱容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流 が、短時間熱容量(流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間 に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。)を超過し ないこと。
- 二 電圧安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧 安定性が維持されること。
- 三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電 機の同期運転の安定性が維持されること。
- 合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。
- 一 供給支障が発生しない場合、又は、供給支障が発生する場合であっても、供給支障の 社会的影響が限定的である場合(1回線の配電線路から電気の供給を受ける需要場所に おいて、当該配電線路のN-1故障により供給支障が発生する場合を含む。)。
- 二 発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項

満たすとき。

- ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が 限定的であること。
- イ 発電抑制の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時 における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に 基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること (保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)。
- ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが 大きくないこと。

(短絡等の故障発生時の基準)

第56条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過し てはならないものとする。但し、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時におい ても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。

(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)

第57条 本機関又は一般電気事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2 第57条 本機関又は一般送配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の 箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障 の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合 には、これを軽減するための対策の実施について検討する。

第6節 その他

(新設)

(詳細事項の公表)

第58条 一般電気事業者は、第4節及び第5節の考え方に基づき、流通設備の整備に関す る詳細事項を定め、公表するものとする。

第6章 系統アクセス

第1節 系統アクセス業務

(新設)

変 更 後(変更点に下線)

を満たすとき。

- ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が 限定的であること。
- イ 発電抑制(給電指令(第161条に定める。以下同じ。)により発電設備等の出力の 抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。)の対象 となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制 の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に 応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること(保護継電器等に より確実に発電抑制を実施できる場合を含む。)。
- ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが 大きくないこと。

(短絡等の故障発生時の基準)

第56条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過し てはならないものとする。但し、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時におい ても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。

(電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策)

2 箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支 障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場 合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。

(削除)

(送電事業者が流通設備の整備を行う場合)

第57条の2 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第45条から第57条を準用す る。但し、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。

(詳細事項の公表)

第58条 一般送配電事業者は、第4節及び第5節の考え方に基づき、流通設備の整備に関 する詳細事項を定め、公表するものとする。

第7章 系統アクセス

第1節 系統アクセス業務

第1款 総則

(系統アクセス業務の実施)

第59条 一般電気事業者は、送電系統への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相 談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。

(申込みの窓口)

- 第60条 発電設備等系統アクセス業務に関する申込みは、連系等を希望する発電設備等の 連系先となる送電系統を運用する一般電気事業者に対して行うものとする。
- 2 需要設備系統アクセス業務に関する申込みは、需要設備の存する供給区域の一般電気事 業者に対して行うものとする。

(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)

- 第61条 前条にかかわらず、特定発電設備等系統連系希望者は、本機関に対して、事前相 | 第61条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続 談及び接続検討の申込みを行うことができる。
- 2 前条にかかわらず、一般電気事業者は、自らが維持及び運用を行う発電設備等を設置し た、又は設置しようとする特定発電設備等設置場所に関係する事前相談又は接続検討につ いては、本機関に申し込まなければならない。

(系統情報の提示)

- 第62条 一般電気事業者は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった 場合は、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じる ものとする。
- 2 一般電気事業者は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系 | 等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該 発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提 示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。
- は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。

第2節 発電設備等系統アクセス業務

(事前相談の申込み)

は、接続検討の申込みに先立ち、事前相談の申込みを行うことができる。

(事前相談の申込みの受付)

第64条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領し た場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを 受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないこ とを確認した上で受付を行う。

変 更 後(変更点に下線)

(系統アクセス業務の実施)

第59条 一般送配電事業者は、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発 電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。)及び需要設備の連系等を希望 する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。

(申込みの窓口)

- 第60条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者に対して、系統アクセス の申込みを行う。
- 一 発電設備等に関する系統アクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる 送電系統を運用する一般送配電事業者
- 二 需要設備に関する系統アクセス業務 需要設備の存する供給区域の一般送配電事業者

(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)

検討の申込みを行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受け ている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、 特定発電設備等に関係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければ ならない。

(系統情報の提示)

- 第62条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があっ た場合は、系統情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。
- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連 系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当 該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを 提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。
- 3 一般電気事業者は、第216条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場合 3 一般送配電事業者は、第216条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場 合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。

第2款 発電設備等に関する系統アクセス業務

(事前相談の申込み)

第63条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者 | 第63条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者 は、接続検討の申込みに先立ち、事前相談の申込みを行うことができる。

(事前相談の申込みの受付)

第64条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合に は、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付け る。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認 した上で受付を行う。

- 2 一般電気事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第68条に定める回答期間 内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が 判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込 み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個 別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とす る。

(特定発電設備等系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)

- 第65条 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込みを受け「第65条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場 付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び 回答予定日を報告する。
- 2 一般電気事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本 機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- 3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者に通知した回答予定日までに回答で きない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、 個別の説明を行う。

(事前相談の申込みに対する検討)

第66条 一般電気事業者は、事前相談の申込みの受付後、次条の回答に必要となる事項に ついて検討を実施する。

(事前相談の回答)

- 第67条 一般電気事業者は、前条の検討が完了したときは、発電設備等系統連系希望者に | 第67条 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次 対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 希望受電電圧が特別高圧である場合
- ア 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を 除く。以下、本号において同じ。) の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限があ る場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
- イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離
- 二 希望受電電圧が高圧である場合
- ア 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電 用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある 場合は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される 連系可能な最大受電電力
- イ 発電設備等系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電 用変電所におけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特 別高圧側に流れる潮流をいう。以下、本号において同じ。) の発生に伴う連系制限の有 無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対 策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力

変 更 後(変更点に下線)

- 2 一般送配電事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第68条に定める回答期 間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、そ の事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み (延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行 う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)

- 合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定 日を報告する。
- 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、 本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに事前相 談の回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、 その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(事前相談の申込みに対する検討)

第66条 一般送配電事業者は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要となる 事項について検討を実施する。

(事前相談の回答)

- の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 希望受電電圧が特別高圧である場合
- ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統(連系線を除く。以下、 本号において同じ。)の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送 電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力
- イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離
- 二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合
- ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所に おける配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、連 系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される連系可能な 最大受電電力
- イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所に おけるバンク逆潮流(配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に 流れる潮流をいう。以下、本号において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制 限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実 施せずに連系可能な最大受電電力

	変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)
ウ	想定する連系点から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路亘
長	
(新設)	

2 一般電気事業者は、前項の回答に際し、発電設備等系統連系希望者の求めに応じ、国が 2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系 定める系統情報の公表の考え方に基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安 を提示する。

(事前相談の回答期間)

第68条 一般電気事業者は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日 から1か月以内に行うものとする。

(接続検討の申込み)

- 第69条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者 は、次の各号に掲げる場合においては、発電設備等契約申込みに先立ち、接続検討の申込 みを行わなければならない。
- 一 発電設備等を新設する場合
- 二 発電設備等の増設又は更新を行う場合(最大受電電力の変更がない場合及び最大受電 電力が減少する場合を含む。)
- 三 発電設備等の運用の変更又は発電設備等の設置場所における需要の減少等に伴って送 電系統への電力の流入量が増加する場合
- 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべ き送電系統の変更を伴わない場合を除く。)
- 2 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、前項 2 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場 に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。 (新設)

変 更 後 (変更点に下線)

- ウ 想定する連系点から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路可 長
- 三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合
- ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、高圧流通設備の熱容量に起因す る連系制限の有無。連系制限がある場合は、高圧流通設備の熱容量から算定される連 系可能な最大受電電力
- イ 想定する連系点から始点となる電気所までの既設高圧流通設備の線路亘長
- 統情報の公表の考え方に基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示す

(事前相談の回答期間)

第68条 一般送配電事業者は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付 日から1か月以内に行うものとする。

(接続検討の申込み)

- 第69条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者 は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わな ければならない。
 - 一 発電設備等を新設又は増設する場合
- 二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、本条及び次 条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。但し、次のア又はイに該当する ときは除く。
- ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき
- イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき
- 三 発電設備等の運用の変更又は発電設備等の設置場所における需要の減少等に伴って送 電系統への電力の流入量が増加する場合
- 四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべ き送電系統の変更を伴わない場合を除く。)
- 合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。

(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)

- 第69条の2 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当 するときは、連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電 事業者に対し、接続検討の要否を確認することができる。
- 一 最大受電電力の変更がないとき
- 二 最大受電電力が減少するとき
- 三 受電設備、変圧器、保護装置、通信設備その他の付帯設備を変更するとき
- 四 その他発電設備等の変更の内容が軽微である場合

		` '	(- 1
꺴	Ħ	亩亩	(変更点に下線)
攵	文	HII	しを 史 尽に 上がた

- 2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否 確認を行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系 統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備 等に関係する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わ なければならない。
- 3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否につ いて検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、発電設備等の変更に伴う事実関係の変 動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接 続検討を不要とすることができる。
- 4 一般送配電事業者は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連 系希望者に対して、確認結果を通知する。
- 5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者の求めに 応じ、必要な情報を提供しなければならない。

(接続検討の申込みの受付)

- 第70条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領し た場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第72条に定める検討料が入 金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを 受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないこ とを確認した上で受付を行う。
- 2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難 な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも 接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略 することを認めるものとする。この場合、発電設備等系統連系希望者は、記載を省略した 事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般電気事業者に通知し なければならない。
- 3 一般電気事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第75条に定める回答期間 │ 3 一般送配電事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第75条に定める回答期 内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が | 判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込 み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個 別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とす る。

(特定発電設備等系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)

- 第71条 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込みを受け「第71条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場 付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び 回答予定日を報告する。
- 2 一般電気事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、 機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。

(接続検討の申込みの受付)

- 第70条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合に は、申込書類に必要事項が記載されていること及び第72条に定める検討料が入金されて いること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付け る。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認 した上で受付を行う。
- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項が ある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討 の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略すること を認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が 明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。
- 間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、そ の事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み (延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行 う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)

- 合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付けた旨、受付日及び回答予定 日を報告する。
- 本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。

3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>特定発電設備等系統連系希望者</u>に通知した回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関に対し、その旨を報告</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(接続検討の検討料)

- 第72条 一般電気事業者は、接続検討の申込みがあったときは、発電設備等系統連系希望者に対し、一般電気事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。
- 2 <u>発電設備等系統連系希望者</u>は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払 い、検討料の支払後、一般電気事業者にその旨を通知しなければならない。
- 3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から本機関に対し接続検討の申込みがあった場合において、本機関からその旨の通知を受けたときは、当該特定発電設備等系統連系希望者に対し、一般電気事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。
- 4 前項に掲げる場合において、<u>一般電気事業者</u>は、特定発電設備等系統連系希望者からの 検討料の入金を確認したときは、本機関にその旨を通知する。

(接続検討の申込みに対する検討)

- 第73条 <u>一般電気事業者</u>は、接続検討の申込みの受付後、<u>次条の</u>回答に必要となる事項に ついて検討を実施する。
- 2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(接続検討の回答)

- 第74条 <u>一般電気事業者</u>は、前条第1項の検討が完了したときは、発電設備等系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 <u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
- 二 系統連系工事の概要 (<u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望する場合は設計図書又は工事 概要図等)
- 三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 発電設備等系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 八 運用上の制約(制約の根拠を含む)

変 更 後 (変更点に下線)

3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(接続検討の検討料)

- 第72条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、<u>系統連系希望者</u>に対し、 一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに 必要となる書類を送付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実 質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。
- 2 <u>系統連系希望者</u>は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料 の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。

(第99条の3に移設)

(第99条の3へ移設)

(接続検討の申込みに対する検討)

- 第73条 <u>一般送配電事業者</u>は、接続検討の申込みの受付後、<u>接続検討の</u>回答に必要となる 事項について検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める要となる理由を説明しなければならない。

(接続検討の回答)

- 第74条 <u>一般送配電事業者</u>は、前条第1項の検討が完了したときは、<u>系統連系希望者</u>に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 <u>系統連系希望者</u>が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、 その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
- 二 系統連系工事の概要(系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)
- 三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 八 運用上の制約(制約の根拠を含む)

- の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。
- 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合業務規程第44条第3項第 1号に掲げる内容
- 二 発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が第111条に定 める規模以上となる場合 業務規程第44条第3項第2号に掲げる内容
- 3 一般電気事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合は、発電設備等系統連系希 望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告し なければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合 には、一般電気事業者は、その旨も併せて報告するものとする。
- 4 一般電気事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せ ず、かつ、第2項第2号に該当する場合は、業務規程第44条第3項第2号に準じて、発 電設備等系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があるこ と及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

(接続検討の回答期間)

- 第75条 一般電気事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次 | 第75条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、 の各号に掲げる期間内に行うものとする。
- 一 発電設備等系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等(但し、逆変換装置を使 用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討 の申込みの受付日から2か月
- 二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月

(電源接続案件募集プロセス開始の申込み)

第76条 発電設備等系統連系希望者は、一般電気事業者から電源接続案件募集プロセスの 対象となる可能性がある旨の説明を受けた場合で、電源接続案件募集プロセスの実施を希 望するときは、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うこと ができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合であって、発電 設備等系統連系希望者が、業務規程第31条第1項第2号に基づき広域系統整備に関する 提起を行っている場合はこの限りでない。

(一般電気事業者による電源接続案件募集プロセスの実施)

- 第77条 一般電気事業者は、業務規程第44条の4第1項各号に掲げる場合を除き、電源 接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けたときは、電源接続案件募集プロセスを開 始し、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。
- 2 一般電気事業者は、第112条第2項に準じ、電源接続案件募集プロセスの募集要領の 案を策定したときには、公表に先立ち、本機関に募集要領の案を提出しなければならない。
- 3 本機関は、前項に基づき提出された募集要領の案の内容を確認、検証する。本機関が募 集要領の案が妥当と認める場合にはその旨を一般電気事業者に通知し、かかる通知をもっ て、募集要領の内容が確定するものとする。
- 4 前項の確認、検証の結果、本機関が、募集要領の案について再検討が必要と認める場合

変 更 後(変更点に下線)

- 2 一般電気事業者は、前条第1項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項 2 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前 項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。
 - 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合業務規程第44条第3項第 1号に掲げる内容
 - 二 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が業務規程第44条の4の2 に定める規模以上となる場合 業務規程第44条第3項第2号に掲げる内容
 - 3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合は、系統連系希望者に対 する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければ ならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一 般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。
 - 4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当 せず、かつ、第2項第2号に該当する場合は、業務規程第44条第3項第2号に準じて、 系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電 源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

(接続検討の回答期間)

- 次の各号に掲げる期間内に行うものとする。
- 一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等(但し、逆変換装置を使用し、容量 が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの 受付日から2か月
- 二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月

(削除)

(削除)

には、理由を付して、一般電気事業者に再検討を求める。一般電気事業者は、募集要領の 内容を再検討の上、修正した募集要領の案を本機関に対して提出し、本機関は前項に準じ て、その内容を確認、検証する。

5 前各項に定めるほか、一般電気事業者が行う電源接続案件募集プロセスについては、業 務規程第44条の3から第44条の9及び本指針第7章に定める手順に準じるものとす る。

(一般電気事業者が電源接続案件募集プロセスを開始しないと判断した場合の取扱い)

- 第78条 一般電気事業者は、第76条に基づき電源接続案件募集プロセス開始の申込みを 受け付けた場合で、業務規程第44条の3第2項第1号又は第44条の4第1項各号(以 下、本条において「不開始事由」という。)のいずれかに該当すると判断したときは、電源 接続案件募集プロセスを開始しない旨の決定に先立ち、本機関へ申込概要及び電源接続案 件募集プロセスを開始しない理由を報告しなければならない。
- 2 本機関は、前項の報告を受けた場合には、不開始事由の存否について検討し、その結果 を一般電気事業者に通知する。
- 3 前項の検討の結果、本機関が不開始事由がないと判断した場合には、一般電気事業者は 電源接続案件募集プロセスを開始する。

(発電設備等契約申込み)

- 第79条 送電系統への発電設備等の連系等を希望する発電設備等系統連系希望者は、契約 | 第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者 申込み(以下「発電設備等契約申込み」という。)を行わなければならない。
- 2 送電系統への発電設備等の連系等を希望する発電設備等系統連系希望者が、連系線の利 用を希望する場合には、業務規程第66条に定めるところにより、連系線の利用の申込み を行うものとする。
- 3 発電設備等系統連系希望者は、事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の 設置を断念した場合又は最大受電電力が減少した場合には、速やかに発電設備等契約申込 みの取下げ又は申込内容の変更を行わなければならない。

(新設)

(新設)

(発電設備等契約申込みの受付)

- 第80条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、 申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、発電設備等契約申込みを受け付け る。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確 認した上で発電設備等契約申込みの受付を行う。
- 2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難 | な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも 発電設備等契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を 省略することを認めるものとする。この場合、発電設備等系統連系希望者は、記載を省略

変 更 後(変更点に下線)

(削除)

(発電設備等に関する契約申込み)

は、契約申込みを行わなければならない。

(第173条の3へ移設)

- 2 系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、同号に掲げるとおり、発電 設備等に関する契約申込みの取下げ又は申込内容の変更を行わなければならない。
- 一 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に 伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ
- 二 発電設備等の建設工程の変更、用地事情、法令、事業計画の変更等により、契約申込 みの内容が変更となった場合 契約申込みの内容変更

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

- 第80条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領し た場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付 ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを 確認した上で契約申込みの受付を行う。
- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項が ある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備 等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を 省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に

した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般電気事業者に通 知しなければならない。

- 3 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みを受け付けた場合は、第89条に定める回答 期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が 判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込 み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個 別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とす る。

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

- 第81条 前条第1項にかかわらず、一般電気事業者は、第69条第1項に掲げる場合にお いて、次の各号に掲げるときは、発電設備等契約申込みを受け付けず、接続検討の申込み を行うよう求めるものとする。
- 一 発電設備等系統連系希望者が接続検討の申込みを行っていない場合(接続検討の申込 みを行い、接続検討の回答を受領していない場合を含む。)
- 二 発電設備等契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合
- 三 接続検討の回答後、他の発電設備等系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保し たことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変 動がある場合
- し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。
- 容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が接続検討の回 答内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等契約申込みを受 け付けることができる。

(特定発電設備等系統連系希望者からの発電設備等契約申込みの受付・回答状況の共有)

- 第82条 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者から発電設備等契約申込みを 受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等契約申込みを受け付け た旨、受付日及び回答予定日を報告する。
- 2 一般電気事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本 機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- 3 一般電気事業者は、特定発電設備等系統連系希望者に通知した回答予定日までに回答で 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した前項の回答予定日までに回答でき きない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その旨を報告し、本機関の要請に応じ、 個別の説明を行う。

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

の増強工事が含まれる発電設備等契約申込みを受け付けた場合には、速やかに発電設備等

変 更 後 (変更点に下線)

関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなけ ればならない。

- 3 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第89条に 定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、そ の事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み (延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行 う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

- 第81条 前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第69条第1項に掲げる場合に おいて、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検 討の申込みを行うよう求めるものとする。
- 一 系統連系希望者が接続検討の申込みを行っていない場合(接続検討の申込みを行い、 接続検討の回答を受領していない場合を含む。)
- 二 発電設備等に関する契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合
- 三 接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによ って送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場
- 2 前項各号に掲げる場合においては、一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対 2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続 検討の申込みを求める理由を説明する。
- 3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般電気事業者は、発電設備等契約申込みの内 3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約 申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が接 続検討の回答内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関 する契約申込みを受け付けることができる。

(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)

- 第82条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを 受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを 受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。
- 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、 本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- ない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対 し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)し、本機関の要請に応じ、個別の説明を 行う。

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

第83条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統|第83条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工 事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申

契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、<u>本機関の発議による</u>計画策 定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

- 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項に掲げる場合においては、<u>発電設備等系統連系希望者</u>に対し、 本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しな ければならない。
- 3 本機関は、第1項の報告を受けた場合は、第23条第1項第2号キの要件により計画策 定プロセスを開始するか否かの確認を行い、その結果を一般電気事業者及び発電設備等系 統連系希望者に通知する。
- 4 一般電気事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、 発電設備等契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に 行った回答は無効とする。

(送電系統の暫定的な容量確保)

第84条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(但し、連系線は除く。以下、本条において同じ。)へ発電設備等契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。

(新設)

(送電系統の容量確保の取消し)

- 第85条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる場合には、前条に基づき暫定的に確保した 送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 <u>発電設備等系統連系希望者が、発電設備等契約申込み</u>における最大受電電力を減少する旨の変更を行った場合(発電設備等契約申込みを取り下げた場合を含む。)
- 二 <u>一般電気事業者</u>が、第87条の回答において、<u>発電設備等系統連系希望者</u>が希望する 連系等を承諾できない旨の回答を行った場合

(新設)

(新設)

三 その他発電設備等系統連系希望者が、発電設備等契約申込みに対する回答に必要となる情報を提供しない場合等、不当に送電系統の容量を確保していると判断される場合

変 更 後 (変更点に下線)

込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、<u>業務規程第31条第1項第1号に</u> 基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項に掲げる場合においては、<u>系統連系希望者</u>に対し、本機関へ 計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければな らない。

(第23条第4項へ移設)

<u>3</u> 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。

(送電系統の暫定的な容量確保)

第84条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(但し、連系線は除く。以下、本条において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。

(暫定的な容量確保の特例)

第84条の2 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第35条の5、第44条の5第6項、第44条の23及び第44条の24の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。

(送電系統の容量確保の取消し)

- 第85条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる場合には、前2条に基づき暫定的に確保 した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。
- 一 <u>系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込み</u>における最大受電電力を減少する 旨の変更を行った場合(契約申込みを取り下げた場合を含む。)
- 二 <u>一般送配電事業者</u>が、第87条の回答において、<u>系統連系希望者</u>が希望する連系等を 承諾できない旨の回答を行った場合
- 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合
- 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を 変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合
- 五 その他<u>系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込み</u>の回答に必要となる情報を 提供しない場合等、不当に送電系統の容量を確保していると判断される場合

(発電設備等契約申込みに対する検討)

- 第86条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みの受付後、第73条第1項に準じ、発|第86条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第79条第1項 電設備等契約申込みに対する検討を実施する。
- 2 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前 項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この 場合、一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要と なる理由を説明しなければならない。

(発電設備等契約申込みの回答)

- 第87条 一般電気事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、発電設備等系統連系 希望者に対し、発電設備等契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。
- 2 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等契約申込みに対し て承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(送電系統の容量の確定)

- 第88条 一般電気事業者は、前条の回答が発電設備等系統連系希望者が希望する連系等を 承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をも って、第84条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。
- 2 一般電気事業者は、第96条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合には、前項によ って確定した送電系統の容量を取り消す。

(発電設備等契約申込みの回答期間)

- 第89条 一般電気事業者は、次の各号の区分に応じ、発電設備等契約申込みの回答を、原 | 第89条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの 則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。
- 一 発電設備等系統連系希望者が低圧の送電系統への連系等を希望する場合 発電設備等 契約申込みの受付日から1か月
- 二 前号に該当しない場合 発電設備等契約申込みの受付日から6か月又は発電設備等系 統連系希望者と合意した期間

(発電設備等契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)

- 第90条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と 異なる場合には、発電設備等系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明 しなければならない。
- 2 前項の案件が、本機関が特定発電設備等系統連系希望者に対して接続検討の回答を行っ た案件である場合には、一般電気事業者は、本機関に対し、特定発電設備等系統連系希望 者への回答に先立ち、発電設備等契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討 結果に差異が生じた理由を説明する。但し、検討結果の差異が業務規程第45条第2項に 定める軽微なものである場合は、特定発電設備等系統連系希望者に対する回答後、本機関 に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。

変 更 後(変更点に下線)

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)

- に準じ、当該契約申込みに対する検討を実施する。
- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討 に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一 般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明し なければならない。

(発電設備等に関する契約申込みの回答)

- 第87条 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に 対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。
- 2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申 込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(送電系統の容量の確定)

- 第88条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する 旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第 84条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。
- 2 一般送配電事業者は、第96条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合には、前項に よって確定した送電系統の容量を取り消す。

(発電設備等に関する契約申込みの回答期間)

- 回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。
- 一 系統連系希望者が低圧の送電系統への連系等を希望する場合 発電設備等に関する契 約申込みの受付日から1か月
- 二 前号に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意し た期間

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱 (r J

- 第90条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検 討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明 しなければならない。
- 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件であ る場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、 発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が 生じた理由を説明する。但し、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び 特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特 定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれ ば足りるものとする。

3 一般電気事業者は、本機関が業務規程<u>第45条第3項</u>の確認及び検証により、<u>発電設備</u> 等契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第86条第1項の検討を行い、 その結果を本機関に報告する。

(業務規程第45条第3項から移設して修正)

(同時申込み)

- 第91条 第81条第1項第1号にかかわらず、発電設備等系統連系希望者が電気事業者に よる再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第1 08号、以下「FIT法」という。)に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又 は特別高圧の送電系統とFIT法に定める認定発電設備との連系等を希望するときには、 接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等契約申込みを行うこ とができる(以下「同時申込み」という。)。但し、接続検討の申込みと発電設備等契約申 込みの申込内容は統一しなければならない。
- 2 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>から同時申込みを受け付けた場合は、<u>発</u> 電設備等契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回 答期間内の日を回答予定日として、発電設備等系統連系希望者に速やかに通知する。
- 一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 発電設備等契約申込みの受付日から9か月
- 二 前号に掲げる以外の場合 <u>発電設備等契約申込み</u>の受付日から9か月又は<u>発電設備等</u> 系統連系希望者と合意した期間
- 3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が 判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込 み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個 別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とす る。
- 4 <u>一般電気事業者</u>は、第2項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り 早期に発電設備等契約申込みの回答を行うよう努めなければならない。

(同時申込みの場合における意思表明書の提出等)

- 第92条 同時申込みを行った<u>発電設備等系統連系希望者</u>は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、<u>一般電気事業者</u>に対して、書面をもって、<u>発電設備等契約申込み</u>を継続する旨の意思の表明(以下「意思表明」という。)又は<u>発電設備等契約申込み</u>の取下げを行わなければならない。
- 2 <u>一般電気事業者</u>は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という。)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。但し、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。

変 更 後 (変更点に下線)

- 3 一般送配電事業者は、本機関が業務規程<u>第45条第1項</u>の確認及び検証により、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>に対する再検討が必要と認めるときは、再度、第86条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。
- 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第45条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に 検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項但書により回答を行っている場合は、この限りでない。

(同時申込み)

- 第91条 第81条第1項第1号にかかわらず、<u>系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、</u>接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という。)。但し、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。
- 2 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>系統連系希望者</u>から同時申込みを受け付けた場合は、<u>発電設備等</u>に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に速やかに通知する。
- 一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 <u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付日から 9か月
- 二 前号に掲げる以外の場合 <u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付日から9か月又は<u>系</u> 統連系希望者と合意した期間
- 3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、<u>系統連系希望者</u>に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、<u>系統連系希望者</u>の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 4 <u>一般送配電事業者</u>は、第2項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に発電設備等に関する契約申込みの回答を行うよう努めなければならない。

(同時申込みの場合における意思表明書の提出等)

- 第92条 同時申込みを行った<u>系統連系希望者</u>は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、<u>一般送配電事業者</u>に対して、書面をもって、<u>発電設備等に関する契約申込み</u>を継続する旨の意思の表明(以下「意思表明」という。)又は<u>契約申込み</u>の取下げを行わなければならない。
- 2 <u>一般送配電事業者</u>は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という。)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。但し、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。

- 3 <u>一般電気事業者</u>は、特定発電設備等系統連系希望者から意思表明を受け付けた場合には、 受付後速やかに、本機関に対し、意思表明を受け付けた旨及び受付日を報告する。
- 4 <u>一般電気事業者</u>は、<u>発電設備等系統連系希望者</u>からの意思表明を受け付けた後に、<u>発電</u> <u>設備等契約申込み</u>に対する検討及び回答を行うものとし、意思表明の受付前に行った<u>発電</u> 設備等契約申込みの回答は無効とする。
- 5 同時申込みを行った<u>発電設備等系統連系希望者が発電設備等契約申込み</u>の受付日から 9 か月以内に意思表明を行わない場合には、意思表明が行われなかった<u>発電設備等契約申込</u>みを取り下げたものとみなす。

(同時申込みの場合における本指針の適用)

- 第93条 発電設備等系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第81条、第83条 (但し、第4項は除く。)から第85条の規定においては、「発電設備等契約申込み」を「意思表明」、「申込書類」を「意思表明書」と読み替えて適用し、第83条第4項、第85条第3号、第87条及び第90条の規定に関しては、「発電設備等契約申込み」を「意思表明を受け付けた発電設備等契約申込み」と読み替えて適用する。
- 2 <u>発電設備等系統連系希望者</u>から同時申込みがなされた場合は、第80条第3項及び第4 項並びに第89条は適用しない。

(工事費負担金の支払い)

- 第94条 <u>発電設備等系統連系希望者</u>は、連系承諾後、<u>一般電気事業者が連系等に必要な工</u> 事に着手するまでに、一般電気事業者に対し工事費負担金を一括して支払うものとする。
- 2 発電設備等系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般電気 事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。
- 3 <u>一般電気事業者</u>は、<u>前項</u>の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。

(連系等の実施)

第95条 <u>発電設備等系統連系希望者と一般電気事業者</u>は、連系等の開始までに、連系等に 関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

- 第96条 <u>一般電気事業者</u>は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他正当 な理由がなければ、連系等を拒んではならない。
- 一 工事費負担金が支払われない場
- 二 接続供給契約又は振替供給契約が解除等によって終了した場合

(新設)

変 更 後 (変更点に下線)

- 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>特定系統連系希望者</u>から意思表明を受け付けた場合には、受付後 速やかに、本機関に対し、意思表明を受け付けた旨及び受付日を報告する。
- 4 一般送配電事業者は、系統連系希望者からの意思表明を受け付けた後に、発電設備等に 関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、意思表明の受付前に行った契約 申込みの回答は無効とする。
- 5 同時申込みを行った<u>系統連系希望者</u>が<u>発電設備等に関する契約申込み</u>の受付日から 9 か 月以内に意思表明を行わない場合には、意思表明が行われなかった<u>契約申込み</u>を取り下げ たものとみなす。

(同時申込みの場合における本指針の適用)

- 第93条 <u>系統連系希望者</u>から同時申込みがなされた場合は、第81条、第83条から第85条の規定においては、「<u>発電設備等に関する契約申込み</u>」を「意思表明」、「申込書類」を「意思表明書」と読み替えて適用し、第83条第<u>3</u>項、第85条第<u>5</u>号、第87条及び第90条の規定に関しては、「<u>発電設備等に関する契約申込み</u>」を「意思表明を受け付けた<u>発電設備等に関する契約申込み</u>」と読み替えて適用する。
- 2 <u>系統連系希望者</u>から同時申込みがなされた場合は、第80条第3項及び第4項並びに第 89条は適用しない。

(工事費負担金契約の締結等)

- 第94条 <u>系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金</u>契約」という。)を締結しなければならない。
- 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまで に、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期に わたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることが できる。
- 3 <u>一般送配電事業者</u>は、<u>前項但書</u>の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。

(連系等の実施)

第95条 <u>系統連系希望者と一般送配電事業者</u>は、連系等の開始までに、連系等に関する諸 条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

- 第96条 <u>一般送配電事業者</u>は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他<u>の</u> 正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。
- 一 接続契約が解除等によって終了した場合
- 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担 金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合
- 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合

(新設)

(新設)

- 三 連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失 による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に 連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- 2 一般電気事業者は、連系等を拒む場合には、その理由を発電設備等系統連系希望者に、 書面をもって、説明する。

(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)

- 第97条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、発電設備等系統連系希望者が 負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。
- 一 次号及び第3号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成16年12 月20日経済産業省令第119号)及び国の審議会等における審議に基づいて算出され た金額
- 二 発電設備等系統連系希望者が、本機関又は一般電気事業者が開始した電源接続案件募 集プロセスに対して応募した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額
- 三 本機関が、業務規程第34条に基づき受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決 定に基づいて算出された金額
- 2 一般電気事業者は、前項第1号に基づく工事費負担金の具体的な算出方法について定め、 公表する。

(新設)

(一般電気事業者が発電設備等の連系等を希望する場合)

第98条 一般電気事業者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、自社が運用 する送電系統への連系等を希望する場合には、本節の規定は、「発電設備等系統連系希望 者」を「一般電気事業者の発電部門又は小売部門」、「一般電気事業者」を「一般電気事業 者の送配電部門」、「発電設備等契約申込み」を「発電設備等系統連系の申込み」と読み替 えて適用する。但し、第72条及び第94条は適用しない。

(受付・回答状況の共有)

第99条 一般電気事業者は、業務規程第47条第2項に定める発電設備等系統アクセス業|第99条 一般送配電事業者は、業務規程第47条第2項に定める発電設備等に関する系統 務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般電気事業者が受け付けた発電設 備等系統アクセス業務(但し、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件 に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答でき なかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に

変 更 後(変更点に下線)

- 四 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込み に係る事業が廃止となった場合
- 五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を 変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合
- 六 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又 は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承 諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
- 2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者 に、書面をもって、説明する。

(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)

- 第97条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者が負担する工 事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。
- 一 次号及び第3号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成16年12 月20日経済産業省令第119号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出された金
- 二 電源接続案件募集プロセスが成立した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定 された金額
- 三 本機関が、業務規程第34条に基づき受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決 定に基づいて算出された金額
- 2 一般送配電事業者は、前項第1号に基づく工事費負担金の具体的な算出方法について定 め、公表する。

(連系された発電設備等の契約内容の変更)

第97条の2 発電設備等の設置者は、法令、事業計画の変更等により、連系された発電設 備等の最大受電電力を減少した場合又は発電設備等の廃止を決定した場合は、速やかに契 約内容の変更又は契約の終了に係る手続を行わなければならない。

(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合)

第98条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電 事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、本節の規定は、「契 約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。但し、第72条、第94条及 び第99条の3は適用しない。

(受付・回答状況の共有)

アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け 付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(但し、最大受電電力が500キロワット以 上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答 予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めると

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変更後(変更点に下線)
提出しなければならない。	ころにより、本機関に提出しなければならない。
2 一般電気事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等系統アクセス	2 一般送配電事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系
業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかに	統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合
これに応じなければならない。	は、速やかにこれに応じなければならない。
(新設)	第3款 本機関が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務
(業務規程第41条第2項から移設して修正)	(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)
	第99条の2 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第41
	条第1項に基づく依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、本機関から特定系統連系
	希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。
	2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今
	後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
	3 一般送配電事業者は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を
	求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。
(第72条第3項から移設して修正)	(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)
	第99条の3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第43条第2項の通知を受けた場
	合は、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料
	の支払いに必要となる書類を送付する。
(第72条第4項から移設して修正)	2 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨
	<u>を本機関に通知する。</u>
(業務規程第43条第2項から移設して修正)	(本機関が受け付けた接続検討)
	第99条の4 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第43
	条第2項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者
	への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。 「スプラストンドントラストントラストントラストントラストントラストントラストンドントラストンドントラストンドントラストントラスト
(業務規程第43条第2項から移設して修正) 	2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今
()	後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
(業務規程第43条第6項から移設して修正)	3 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求め
	<u>られたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>
(新設)	<u>(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)</u>
	第99条の5 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業
	務規程第44条の3第1項に基づく確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否
	<u>について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>
	2 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再
	<u>検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。</u>

第3節 需要設備系統アクセス業務

(事前検討の申込み及び受付)

- 第100条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する需要設備系統連系希望者 | は、需要設備契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設 備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。
- 2 一般電気事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則と して、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じた ときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗 状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、需要設備系統連系希望者の 要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた ときも同様とする。

(事前検討の申込みに対する検討及び回答)

- 第101条 一般電気事業者は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、 通信設備その他電気の供給に必要となる工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象に ついて検討を実施する。
- 2 一般電気事業者は、前項の検討を完了したときは、需要設備系統連系希望者に対し、検 2 一般送配電事業者は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果 討結果を回答するとともに必要な説明を行う。

(需要設備契約申込み及び受付)

- 第102条 送電系統への連系等 (需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を 伴う場合を含む。)を希望する需要設備系統連系希望者は、契約申込み(以下「需要設備契 約申込み」という。)を行わなければならない。
- 2 一般電気事業者は、需要設備契約申込みを受け付けた場合は、需要設備系統連系希望者 と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。
- 3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が | 判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み (延長後の回答予定日を含む。)を通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の 説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(需要設備契約申込みに対する検討及び回答)

- 第103条 一般電気事業者は、需要設備契約申込みの受付後、次項の回答に必要となる事 項について検討を実施する。
- の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 需要設備系統連系希望者が希望した契約電力に対する連系可否(連系ができない場合) には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
- 二 系統連系工事の概要(需要設備系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概 要図等)
- 三 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠

(事前検討の申込み及び受付)

第4款 需要設備に関する系統アクセス業務

- 第100条 需要設備と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者 は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、 需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。
- 2 一般送配電事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則 として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じ たときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、 今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個 別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とす る。

(事前検討の申込みに対する検討及び回答)

- 第101条 一般送配電事業者は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量 器、通信設備その他電気の供給に必要となる工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対 象について検討を実施する。
- を回答するとともに必要な説明を行う。

(需要設備に関する契約申込み及び受付)

- 第102条 需要設備と送電系統への連系等(需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更 又は廃止を伴う場合を含む。)を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込み を行わなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望 者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。
- 3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、そ の事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み (延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行 う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)

- 第103条 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回 答に必要となる事項について検討を実施する。
- 2 一般電気事業者は、前項の検討が完了したときは、需要設備系統連系希望者に対し、次 2 一般送配電事業者は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号 に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
 - ―― 系統連系希望者が希望した契約電力に対する連系可否(連系ができない場合には、そ の理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
 - 二 系統連系工事の概要(系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)
 - 三 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠

- 四 所要工期
- 五 需要設備系統連系希望者に必要な対策
- 六 前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 七 運用上の制約(制約の根拠を含む)
- 八 発電設備等の連系に必要な対策 (需要設備側に発電設備等(但し、送電系統と連系し ない設備を除く。) がある場合に限る)

(需要設備系統アクセス業務における工事費負担金)

- 担する工事費負担金の額は、原則として、需要設備の系統連系工事に必要となる標準的な 工事金額を超えた金額とする。
- 2 一般電気事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、 公表する。

(一般電気事業者が需要設備への電気の供給を行う場合)

第105条 一般電気事業者が、自社が運用する送電系統に連系している需要設備に対して、 新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、本節の規定は、「需要設備系 統連系希望者」を「一般電気事業者の小売部門」、「一般電気事業者」を「一般電気事業者 の送配電部門」、「需要設備契約申込み」を「需要設備系統連系の申込み」と読み替えて準 用する。但し、前条は準用しない。

第4節 その他

(系統アクセス業務の回答)

- 第106条 一般電気事業者は、本章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能 な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならず、系統アクセス 業務の回答を不当に遅延してはならない。
- 2 一般電気事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、 国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、必要な情報を提示しなければならない。

(申込み・回答様式)

- 第107条 一般電気事業者が系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様 式は、一般電気事業者と協議の上、本機関が定め、公表する。
- 2 一般電気事業者は、前項の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公 表しなければならない。
- 3 第1項にかかわらず、発電設備等系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接 続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式について は、各一般電気事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。

変 更 後(変更点に下線)

- 四 所要工期
- 五 系統連系希望者に必要な対策
- 六 前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 七 運用上の制約(制約の根拠を含む)
- 八 発電設備等の連系に必要な対策(需要設備側に発電設備等(但し、送電系統と連系し ない設備を除く。)がある場合に限る)

(需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金)

- 第104条 需要設備の系統連系工事に要する工事費のうち、需要設備系統連系希望者が負|第104条 需要設備の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者が負担する工 事費負担金の額は、原則として、需要設備の系統連系工事に必要となる標準的な工事金額 を超えた金額とする。
 - 2 一般送配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、 公表する。

(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合)

第105条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系し ている需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、 本節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。但し、前条 は準用しない。

(第116条以降へ移設)

(第116条へ移設)

(第116条の2へ移設)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	(第116条の3へ移設)
第108条 一般電気事業者は、系統アクセス業務及び第62条の系統情報の提示の申込窓	
口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。	
(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表) 第109条 一般電気事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他 のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満た すべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。	(第117条へ移設)
(業務改善) 第110条 本機関及び一般電気事業者は、系統アクセス業務の質の向上を図るため、次の各号に掲げる事項を共有の上、必要に応じて電気事業者等とともに、系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策について検討する。 一 系統アクセス業務の好事例 二 本機関への苦情及び相談の申出に対する対応状況や紛争解決の事例 三 本機関への苦情及び相談の申出には至らなかったものの、一般電気事業者が発電設備等系統連系希望者から苦情の申出を受けた事例 四 その他系統アクセス業務の改善に有用と考えられる情報 2 前項の検討に際し、本機関から協力を求められた電気事業者等は、これに応じるものとする。	(業務規程第47条の2へ移設)
(新設)	第2節 電源接続案件募集プロセス
(新設)	(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第111条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるか を問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程 第44条の4の2第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募 集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強 工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第31条第1項第2号に基づき広域 系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。
(新設)	(一般送配電事業者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第112条 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が接続検討の回答を行った 特別高圧の送電系統の増強工事に関して、効率的な系統整備の観点等から、電源接続案件 募集プロセスを開始することが必要と判断したときは、本機関に対し、同プロセス開始の 申込みを行うことができる。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
第7章 電源接続案件募集プロセス	
(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事) 第111条 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる業務規程第44条第3項第2号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事とする。 一 発電設備等系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。)の増強工事が含まれること。	(業務規程第44条の4の2へ移設)
(電源接続案件募集プロセスの開始等) 第112条 本機関は、業務規程第44条の4に基づき、電源接続案件募集プロセスを開始する。 2 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合、同プロセス開始の申込内容及び本機関が有する発電設備等系統アクセス業務に関する情報等を踏まえ、工事費負担金を共同負担する対象となる系統増強の概要、接続検討の申込窓口その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要領を定め、公表する。 3 募集要領においては、電源接続案件募集プロセスにおける送電系統の暫定的な容量確保の方法について、第84条と異なる定めをすることを妨げない。	(業務規程第44条の5へ移設)
(新設)	(電源接続案件募集プロセスへの応募等) 第113 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者、 及び、同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要領に基づき、本機関又は 一般電気事業者に対し、接続検討の申込みを行う。 2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への 連系等を希望する場合には、募集要領にしたがって、応募する。
(近隣の電源接続案件の募集) 第113条 本機関は、募集要領に基づき、連系等の希望があった地点の近隣の電源接続案件を募集する。 2 本機関は、業務規程第44条の5第1項に基づく接続検討の申込みをもって、発電設備等系統連系希望者が前項の募集に対して応募したものとして取扱う。	(削除)
(優先系統連系希望者の決定) 第114条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、前条第2項に基づき応募した発電 設備等系統連系希望者の中から、工事費負担金を共同負担することを前提に、連系等を行 うことができる発電設備等系統連系希望者(以下「優先系統連系希望者」という。)を決定	(業務規程第44条の11へ移設) 9

変更(前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
する。 2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。 3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要領に定める。	
(再接続検討の実施) 第115条 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般電気事業者に対し、再度、優先系統連系希望者の業務規程第44条の5による接続検討の内容及び前条第1項の手続の内容を前提とした接続検討(以下「再接続検討」という。)の実施を依頼する。 2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、再接続検討の内容を踏まえ、募集要領に基づき、算出する。 3 本機関又は本機関から依頼を受けた一般電気事業者は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果及び前項に基づき算出された工事費負担金の額を通知する。	(業務規程第44条の12へ移設)
(工事費負担金を共同負担する意思の確認) 第116条 本機関又は本機関から依頼を受けた一般電気事業者は、各優先系統連系希望者 に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。 2 各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、前項による確認の結果、全ての優先系統 連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できた場合に、確定す るものとする。	(業務規程第44条の13へ移設)
(電源接続案件募集プロセスの完了) 第117条 一般電気事業者は、工事費負担金が確定した場合には、各優先系統連系希望者と工事費負担金の負担に関する書面を締結するものとする。 2 本機関は、一般電気事業者と全ての優先系統連系希望者との間で前項の書面が締結された場合には、電源接続案件募集プロセスを完了させる。 3 本機関は、電源接続案件募集プロセスの完了後、同プロセスの結果を公表する。	(業務規程第44条の15へ移設)
(電源接続案件募集プロセス <u>完了後の発電設備等契約申込み</u>) 第118条 優先系統連系希望者は、電源接続案件募集プロセスの完了後速やかに、再接続 検討の回答内容を反映した内容で、発電設備等契約申込みを行わなければならない。	(電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み) 第114 電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった系統連系希望者 は、同プロセスが成立した場合、成立後速やかに、一般送配電事業者に対し、発電設備等 に関する契約申込みを行わなければならない。
(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い) 第119条 第116条第1項による確認の結果、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合の取扱いについては、プロセスごとに募集要領に定める。	(業務規程第44条の14へ移設)

	変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)		第3節 リプレース案件系統連系募集プロセス
(新設)		(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第115条 業務規程第44条の18第1項第2号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。 資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者 ア 当該発電事業者の親子法人等
(新設)		者 ウ 前ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者 (リプレースに該当する可能性がある場合の報告) 第115条の2 発電事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した場合において、リプレース対象事業者が第一電気所が同一となる地域(但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる場合は除く。以下同じ。)で発電設備等の建替えを予定しているときは、その旨を本機関に報告しなければならない。
(新設)		(リプレースの該当性判断のための確認) 第115条の3 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、業務規程第44条 の18第2項に基づき、本機関からリプレースの該当性を判断するために必要な事項の確 認を受けた場合は、本機関が指定する期日までに、これに回答しなければならない。 2 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、本機関が指定する期日までに、 前項の回答ができない場合には、その理由を本機関に報告しなければならない。
(新設)		(リプレースに係る系統アクセス情報の報告) 第115条の4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から10万キロワット以上の発電設備等の停止若しくは発電抑制を前提とした発電設備等の接続検討の申込み又は契約申込みを受け付けた場合は、速やかに本機関に報告しなければならない。
(新設)		(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募) 第115条の5 リプレース対象系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要 領に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み)
	第115条の6 リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者は、業務
	規程第44条の25の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロ
	セス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契
	<u>約申込みを行わなければならない。</u>
(新設)	(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)
	第115条の7 リプレース対象事業者は、リプレース対象事業者たる発電事業者が、設備容量が10
	万キロワット以上の発電設備等を廃止する場合は、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第4
	4条の24に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらず、廃
	止日から12か月が経過するまでの間、第一電気所が同一となる地域で、発電設備等に関する契約申込み
	を行うことができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認め
	<u>る必要があると認めた場合はこの限りでない。</u>
(新設)	(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更)
	第115条の8 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、リプレース案件系統連
	系募集プロセスが開始された場合は、やむを得ない理由が無い限り、リプレース発電設備
	等の廃止時期を繰り延べてはならない。
	2 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、前項に掲げる場合において、発電設 (#************************************
	備等の廃止時期を繰り延べるときは、本機関にその理由を書面により提出しなければなら
	<u>ない。</u>
(新設)	<u>第4節 その他</u>
(第106条から移設)	(系統アクセス業務の回答)
	第116条 一般送配電事業者は、本章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可
	能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならず、系統アクセ
	ス業務の回答を不当に遅延してはならない。
	2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、
	国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、必要な情報を提示しなければならない。
(第107条から移設)	(申込み・回答様式)
(知101本/パーワイタ取 <i>)</i>	<u>(中込み・四台塚八)</u> 第116条の2 一般送配電事業者は、本機関が定めた系統アクセス業務の受付を行う場合
	の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。
	2 前項にかかわらず、系統連系希望者が、FIT法に定める特定契約及び接続供給契約又
	は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配
	電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(第108条から移設)	(申込窓口の公表) 第116条の3 一般送配電事業者は、系統アクセス業務及び第62条の系統情報の提示の 申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。
(第109条から移設)	(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表) 第117条 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその 他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満 たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。
(業務規程第41条第4項、第43条第5項、第45条第4項、第46条第2項から移設して修正)	(本機関の系統アクセス業務への協力) 第118条 一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者は、業務規程第48条の2 及び第44条の18の規定に基づき、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他 の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。
(新設)	(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則) 第119条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・ 運用する電力設備(本条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担 金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。 2 前項に基づき定める工事費負担金契約等の内容は第94条及び第104条と異なる定め をすることを妨げない。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
第8章 <u>需給計画及び発電計画</u>	第8章 <u>需給状況の監視のための計画提出</u>
第8章 <u>需給計画及び発電計画</u> (<u>需給に関する計画</u> の提出) 第120条 特定規模電気事業者、託送供給を利用する特定電気事業者及び自己託送を利用する者(以下「託送供給利用事業者」という。) は、供給区域ごとに、別表8-1に定める託送供給を利用する需給に関する計画(以下「需給計画」という。) を作成し、同表に定める提出期限までに、 <u>需要の存する供給区域の一般電気事業者</u> に提出しなければならない。 2 <u>需給</u> 計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の <u>見込みを記載し</u> なければならない。	(<u>託送供給契約者による計画</u> の提出)
3 電気事業者(但し、卸電気事業者を除く。)は、気温の変化等による需要の予測誤差等を	3 託送供給契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画と販売計画との差
見込んだ上で、十分な供給力を確保しなければならない。	<u>は需要計画と一致させなければならない。</u>
(新設)	4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、本項及び次項に おいて同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に 関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任 している場合においては、第1項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約 者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 代表契約者は、需要調達計画等を取りまとめて提出する際には、前項の委任を受けた託 送供給契約者ごとの需要調達計画等の内訳を記載しなければならない。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)					変 更 後 (変更点に下線)							
別表 8 - 1 <u>需給計画</u> の提出			_	別表8-1 需要調達計画等の提出								
提出する計画	年間計画 (第1~ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画	提計	出する画	年間計画 (第1~ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画 <u>(※1)</u>
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時	<u>随時</u>	提	出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 <u>(※2)</u>	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前
需要電力提出,	の <u>最大時需要</u> <u>電力</u>	<u>電力</u> 及び	日別の <u>最大時</u> 需要電力と予 想時刻 及び 最小時需要電 力と予想時刻	30分ごとの需要電力量	30分ごとの 需要電力量		需要計画	各月平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値		日別の需要電力の最大値と 予想時刻及び 最小値と予想 時刻		30分ごとの需要電力量
内 容 <u>供給</u> <u>電力</u>	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対 する供給電力	需要電力に対 する供給電力	提出内容	<u>調達</u> <u>計画</u>	の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	力の最大値及 び最小値発生 時の調達分の 計画値と予想 時刻	調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値
						計画 (1) 翌	の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値 生じた場合に提出	力の最大値及 び最小値発生 時の販売分の 計画値と予想 時刻	<u>販売分の計画</u> <u>値</u>	30分ごとの 販売分の計画 値	
(発電に関する計画の提出) 第121条 託送供給利用事業者は、別表8-2に定める託送供給を利用する発電地点別の発電に関する計画(以下「発電計画」という。)を作成し、同表に定める提出期限までに、当該託送供給を行う全ての一般電気事業者に提出しなければならない。 2 託送供給利用事業者は、一般電気事業者と事前に協議の上、発電者を通じて、別表8-2の当日計画を一般電気事業者に提出することができる。 3 託送供給利用事業者は、卸電力取引所を通じて、卸電力取引所における前日スポット取引及び時間前取引にかかる発電計画を一般電気事業者に提出する。 (新設)			(<u>発</u> 第 1 <u></u> 数 (第 (第	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	「(以下「発電販売 ければならない。 条第2項に移設) 売計画等には、	提出) 、 <u>供給区域ごと</u> (売計画等」という。) <u>)</u> 次の各号に掲げる	<u>う。)</u> を、同表になる る 事項を 記載する	定める提出期限。 るものとする。	<u> 面、調達計画及び</u> までに、 <u>本機関</u> に <u> ごとの発電に関す</u>			

		変更前(変更点に下線)						変更後	(変更点に下線)		
							販売	計画 販売先の詞			<u>」。但し、</u> 販売先	Eごとに記載する
												取引所の約定結
								果と一致させ	せなければならな			
						<u>=</u>	調達	計画 販売計画	こ対応した発電語	十画の不足分を調	周達する計画。 但	且し、調達先ごと
								に記載するこ	ことを要し、翌日	日計画以降は、調	間達先の販売計画	及び卸電力取引
								所の約定結り	見と一致させなけ	ければならない。	_	
(新設)						3	発電契約	約者は、原則と	して、翌日計画以	以降においては、	発電計画と調道	を計画の合計は販
						<u>売</u>	計画と-	一致させなければ	<i>ばならない。</i>			
						4	第2項	第1号にかかわり	うず、発電契約者	皆は、一般送配電	這事業者から、 系	系統運用上の必要
(新設)						<u>性</u>	に基づ	き、発電地点別プ	又は発電機別ごと	この発電の内訳の)記載を求められ	いた場合には、こ
						<u>h</u>	を発電	計画に記載しなり	<u>ければならない。</u>	<u> </u>		
		別表 8 - 2	発電計画の提出						別表8-2 <u>発</u>	電販売計画等の	提出	
担山ナフ	年間計画	月間計画	週間計画			中	山小フ	年間計画	月間計画	週間計画		VV 더 크니프
提出する 計画	(第1~	(翌月、	(翌週、	翌日計画	当日計画		出する	(第1~	(翌月、	(翌週、	翌日計画	当日計画
計画	第2年度)	翌々月)	翌々週)				計画	第2年度)	翌々月)	翌々週)		<u>(%1)</u>
											毎日	原則、30分
提出期限	毎年	 毎月1日	 毎週火曜日	毎日	随時	坦坦	出期限	毎年	 毎月1日	 毎週火曜日	毋□ 午前12時	ごとの実需給
ル山州水	10月末日	一	再週八唯日	午前12時	<u>MG 14-47</u>		山州水	10月末日	一一一			の開始時刻の
	4 B - 7 / B B /	6 M 7 / 1 P P /					1	4 D Z // D D/	6 M 7 / 1 P P /		<u>(%2)</u>	1時間前
	各月平休日別	各週平休日別	日別の最大時	30分ごとの	30分ごとの			各月平休日別	各週平休日別	日別の販売計	30分ごとの	3 0 分ごとの
提出する	の最大時供給	の最大時供給		供給電力量	供給電力量		水 電	の販売計画の	の販売計画の	画の最大値及	供給電力量	供給電力量
発電地点別	電力	電力	想時刻				発電 計画	最大値及び最	最大値及び最	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
発電計画	及び見い時供公園	及び見り時供公園	及び見い時供公寓						小値発生時の			
	最小時供給電		最小 <u>時</u> 供給電力と予想時刻					供給電力	供給電力	と予想時刻		
	力	力	刀と 1/2時刻			提		各 目 亚 休 日 別	 各调 亚休 日 則	日別の販売電	30分ごとの	30分ごとの
						出	販売					販売分の計画
										び最小値と予		値
						容		小値	小値	想時刻	<u></u>	
											30分ごとの	30分ごとの
								<u>'</u>				調達分の計画
							調達			び最小値発生		値
									小値発生時の			_
										計画値と予想		
								<u></u>	<u>値</u>	時刻		
						(*	(1) 翌	日計画に変更が	 生じた場合に提占	<u></u> 出する。_	1	
								出日が休業日の場				

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(新設)	(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)
	第121条の2 FIT法第4条第1項に定める特定契約を締結している小売電気事業者で
	あって、特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画(本条においては全て翌日計画を
	指す。)の計画値の通知又は確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事
	業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電
	量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。) は、次の各号に掲げる手順
	によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」
	という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成
	<u>するものとする。</u>
	一 太陽光電源又は風力電源の場合
	ア 特例契約者は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の様式を作成する。
	<u>イ 一般送配電事業者は、前アにより特例契約者が作成した様式に、実需給日の前々日</u>
	16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力す
	<u>る。</u>
	二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合
	ア 特例契約者は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱
	電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。
	<u>イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、前アの特例発電計画の妥当</u>
	<u>性を確認する。</u>
	2 特例契約者は、前項各号に基づいて、一般送配電事業者が入力し、又は、特例契約者が
	作成し一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日
	の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。
	3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、予め定め公
	表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとす
	<u>る。</u>
(新設)	
	第121条の3 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げ
	<u>第121米の3 </u>
(業務規程第51条第5項第1号から移設して修正)	一 別表8-3に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表8-
	3に定める提出期限
(業務規程第51条第5項第2号から移設して修正)	<u>3 に足める提出類似</u> 二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備
	カ、発電設備、広域連系系統その他の情報 常時
(新設)	三 供給区域における発電契約者の発電実績及び託送供給契約者の需要実績 供給月の2
VIVI DEST	か月後。但し、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければな
	らない。

変更が(変更点に下線)				変更後	(変更点に下線)	
(業務規程第51条別表7-1から移設して修正)	別表8-3 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出						
	坦	出する	年間計画	月間計画	週間計画	翌日計画	当日計画
		<u>=四9〜</u> 計画	<u>(第1~</u>	_(翌月、_	(翌週、		
		<u> </u>	第2年度)	翌々月)	翌々週)		
	+=	∄⊔⊥ ₩ п७	<u>毎年</u>	有日の5日	与 海子博口	<u>毎日</u>	Γ\
		出期的	<u>3月25日</u>	毎月25日	毎週木曜日	<u>17時30分</u> <u>(※)</u>	<u>随時</u>
		T			日別の需要電		
		供約		各週平休日別		翌日の30分	当日の30分
		区均需要	-	の需要電力の 最大値及び最	予想時刻及び	毎の需要電力	毎の需要電力
		電力	_	 小値	最小値と予想	量	<u>量</u>
				7 11	<u>時刻</u>		
		供約	_	電電電力に対	電 亜 電 力 に 対	電電電力に対	季 邢 季 力 / 7 対
	<u>提</u>	<u> 区均</u> 供約		需要電力に対 する供給電力			一番 単力 に 利 する供給電力
	<u>选</u> 出	-) O D () O D (All 1827)	
	内		<u> </u>		表示 表 1 1-14		
	容		一一一一一一一一一一一一一一一一	需要電力に対			
		予備	* する予備力 力 ***********************************	する予備力	する予備力	する予備力	する予備力
						需要電力に対	
		供約	S 1			する調整力必	
		区垣				要量(上げ)、調整力が出見(し	
		調整	<u>カ</u>	登月確保重(上)が)及び調整力		整力確保量(上	
				確保量(下げ)			
		(<u>*</u>)	 是出日が休業日の	l'	<u> </u>	1.	<u> </u>
(新設)	_(4	特定送	配電事業者による	情報提出)			
	2,11						締結していない登
	_		送配電事業者を含めることは、世紀	-	-		
	_		めるときは、供給 送配雲事業者は				<u> </u>
			医配电事業有は、 機関に提出しなけ		しに貝付に及業	<i>は、1</i> 000000000000000000000000000000000000	即反、及又しに真
	-	1101	(A)	770.00			
(追加資料の提出)	(ì	追加資	料の提出)				
第122条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必	第	1 2 2	条 一般送配電事	業者は、次の各	号に掲げる場合	において、より記	詳細な検討を行う
要があるときは、理由を説明した上で、 <u>託送供給利用事業者</u> に対して、より詳細な断面の			あるときは、理由				<u> </u>
<u>需給計画又は発電計画</u> その他必要な資料の提出を求めることができる。	_			面の需要調達計	<u> 画等、発電販売</u>	計画等その他必要	要な資料の提出を
一 供給区域における潮流の状況を予測する場合 二 連系線の空容量を算出する場合		_	ことができる。 給区域における潮	法の保温を予測。	よる場合		
	 58	 	当ちること	かに、これていて 1 位			

変 更 前 (変更点に<u>下線</u>) 三 供給区域の需給状況を把握する場合 四 その他電力系統の適切な監視に必要な場合 (新設) (計画の変更) 第123条 <u>託送供給利用事業者</u>は、<u>需給計画又は発電計画</u>に変更が生じた場合、速やかに変更後の計画を一般電気事業者に提出しなければならない。 2 <u>託送供給利用事業者</u>は、別表8-2の翌日計画を変更する場合には、一般電気事業者と事前に協議の上、発電者を通じて、変更後の発電計画を一般電気事業者に提出することができる。 (新設)

第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の改善のための本機関の指示等)

第124条 本機関は、大規模災害によって電源脱落が発生したこと等に起因し、需給ひっ <u>迫又は下げ代不足が発生し又は発生するおそれがある場合において、供給区域間の電気の</u> 融通その他電気の需給状況を改善するための措置が必要と認められるときは、第125条 及び第126条にかかわらず、速やかに業務規程第52条から第55条に定める指示又は 要請(以下「本機関の指示等」という。)を行う。

変 更 後 (変更点に下線)

- 二 供給区域の需給状況を把握する場合
- 三 その他供給区域の電力系統の適切な監視に必要な場合
- 2 託送供給契約者及び発電契約者は、業務規程第51条の4又は前項に基づき、本機関又 は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求めら れた場合には、速やかにこれに応じなければならない。

(計画の変更)

- 第123条 <u>託送供給契約者又は発電契約者</u>は、<u>需要調達計画等又は発電販売計画等</u>に変更 が生じた場合 (本機関が業務規程第51条の3に基づき計画値を変更したことに伴い必要 となる変更を含む。)、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。
- 2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備設置者 を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。

(本機関による計画値の変更)

- 第123条の2 業務規程第51条の3に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に 掲げるところにより実施する。
- 一 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合(但し、連系線を利用しない場合に限る。) 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。
- 二 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画、販売計画及び連 系線利用計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 整合し ていない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線 利用計画と整合する値に変更する。
- 三 翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定又は連系線の混雑処理により変更された場合 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。
- 四 1時間前取引による約定が成立した場合 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達 計画の値を約定した取引量と整合する値に変更する。

第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の改善のための本機関の指示等)

第124条 <u>電気供給事業者は、</u>本機関の指示又は要請を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じ、需給状況の改善に協力しなければならない。

- 2 本機関は、本機関の指示等を行う場合においては、次の各号に掲げる事項を考慮し、速 やかにかつ確実に電気の需給状況を改善させるよう適切な指示等を行うよう努める。
- 一 会員の需給状況の悪化が見込まれる時期
- 二 会員の需給状況を改善するために必要となる電気の量及びそれを要する期間
- 三 本機関の指示を受けた会員が需給状況の悪化を改善するために必要な措置をとるために要する期間
- 四 その他需給状況の改善を効果的に行うために考慮すべき事項
- 3 会員は、本機関の指示等を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じ、需給状況の改善に協力しなければならない。

(供給区域の需給ひっ迫のおそれが認められる場合の指示の手順)

- 第125条 本機関は、需給ひっ迫のおそれが認められる場合において、需給ひっ迫の原因となる電気事業者の供給力の確保の見込みが確認できないときは、原則として、次の各号に掲げる手順により業務規程第53条に定める指示を行う(以下、本条及び第127条において、需給ひっ迫のおそれが認められる供給区域の一般電気事業者を「需給ひっ迫事業者」という。)。但し、需給ひっ迫が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに本機関の指示等を行う。
- 一 本機関は、需給ひっ迫のおそれを改善するために必要な電気の供給を受ける期間及び 量並びに需給ひっ迫事業者が電気の供給を受ける際に使用を希望する連系線(以下、本 条において「希望連系線」という。)を確認する。
- 二 本機関は、需給ひっ迫事業者を除く会員に対し、当該会員が電気を供給できる期間及 び量(以下、本条において「送電可能量」という。)を確認する。その際、本機関は、迅 速に送電可能量を確認できることが期待できる会員から順に確認を行うものとする。
- 三 前号の確認を受けた会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに送電可能量を算出し、本機関に通知する。なお、複数の供給区域に発電設備を有する会員は、供給区域ごとの送電可能量を通知する。
- 四 本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。
- ア 希望連系線を経由して電気の供給を受けることができるもの
- イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの
- ウ 需給ひつ迫事業者が必要な電気の供給を受ける期間をより多く充足するもの
- エ 需給ひつ迫事業者が必要な電気の供給を受ける量をより多く充足するもの
- オ 発電設備の存する供給区域の系統容量の大きいもの
- 五 本機関は、前号で決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気 の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひ っ迫事業者に電気の供給を受けることを指示する。

変 更 後 (変更点に<u>下線</u>)

(業務規程第53条の2へ移設)

(削除)

変 更 前(変更点に下線) 変 更 後(変更点に下線) (業務規程第54条の2へ移設) (供給区域の下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第126条 本機関は、下げ代不足のおそれが認められる場合において、下げ代不足の原因 となる電気事業者の供給力を抑制する見込みが確認できないときは、原則として、次の各 号に掲げる手順により業務規程第54条に定める指示を行う(以下、本条及び第128条 において、下げ代不足のおそれが認められる供給区域の一般電気事業者を「下げ代不足事 業者」という。)。但し、下げ代不足が見込まれる時期までに以下の手順を行う時間的余裕 がない場合には、本機関は、以下の手順によらずに本機関の指示等を行う。 一 本機関は、下げ代不足事業者の下げ代不足を改善するために必要な電気の供給を行う 期間及び量並びに下げ代不足事業者が電気の供給を行う際に使用を希望する連系線(以 下、本条において「希望連系線」という。)を確認する。 二 本機関は、下げ代不足事業者を除く一般電気事業者たる会員に対し、当該会員が電気 の供給を受けることが可能な期間及び量(以下、本条において「受電可能量」という。) を確認する。その際、本機関は、迅速に受電可能量を確認できることが期待できる一般 電気事業者たる会員から確認を行うものとする。

三 前号の確認を受けた一般電気事業者たる会員は、電力設備の作業等に伴う流通設備の 潮流制約及び発電設備の運転制約、燃料の調達に係る制約、当該会員の需給状況等を考慮した上で、速やかに受電可能量を算出し、本機関に通知する。

- 四 本機関は、前号により一般電気事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、 次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般電気事業者たる 会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。
- ア 希望連系線を経由して電気の供給を行うことができるもの
- イ 振替供給に際して、経由する供給区域の数が少ないもの
- ウ 下げ代不足事業者が必要な電気の供給を行う期間をより多く充足するもの
- エ 下げ代不足事業者が必要な電気の供給を行う量をより多く充足するもの
- オ 電気の供給を受ける一般送配電事業者たる会員の供給区域の系統容量の大きいもの
- 五 本機関は、前号で決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする会員並びに当 該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けること を指示するとともに、下げ代不足事業者に電気の供給を行うことを指示する。

(本機関の指示等に基づく場合の連系線の使用)

- 第127条 本機関は、本機関の指示等に基づく電気の供給に必要な場合は、連系線を最大限、活用するものとする。
- 2 本機関の指示等に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、業務規程第79条及び業務規程第80条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給を指示する。但し、本機関が第125条の指示を行う場合において、需給ひつ迫事業者の供給区域に隣接する連系線に、運転予備力(第146条に定める。以下同じ。)が不足する場合に備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、業務規程第79条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給を指示することができる。

(業務規程第55条の2へ移設)

(下げ代不足時に連系線の利用を制限した指示)

第128条 本機関は、下げ代不足時において、業務規程第79条に基づくマージンの使用によっても、本機関の指示等に基づく電気の供給に必要となる連系線の容量を確保できない場合には、当該連系線を利用する会員(但し、当該連系線を利用して当該会員が供給を受ける電源が下げ代不足事業者の供給区域に存し、当該電源の発電量の抑制が可能な場合に限る。)に対し、下げ代不足事業者の供給区域外へ供給する必要がある電気の量について、当該連系線の利用計画又は通告値(以下「利用計画等」という。)の抑制及び当該利用計画等にかかる電源の発電量の抑制を指示することができる。

(本機関の指示等の一般電気事業者への通知)

第129条 本機関は、本機関の指示等を行う場合は、指示等を受ける会員又は電気供給事業者が存する供給区域の一般電気事業者に、事前又は事後速やかに、当該指示等の内容を通知する。

(新設)

(本機関の指示に基づく取引価格の公表)

第130条 一般電気事業者は、本機関の指示に基づき緊急的な供給力の不足分を調達するための一般電気事業者の送配電部門間の電力融通を行う場合の取引価格等を予め公表しなければならない。

(業務規程第59条の2から移設し修正)

第10章 一般電気事業者の系統運用等

第1節 電力系統の運用

(系統運用業務)

- 第131条 <u>一般電気事業者</u>は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用(以下「系統運用」という。)に関する業務を行う。
- 2 電気供給事業者は、前項の系統運用に関する業務が円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

変 更 後 (変更点に下線)

(業務規程第55条の3へ移設)

(業務規程第55条の4へ移設)

(本機関の指示又は要請に基づく精算)

第130条 業務規程第52条に基づく指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程 第59条第1項及び第2項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気 の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、 当該事業者に不利益が生じない合理的な額による精算を行う。

(本機関の指示に基づく取引価格の公表)

第130条<u>の2</u> 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行う場合の<u>精算の基礎となる</u>取引価格等を予め公表しなければならない。

(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)

第130条の3 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(但し、送電事業者を除く。)は、 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前 又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契 約を締結するものとする。

第10章 一般送配電事業者の系統運用等

第1節 電力系統の運用

(系統運用業務)

- 第131条 <u>一般送配電事業者</u>は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用(以下「系統運用」という。)に関する業務を行う。
- 2 電気供給事業者は、前項の系統運用に関する業務が円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

(系統運用上の系統構成の決定)

- 第132条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、<u>電力設備間の接</u> 続の構成(以下「系統構成」という。)を決定する。
- 一 電圧の維持
- 二 停電の抑制又は防止
- 三 送電損失の軽減
- 四 系統運用に関する業務の円滑な実施
- 五 電力設備の故障箇所の確実な遮断及び故障時の異常電圧等の発生防止

(電力系統の監視)

- 第133条 一般電気事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。
- 一 周波数及び電圧の状況
- 二 供給区域の需給状況
- 三 <u>卸電気事業者</u>を除く<u>電気事業者</u>ごとの需給状況

(新設)

- 四 電力設備の運転状況
- 五 流通設備に流れる潮流の状況
- 六 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項

(新設)

- 2 一般電気事業者は、<u>託送供給利用事業者</u>の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給<u>利用事業者</u>に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。
- 3 一般電気事業者は、<u>託送供給利用事業者に対して前項の要請を行う場合には、事前又は</u> 事後速やかに本機関に報告するものとする。

(潮流調整)

- 第134条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、 運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以 下「潮流調整」という。)。
- 一 開閉装置の操作による系統構成の変更
- 二 一般電気事業者が調達した発電機(自ら保有し又は発電機を保有する者との間の契約等に基づき一般電気事業者が出力の調整を行うことができる発電機をいう。以下同じ。) の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)
- 2 一般電気事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、<u>前項の方法による潮流</u> 調整を行ってもなお流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する 又は超過するおそれがある場合は、<u>発電機を保有又は運用するものから予め同意を得た上</u> で、電気供給事業者に対し、前項第2号の発電機以外の発電機の出力の調整を行うことが

変 更 後 (変更点に下線)

(系統運用上の系統構成の決定)

- 第132条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、<u>系統構成</u>を決定する。
- 一 電圧の維持
- 二 停電の抑制又は防止
- 三 送電損失の軽減
- 四 系統運用に関する業務の円滑な実施
- 五 電力設備の故障箇所の確実な遮断及び故障時の異常電圧等の発生防止

(電力系統の監視)

- 第133条 <u>一般送配電事業者</u>は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲 げる事項を監視する。
- 一 周波数及び電圧の状況
- 二 供給区域の需給状況
- 三 小売電気事業者の需要及び供給力の確保に関する状況
- 四 発電事業者の発電量及び発電余力に関する状況
- 五 電力設備の運転状況
- 六 流通設備に流れる潮流の状況
- 七 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項
- 2 一般送配電事業者は、小売供給を行う者が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力(法第27条の26第2項により準用する場合を含む。)を確保していないと認められる場合、当該小売供給を行う者に対して、供給力を確保するよう要請することができる。
- 3 一般送配電事業者は、託送供給契約者及び発電契約者の同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者及び発電契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。
- 4 一般送配電事業者は、前2項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。

(潮流調整)

- 第134条 <u>一般送配電事業者</u>は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、 運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以 下「潮流調整」という。)。
- 一 開閉装置の操作による系統構成の変更
- 二 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)
- 2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機を保有する発電契約者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を

できる。

(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置)

- 第135条 一般電気事業者は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。
- 一 台風、暴風雪等の災害に対応する社内態勢の整備
- 二 台風、暴風雪等の災害における電気供給事業者との間の通信手段及び連絡手段の確保
- 三 電力系統に異常が発生した場合又は通信若しくは連絡が不能となった場合の対応に関する電気供給事業者との協議
- 2 <u>一般電気事業者</u>は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 一 電力系統の分離に備えた潮流調整
- 二 系統構成の変更
- 三 電力設備の作業停止の中止
- 四 電力系統の安定性や電力品質への悪影響を防止するための流通設備の停止
- 五 運転予備力の確保をするための発電機の起動(但し、自ら調達した発電機に限る。)
- 六 送電損失の低減又は電圧の調整等のために、一時的に停止している流通設備の運転
- 3 <u>一般電気事業者</u>は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。
- 4 <u>一般電気事業者</u>は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給 区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やか に当該措置を講じる旨を報告するものとする。

(電力系統の異常発生時の措置)

- 第136条 <u>一般電気事業者</u>は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)。
- 一 系統構成の変更
- 二 一般電気事業者が調達した発電機の出力の調整
- 三 発電機(前号の発電機を除く。)の出力の調整の給電指令 (新設)
- 四 その他電力系統の復旧のために必要な措置

変 更 後 (変更点に下線)

行う。

(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置)

- 第135条 <u>一般送配電事業者</u>は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において 停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲 げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。
- 一 台風、暴風雪等の災害に対応する社内態勢の整備
- 二 台風、暴風雪等の災害における電気供給事業者との間の通信手段及び連絡手段の確保
- 三 電力系統に異常が発生した場合又は通信若しくは連絡が不能となった場合の対応に関する電気供給事業者との協議
- 2 <u>一般送配電事業者</u>は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 一 電力系統の分離に備えた潮流調整
- 二 系統構成の変更
- 三 電力設備の作業停止の中止
- 四 電力系統の安定性や電力品質への悪影響を防止するための流通設備の停止
- 五 一般送配電事業者が調整力として<u>予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオン</u>ラインで調整ができる発電機の出力の調整
- 六 送電損失の低減又は電圧の調整等のために、一時的に停止している流通設備の運転
- 3 <u>一般送配電事業者</u>は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。
- 4 <u>一般送配電事業者</u>は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。

(電力系統の異常発生時の措置)

- 第136条 <u>一般送配電事業者</u>は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。)。
- 一 系統構成の変更
- 二 <u>一般送配電事業者</u>が調整力として<u>予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオン</u>ラインで調整ができる発電機の出力の調整
- 三 発電機(前号の発電機を除く。)の出力の調整の給電指令
- 四 電力設備の緊急停止(人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る)
- 五 その他電力系統の復旧のために必要な措置

(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)

第137条 一般電気事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機 の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機 を出力の調整の対象とする。

(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

- 第138条 一般電気事業者は、第136条に定める方法では電力系統の異常が解消できな い場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。
- 2 一般電気事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮す るとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)

- 第139条 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を 正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすこ とが予想される場合は、速やかにその状況を一般電気事業者に連絡し、協議の上で必要な 措置を講じる。但し、一般電気事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事 前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般電気事業者へ連絡する。
- 2 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電 2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は 力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力 設備を緊急停止することができる。
- 3 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に発 生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般電気事業者に連絡する。

第2節 周波数の調整

(周波数の維持)

第140条 一般電気事業者は、法第26条第1項に基づき、供給する電気の周波数を維持 | 第140条 一般送配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必 するよう努める。(以下「周波数調整」という。)

(周波数調整の方法)

- 第141条 一般電気事業者は、自ら調達した発電機の出力の調整(発電機の緊急停止は除 く。)を行うことにより、周波数調整を行う。
- 2 一般電気事業者は、適切に周波数調整を行うことができるよう、周波数制御(LFC) 機能、ガバナフリー機能その他の周波数を自動的に調整する機能を有する発電機を、次項 に定める水準以上、確保するよう努める。
- 3 一般電気事業者が確保すべき前項に定める発電機の水準は、業務規程第101条の2に 基づき、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行までに本 機関が検討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行

変 更 後(変更点に下線)

(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)

第137条 一般送配電事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電 機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電 機を出力の調整の対象とする。

(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

- 第138条 一般送配電事業者は、第136条に定める方法では電力系統の異常が解消でき ない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。
- 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮 するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)

- 第139条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備 を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼす ことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必 要な措置を講じる。但し、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措 置を事前に合意している場合は、は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡す
- 電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電 力設備を緊急停止することができる。
- 3 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力系統に 発生した電力系統の異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者に連絡する。

第2節 周波数の調整

(周波数の維持)

要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努め る。(以下「周波数調整」という。)

(周波数調整の方法)

第141条 一般送配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。

(削除)

(削除)

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(新設)	(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)
	第141条の2 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期
	調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に
	対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。
	2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる連系線の利用枠を
	<u>通知する。</u>
(新設)	(実需給当日の短周期広域周波数調整の実施の手順)
	第141条の3 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、本機関から短周期広域周
	波数調整の利用枠の設定を受けた場合には、実需給当日において、当日の短周期調整力の
	状況を考慮の上、短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠を本機関に通知する。
	2 本機関から最終決定された連系線の利用枠の通知を受けた一般送配電事業者は、当該利
	<u>用枠の範囲内において、短周期広域周波数調整を実施する。</u>
(新設)	(短周期広域周波数調整のための協力)
	第141条の4 一般送配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力
	が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び
	時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならな
(新設)	(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)
	第141条の5 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業
	者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金
	<u>等に基づき、当事者間の協議により決定する。</u>
(異常時の周波数調整)	(異常時の周波数調整)
第142条 一般電気事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情	第142条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事
によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続す	情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続
るおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、 <u>前条の発電機の出</u>	するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、 <u>第141条及び</u>
<u>力の調整に加えて</u> 、次の各号に掲げる措置を講じる。	第141条の3に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。
一 <u>一般電気事業者が調達した</u> 発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を	一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンライ
含む。以下、本条において同じ。)	<u>ンで調整ができる</u> 発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、 本条において同じ。)
連系線を用いた緊急的な電力の受給(交直変換設備における自動的に電力を受給する	<u>二</u> 発電機(<u>前号の発電機</u> を除く。)の出力の調整(発電機の緊急停止を含む。)の給電指
装置(緊急融通制御装置(EPPS)等)を利用した電力の受給を含む。)	<u>=</u> 2.2.8 (<u>M V 2 2 2 8 8</u> 6 M V) 2 E
三発電機(一般電気事業者が調達した発電機を除く。)の出力の調整(発電機の緊急停止	
<u>=</u> を含む。)の給電指令	装置(緊急融通制御装置(EPPS)等)を利用した電力の受給を含む。)
(周波数異常時の発電機の出力の調整)	(周波数異常時の発電機の出力の調整)
第143条 一般電気事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機	第143条 <u>一般送配電事業者</u> は、前条第 <u>2</u> 号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電
の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機	機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発
を出力の調整の対象とする。	電機を出力の調整の対象とする

(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

- 第144条 一般電気事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第142 条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、 供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周 波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波 数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。
- 2 一般電気事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮す るとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(連系線の遮断による電力系統の分離)

- 第145条 一般電気事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電機の連 鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離すること ができる。
- 系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電機の出力を抑制又は停止 するよう給電指令を行う。
- 3 一般電気事業者は、第1項の措置を行った場合、本機関に対し、速やかに当該措置を行 3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行った場合、本機関に対し、速やかに当該措置を った事実及び当該措置を講じた理由を報告する。

第3節 運転予備力の確保

(運転予備力の確保)

- 第146条 一般電気事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、 供給区域の需給ひつ迫が発生することに備え、迅速に出力の増加が可能な調整力(以下「運 転予備力」という。)を第3項に定める水準以上、確保するよう努める。
- 2 運転予備力は、一般電気事業者が調達した水力発電機、火力発電機その他の発電機(但 し、迅速に出力の調整が可能なものに限る。)の発電余力により確保する。
- 3 一般電気事業者が確保すべき運転予備力の水準は、業務規程第101条の2に基づき、 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行までに本機関が検 討するとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(運転予備力の増加)

- 第147条 一般電気事業者は、自己の供給区域において需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそ れがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の運転予備力を増加 させるよう努める。
- 一 発電設備の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止
- 二 一般電気事業者が調達した火力発電機の定格出力を超える運転の準備
- 三 その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法

変 更 後(変更点に下線)

(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

- 第144条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第14 2条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合に は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整で は周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める 周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。
- 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮 するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(連系線の遮断による電力系統の分離)

- 第145条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電機の 連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離するこ とができる。
- 2 一般電気事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連 2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該 連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電機の出力を抑制又は停 止するよう給電指令を行う。
 - 行った事実及び当該措置を講じた理由を報告する。

第3節 上げ調整力不足時の措置

(上げ調整力の活用)

- 第146条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によっ て、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲 げる措置を講じる。
 - 一 一般送配電事業者が予め確保した調整力の活用
 - 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動

(削除)

(削除)

(予備力の増加)

- 第147条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不 足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の 予備力を増加させるよう努める。
- 一 発電設備の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止
- 二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(但し、一般送配電事業者が発電設備を保 有する事業者と事前に合意した発電機に限る。)
- 三 その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法

(需給ひつ迫等を解消するための本機関に対する指示の要請)

第148条 一般電気事業者は、供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれを解消する ために必要がある場合は、本機関に対し、別表8-1の翌日計画提出期限の後に、本機関 の指示等を要請することができる。

(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)

- 第149条 一般電気事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫 を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得な い場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。
- 2 一般電気事業者は、前項の措置を行うにあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うにあたり、社会的影響を考慮するとともに、電 事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
- 3 一般電気事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった 電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。

第4節 下げ代の確保

(下げ代の確保)

第150条 一般電気事業者は、供給区域の需要が低い時期等において、下げ代不足が発生 することに備え、電気の供給を抑制するための調整力(以下「下げ代」という。)を第3項 に定める水準以上、確保するよう努める。

- 2 下げ代は、一般電気事業者が調達した発電機(但し、次条第1項第1号、第2号、第4 号及び第7号に掲げる発電機を除く。)の出力の抑制及び揚水式発電機の揚水運転(以下、 発電機の出力の抑制及び揚水式発電機の揚水運転を総称して「出力抑制等」という。)によ り確保する。
- 3 一般電気事業者が確保すべき下げ代の水準は、業務規程第101条の2に基づき、電気 事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行までに本機関が検討す るとともに、その後も実績の評価及び検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(下げ代が不足する場合の措置)

下げ代不足のおそれがあると判断した場合には、次の各号に掲げる順序に基づき、下げ代 不足を解消するための措置を講じる。

(新設)

(新設)

変 更 後 (変更点に下線)

(需給ひつ迫等を解消するための本機関に対する指示の要請)

第148条 一般送配電事業者は、供給区域の需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれを解消す るために必要がある場合は、本機関に対し、別表8-1の翌日計画提出期限の後に、本機関 の指示を要請することができる。

(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)

- 第149条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ 迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得 ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。
- 気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
- 3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となっ た電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。

第4節 下げ調整力不足時の措置

(下げ調整力の活用)

第150条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によっ て、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げ る措置を講じる。

- 一 一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機の出力抑制及び揚水式発電機の 揚水運転
- 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力抑制及び揚水式発電機 の揚水運転

(削除)

(削除)

(下げ調整力が不足する場合の措置)

- 第151条 一般電気事業者は、前条第2項の措置によっても、供給区域の下げ代不足又は|第151条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても供給区域の電気の余剰を解消でき ず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次 の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。
 - 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等(出力制御が困難な電源 及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。) の発電機の出力抑制 及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運転(第3 号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く)。
 - 二 長周期広域周波数調整

変 更 前 (変更点に下線) 変 更 後(変更点に下線) 一 一般電気事業者が調達したバイオマス専焼電源(但し、次号の地域資源バイオマス電 三 バイオマスの専焼電源(但し、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力 源を除く。以下同じ。)の出力抑制の給電指令 抑制 二 一般電気事業者が調達した地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間 四 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタ 伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備をいう。以下 ン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(但し、燃料貯蔵や技術に由来する制約 同じ。)の出力抑制の給電指令。但し、緊急時を除き、燃料貯蔵の困難性、技術的制約等 等により出力抑制が困難なものを除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制 により出力抑制が困難な電源は除く。 三 卸電力取引所における取引による電力の販売 (削除) 四 一般電気事業者が調達した自然変動電源の出力抑制の給電指令 五 自然変動電源の出力抑制 五 業務規程第54条に定める本機関の指示に基づく措置 六 業務規程第52条に定める本機関の指示に基づく措置 六 特定規模電気事業者、特定電気事業者又は自己託送を利用する発電者(以下、本章に (削除) おいて「特定規模電気事業者等」という。)の発電機(長期固定電源を除く。)の出力抑 制等の給電指令 七 長期固定電源の出力抑制の給電指令 七 長期固定電源の出力抑制 2 一般電気事業者は、前項各号(但し、第3号及び第5号は除く。)の給電指令を行うにあ (送配電等業務指針第155条第1項へ移設) たり、国の審議会等における審議を踏まえつつ、電気供給事業者間の公平性に配慮し、給 電指令を行った場合は、第165条に基づき、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給 電指令の理由及び内容を通知する。 (新設) 2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、関係する 電気供給事業者に対し、実施に必要となる要請又は指令を行う。 (新設) (出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第151条の2 一般送配電事業者は、前条第1項及び第2項に掲げる下げ調整力不足を回 避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電 設備を保有する発電設備設置者(以下、本節において「発電契約者等」という。)と予め出 力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。

(新設)

(新設)

第151条の3 一般送配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第151条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。

(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)

- 第151条の4 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の 不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、 第151条第1項第2号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。
- 2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる電力量及び時間を 本機関に通知しなければならない。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(新設)	(実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順)
	第151条の5 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第64条の5に
	基づき、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知
	を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を
	<u>検討する。</u>
	2 前項の一般送配電事業者は、第151条第3号から第5号の出力抑制に必要な時間を考
	慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、
	長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知 する。
	<u>9 %。</u> 3 前項の通知に基づき本機関から最終決定された長周期広域周波数調整のための電力量及
	3 前項の通知に基づる本機関がら取於人足された民間期点域周波数調整のための電力重及 び時間の通知を受けた一般送配電事業者は、その内容に基づき、長周期広域周波数調整を
	実施する。
(新設)	_(長周期広域周波数調整のための協力)_
	第151条の6 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不
	足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼
	を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知
	しなければならない。
(新設)	<u>(下げ調整力不足時の出力抑制により授受する金額)</u>
	第151条の7 第151条第1項に掲げる措置を実施した場合において、関係する事業者
	が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、第151条の2に掲げる当事者間の
	協議により決定する場合を除き、託送供給等約款を基に、当事者間の協議により決定する。
(新設)	(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)
	第151条の8 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業
	者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金
	<u>等を基に、当事者間の協議により決定する。</u>
(<u>下げ代</u> 不足を解消するための本機関に対する指示の要請)	(<u>下げ代</u> 不足を解消するための本機関に対する指示の要請)
第152条 一般電気事業者は、下げ代不足を解消するために必要がある場合は、本機関に	第152条 一般送配電事業者は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれを解消するために必
対し、業務規程第5 <u>4</u> 条に定める指示を行うよう要請することができる。	要がある場合は、本機関に対し、業務規程第5 <u>2</u> 条に定める指示を行うよう要請することができる。
2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般電気事業者が前条の順位にしたがって、	2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第151条第1項第1号
<u>前</u> 条第1項第1号から第 <u>4</u> 号の措置を講じた後に前項の指示を行う。但し、下げ代不足を	から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。但し、下げ代不足を解消する緊急の必
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	要性が認められる場合は、 <u>第151</u> 条 <u>の</u> 定めによらず、当該指示を行うことができる。
ことができる。	
(発電者との間で合意がある場合の例外)	(削除)
第153条 一般電気事業者は、発電設備を保有する事業者(以下、本章において「発電設	
備保有事業者」という。)との間で電源の出力抑制を行う合意がある場合には、第151条	
	70

に定める下げ代不足時の措置の順序にかかわらず、当該合意の内容にしたがって、当該電 源の出力抑制を行う。但し、当該合意の内容が、第151条に定める順序よりも、発電者 をより有利に取扱う内容の場合はこの限りでない。

(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)

- 第154条 一般電気事業者は、第151条第4号に定める自然変動電源の出力抑制を行っ た場合、本機関に対し、速やかに次に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける 資料を提出しなければならない。
- 一 自ら調達した自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域
- 二 一般電気事業者が講じた第150条及び第151条第1項第3号の措置の具体的内容
- 三 第151条第1項第4号に定める措置を行う必要性
- 2 本機関は、前項の資料に基づき、一般電気事業者の給電指令が法令及び本指針に照らし て、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。
- 3 前各項の規定は、一般電気事業者が前条の合意に基づき自ら調達した自然変動電源の出 力抑制を行った場合は適用しない。

(特定規模電気事業者等に対する出力抑制等を行った場合の説明)

- 第155条 一般電気事業者は、第151条第1項第6号に定める出力抑制等の給電指令を|第155条 一般送配電事業者は、第151条第1項各号(但し、第2号及び第6号を除く。) 行う際には、給電指令を受ける特定規模電気事業者等に対し、事前に、次の各号に掲げる 事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時 には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。
- 一 給電指令を行った時点における供給区域の需給状況の見込み
- 二 給電指令の具体的内容
- 三 給電指令を行う必要性
- 2 第151条第1項第6号に定める出力抑制等を行う特定規模電気事業者等は、第150 条及び第151条に準じ、バイオマス専焼電源、地域資源バイオマス電源及び自然変動電 源の出力抑制を極力回避するよう、出力抑制の対象となる電源を選定し、出力抑制等を行 う。
- 項の説明を行うものとする。

(特定規模電気事業者等に対する出力抑制等を行った場合の本機関への報告)

- 出力抑制等の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第1項各号に掲げる 事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。
- 2 本機関は、前項の資料に基づき、一般電気事業者の給電指令が法令及び本指針に照らし て、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

変 更 後(変更点に下線)

(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)

- 第154条 一般送配電事業者は、第151条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑 制を行った場合、本機関に対し、速やかに次に掲げる事項の説明を行うとともに、これを 裏ける資料を提出しなければならない。
- 一 自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域の需給状況
- 二 一般送配電事業者が講じた第150条の措置の具体的内容
- 三 第151条第1項第5号に定める措置を行う必要性

(業務規程第100条の2へ移設)

(削除)

(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)

- の出力抑制の対象となる発電設備の選定にあたり、電気供給事業者間の公平性に配慮しな ければならない。
- 2 一般送配電事業者は、第151条第1項第1号から第5号(但し、第2号を除く。)に定 める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事 前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければ ならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。
- 一 給電指令を行った時点における供給区域の需給状況の見込み
- 二 給電指令の具体的内容
- 三 給電指令を行う必要性

(削除)

3 一般電気事業者は、特定規模電気事業者等から求められた場合は、書面をもって、第1 | 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、第2項の説 明を行うものとする。

(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)

第156条 一般電気事業者は、特定規模電気事業者等に対し、第151条第1項第6号の|第156条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第151条第1項第1号から第4 号の出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げ る事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。

(業務規程第100条の2へ移設)

(特定規模電気事業者等に対する出力抑制等に関する例外)

第157条 一般電気事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより、下 げ代不足又はそのおそれを解消すべき緊急の必要が認められる場合は、第151条の順序 によらず、特定規模電気事業者等に対し、同条第1項第6号の給電指令を行うことができ る。

第5節 電圧の調整

(電圧調整)

- 第158条 一般電気事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を 電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」と いう。) 第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。)。
- 一 発電機による電圧の調整 (発電機の運転又は停止を伴う調整を含む。)
- 二 変圧器による電圧の調整
- 三 調相設備による電圧の調整
- 四 系統構成の変更
- 五 その他電圧を調整するための方法
- き発電機による電圧の調整を行う。
- が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。

(運用目標値の設定)

- 第159条 一般電気事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮 | 第159条 一般送配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考 して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。
- 一 発電機、変圧器、調相設備その他電圧を調整することができる機器の配置及び電圧の 調整が可能な範囲
- 二 電力設備及び需要者の設備が運転可能な電圧の範囲
- 三 電力系統の安定性
- 四 送電損失の軽減
- 五 その他電圧の運用目標値を定める上で考慮が必要となる事項

(異常時の電圧調整)

- 第160条 一般電気事業者は、第158条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても|第160条 一般送配電事業者は、第158条第1項及び第2項に定める電圧調整によって 適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧 を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。
- 2 一般電気事業者は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電 事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

変 更 後(変更点に下線)

(削除)

第5節 電圧の調整

(電圧調整)

- 第158条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧 を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」 という。)第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」とい う。)。
- 一 発電機による電圧の調整 (発電機の運転又は停止を伴う調整を含む。)
- 二 変圧器による電圧の調整
- 三 調相設備による電圧の調整
- 四 系統構成の変更
- 五 その他電圧を調整するための方法
- 2 一般電気事業者を除く電気供給事業者は、一般電気事業者との合意又は給電指令に基づ 2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者との合意又は給電指令に 基づき発電機による電圧の調整を行う。
- 3 一般電気事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者 3 一般送配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要 者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。

(運用目標値の設定)

- 慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。
- 一 発電機、変圧器、調相設備その他電圧を調整することができる機器の配置及び電圧の 調整が可能な範囲
- 二 電力設備及び需要者の設備が運転可能な電圧の範囲
- 三 電力系統の安定性
- 四 送電損失の軽減
- 五 その他電圧の運用目標値を定める上で考慮が必要となる事項

(異常時の電圧調整)

- も適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電 圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。
- 気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

第6節 給雷指令

(給電指令)

- 第161条 一般電気事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の|第161条 一般送配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次 各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力設 備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動復 旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」とい う。)を行う。
- 一 平常時の給電指令 平常時における電力系統の運用、電圧調整及び作業停止に伴う電 力設備の運転の指令
- 二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令
- ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の 確保を目的とした発電者の発電機の出力の調整及び需要の抑制又は遮断
- イ 異常気象又は電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的と した電力設備の作業中止の指令
- ウ その他電力系統に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における、電力系統 の異常を抑制、防止又は回復するために必要となる指令

(給電指令の発受令に必要な事項の決定)

第162条 一般電気事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、予め | 第162条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、予 給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の 範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電 申合書その他の協定書を締結する。

(手順書の作成)

- 第163条 一般電気事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電 | 第163条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給 指令を実行するための手順書を作成する。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
- 一 発電機の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操 作又は運転を実施することができる場合
- 二 異常時の給電指令を発令する場合において、手順書を作成する時間的余裕がない場合
- 2 一般電気事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって 速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。

(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)

第164条 受令者は、給電指令を拒絶してはならない。但し、人身の安全、電力設備の保 安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、 一般電気事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、給電指令を拒絶することがで きる。

第6節 給電指令

(給電指令)

- の各号に掲げる場合において、電力設備の運転(操作又は停止を含む。以下同じ。)、電力 設備の作業中止その他必要な事項に関する指令(電力設備の運転等に用いる計算機、自動 復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」と いう。) を行う。
- 一 平常時の給電指令 平常時における電力系統の運用、電圧調整及び作業停止に伴う電 力設備の運転の指令
- 二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令
- ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の 確保を目的とした発電者の発電機の出力の調整及び需要の抑制又は遮断
- イ 異常気象又は電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的と した電力設備の作業中止の指令
- ウ その他電力系統に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における、電力系統 の異常を抑制、防止又は回復するために必要となる指令

(給電指令の発受令に必要な事項の決定)

め給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備 の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給 電申合書その他の協定書を締結する。

(手順書の作成)

- 電指令を実行するための手順書を作成する。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでな V)
- 一 発電機の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操 作又は運転を実施することができる場合
- 二 異常時の給電指令を発令する場合において、手順書を作成する時間的余裕がない場合
- 2 一般送配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがっ て速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。

(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)

第164条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを 拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。但し、人身の安全、電力設備の保安、電力 の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送 配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。

(異常時の給電指令の理由等の通知)

- 第165条 <u>一般電気事業者</u>は、第161条第2号の給電指令を行った場合は、給電指令の 受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。
- 2 <u>一般電気事業者</u>は、第161条第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。

(給電指令に基づかない電力設備の運転等の実施)

第166条 受令者は、第162条の決定事項にかかわらず、人身の安全を損なうおそれが ある場合又は電力設備の故障の発生若しくは故障の拡大のおそれがあるときは、給電指令 によらず、給電指令の対象となる電力設備の運転等を行うことができる。

第11章 地域間連系線の管理

第1節 連系線の運用容量及びマージン

(運用容量の算出の考え方)

- 第167条 連系線の運用容量は、電力設備に通常想定し得る故障が発生した場合において も、電力系統の安定的な運用が可能な容量とする。
- 2 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる潮流の値の最小値とする。
- 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1 故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 但し、本号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。
- 二 同期安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他 発電機間の同期状態に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、発 電機間の同期状態が保たれ、発電機の安定運転を維持できる連系線の潮流の最大値から 需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 三 電圧安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他電力系統の電圧の安定性に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、電力系統の電圧を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 四 周波数維持 連系線が遮断し電力系統が分離した場合において、電力系統の周波数を 安定的に維持できる連系線の潮流の最大値

変 更 後 (変更点に下線)

(異常時の給電指令の理由等の通知)

- 第165条 <u>一般送配電事業者</u>は、第161条<u>第1項</u>第2号の給電指令を行った場合は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。
- 2 一般送配電事業者は、第161条<u>第1項</u>第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。

(給電指令に基づかない電力設備の運転等の実施)

第166条 受令者は、第162条の決定事項にかかわらず、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは故障の拡大のおそれがあるときは、給電指令によらず、給電指令の対象となる電力設備の運転等を行うことができる。

第11章 地域間連系線の管理

第1節 連系線の運用容量及びマージン

(運用容量の算出の考え方)

- 第167条 連系線の運用容量は、電力設備に通常想定し得る故障が発生した場合において も、電力系統の安定的な運用が可能な容量とする。
- 2 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる潮流の値の最小値とする。
- 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1 故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 但し、本号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。
- 二 同期安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他 発電機間の同期状態に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、発 電機間の同期状態が保たれ、発電機の安定運転を維持できる連系線の潮流の最大値から 需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 三 電圧安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他電力系統の電圧の安定性に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、電力系統の電圧を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 四 周波数維持 連系線が遮断し電力系統が分離した場合において、電力系統の周波数を 安定的に維持できる連系線の潮流の最大値

(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)

第168条 本機関は、特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前 条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、下げ代不 足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。 但し、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制 を行うことができる電源がある場合に限る。

(運用容量の算出断面)

- 第169条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出す
- 一 月間計画以前の断面の運用容量を算出する場合
- 二 連系線の混雑の発生が見込まれない場合
- 三 第167条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合

(マージンの値)

- 的な需給変動に対応するために必要な電源の容量(以下「必要予備力」という。)のうち融 通期待量を各供給区域に接続する連系線に配分して、算出する。
- 2 本機関は、長期計画において各連系線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公 表する。
- 3 融通期待量は、当面の間、各供給区域の系統容量の3パーセントに相当する電力又は供 給区域に電気を供給予定の供給区域内の電源のうち、出力が最大である単一の電源の最大 出力(但し、当該電源が発電する電気を継続的に供給区域外へ供給している場合は、当該 供給量を控除した値とする。)が故障等により失われた場合にも電力系統を安定に維持で きる電力とし、本機関は、継続的に適切な融通期待量について検討を進める。

(マージンの減少)

- 第171条 本機関は、業務規程第64条第1項の規定により本機関が算出するマージンの 値について、実需給断面に向け需給の予測精度が高まることを踏まえ、一般電気事業者と 検討の上、別表11-1のとおり、電力系統を安定的に運用することが可能な範囲で連系 線のマージンの値を減少する。
- 2 本機関は、マージンの値を減少した後に、想定外の電力設備の故障等により供給区域の 供給力が不足し、電力系統を安定的に運用するために必要と認める場合には、減少したマ ージンの値を見直すことができる。

別表11-1 マージン減少の時期及び対象期間

マージンの減少の時期	マージンの減少の対象期間
年間の空容量の算出・公表時	第1年度
月間の空容量の算出・公表時	翌々月
翌々日の空容量の算出・公表時	翌々日

変 更 後(変更点に下線)

(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)

第168条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第 1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号但書にかかわら ず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出する ことができる。但し、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ 確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。

(運用容量の算出断面)

- 第169条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごとの値を算出す
- 一 月間計画以前の断面の運用容量を算出する場合
- 二 連系線の混雑の発生が見込まれない場合
- 三 第167条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合

(マージンの算定)

第170条 マージンの値は、原則として、各供給区域における持続的な需要変動及び偶発 第170条 マージンの値は、本機関が必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表する ものとする。

(業務規程第64条の2第5項へ移設)

(業務規程第64条の3第1項第3号へ移設)

変更前(変更点に下線)			変更後	後(変更点に <u>下</u>			
(実需給断面におけるマージンの値)	(業務規程第	64条の2第	5項へ移設)	_			
第172条 本機関は、業務規程第64条第1項の規定により本機関が算出するマージンの							
値について、各供給区域における必要予備力が確保されている場合には、電力系統の安定							
性を保つためにマージンを確保する必要がある場合を除き、実需給断面における減少後の							
マージンの値をゼロとする。 2 本機関は、実需給断面において、マージンを確保する必要がある場合には、予め各連系	(業数担租第	64条の2第	5 頂へ移訟)				
<u>2 本機関は、天間相関面において、マーンとを確保する必要がある場合には、すめ行連系</u> 線に確保するマージンの値及び確保すべき理由を公表する。	(未纳州生界	04米02角。					
WHO HENDY OF THE POST OF THE P							
第2節 連系線の利用	第2節 連系	線の利用					
(連系線の利用申込み)	(連系線の利	用申込み)					
第173条 連系線利用申込者 (発電事業者等を含む。) は、業務規程第66条に基づき、連	第173条	連系線利用申記	込者は、 <u>原則と</u>	して、供給開	始日の10	営業日前まて	で、本機関
<u> 系線の利用の申込みを行い、本機関はこれを受け付ける。</u>	-	系線希望計画					•
		づき供給先未定		<u>等が提出する場</u>	合を除き、	連系線利用に	<u> 2伴う供給先</u>
	事業者が提	出するものとっ	<u> </u>				
 (業務規程第65条及び第69条から移設して修正)	(更新した連	系線利用計画	の提出)				
		2 連系線利用		引が連系線の潮	流を監視し	、計画潮流を	と更新するた
	<u>め、次の各</u>	号に掲げる計画	画を別表11-	- 1 で定める断	面毎の提出	期限までに、	本機関に提
	-	ばならない。					
	`	<u>止計画の調整月</u>			画		
	`	<u>算出用に更新る</u> 用者は、翌日記		<u>.</u>	田卦両お朋	仮する調達章	上面及び服書
		させなければな			川田四で民	かり ひ 脚 佳 正	I 四次 O 別X JL
		別表11-		目計画の断面及	1	ジュール	
	11 5 Hn HH	長期計画	年間計画	月間計画	週間計画	77 H 31 H	VERNIT
	対象期間	<u>(第3~</u> 第10年度)	<u>(第1~</u> 第2年度)	<u>(翌月~</u> 翌 # 日)	<u>(翌週~</u> 羽ょ海)	翌日計画	当日計画
	断面	各年度別の	<u>第2年度)</u> 日別(<u>※</u>	<u>翌々月)</u> 日別(<u>※</u>	翌々週) 30分ご	<u>30分ご</u>	<u>30分ご</u>
	(※ 1)	最大時 kW	<u>2)の昼間</u>	<u>2)の昼間</u>	<u> 30分こ</u> <u>と</u>	<u> 30分こ</u> <u>と</u>	<u>507,c</u> <u>2</u>
			帯、夜間帯	帯、夜間帯	<u>の</u> kWh	<u>の</u> kWh	<u>o</u> kWh
			の最大時 kW	の最大時 kW			
	作業停止計						
	画の調整用						/
	に更新され	<u>毎年</u>	<u>毎年</u>	毎月5日			
	た連系線利	<u>1月15日</u> <u>17時</u>	<u>12月20</u> 日17時	17時			
	用計画の提	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u>H T 1 H</u>				
	出期限						

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	空容量算出 用に更新された連系線 利用計画の 提出期限 毎年 3月10日 17時 毎年 3月15日 17時 毎週火曜 月15日 17時 受給日の 前日12 三との実 需給の開 (※3) ごとの実 需給の開 始時刻の 1時間前
	 (※1)計画潮流及び空容量の単位 (※2)「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。 (※3)提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、 提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。 (※4)受給日の前日が休業日の場合も含む。
(業務規程第66条第2項から移設して修正)	(供給先未定発電事業者等による連系線の利用申込み) 第173条の3 供給先未定発電事業者等は、連系線の利用を希望する場合、長期計画に限り、連系線希望計画及び前条第1項に掲げる更新された連系線利用計画を提出することができる。
(業務規程第67条の2第1項から移設して修正)	2 供給先未定発電事業者等は、連系線希望計画又は更新利用計画を本機関に提出しようと

(業務規程第67条の2第2項から移設して修正)

(業務規程第67条の3第1項から移設して修正)

(業務規程第67条の3第1項第1号から移設して修正)

(業務規程第67条の3第1項第2号から移設して修正)

(空おさえの禁止)

- 第174条 連系線利用者及び連系線利用申込者は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、<u>業務規程第66条、第69条及び第70条に定める連系線の希望計画の提出、利用計画の更新及び変更並びに通告変更</u>(以下、総称して本節において「希望計画の提出等」という。)を行ってはならない。
- 2 連系線利用者は、希望計画の提出後又は<u>利用計画の更新後</u>、次の各号に掲げるところにより、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、利用計

- 2 供給先未定発電事業者等は、連系線希望計画又は更新利用計画を本機関に提出しようと する場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 経済産業省令に準じた計画書等(但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を 受けた供給計画により連系線希望計画又は連系線利用計画の妥当性が確認できる場合は この限りでない。)
- 二 その他本機関が必要とする書類
- 3 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等 の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。
- 4 連系線利用計画を提出した供給先未定発電事業者等が、供給先事業者を確保したときは、 次の各号に掲げる手続に基づき、当該連系線利用計画の全部又は一部を承継することがで きる。
- 一 供給先事業者は、第173条に準じ、本機関に対し連系線希望計画を提出し、併せて 供給先未定発電事業者等から連系線利用計画を承継する旨を通知する。
- 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ連系線利用計画を承継する旨を本機関に通知する。

(空おさえの禁止)

- 第174条 連系線利用者及び連系線利用申込者 <u>(以下、本節において「連系線利用計画等</u> <u>提出者」という。)</u> は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、前3条<u>に定める連系線希望計画及び更新利用計画の提出並びに連系線利用計画の変更及び通告変更の申込み</u>(以下、総称して本節において「<u>連系線</u>希望計画の提出等」という。)を行ってはならない。
- 2 連系線利用者は、<u>連系線</u>希望計画の提出後又は<u>更新利用計画の提出後</u>、次の各号に掲げるところにより、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合に

画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した利用計画等の値を減少しなけれ ばならない。

- 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、利用計画等に対応 する供給力の減少の見込みが明らかになったとき
- 二 電力の受給に係る契約の変更又は電力の取引に関する計画の変更により、容量登録し ている量の連系線の利用が見込まれないことが明らかになったとき
- 三 利用計画等に対応する需要の減少の見込みが明らかになったとき
- 四 業務規程別表9-2に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面に おいて、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を 超えているとき
- 五 その他実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量登 録をしていることが明らかになったとき
- 3 連系線利用者及び連系線利用申込者は、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が 変動する電源から発電された電気を送電する場合は、希望計画の提出等にあたって、次の 各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い希望計画の提出等を行うととも に、過去の利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。
- 一 電力貯蔵装置又は他の電源との併用
- 二 発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価
- 三 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定
- 四 その他の連系線利用者及び連系線利用申込者が蓋然性の高い希望計画の提出等を行う ための行為

(業務規程第70条から移設して修正)

(業務規程第70条第1項第2号から移設して修正)

(新設)

(希望する送電経路の選定)

- 第175条 連系線利用申込者は、希望する送電経路を選定の上、本機関に対し、希望計画|第175条 連系線利用申込者は、希望する送電経路を選定の上、本機関に対し、希望計画 を提出しなければならない。
- 2 連系線利用申込者は、本機関が交直変換設備の制約の回避その他連系線の効率的な運用 に必要があると認める場合は、送電経路の変更について協議しなければならない。

(個別可否判定における作業停止計画の考慮方法)

第176条 一般電気事業者は、作業停止計画(但し、年間計画及び月間計画に限る。)に伴 い連系線の運用容量が減少する場合には、当該連系線にかかる個別可否判定において、当

変 更 後(変更点に下線)

- は、連系線利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した連系線利用計 画又は通告値を減少しなければならない。
- 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、連系線利用計画等 に対応する供給力等の減少の見込みが明らかになったとき
- 二 電力の受給に係る契約の変更又は電力の取引に関する計画の変更により、容量登録し ている量の連系線の利用が見込まれないことが明らかになったとき
- 三 連系線利用計画等に対応する需要等の減少の見込みが明らかになったとき
- 四 業務規程別表9-3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面に おいて、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を 超えているとき
- 五 その他実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて連系線の容量登 録をしていることが明らかになったとき
- 3 連系線利用にあたっては、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源 から発電された電気を送電する場合は、連系線希望計画の提出等にあたって、次の各号の いずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うととも に、過去の連系線利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。
- 一 電力貯蔵装置又は他の電源との併用
- 二 発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価
- 三 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定
- 四 その他の連系線利用者及び連系線利用申込者が蓋然性の高い連系線希望計画の提出等 を行うための行為

(計画の変更)

- 第174条の2 連系線利用計画等提出者は、連系線希望計画、連系線利用計画又は通告値 に変更が生じた場合、速やかに連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを行わなけれ ばならない。
- 2 連系線利用計画等提出者は、週間計画以降の連系線利用計画の変更又は通告変更の申込 みにおいては、変更理由を付さなければならない。
- 3 連系線利用計画等提出者は、別表11-1の翌日計画を変更又は当日計画を提出する場 合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、当 該連系線利用計画に関係する事業者を通じて本機関に提出することができる。

(希望する送電経路の選定)

- を提出しなければならない。
- 2 連系線利用申込者は、本機関が交直変換設備の制約の回避その他連系線の効率的な運用 に必要があると認める場合は、送電経路の変更について協議しなければならない。

(削除)

78

<u>該作業停止計画に伴う運用容量の減少量を考慮する。但し、次の各号に掲げる場合は、こ</u>の限りでない。

- 一 年間計画における作業日数が一月あたり平日6日又は休日3日未満の場合
- 二 月間計画における作業日数が一週あたり平日3日未満の場合
- 2 前項但書に基づき、個別可否判定にあたって運用容量の減少量を考慮しない場合においては、一般電気事業者は、連系線利用者の混雑処理の予見可能性を高めるため、連系線の運用容量の一時的な減少を考慮した場合に混雑処理の対象となる可能性のある連系線利用者に対して、作業停止計画の内容、作業停止日、作業停止計画に伴う混雑処理を行った場合の連系線利用計画の抑制量その他作業停止計画に伴う連系線の制約の内容を通知する。

(通告変更の申込み期限)

- 第177条 連系線利用者は、通告変更の申込みを行う場合においては、<u>次の各号に定める</u> 期限までに、その申込みを行う。
- 一 交直変換設備を経由する場合 変更する通告値の送電が開始される60分前まで
- 二 前号に該当しない場合 変更する通告値の送電が開始される30分前まで

- 2 本機関は、電力系統に重大な故障が発生している場合、多数の通告変更が重なった場合 その他通告変更を処理することが困難な場合は、前項の申込期限の前であっても通告変更 の申込みを受理せず、受理した通告変更について処理を行わないことができる。
- 3 本機関は、前項に基づき、連系線利用者から受理した通告変更の処理を行わなかったと きは、事後速やかに、当該連系線利用者に対して、その理由を説明するものとする。

(通告値の大幅な変化が想定される場合の措置)

第178条 一般電気事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が 困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、 当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する15分ごと 又は5分ごとの計画値の提出を求めることができる。

(複数の希望計画をまとめた連系線の利用)

第179条 連系線利用申込者は、<u>業務規程別表11-1(i)に掲げる設備上の制約</u>により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の希望計画の内容を考慮することによって、当該制約を回避することができるときは、当該複数の希望計画を共同で提出することによって、連系線を利用することができる(以下「連系線の共同利用」という。)。

変 更 後 (変更点に下線)

(通告変更の申込み期限)

- 第177条 連系線利用者は、通告変更の申込みを行う場合においては、<u>ゲートクローズ</u>までに、その申込みを行わなければならない。
- 2 前項にかかわらず、連系線利用者は、ゲートクローズ以降(実需給時間帯を含む。)であっても、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、通告変更の申込みを行うことができる。この場合において、連系線利用者は、発電販売計画等をあわせて変更しなければならない。
- 一 実需給30分コマの終了時刻の15分前までであること
- 二 同一の発電契約者による供給区域を越えた発電機の持ち替えであること
- 三 混雑処理を伴わないこと
- 四 当該連系線利用者の供給先の調達計画に変更が生じないこと

(業務規程第70条第5項へ移設)

(業務規程第70条第5項へ移設)

(通告値の大幅な変化が想定される場合の措置)

第178条 一般送配電事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、本機関及び当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する15分ごと又は5分ごとの計画値の提出を求めることができる。

(複数の連系線希望計画をまとめた連系線の利用)

第179条 連系線利用申込者は、<u>交直変換設備の利用に関する制約</u>により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の<u>連系線</u>希望計画の内容を考慮することによって、当該制約を回避することができるときは、当該複数の<u>連系線</u>希望計画を共同で提出することによって、連系線を利用することができる(以下「連系線の共同利用」という。)。

- 2 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたっては、連系線の希望計画の提出 にあたって、その旨を明示しなければならない。
- 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単 独の利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。

(マージンの利用)

第180条 連系線利用申込者は、業務規程第78条に基づき、連系線のマージンの一部を 利用することができる。

(マージン利用計画の取消)

第181条 本機関は、第171条に定める翌々日空容量公表時のマージンの値の減少がで きない場合には、業務規程第78条第4項第3号に基づき、マージンの一部を利用した供 給にかかる利用計画(以下「マージン利用計画」という。)を取り消すことができる。

(複数のマージン利用計画の取消)

第182条 本機関は、取消の対象となるマージン利用計画が複数存在するときは、第19 1条に定める混雑処理における抑制順位に準じ、マージン利用計画の取消を行う。

(マージン利用計画が取り消された場合)

第183条 連系線のマージンの一部を利用する者は、本機関が業務規程第78条第4項に 基づきマージン利用計画を取り消した場合は、これを受諾しなければならない。

第3節 連系線の長期的な容量確保

(認定区分及び認定基準)

掲げる契約を、業務規程第73条第1項に定める、連系線の容量を長期安定的に確保すべ き契約として認定する(以下「認定契約」という。)。なお、第1号及び第2号に掲げる 場合においては、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の範 囲内で認定を受けることができる。

- 一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力(揚水式を除く。)又は地熱電源から供給 される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。
- 二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替 供給に係る契約であること。
- 三 連系線同時建設電源に関する契約 前号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増

変 更 後(変更点に下線)

- 2 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたっては、連系線希望計画の提出に あたって、その旨を明示しなければならない。
- 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単 独の連系線利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。

(マージンの利用)

第180条 連系線利用申込者は、業務規程第78条第1項及び第2項に掲げる場合におい て、連系線のマージンの一部を利用することを希望するときは、本機関に対し、マージン の利用を前提とした連系線希望計画を提出しなければならない。

(業務規程第78条第4項第3号へ移設)

(業務規程第78条第4項へ移設)

(削除)

第3節 連系線の長期的な容量確保

(契約の認定の申請)

- 第184条 本機関は、連系線の利用を希望する者から申請があった場合には、次の各号に「第184条 連系線の利用を希望する者は、本機関に対し、自己が有する電力の受給又は振 替供給に係る契約について、電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に 確保すべき契約として認定を申請することができる。
 - 2 前項の申請は、本機関が定めた様式に従った申請書を提出することによって行う。

(認定の対象とする契約)

- 第184条の2 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契 約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、第1号及び第2号に掲げ る契約については、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の 節囲内で認定を受けることができる。
- 一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力(揚水式を除く。)又は地熱電源から供給 される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。
- 二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替 供給に係る契約であること。
- 三 連系線同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は

強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る 契約であること。但し、当該契約が継続しており、当該契約の当事者が当該連系線の新 設又は増強の費用の応分の負担を行った場合に限る。

2 本機関は、前項の認定の結果を公表する。

(認定に係る最大電力)

- 第185条 本機関は、認定契約の契約書(契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問 わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。) において定められた常時受電可能な電 力の最大値(但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契 約書において当該事業者が常時受電可能な電力)から、次の各号に掲げる電力を考慮した 値を契約の認定に係る最大電力(以下「認定最大電力」という。)とする。
- 一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に 伴い消費されるべき電力
- 二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力
- 2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合には、認定 最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値と する。
- 一 供給計画に計上されている電力(供給計画上は明示されていなくとも、供給力の算定 根拠となっている電力を含む。)
- 二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力
- 3 本機関は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた電力の範囲内で、最大電力を認定 する。

(認定される期間)

第186条 本機関は、契約書において定められている期間を契約の認定に係る認定期間と する。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている期間が契約 書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期 間を認定期間とする。

(複数の送電経路により受給できる場合の取扱い)

第187条 本機関は、複数の送電経路により受給できる契約については、第185条で認 第187条 複数の送電経路により受給できる契約については、認定最大電力の範囲内にお 定する最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることがで きる。

(認定の申請)

- 第188条 連系線の利用を希望する者が、業務規程第73条第2項の申請、変更又は取り 消しを行おうとするときは、契約認定申請書を本機関に提出しなければならない。
- 2 前項の契約認定申請書の様式は、本機関が定める。

変 更 後(変更点に下線)

増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係 る契約であること。但し、当該契約が継続しており、当該契約の当事者が当該連系線の 新設又は増強の費用の応分の負担を行った場合に限る。

(業務規程第73条第3項へ移設)

(認定に係る最大電力)

- 第185条 契約の認定に係る最大電力(以下「認定最大電力」という。)は、認定契約の 契約書(契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をい う。以下同じ。)において定められた常時受電可能な電力の最大値(但し、一つの電源か ら発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受 電可能な電力)から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。
- 一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に 伴い消費されるべき電力
- 二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力
- 2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合には、認定 最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値と する。
- 一 供給計画に計上されている電力(供給計画上は明示されていなくとも、供給力の算定 根拠となっている電力を含む。)
- 二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力
- 3 認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないも のとする。

(認定される期間)

第186条 認定契約にかかる認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間 とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている場合にお いて、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給 計画に計上されている期間を認定期間とする。

(複数の送電経路により受給できる場合の取扱い)

いて、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。

(認定契約に変更があった場合の取扱い)

- 第188条 認定契約を有する者は、認定契約の内容に変更があった場合には、速やかに、 本機関に対して、当該認定の変更の申請を行わなければならない。但し、最大電力の減少 又は認定期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。
- 2 前項の契約認定申請書の様式は、本機関が定める。

(業務規程第74条第1項第1号から移設して修正)

(認定期間の延長の仮認定)

- 第189条 認定期間の延長の申請(以下「期間延長申請」という。)を行おうとする者(以|第189条 期間延長申請を行おうとする者(以下「期間延長申請者」という。)は、申請 下「期間延長申請者」という。)は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の 認定期間の満了日(供給計画等に基づき認定を受けている契約については供給計画の提出 日。以下、この条において同じ。)の1か月前から、認定期間延長の仮申請を行うことが できる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契約書等の添付を要しな V)
- 2 本機関は、前項の仮申請を受理したときは、当該時点をもって、認定期間が延長された ものと仮に認定する。
- する契約書を添付の上、期間延長申請を行わなければならない。
- 4 仮認定の有効期間は、本機関の期間延長申請の審査が終了する日までとする。但し、前 項に定める期間内に期間延長申請が行われない場合は、本機関は、仮認定を取り消す。

(認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い)

- 第190条 期間延長申請者は、申請に係る契約の認定期間の満了日までに、期間延長申請 又は前条による仮申請を行わなかった場合は、認定期間の満了日から1か月以内に限り、 期間延長申請を行うことができる。
- 2 本機関は、前号による申請を受け付けたときは、その申請を受理した時点をもって、当 該認定期間が延長されたものとして仮認定する。
- 3 前号の仮認定の有効期間は、当該申請の審査が終了するまでとする。

第4節 連系線の混雑処理

(混雑処理における抑制順位)

- 第191条 一般電気事業者は、業務規程第82条に掲げるシステムの構築が完了するまで | 第191条 連系線の混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、連系線利用計画 の間、業務規程第72条に定める混雑処理を行う。
- 2 関連一般電気事業者(業務規程第66条に定める。以下同じ。)は、混雑が発生した連系 線における利用計画等を、次の各号の順にしたがって、計画潮流の断面ごとに混雑が解消 するまで抑制する。
- 一 第2号から第6号に該当しない利用計画等
- 二 第184条第1項第3号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約による 利用計画等
- 三 第184条第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による利用計
- 四 卸電力取引所の前日スポット取引による利用計画等

変 更 後(変更点に下線)

(認定契約の定期審査に伴う資料提出)

第188条の2 認定期間が10年を超える認定契約を有する者は、認定時点から3年ごと に、当該契約が継続する見通しを本機関に提出しなければならない。

(認定期間の延長の仮認定)

に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日(供給計画等に基づき認 定を受けている契約については供給計画の提出日。以下、この条において同じ。)の1か 月前から、認定期間延長の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認 定期間の延長を証する契約書等の添付を要しない。

(業務規程第73条の2へ移設)

3 仮申請を行った者は、期間の延長が確定した日から1か月以内に、認定期間の延長を証 2 仮申請を行った者は、期間の延長が確定した日から1か月以内に、認定期間の延長を証 する契約書を添付の上、期間延長申請を行わなければならない。

(業務規程第73条の2へ移設)

(認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い)

第190条 期間延長申請者は、申請に係る契約の認定期間の満了日までに、期間延長申請 又は前条による仮申請を行わなかった場合は、認定期間の満了日から1か月以内に限り、 期間延長申請を行うことができる。

(業務規程第73条の2へ移設)

(業務規程第73条の2へ移設)

第4節 連系線の混雑処理

(混雑処理における抑制順位)

- 及び通告値(以下、本章において「連系線利用計画等」という。)を抑制するものとする。
- 一 第2号から第6号に該当しない連系線利用計画等
- 二 第184条の2第1項第3号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約に よる連系線利用計画等
- 三 第184条の2第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による連 系線利用計画等
- 四 卸電力取引所の前日スポット取引による連系線利用計画等

- 五 本機関の指示等に基づく利用計画等
- 六 <u>第184条</u>第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による利用計 画等
- <u>3</u> 前項各号に該当する利用計画等が複数存在するときは、当該利用計画等の間の抑制順位 は次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 前項第1号及び第3号に該当する利用計画等の間の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。
- 二 前項第2号及び第4号に該当する利用計画等の間の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。
- 三 前項第5号に該当する利用計画等の間の抑制順位 本機関の指示の内容に基づき、抑制の対象及び抑制量を決定する。
- 四 前項第6号に該当する利用計画等の間の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。
- 4 同じ抑制順位の利用計画等の抑制量は、抑制前の利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。

(同じ抑制順位の複数の利用計画等を有する者の変更希望計画)

第192条 前条第4項にかかわらず、連系線利用者は、同じ抑制順位として取り扱われる利用潮流を複数有する場合は、関連一般電気事業者と協議の上、連系線利用量の合計値が抑制後の連系線利用量の合計値を超えない範囲で、当該利用計画等を変更することができる。

(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)

第193条 <u>関連一般電気事業者は、</u>複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系線ごとに第191条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該利用計画等の抑制量とする。

(緊急時の混雑処理方法)

- 第194条 <u>関連一般電気事業者は、</u>次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要なときは、第191条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい利用計画等を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。
- 一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流(混雑が発生した 方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。)が減少し、混雑が発生した場合
- 二 業務規程第63条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合

変 更 後 (変更点に下線)

- 五 本機関の指示等に基づく<u>連系線</u>利用計画等<u>(連系線を活用した周波数調整の実施に伴</u>う計画を含む)
- 六 <u>第184条の2</u>第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による<u>連</u>系線利用計画等
- <u>2</u> 前項各号に該当する連系線利用計画等が複数存在するときは、当該連系線利用計画等の間の抑制順位は次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 前項第1号及び第3号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の<u>連系線</u>利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。
- 二 前項第2号及び第4号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 同じ抑制順位と して取り扱う。
- 三 前項第5号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 本機関の指示の内容に基づき、抑制の対象及び抑制量を決定する。
- 四 前項第6号に該当する<u>連系線</u>利用計画等の間の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、 抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その他想定される影響を考慮し て、抑制の対象及び抑制量を決定する。
- 3 同じ抑制順位の<u>連系線</u>利用計画等の抑制量は、抑制前の連系線利用計画等の値に応じて 按分した値とする。なお、<u>連系線</u>利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1キロワット 未満を切り上げるものとする。

(削除)

(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)

第193条 複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する<u>連系</u> 線利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系線ごとに第191条に基 づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該<u>連系線</u>利用計画等の抑制量とす る。

(緊急時の混雑処理方法)

- 第194条 次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第191条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい<u>連系線</u>利用計画等を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。
- 一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流(混雑が発生した 方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。)が減少し、混雑が発生した場合
- 二 業務規程第63条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合

2 関連一般電気事業者は、緊急抑制後、速やかに第191条に基づく混雑処理を行い、緊 急抑制を終了する。

(緊急抑制時の発電機の出力の調整)

第195条 混雑が発生した連系線に隣接する一般電気事業者は、緊急抑制又は第191条 第195条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、緊急抑制又 に基づく混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該 連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。

(年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法)

- 第196条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって 連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合の取扱いは、次の各号に掲げるとおりと する。
- 一 作業停止計画が第176条第1項各号に定める作業日数に該当しない場合は、混雑が 発生する期間のみ混雑処理を行う。
- 二 作業停止計画が第176条第1項各号に定める作業日数に該当する場合は、混雑処理 にあたり、当該作業停止計画に伴う運用容量の一時的な減少は考慮しない。
- 2 計画潮流の更新による計画断面の細分化に伴い、前項によって混雑処理を実施しなかっ た作業計画作業の期間において連系線の混雑が発生するときは、混雑が発生する期間のみ 混雑処理を行う。

(混雑処理の対象外とする利用計画等)

- 第197条 混雑が発生した連系線を利用した利用計画等のうち、次の各号に掲げる利用計 画等は、当該連系線における混雑処理の対象としない。
- 一 業務規程第78条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利用した供給に 係る利用計画等
- 二 業務規程第79条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る利 用計画等
- 三 業務規程第80条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に 係る利用計画等

第5節 連系線の変更賦課金

(変更賦課金)

- 課金」という。)の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 計画変更賦課金
- 二 通告変更賦課金
- 2 変更賦課金の単価(以下「変更賦課金単価」という。)は、連系線利用者の過度な負担 とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水 準とし、本機関が定める。

変 更 後(変更点に下線)

(緊急時の発電機の出力の調整)

は第191条に基づく混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要 に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。

(年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法)

第196条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって 連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合は、混雑が発生する時間帯の混雑処理を 行う。

(削除)

(削除)

(混雑処理の対象外とする利用計画等)

- 第197条 混雑が発生した連系線を利用した連系線利用計画等のうち、次の各号に掲げる 連系線利用計画等は、当該連系線における混雑処理の対象としない。
- 一 業務規程第78条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利用した供給に 係る連系線利用計画等
- 二 業務規程第79条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る連 系線利用計画等
- 三 業務規程第80条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に 係る連系線利用計画等

第5節 連系線の変更賦課金

(変更賦課金)

- 第198条 一般電気事業者が、業務規程第77条に基づき賦課する賦課金(以下「変更賦|第198条 業務規程第77条に基づき一般送配電事業者が賦課する賦課金(以下「変更賦 課金」という。)の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 計画変更賦課金
 - 二 通告変更賦課金
 - 2 変更賦課金の単価(以下「変更賦課金単価」という。)は、連系線利用者の過度な負担 とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水 準とし、本機関が定め公表する。

(変更賦課金の対象となる連系線)

- 第199条 変更賦課金の対象となる連系線(以下「対象連系線」という。)は、次の各号に掲げる時点において、空容量が運用容量の5パーセントを下回る連系線とする。但し、対象連系線を迂回して送電する経路があり、かつ、その経路上の全ての連系線が変更賦課金の対象外であるときは、当該連系線を対象連系線としない。
- 一 計画変更賦課金 受給日の7日前の17時
- 二 通告変更賦課金 受給日の前日の17時
- 2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。
- 3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。

(変更賦課金の対象となる利用計画等)

- 第200条 <u>一般電気事業者</u>は、次の各号に掲げる対象連系線にかかる利用計画等(以下「賦課金対象利用計画等」という。)を変更賦課金の対象とする。
- 一 計画変更賦課金の対象とする利用計画 対象連系線の潮流方向と同一方向の利用計画のうち、受給日の前日12時時点におけ る利用計画の値が、受給日の7日前17時時点における利用計画の値から10パーセン ト以上減少したもの(以下「賦課金対象利用計画」という。)。
- 二 通告変更賦課金の対象とする通告値 対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給 日の前日17時時点における通告値から10パーセント以上減少したもの(以下「賦課 金対象通告値」という。)。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。
- 一 業務規程第79条に定めるマージンを使用する利用計画等の値を減少するとき
- 二 業務規程第80条に定める運用容量拡大分又は運用容量を超過して連系線を使用する 利用計画等の値を減少するとき
- 三 業務規程別表 9 5 <u>に定める発電トラブルによる変更、不可避的な変更又は系統運用</u> 上必然的な変更により利用計画等の値を減少するとき

(賦課金対象利用計画等を変更賦課金の対象と判断した場合の手順)

- 第201条 一般電気事業者は、賦課金対象利用計画等が変更賦課金の対象となると判断した場合には、次の各号に掲げる手順に基づき、賦課金対象利用計画等を有する者(以下「賦課金対象利用者」という。)に変更賦課金を賦課する。
- 一 一般電気事業者は、次に掲げるとおり、計画潮流の断面ごとに、変更賦課金の対象となる電力量(以下「変更賦課金対象電力量」という。)を算定する。
- ア 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の7日前の17時時点における賦課金 対象利用計画に対する受給日の前日の12時時点における賦課金対象利用計画の電力 量の減少量のうち、受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画の10パーセントを超えた部分の電力量

変 更 後 (変更点に下線)

(変更賦課金の対象となる連系線)

- 第199条 変更賦課金の対象となる連系線(以下「対象連系線」という。)は、次の各号に掲げる時点において、空容量が運用容量の5パーセントを下回る連系線とする。但し、対象連系線を迂回して送電する経路があり、かつ、その経路上の全ての連系線が変更賦課金の対象外であるときは、当該連系線を対象連系線としない。
- 一 計画変更賦課金 受給日の7日前の17時
- 二 通告変更賦課金 受給日の前日の17時
- 2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。
- 3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の要否を判定するものとする。

(変更賦課金の対象となる連系線利用計画等)

- 第200条 <u>変更賦課金の対象とする計画</u>は、次の各号に掲げる対象連系線に<u>係る連系線</u>利 用計画等(以下「賦課金対象利用計画等」という。)とする。
- 一 計画変更賦課金の対象とする<u>連系線</u>利用計画 対象連系線の潮流方向と同一方向の連系線利用計画のうち、受給日の前日12時時点 における連系線利用計画の値が、受給日の7日前17時時点における連系線利用計画の 値から10パーセント以上減少したもの(以下「賦課金対象利用計画」という。)。
- 二 通告変更賦課金の対象とする通告値 対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給 日の前日17時時点における通告値から10パーセント以上減少したもの(以下「賦課 金対象通告値」という。)。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により<u>連系線</u>利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。<u>但し、第3号は、連系線利用者が、連系線利用計画の変更又は通告変更を行った翌日から第3営業日以内に、変更理由(本機関の指示に伴う変更の場合は除く。)の説明資料を本機関に提出し、本機関が認めた場合に限る。</u>
 - 一 業務規程第79条に定めるマージンを使用する連系線利用計画等の値を減少するとき
- 二 業務規程第80条に定める運用容量拡大分又は運用容量を超過して連系線を使用する 連系線利用計画等の値を減少するとき
- 三 業務規程別表 10-5<u>で変更賦課金の対象外とする理由</u>により連系線利用計画等の値 を減少するとき

(変更賦課金の対象となる電力量)

- 第201条 変更賦課金の対象となる電力量(以下「変更賦課金対象電力量」という。)<u>は、</u> <u>次の各号に掲げるところにより、計画潮流の断面毎に算定する。</u>
 - 一 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の7日前の17時時点における賦課金 対象利用計画に対する受給日の前日の12時時点における賦課金対象利用計画の電力 量の減少量のうち、受給日の7日前の17時時点における賦課金対象利用計画の10パ ーセントを超えた部分の電力量

<u>イ</u> 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日17時時点における賦課金対象 通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日17時時点における賦課金対象通告値の10パーセントを超えた部分の電力量

(新設)

<u>一般電気事業者</u>は、<u>前号で算定した</u>変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた 金額を、変更賦課金の金額とし、賦課金対象利用者に通知する。

(賦課金対象利用計画等を変更賦課金の対象外と判断した場合の手順)

- 第202条 一般電気事業者は、賦課金対象利用計画等が第200条第2項に基づいて変更 賦課金の対象外となると判断した場合は、次の各号に掲げる手順に基づき、本機関及び賦 課金対象利用者に対して通知する。
- 一 一般電気事業者は、第200条第2項に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合は、本機関にその旨を通知する。但し、賦課金対象利用計画等が第200条第2項第3号に基づいて変更賦課金の対象外となると判断した場合には、一般電気事業者は、賦課金対象利用者に対象外となるべき説明資料の提出を求め、当該資料を本機関に提出する。
- 二 本機関は、前号の賦課金対象利用計画等が、第200条第2項に基づき、変更賦課金 の対象外となるか否かを確認し、その結果を一般電気事業者へ通知する。
- 三 本機関が前号の確認の結果、賦課金対象利用計画等が変更賦課金の対象外とならない と認めた場合には、一般電気事業者は、前条に準じて、変更賦課金の額を算定し、賦課 金対象利用者に通知する。

(変更賦課金に関する事後検証)

第203条 本機関は、賦課金対象利用者から変更賦課金を賦課した事実又は変更賦課金の 金額の妥当性の検証を要請されたときは、関係する一般電気事業者及び当該賦課金対象利 用者に対して検証に必要な資料の提出を求め、その妥当性の検証を行い、その結果を当該 一般電気事業者及び賦課金対象利用者に通知する。

変 更 後 (変更点に下線)

- 三 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日17時時点における賦課金対象 通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日 の前日17時時点における賦課金対象通告値の10パーセントを超えた部分の電力量
- 2 本機関は、賦課金対象利用計画等を有する者(以下「賦課金対象利用者」という。)が存 する供給区域の一般送配電事業者に、変更賦課金対象電力量を通知する。

(変更賦課金の賦課)

第202条 一般送配電事業者は、変更賦課金対象電力量について、本機関から通知を受けたときは、変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた金額を、賦課金対象利用者に 賦課する。

(削除)

(削除)

第12章 作業停止計画の調整

(一般電気事業者による作業停止計画の調整)

- 第204条 一般電気事業者は、業務規程別表10-1に示す種別で、電力設備の作業停止|第204条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止 計画の調整及び取りまとめを行う。但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画に ついては、この限りでない。(以下、一般電気事業者が調整及び取りまとめを行う作業停止 計画を、本章において「調整対象作業停止計画」という。)
- 2 電気供給事業者(一般電気事業者を除く。本章において、以下同じ。)は、一般電気事業 <u>者</u>の行う作業停止計画の<u>調</u>整及び取りまとめに協力しなければならない。

(作業停止計画の原案の提出)

第205条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる電力設備(一般電気事業者と電気供給事 業者との間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、本章に おいて同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設 備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で 定める期日までに、当該電力設備の存する供給区域の一般電気事業者に、年間及び月間の 作業停止計画の原案を提出するものとする。

(新設)

- 一 発電機
- 二 母線、主要変圧器、開閉器、計器用変流器、計器用変圧器、避雷器及び調相設備
- 三 電線路
- 四 系統保護継電器、機器保護継電器及び中性点接地装置
- 五 電力系統の監視、制御、保護等に必要な情報を伝送する通信設備
- 六 その他電力系統の運用に影響を与える設備
- 2 一般電気事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合 3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場 等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、電気供給事業 <u>者</u>と予め合意の上、<u>電</u>気供給事業者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年 度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。
- 3 電気供給事業者は、前2項の作業停止計画において、次の各号に掲げる事項を記載する ものとする。
- 一 作業の開始及び終了の予定日時
- 二 電力設備の作業停止の内容
- 三 その他作業停止計画の調整に必要な項目

第12章 作業停止計画の調整

(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)

- 計画の取りまとめ及び調整を行う。但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画に ついては、この限りでない(以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、本章 において「調整対象作業停止計画」という。)。
- 2 電気供給事業者(一般送配電事業者を除く。本章において、以下同じ。)は、一般送配電 事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報 共有を確実に行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければな らない。

(作業停止計画の原案の提出)

- 第205条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給 事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、本章に おいて同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設 備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12―1で 定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。
- 2 一般送配電事業者は、業務規程第84条第2項に基づき、本機関が発電計画提出者から 提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。
- 一~六 (送配雷等業務指針第205条の2へ移設)

- 合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計 画提出者と予め合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画の ほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。
- 4 作業停止計画提出者は、第1項及び前項に掲げる作業停止計画において、次の各号に掲 げる事項を記載するものとする。
- 一 作業の開始及び終了の予定日時
- 二 電力設備の作業停止の内容
- 三 その他作業停止計画の調整に必要な項目

別表12-1 一般電気事業者への作業停止計画の提出期日(※)

	年間計画	月間計画	各計画の変更・
	(翌年度・翌々年度)	(翌月・翌々月)	計画外作業停止
原案	毎年10月末	毎月1日	不定期
調整案	毎年12月末	毎月10日	・ (速やかに)
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	()()()

※連系線の運用容量に影響しない流通設備の作業停止計画であって、広域連系系統に該当し ない流通設備の作業停止計画については、当該流通設備の存する供給区域の一般電気事業者 と電気供給事業者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。

(新設)

(送配電等業務指針第205条第1項より移設)

(本機関に対する作業停止計画の提出)

第206条 一般電気事業者は、前条により作業停止計画の原案を受け取ったときは、業務 | 第206条 一般送配電事業者は、第205条第1項又は第2項により、作業停止計画の原 規程第84条第1項に基づき作業停止計画を取りまとめ、本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の原案の調整)

第207条 一般電気事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、第215条に定め る考慮事項等を踏まえ、当該調整対象作業停止計画を提出した電気供給事業者及び当該調 整対象作業停止計画により連系線の利用計画又は発電計画に影響を受ける電気供給事業者 その他関係する電気供給事業者(以下「関係電気供給事業者」という。)の意見を聴取し、 作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の 原案の見直しを求める。

変 更 後(変更点に下線)

別表12-1一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日(※1、※2)

	年間計画	月間計画	各計画の変更・
	(翌年度・翌々年度)	(翌月・翌々月)	計画外作業停止
原案	毎年10月末 <u>頃</u>	毎月1日 <u>頃</u>	子学 畑
調整案	毎年12月末 <u>頃</u>	毎月10日 <u>頃</u>	不定期 (速やかに)
最終案	毎年2月中旬	毎月中旬	()述(()

- ※1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事 業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。
- ※2 本機関を通じて一般送配電事業者へ作業停止計画を提出する場合には、別途本機関が 定める期日までに、本機関に対して、作業停止計画を提出しなければならない。

別表12-2 作業停止計画の提出者及び提出先

対象設備	計画提出者	提出先
<u>流通設備の</u> 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する供給区域 の一般送配電事業者
発電設備の 作業停止計画	<u>発電計画提出者</u>	本機関

(作業停止計画の対象となる電力設備)

第205条の2 作業停止計画の対象となる電力設備は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 発雷機
- 二 母線、主要変圧器、開閉器、計器用変流器、計器用変圧器、避雷器及び調相設備
- 三 電線路
- 四 系統保護継電器、機器保護継電器及び中性点接地装置
- 五 電力系統の監視、制御、保護等に必要な情報を伝送する通信設備
- 六 その他電力系統の運用に影響を与える設備

(本機関に対する作業停止計画の提出)

案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画(当該一般送配電事業者の作業停 止計画に関するものを含む。)を速やかに本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の原案の調整)

第207条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作 業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により連系線利 用計画又は発電計画に影響を受ける発電計画提出者その他関係する電気供給事業者(以下 「関係電気供給事業者」という。)の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調 整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。

(新設)

(調整対象作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)

第208条 電気供給事業者は、第205条に準じて、前条の調整を踏まえ、別表12-1 第208条 作業停止計画提出者は、第205条第1項に準じ、業務規程第85条第1項及 に定める期日までに、原案から調整された調整対象作業停止計画の調整案を提出する。

(新設)

2 一般電気事業者は、前項により、調整対象作業停止計画の調整案を受け取ったときは、 これを取りまとめる。

(調整対象作業停止計画の調整)

第209条 一般電気事業者は、調整対象作業停止計画の調整案について、第215条に定 | 第209条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の調整案について、関係電気供給 める考慮事項等を踏まえ、関係電気供給事業者の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停 止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

(調整対象作業停止計画の最終案の提出、承認)

に定める期日までに、調整案に対して最終調整された調整対象作業停止計画の最終案を提 出する。

(新設)

(新設)

2 一般電気事業者は、前項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、こ れを取りまとめ、承認する。

(新設)

3 一般電気事業者は、承認した調整対象作業停止計画を関係電気供給事業者に通知し、必 2 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が承認した対象の作業停止計画を、 要な情報を提供しなければならない。

(業務規程第86条から移設)

変 更 後(変更点に下線)

2 一般送配電事業者は、必要に応じ、第205条第3項に基づく作業停止計画の原案の提 出前に、事前調整を行うことができる。

(作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)

- び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、原案から調整された作業停止 計画の調整案を提出する。
- 2 一般送配電事業者は、第205条第2項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受 けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。
- 3 一般送配電事業者は、前各項により、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第2 06条に準じ、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の調整案の調整)

事業者の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、 調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

(作業停止計画の最終案の提出、承認)

- 第210条 電気供給事業者は、第205条に準じて、前条の調整を踏まえ、別表12-1 第210条 作業停止計画提出者は、第205条第1項に準じ、業務規程第87条第2項及 び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、調整案に対して最終調整され た作業停止計画の最終案を提出する。
 - 2 一般送配電事業者は、第205条第2項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受 けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。
 - 3 一般送配電事業者は、前各項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第20 6条に準じて、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。
 - 4 一般送配電事業者は、第1項及び第2項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取 ったときは、これを承認する。

(承認された作業停止計画に関する情報の提供等)

- 第210条の2 一般送配電事業者は、業務規程第88条の2第1項により、本機関から本 機関が承認した広域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。
- 作業停止計画提出者に通知し、必要な情報を提供しなければならない。

(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)

- 第210条の3 次の各号に掲げる連系線利用者及び発電計画提出者は、業務規程第86条 第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関によ る作業停止計画の再調整を申し出ることができる。
- 一 広域連系系統等の作業停止計画により、連系線利用計画に影響が生じる連系線利用者
- 二 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者

本	亦 更 W (本更上)~ T始)
変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変更後(変更点に下線)
(新設)	(作業停止計画の不調時の対応)
	第210条の4 一般送配電事業者は、調整後の広域連系系統等(広域調整対象作業停止計
	画は除く。)の作業停止計画について、関係電気供給事業者との作業停止計画の調整が困難
	な場合には、本機関に対し、不調の解決に向けた対応の依頼を行うことができる。
(調整対象作業停止計画の提出の省略)	(作業停止計画の提出の省略)
第211条 電気供給事業者は、業務規程第89条に準じ、調整対象作業停止計画の提出を	第211条 作業停止計画提出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、作業停止計画
省略することができる。	の <u>原案、調整案及び最終案の</u> 提出を省略することができる。
一~四(業務規程第86条から移設)	<u>一 翌年度分年間計画の原案について、前年度に確定した翌々年度分年間計画からの変更</u> がないした
	がないとき
	二 月間計画の原案について年間計画からの変更がないとき 二
	三調整案について、原案からの変更がないとき
0 並頂により、電气供効車業老が調整製色佐業位は制両の担口な必要した担合は、大機関	四 最終案について、調整案からの変更がないとき
2 前項により、電気供給事業者が調整対象作業停止計画の提出を省略した場合は、本機関	
及び一般電気事業者は、当該電気供給事業者の調整対象作業停止計画に変更がないものと して、火素体業停止計画の調整な行為	事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当
して、当該作業停止計画の調整を行う。	該作業停止計画の調整を行う。
(調整対象作業停止計画の変更及び追加)	(作業停止計画の変更及び追加)
第212条 電気供給事業者は、年間計画の変更又は追加、月間計画の変更及び当初の調整	第212条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の承認以降、需
対象作業停止計画では予定していなかった作業停止を行うときは、その理由を付して、変	給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は
更後の <u>調整対象</u> 作業停止計画(以下「 <u>調整対象</u> 作業停止変更計画」という。)を <u>一般電気事</u>	月間計画の変更(取りやめを含む。以下同じ。)又は追加(計画外の作業停止を含む。以下
<u>業者</u> に提出する。	同じ。)がある場合には、その理由を付して、第205条第1項に準じて、変更後の作業停
	止計画(以下「作業停止変更計画」という。)を <u>一般送配電事業者</u> に提出する。
2 <u>電気供給事業者は、調整対象</u> 作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であ	2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であって
っても、当該事業者が最後に提出した <u>調整対象</u> 作業停止計画の原案、調整案又は最終案の	も、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加
変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、速やかに調整対象作業停止変更	が必要となったときは、その理由を付して、第205条第1項に準じて、速やかに作業停
計画を <u>一般電気事業者</u> に提出する。	止変更計画を <u>一般送配電事業者</u> に提出する。
(新設)	3 一般送配電事業者は、前各項により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場
	合には、第206条に準じて、本機関に提出する。
<u>3</u> 一般電気事業者は、調整対象作業停止変更計画を受け取ったときは、第20 <u>5</u> 条に準じ	4 <u>一般送配電事業者</u> は、調整対象 <u>の</u> 作業停止 <u>変更</u> 計画を受け取ったときは、第20 <u>7</u> 条に
て調整を行い、必要に応じ、変更計画の見直しを求め <u>た上で、</u> 調整対象作業停止変更計画	準じて調整を行い、必要に応じ、 <u>作業停止</u> 変更計画の見直しを求め <u>る</u> 。
を承認する。	<u>5</u> 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を <u>第210条第4項</u>
	<u>に準じて</u> 承認する。
(緊急時の作業停止計画の調整の省略)	(緊急時の作業停止計画の調整の省略)
第213条 電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合	第213条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由に

できる。

より緊急を要する場合は、業務規程第84条から第90条及び本指針第205条から第2

12条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電力設備を停止することが

は、第205条から第212条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに関係する電

力設備を停止することができる。

2 電気供給事業者は、前項により電力設備を緊急停止した場合において、当該電力設備の 停止が継続するときは、速やかに調整対象作業停止変更計画を一般電気事業者に提出する。

(新設)

(作業実施の手続)

- 第214条 一般電気事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等 を生じさせることのないよう、第163条に定めるところにより、相互に協調して作業停 止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。
- 2 一般電気事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停 2 一般送配電事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業 止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。
- 3 一般電気事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延長 する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。 (新設)

(作業停止計画の調整における考慮事項)

- 第215条 本機関及び一般電気事業者は、次の各号に掲げる事項(一般電気事業者におい 第215条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあた ては第9号を除く。)を考慮の上、電力設備の作業停止計画の調整を行う。なお、本機関及 び一般電気事業者は、第1号から第4号に掲げる事項を重視するものとする。
- 一 公衆安全の確保

(新設)

- 二 電力設備の保全
- 三 作業停止期間中の供給信頼度
- 四 作業停止期間中の運転予備力

(新設)

- 五 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画
- 六 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避
- 七 作業停止期間の短縮及び作業の効率化
- 八 電気供給事業者間の公平性の確保
- 九 複数の連系線の同時期の停止の回避

(新設)

変 更 後(変更点に下線)

- 2 作業停止計画提出者は、前項により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設 備の停止が継続するときは、第205条第1項に準じて、速やかに調整対象の作業停止変 更計画を一般送配電事業者に提出する。
- 3 一般送配電事業者は、前項において広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったと きは、第206条に準じて、本機関に提出する。

(作業実施の手続)

- 第214条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障 等を生じさせることのないよう、第163条に定めるところにより、相互に協調して作業 停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。
- 停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。
- 3 一般送配電事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合せる場合又は作業期間を延 長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。
- 4 一般送配電事業者は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、本 機関に設備の停止及び使用の状況を報告する。

(作業停止計画の調整における考慮事項)

- っては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。) を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。
- 一 公衆安全の確保
- 二 作業員の安全確保
- 三 電力設備の保全
- 四 作業停止期間中の供給信頼度
- 五 作業停止期間中の調整力
- 六 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力
- 七 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画
- 八 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避
- 九 作業停止期間の短縮及び作業の効率化
- 十 電気供給事業者間の公平性の確保
- 十一 複数の連系線の同時期の停止の回避
- 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出 力の増加又は抑制によって流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要 が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電契約者間の公平性を考慮の上、発電機の出力 の増加又は抑制の対象となる発電契約者を選定しなければならない。

変 更 前(変更点に下線)

第13章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

- 第216条 一般電気事業者及び卸電気事業者は、国が定める系統情報の公表の考え方に基 | 第216条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各 づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般電気事業者 及び卸電気事業者のウェブサイトにおいて公表する。
- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるとこ ろによる。

(事業者の要請に基づく情報の提示)

- 第217条 一般電気事業者及び卸電気事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情 第217条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情 報の提示の要請があった場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に 定める情報を提示する。
- 2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるとこ 2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるとこ ろによる。
- 置を講じることができる。
- 一 閲覧者の事前登録
- 二 閲覧目的の明確化
- 三 秘密保持契約の締結
- 四 その他提示する情報の保護のために必要な措置

別表13-1 一般電気事業者及び卸電気事業者が公表する情報及び公表の手段、時期

情報項目	公表の手段	公表時期
(a) 一般電気事業者及び卸電気事業者の系統ルール・情報公表ルール・設備形成ルール・系統アクセスルール・系統運用ルール	一般電気事業者のウェブサイト	都度
(b) 流通設備計画・流通設備建設計画 ^(*1)	同上	同上
 (c) 連系制約イメージ ・発電設備の系統連系制約に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(154kV以上)(※2) 	<u>一般電気事業者</u> のウェ ブサイト	同上
 (d)需給関連情報(需給予想) ・一般電気事業者の需要電力 翌日:翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 ・一般電気事業者の最大需要電力に対する供給電力翌日:翌日の供給電力当日:当日の供給電力 	同上	翌日:前日18 時頃 当日:当日9時 頃

第13章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事 業者のウェブサイトにおいて公表する。

変 更 後(変更点に下線)

- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるとこ ろによる。

(事業者の要請に基づく情報の提示)

- 報の提示の要請があった場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に 定める情報を提示する。
- ろによる。
- 3 一般電気事業者及び卸電気事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措|3 一般送配電事業者及び送電事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措 置を講じることができる。
 - 一 閲覧者の事前登録
 - 二 閲覧目的の明確化
 - 三 秘密保持契約の締結
 - 四 その他提示する情報の保護のために必要な措置

別表13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期

情報項目	公表の手段	公表時期
(a) <u>一般送配電事業者</u>及び<u>送電事業者</u>の系統ルール・情報公表ルール・設備形成ルール・系統アクセスルール・系統運用ルール	<u>一般送配電</u> <u>事業者</u> 及び <u>送電事業者</u> のウェブサ イト	都度
(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画 (※1)	同上	同上
(c) <u>系統の空容量</u> ・ <u>系統の空容量</u> に関し、簡易的に地図上に記載した送電系 統図(<u>特別高圧</u> 以上)(※2)	<u>一般送配電</u> <u>事業者</u> のウ ェブサイト	同上
(d) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日:翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日:翌日の供給電力 当日:当日の供給電力	同上	翌日:前日18時頃 当日:当日9時頃

亦 更 治 (亦更占)。 (亦	亦 再 仫 (亦再占)。 下始)
変更前(変更点に <u>下線</u>) (e) 需給関連情報(電力使用状況) ・ <u>一般電気事業者</u> の需要電力の現在値 ・ <u>一般電気事業者</u> の当日及び前日 ^(※3) の需要実績カーブ ・一般電気事業者の当日の最大電力実績と発生時刻 都度	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>) (e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・ <u>供給区域</u> の需要電力の現在値 ・ <u>供給区域</u> の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・ 供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻 都度
(f) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 ^(※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計 ・理由 (「下げ代不足」などの要因) 出力抑制が行われた日の属する月の翌月	1 1 1 • 22 月初期1704年777月 17 11 11 11 11 11 12 12 13 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14
 ※1 最新の供給計画において記載されているもの。 ※2 沖縄電力株式会社の供給区域においては132kV以上とする。 ※3 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。 	(※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。 (※2) 系統情報ガイドラインによる。 (※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。 (※4) 公表する事項は、FIT法施行規則(平成24年6月18日経済産業省令第46
※4 公表する事項は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別 置法施行規則(平成24年6月18日経済産業省令第46号)」に準ずる。	告 号)」に準ずる。 (注) <u>送電事業者</u> は、(a)及び(b)のみを公表するものとする。 <u>但し、(a)については</u>

(注)<u>卸電気事業者</u>は、(a)及び(b)のみを公表するものとする。

系統運用ルールを除く。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)				変 更 後(変更点に)	下線)	
別表13-2 一般電気事業者及び卸電気事業者が個々の要請し	に応じて提示する情	報及び提	別表 1 3 - 2	一般送配電事業者及び送電事業者が個々	マの要請に応じて提示する	情報及び携
示の手段、時期				示の手段、時期		
情報項目	提示手段	提示 時期		情報項目	提示手段	提示 時期
(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般電気事業者 の送電サービス センター等 (**1) への店頭、電話 等での問合せに 応じ、個別に示	都度		通設備の故障状況 、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般送配電事 業者の送電サ ービスセンタ ー等 (*1) への 店頭、電話等 での問合せに	都度

し、説明

一般電気事業者

の送電サービス センター等 ^(※1)

(※2)、または、問

合せに応じ、個

同上

同上

※ 1	具体的には、	一般電気事業者及び卸電気事業者の情報公表	ルールで定める。

(b) 系統アクセス情報(特別高圧)

・ 地内系統の潮流図(予想及び実績)

統への連系の技術検討に係わる情報

・地内系統の作業停止計画(計画及び実績)

ウェブサイト等で公表する情報を除く。)

設備への連系の技術検討に係わる情報

のウェブサイト等で公表する情報を除く。)

・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。)

以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績)

より公表する情報を除く。)

り公表する情報を除く。)

(c)系統アクセス情報(高圧)

・ 希望配電線の配電設備計画

・地内系統(連系線を除く一般電気事業者が運用する送電系統 をいう。以下、本表において同じ。)の送電系統図(送電線、 変圧器等の容量を含む。)(但し、別表13-1(b)(c)に

ンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系

・地内系統の停電実績(但し、停電発生時に一般電気事業者の

・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。

・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピー

・希望配電線の停電実績(但し、停電発生時に一般電気事業者

ダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電 │ 同上

※2 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。

・地内系統の設備定数(送電線、変圧器等の電圧、インピーダーの店頭での閲覧

・地内系統の送変電設備計画 (但し、別表13-1(b)によ 別に示し、説明

(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	業者の送電サタの送電サー等でででででででででででででいる。 素者では、一等ででででででででででででででででででででででででででです。。 素者では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	都度
(b)系統アクセス情報(特別高圧) ・地内系統(連系線を除く一般送配電事業者が運用する送系統をいう。以下、本表において同じ。)の送電系統図(電線、変圧器等の容量を含む。)(但し、別表13-1(と(c)により公表する情報を除く。) ・地内系統の潮流図(予想及び実績) ・地内系統の作業停止計画(計画及び実績) ・地内系統の設備定数(送電線、変圧器等の電圧、インピダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画(但し、別表13-1(b)より公表する情報を除く。) ・地内系統の停電実績(但し、停電発生時に一般送配電事者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	送 一般送配電事 一般送配電事 一般送配電事 一般送配電事 一等の送で、 一頭で、まに応じる。 でまに応じしる。 ではいい。 ではい。 ではい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではい。 ではい。 ではい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではい。 ではいい。 ではいい。 ではいい。 ではい。 ではい。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同上
(c)系統アクセス情報(高圧) ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をう。以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(但し、停電発生時に一般送配電業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	ピ 他 同上 <u>事</u>	同上

- ※2 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	第14章 需要者スイッチング支援
	(スイッチング支援システム)
	第217条の2 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者
	及び高圧需要者並びに低圧FIT電源(FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するもの
	をいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務(以下
	「スイッチング支援対象業務」という。)とする。但し、第3号の使用量情報照会につい
	ては、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含
	<u>찬.</u>
	一 供給地点特定番号検索(高圧需要者は除く。)
	二 供給地点設備情報照会(高圧需要者は除く。)
	三 使用量情報照会(低圧のFIT電源は除く。)
	四 託送等異動業務(高圧需要者の再点は除く。)
	<u>五 スイッチング廃止取次</u>
	<u>六 業務処理状況照会</u>
	七 小売電気事業者情報照会
	2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。
	一 低圧需要者 標準電圧が100ボルト又は200ボルトで受電する需要者をいう。
	二 高圧需要者 標準電圧が6000ボルトで受電する需要者のうち、契約電力が500
	キロワット未満の需要者をいう。
	三特別高圧需要者標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者
	3 本章の規定は、小売電気事業者及び一般送配電事業者がスイッチング支援対象業務を行
	<u>う場合について適用する。</u>
(新設)	(一般送配電事業者による連携システムの開発)
(4916A)	第217条の3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング
	支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。
	2 (2) () () () () () () () ()
(新設)	(システム利用規約の遵守等)
	第217条の4 スイッチング支援システムを利用する小売電気事業者は、本機関が策定す
	るシステム利用規約を遵守しなければならない。
(新設)	(供給地点特定番号検索)
	第217条の5 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合
	は、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照
	<u>会を行うことができる。</u>
(新設)	(供給地点設備情報照会)
	第217条の6 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合
	は、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事
	業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会でき
	OE .

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
	る情報は住所情報及び検針日情報のみとする。 る情報は住所情報及び検針日情報のみとする。
(新設)	
	第217条の7 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合
	は、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事
	業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。
	2 小売電気事業者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、
	当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に
	<u>あたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</u>
	3 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者が需要者の委任を受けた
	<u>ことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。</u>
(新設)	(託送等異動業務)
(49) (42)	第217条の8 託送等異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。
	- 1
	という。)
	という。)
	四 契約電流の変更(以下「アンペア変更」という。)
	五 需要者及び発電者の情報の変更
(新設)	(託送供給契約の切替え)
	第217条の9 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気
	事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で
	新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したとき
	は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者に対し、速やかに託送供給契約 の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチ
	ング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)。
	2 現小売電気事業者は、需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合におい
	て、当該需要者との間で小売供給契約を解約する旨を合意したときは、スイッチング支援
	システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、託送供給契約の切替えに応じる旨の
	申込み(以下「スイッチング廃止申込み」という。)を行う。
	3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及
	びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後
	の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイ
	<u>ッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチン</u>
	<u> グ希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</u>
	一 スマートメータの取替えが未了の場合 マッチング日から起算して8営業日に2暦日
	<u>を加えた日</u>
	二 スマートメータに取替えが完了している場合 マッチング日から起算して1営業日に
	96

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)
	2暦日を加えた日
(新設)	<u>(再点の申込み)</u>
	第217条の10 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合にお
	いて、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システ
	<u>ムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日(以下「再点日」</u>
	という。)から託送供給を行うよう申込み(以下「再点申込み」という。)を行う。
	2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場
	合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、
	需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて遡る場合は、小売電
	気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。
	3 前項但書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般 ************************************
	送配電事業者と協議を行うものとする。
(新設)	(廃止申込み)
(A) (X)	<u>(発出する) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>
	た場合(需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合を除く。)には、スイ
	ッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、小売供給を停止する日
	(以下「廃止日」という。) から託送供給を停止するよう申込み(以下「廃止申込み」と
	いう。)を行う。
(新設)	_(アンペア変更)
	第217条の12 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、ス
	イッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペ
	ア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。
	2 一般送配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場
	合、一般送配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通
	<u>じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</u>
(新設)	(需要者情報変更)
(///	<u> </u>
	業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨
	及び変更後の情報を通知しなければならない。
	2 一般送配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッ
	<u>チング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。</u>
(新設)	(同一供給地点におけるアンマッチの解消)
	第217条の14 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合(以下「アンマッチ」とい
	う。)は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。
	<u>一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申</u>
	<u>込みがなされない場合</u> 97

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合
	2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協
	議に応じ、アンマッチの解消に協力する。
(新設)	_(スイッチング廃止取次)_
	第217条の15 新小売電気事業者は、需要者の委任を受けたときには、スイッチング支
	援システムを通じて、現小売電気事業者に対して、当該需要者と現小売電気事業者との間
	の小売供給契約(以下「現小売供給契約」という。)の解約の取次(以下「スイッチング
	<u>廃止取次」という。)を行うことができる。</u>
	2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に対し、次
	の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。
	一現小売供給契約にかかる契約番号
	二 現小売供給契約にかかる契約名義 二
	三二二十二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
	3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用
	して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこ
	の限りではない。
	4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内
	容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、
	速やかにスイッチング廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電
	気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特
	別の事情がある場合はこの限りでない。
	5 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次を承諾しない旨を回答した場合は、新小売
	電気事業者からの申出に応じ、その承諾しない理由について説明しなければならない。
	6 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に際し、取得した情報は、廃止取次の申込
	日から、少なくとも3か月間、次の各号に掲げる申込方法に応じ、次の各号に定める方法
	により適切に保管する。
	一 書面による申込み 申込書類を紙又は電子データ
	二 電話による申込み 音声データ又は受付票を紙又は電子データ
	三 インターネットによる申込み Web申込フォーム等のシステム入力データ
(新設)	(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)
	第217条の16 新小売電気事業者は、需要者からスイッチング廃止取次の委任を受けよ
	うとする場合には、需要者に対して、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。 ボー末標気事業者が展示者の手にも乗りたり、展示者にかり、「展示者に対し、」で、用しま標気
	一新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気
	事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと
	二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場
	合、現小売供給契約が解約されること 三、現小売供給契約な解約した場合、清約会等の不利益が発生する可能性があること
	<u>三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること</u> 98

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
	四 需要者の都合によりスイッチングを取り止めることとなった場合、需要者はスイッチ ング希望日より前に、新小売電気事業者に対しその旨を申し出る必要があること。
(新設)	(業務処理状況の照会) 第217条の17 小売電気事業者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを 通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会するこ とができる。
(新設)	(小売電気事業者の情報の照会) 第217条の18 小売電気事業者は、本機関に登録されている小売電気事業者の事業者コード、小売電気事業者名、連絡先等を照会することができる。
(新設)	 (スイッチング支援システムの利用) 第217条の19 小売電気事業者は、スイッチング支援システムが利用可能な場合においては、同システムを利用して、スイッチング支援対象業務を行わなければならない。 2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。
(新設)	(目的外利用の禁止) 第217条の20 小売電気事業者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報に ついて、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。
(新設)	(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合) 第217条の21 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、第217条の10の第2項及び第3項並びに第217条の12は適用しない。
第 <u>14</u> 章 緊急時の対応	第 <u>15</u> 章 緊急時の対応
第218条 電気事業者は、 <u>災害等の</u> 緊急時には、本機関が定める防災業務計画に基づき、 本機関及び他の電気供給事業者と連携し、 <u>災害等</u> への対応を行わなければならない。	第218条 電気事業者は、 <u>大規模災害等</u> の緊急時には、本機関が定める防災業務計画に基づき、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、 <u>大規模災害等</u> への対応を行わなければならない。
(業務規程第96条第3項から移設)	2 電気事業者は、本機関が定める防災業務計画に基づく態勢の発令の通知を受けたときは、 本機関及び他の電気供給事業者と連携し、復旧等に協力しなければならない。
2 電気事業者は、平時より、 <u>業務規程及び本機関が定める防災業務計画に基づき、防災に</u> 係る情報の本機関への提出、防災訓練への参加その他本機関からの要請に応じた適切な対 応を行わなければならない。	
(業務規程第95条第4項から移設し修正)	<u>一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること</u>

変 更 前 (変更点に下線)

(新設)

3 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前2項に準 4 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前各項に準 じた対応を行うよう努める。

第15章 電気の質に関する評価・分析等

(電気の質に関する評価・分析)

第219条 本機関は、一般電気事業者から提供された情報をもとに、周波数、電圧及び停 電に関する電気の質に関して、供給区域ごとに評価、分析し、業務規程第101条に定め る報告書として取りまとめる。

(電力需給等に関する情報の本機関への提出)

- 第220条 一般電気事業者は、本機関が前条の報告書を作成するため、本機関に対し、毎十第220条 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第101条の年次報告書を作成するた 年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならな
- 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に 維持された時間の比率(以下「時間滞在率」という。)の実績(但し、離島における周波 数の時間滞在率の実績は除く。)
- ア 0.1ヘルツ以内
- イ 0.2ヘルツ以内
- ウ 0.3~ルツ以内
- エ 0.3ヘルツ紹
- 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第45条に基づき電圧を測定 した地点数並びに別表15-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率
- 三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年6月15日通商産業省令第54号。 「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び 需要家停電統計の情報
- 四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考える 事項
- 2 一般電気事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第45条に基 づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づ き国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析にあたって必要とな る情報を提供しなければならないものとする。

別表15-1 電圧の維持すべき値

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

変 更 後(変更点に下線)

- 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること
- じた対応を行うよう努める。

第16章 電力需給等に関する情報の提供

(業務規程第101条第1号へ移設)

(電力需給等に関する情報の本機関への提出)

- め、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を 報告しなければならない。
- 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に 維持された時間の比率の実績(但し、離島における周波数の実績は除く。)
- ア 0.1ヘルツ以内
- イ 0.2ヘルツ以内
- ウ 0.3~ルツ以内
- エ 0.3ヘルツ紹
- 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第45条に基づき電圧を測定 した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率
- 三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年6月15日通商産業省令第54号。 「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び 需要家停電統計の情報
- 四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考える 事項
- 2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第45条に 基づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基 づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析にあたって必要と なる情報を提供しなければならないものとする。

別表16-1 電圧の維持すべき値

標準電圧	維持すべき値			
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値			
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値			

귰	田	2/.	(赤田上);==	マシウ /
変	更	刖	(変更点に	

第16章 その他

(事業者コード等の申請)

第221条 託送供給利用事業者は、本機関に対し、需給計画、発電計画、連系線の希望計 画、利用計画又は通告値を一般電気事業者及び本機関のシステムを介して提出するため、 事業者名を示す番号(以下「事業者コード」という。)及び発電所の地点等を示す番号(以 下「系統コード」という。)の発行を申請しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気 事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)

第2条 平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続 検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負 担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合には、第76条に 準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるも のとする。

(平成27年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

- 第3条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4 条に基づき平成27年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関の ウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。
- 2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及 | 2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及

変 更 後 (変更点に下線)

第17章 その他

(事業者コード等の申請)

- 第221条 託送供給契約者、発電契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調 達計画等、発電販売計画等、連系線利用計画並びに供給計画を広域機関システムを通じて 提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関 に申請しなければならない。
 - 一 事業者コード 事業者名を特定する番号
 - 系統コード 発電所の地点等を特定する番号
 - 三 バランシンググループ (BG) コード BGを特定する番号
 - 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号
- 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号
- 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号
- 七 利用計画コード(申込番号) 連系線利用計画を特定する番号
- 2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発 行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。

(情報セキュリティ対策)

第221条の2 電気事業者は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策 その他の情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対 応し、適宜情報セキュリティ対策を見直さなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気 事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)

第2条 平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続 検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負 担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合には、第76条に 準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるも のとする。

(平成27年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

- 第3条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4 条に基づき平成27年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関の ウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。

変 更 前(変更点に下線)

び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関 に提出するものとする。

- 一 供給計画の案 平成27年4月15日
- 二 供給計画 平成27年4月24日

(マージンの利用の暫定措置)

- 第4条 業務規程第82条に掲げるシステム構築が完了するまでの間のマージン利用計画の 扱いは、次の各号に定めるところによる。
- ー マージンの一部の利用を可能とする連系線

マージンの一部の利用を可能とする連系線は、業務規程別表9-1に掲げる東京中部間 連系設備及び北海道本州間連系設備に限る。

- 二 マージン利用計画の値
- アーマージン利用計画の値は、昼間帯及び夜間帯ごとに一定値とする。
- イ 週間計画におけるマージン利用計画の値は、月間計画における値と同一とする。
- 三 マージン利用計画の変更
- ア 業務規程第69条に定める週間計画の更新以降、受給日の2営業日前の12時まで は、マージン利用計画は変更することができない。但し、業務規程別表9-5に定める 不可避的な変更又は発電トラブルによる変更の場合はこの限りでない。
- イ 受給日の1営業日前の11時から前日の12時までの間にマージン利用計画の変更 を希望する場合には、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更として、その変更 計画を提出する。

(事業者コード、系統コードの継承)

第5条 託送供給利用事業者が本機関の成立の日の前日までに取得している事業者コード及 | 第5条 託送供給利用事業者が本機関の成立の日の前日までに取得している事業者コード及 び系統コードについては、本機関の成立後もその効力を有する。

附則(平成27年8月31日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

変 更 後(変更点に下線)

び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関 に提出するものとする。

- 一 供給計画の案 平成27年4月15日
- 二供給計画 平成27年4月24日

(マージンの利用の暫定措置)

- 第4条 業務規程第82条に掲げるシステム構築が完了するまでの間のマージン利用計画の 扱いは、次の各号に定めるところによる。
- 一 マージンの一部の利用を可能とする連系線

マージンの一部の利用を可能とする連系線は、業務規程別表9-1に掲げる東京中部間 連系設備及び北海道本州間連系設備に限る。

- 二 マージン利用計画の値
- ア マージン利用計画の値は、昼間帯及び夜間帯ごとに一定値とする。
- イ 週間計画におけるマージン利用計画の値は、月間計画における値と同一とする。
- 三 マージン利用計画の変更
- ア 業務規程第69条に定める週間計画の更新以降、受給日の2営業日前の12時まで は、マージン利用計画は変更することができない。但し、業務規程別表9-5に定める 不可避的な変更又は発電トラブルによる変更の場合はこの限りでない。
- イ 受給日の1営業日前の11時から前日の12時までの間にマージン利用計画の変更 を希望する場合には、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更として、その変更 計画を提出する。

(事業者コード、系統コードの継承)

び系統コードについては、本機関の成立後もその効力を有する。

附則(平成27年8月31日)

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

附則(平成28年 月 日)

(施行期日)

第1条 本指針は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い 日から施行する。

(平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

- 第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2及び第9条の 3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に下線)				
	伴い送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)				
	及び発電事業者となる者				
	ア 供給計画の案 平成28年4月13日				
	<u>イ 供給計画 平成28年4月27日</u>				
	二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に				
	伴い一般送配電事業者となる者				
	ア 供給計画の案 平成28年5月16日				
	<u>イ 供給計画 平成28年5月30日</u>				
(新設)	 (高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)				
(VIBA)	第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、				
	電気事業法の一部を改正する法律(平成二十六年六月十八日法律第七十二号)が施行される				
	日から起算して6か月の間、送配電等業務指針第217条の19の規定にかかわらず、一般				
	送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。				
	2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、送配電等業務指針第217条の1				
	9第2項の規定にかかわらず、小売電気事業者からのスイッチング支援対象業務の申込み等				
	に応じることを要する。				
(新設)	(同時同量に関する特別措置)				
	第4条 実同時同量の契約者は、第120条の規定にかかわらず、供給区域ごとに、別表1				
	及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければな				
	<u>らない。</u>				
	2 前項の需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力				
	の確保の計画を記載しなければならない。				
	3 実同時同量の契約者は、業務規程第68条で定める送電可否判定において、同条第1項				
	で連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。				
	4 第122条に定める一般送配電事業者への追加資料の提出及び第123条に定める計画				
	値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用				
	<u>する。</u>				
	5 実同時同量の契約者が、連系線利用計画の年間計画及び月間計画を提出するときは、各				
	月又は各週の平日及び休日単位で計画提出を行い、本機関において日別の計画値に変換す				
	<u> </u>				
	(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)				
	第5条 本指針の第7章第3節は、費用負担ガイドラインの公表日(平成27年11月6日)				
	以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。				

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)				変 更 後(変	変更点に <u>下線</u>)		
(新設)	別表 1 需給計画の提出						
		出する 計画	年間計画 <u>(第1~</u> 第2年度)	月間計画 <u>(翌月、</u> 翌々月)	週間計画 <u>(翌週、</u> 翌々週)	翌日計画	当日計画
	<u>提</u>	<u>出期限</u>	<u>毎年10月</u> 末日	<u>毎月1日</u>	毎週火曜日	<u>毎日午前1</u> <u>2時(※</u> <u>1)</u>	<u>随時</u>
	提出内容	<u>需要</u> 電力	各月平休日 別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週平休日別の需要電力の最大値及び最小値	日別の需要 電力の最大 値と予測時 刻及び最小 値と予想時 刻		30分ごと の需要電力 <u>量</u>
(新設)		<u>供給</u> 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力
(A)TBA)		出する 計画	<u>年間計画</u> <u>(第1~</u> 第2年度)	<u>別表 2 発電</u> 月間計画 <u>(翌月、</u> 翌々月)	計画の提出 週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
	提	出期限	<u>毎年10月</u> 末日	毎月1日	毎週火曜日	<u>毎日午前1</u> <u>2時(※</u> <u>1)</u>	<u>随時</u>
	発電	出する [地点別 電計画	各月平休日 別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週平休日別の供給電力の最大値及び最小値			30分ごと の供給電力 量
	(** 1)	提出日	 が休業日の場合	L も含む。			

拡大会議会場ご案内図



会場 大手町サンケイプラザ 4Fホール(東京都千代田区大手町1-7-2)

交通 東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「**大手町駅**」 **A4・E1** 出口直結

JR「東京駅」丸の内北口より徒歩7分

駐車場の用意は致しておりませんので、予めご了承ください